公益法人・一般法人の運営および寄附等に関する
アンケート結果

（2021 年 8 月実施分）

報 告 書

2022 年 6 月

公益財団法人公益法人協会

目　次

I.　アンケートの概要 ---------- 1

１．本調査の背景 …… 1
２．回答法人の概要 …… 2
３．質問項目 …… 3
４．公益法人、一般法人の概況 …… 5

II.　アンケート結果〔公益法人編〕 ---------- 9

１．回答法人の基本的事項 …… 9
２．法人選択の動向 …… 16
(1)　法人選択に関する意識 …… 16
a) 公益法人になって良かった点 …… 16
b) 公益法人になって苦労している点 …… 19
c) 公益法人を選択して苦労している点の具体的な内容 …… 25
(2)　法人種類の再選択 …… 26
３．寄附と税制について …… 31
(1)　寄附金に対する姿勢 …… 31
(2)　税額控除証明の取得状況等 …… 36
(3)　みなし譲渡所得非課税の承認特例 …… 42
(4)　資産寄附受入れについて …… 42
(5)　税制に関する要望事項 …… 43
４．組織運営について …… 44
(1)　ガバナンス・コードについて …… 44
(2)　会計基準に対する意識 …… 48
(3)　基金制度について（社団のみ） …… 48
(4)　純資産規制について（財団のみ） …… 49
５．行政庁の対応等について …… 50
(1)　立入検査について …… 50
(2)　変更認定申請の経緯 …… 51
(3)　行政庁の対応 …… 53
(4)　行政庁への要望について …… 55
６．新型コロナウィルス感染拡大への対応 …… 56
(1)　事業活動への影響と損失状況 …… 56
(2)　法人組織として求めたい支援 …… 59
(3)　対外的な支援活動の実施状況 …… 64
(4)　コロナウィルスに係る支援策・税制面での意見、要望等 …… 66
７．公益法人協会に対する要望事項 …… 67

III. アンケート結果〔一般法人編〕 68
１．回答法人の基本的事項 68
２．法人選択の動向 74
(1) 法人選択に関する意識 74
a) 一般法人になって良かった点 74
b) 一般法人になって苦労している点 76
c) 一般法人を選択して苦労している点の具体的内容 81
(2) 法人種類の再選択 82
３．寄附と税制について 87
(1) 寄附金に対する姿勢 87
(2) 税制に関する要望 90
４．基金制度、強制解散制度について 91
(1) 基金制度について（社団法人のみ） 91
(2) 純資産規制による強制解散制度について（財団法人のみ） 91
５．新型コロナウィルス感染拡大への対応 92
(1) 事業活動への影響と損失状況 92
(2) 法人組織として求めたい支援 94
(3) 対外的な支援活動の実施状況 96
(4) 支援策や税制面の意見、要望等の内容 96
６．公益法人協会に対する要望事項 97
IV. おわりに 98
V. 付属資料 99
１．記述回答 ［公益法人編］ 99
(1) 「回答法人の主な収益」のその他回答 99
(2) 「公益法人を選択して良かった理由」のその他回答 100
(3) 「公益法人を選択して苦労している点」のその他回答とご意見 101
a) 収支相償に関するもの 101
b) 公益目的事業比率に関するもの 118
c) 遊休財産規制に関するもの 120
d) 立入検査・監督に関するもの(定期提出書類を除く) 127
e) 審査に関するもの（変更認定申請・届出等） 129
f) 定期提出書類の作成事務負担に関するもの 133
g) 財務・会計に関するもの（財務３基準を除く） 140
h) 機関運営に関するもの（職員人事等を含む） 141
i) システム（公益法人 Information、電子申請等）に関するもの 144
j) その他 148
k) なし、特になし。 154
(4) 「再度選択する場合の法人類型」のその他回答 154
(5) 「寄附金を募集していない理由」のその他回答 155
(6) 「税額控除証明を取得していない理由」のその他回答 157

(7) 「現物資産寄附の受入れについて」のその他回答 ····· 158
(8) 税制に関する要望事項 ····· 160
a) 全般 ····· 160
b) 寄附税制 ····· 161
c) 法人税 ····· 161
d) 消費税 ····· 162
e) 印紙税 ····· 165
f) 固定資産税 ····· 166
g) その他地方税 ····· 168
h) その他 ····· 168
i) 特になし ····· 168
(9) 「ガバナンス・コード不要とした理由」のその他回答 ····· 169
(10) 「ガバナンス・コードを採用した時期・モデル」のその他回答 ····· 169
(11) 「ガバナンス・コードを採用している場合の理由」のその他回答 ····· 170
(12) 現在の会計制度について ····· 170
a) 会計区分と内訳表(事業区分) ····· 170
b) 費用配賦 ····· 171
c) 事務負担 ····· 171
d) 複雑、難しい ····· 171
e) 財務三基準 ····· 172
f) その他 ····· 173
g) 特になし、なし ····· 175
(13) 「立入検査の状況」のその他回答 ····· 175
(14) 「変更認定申請の経緯」のその他回答 ····· 177
(15) 「行政庁の指導について」のその他回答 ····· 178
(16) 行政庁への要望について ····· 179
a) 指導監督体制 ····· 179
b) 定期報告関係 ····· 180
c) 立入検査 ····· 181
d) 変更認定・届出 ····· 182
e) 個別の制度改善要望 ····· 182
f) 全般要望 ····· 183
g) その他 ····· 185
h) 特になし、なし ····· 185
(17) 「基金制度の活用（社団法人のみ）」のその他回答 ····· 185
(18) 「基金制度の活用（社団法人のみ）」への要望・意見 ····· 186
(19) 「純資産規制による強制解散制度（財団法人のみ）」のその他回答 ····· 187
(20) 「純資産規制による強制解散制度（財団法人のみ）」への要望・意見 ····· 187
(21) コロナウィルスへの対応で「求めたい支援」のその他回答 ····· 189
(22) コロナウィルスに係る「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答 ····· 190
(23) コロナウィルスに係る支援策や税制面の意見、要望等 ····· 193
a) 休業・事業損失への補償金 ····· 193
b) 制度改正に関する要望 ····· 194
c) 行政庁による支援策 ····· 195
d) IT 導入相談・経費補助 ····· 196

e) 各種情報の提供、個別相談 …… 196
f) 税制に関する支援措置 …… 197
g) その他支援金 …… 198
h) その他 …… 198
i) なし、特になし。 …… 199
(24) 公益法人協会への要望 …… 199
a) 情報提供全般に関するもの …… 199
b) 相談に関するもの …… 200
c) セミナーに関するもの …… 201
d) 月刊誌・書籍に関するもの …… 202
e) 提言活動に関するもの …… 202
f) 会員制度に関するもの …… 204
g) 調査研究(本アンケート含む)に関するもの …… 204
h) 公法協への激励・苦言に関するもの …… 205
i) その他 …… 206
j) なし、特になし …… 207
２．記述回答 ［一般法人編］ …… 208
(1) 「回答法人の主な収益」のその他回答 …… 208
(2) 「一般法人を選択して良かった点」のその他回答 …… 209
(3) 「一般法人を選択して苦労している点」のその他回答と具体的事項 …… 209
a) 社会的信用 …… 209
b) 公益目的支出計画の作成・提出 …… 209
c) 公益目的支出計画の実施事業・期間の変更 …… 211
d) 公益目的支出計画の期間 …… 211
e) 公益目的支出計画の運用ほか …… 212
f) 理事会、評議員会等の機関運営 …… 213
g) 組織運営 …… 214
h) 寄附関係(寄附税制含む) …… 214
i) 税制関係 …… 215
j) 会計関係 …… 216
k) 相談先がない …… 216
l) 行政、民間から受託や支援を受けにくい …… 217
m) その他 …… 217
n) なし、特になし。 …… 219
(4) 「再度選択する場合の法人類型」のその他回答 …… 219
(5) 「寄附金を募集していない理由」のその他回答 …… 219
(6) 税制に関する要望事項 …… 221
a) 全般 …… 221
b) 寄附税制 …… 222
c) 法人税 …… 222
d) 消費税 …… 223
e) 印紙税（該当なし） …… 223
f) 固定資産税 …… 223
g) 利子税等 …… 224
h) その他地方税 …… 224
i) その他 …… 224
j) なし、特になし …… 224
(7) 「基金制度」のその他回答（社団法人のみ） …… 224

(8) 「基金制度」についての意見、要望（社団法人のみ） ····· 225
(9) 「純資産規制による強制解散制度」のその他回答（財団法人のみ） ····· 225
(10) 「純資産規制による強制解散制度について」の意見・要望（財団法人のみ） 225
(11) コロナウィルスに係る「法人組織として求めたい支援」のその他回答····· 226
(12) コロナウィルスに係る「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答····· 226
(13) 「コロナウィルスに係る支援策や税制面の意見、要望等」 ····· 227
a) 休業・事業損失への補償金 ····· 227
b) 制度に関する要望 ····· 228
c) 行政庁による支援策 ····· 229
d) IT 導入相談・経費補助····· 229
e) 各種情報の提供、個別相談 ····· 229
f) 税制に関する支援 ····· 229
g) その他支援金 ····· 230
h) その他 ····· 230
i) なし、特になし ····· 231
(14) 公益法人協会に対する要望事項····· 231
a) 情報提供全般に関するもの ····· 231
b) 相談に関するもの ····· 231
c) セミナーに関するもの ····· 232
d) 月刊誌・書籍に関するもの ····· 232
e) 提言活動に関するもの ····· 232
f) 会員制度に関するもの ····· 233
g) 調査研究(本アンケート含む)に関するもの ····· 233
h) 公法協への激励・苦言に関するもの ····· 233
i) その他 ····· 234
j) なし、特になし ····· 234

VI. アンケート質問全文---------- 235

１．公益法人·····235
２．一般法人·····242

表目次

＜公益法人＞

表 1　公益法人、一般法人等の基本統計 1
表 2　回答法人の概要表２ アンケート回答数・回収率 2
表 3　2008 年度調査以降の回答数と回収率 2
表 4　アンケート質問内容一覧 3
表 5　都道府県別公益法人、一般法人基本統計 6
表 6　回答法人の法人格 9
表 7　法人の形態 9
表 8　回答者の勤続年数 10
表 9　行政庁別回答数 10
表 10　回答法人の主たる事業の分野 11
表 11　収益事業の有無 12
表 12　2020 年度の主な収益(複数選択) 12
表 13　主たる事業別の主な収益の割合(複数選択) 14
表 14　2020 年度の支出規模別法人数 15
表 15　主たる事業別の支出規模 15
表 16　公益法人を選択して良かった点（複数選択） 16
表 17　公益法人になって良かった点(複数選択)の支出規模別割合 17
表 18　主たる事業別の公益法人になって良かった点(複数選択)の割合 18
表 19　公益法人になって苦労している点（複数選択） 19
表 20　公益法人になって苦労している点(複数選択)の支出規模別割合 20
表 21　収益事業の有無別の困っている点（複数選択） 21
表 22　主たる事業別にみる公益法人を選択して苦労している点の割合 22
表 23　運営上苦労している点、困っている点に関する記述回答の件数(再掲あり) 25
表 24　再度選択する場合の法人類型 26
表 25　支出規模別の再度選択するとした場合の法人格 27
表 26　行政庁別の再度選択するとした場合の法人格 28
表 27　主たる事業別の法人選択の割合 29
表 28　公益法人以外を選択すると回答した法人の苦労している点（複数選択） 30
表 29　寄附金の総収入に占める割合 31
表 30　支出規模別寄附金の総収入に占める割合 32
表 31　支出規模別の総収入に占める寄附金の割合 32
表 32　主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合 33
表 33　寄附金を募集していない理由(複数選択) 34
表 34　主たる事業別の寄附募集をしない理由（複数選択) 35
表 35　税額控除証明の取得状況 36

表 36　主たる事業別の税額控除証明取得状況..... 37
表 37　行政庁別の税額控除証明の取得状況..... 38
表 38　支出規模別の税額控除証明の取得状況..... 40
表 39　寄附金の総収入に占める割合別にみる税額控除証明取得状況..... 40
表 40　税額控除証明を取得していない理由..... 40
表 41　主たる事業別の税額控除証明を取得していない理由..... 41
表 42　みなし譲渡所得税非課税の承認特例の利用状況..... 42
表 43　現物資産寄附の受入れ状況..... 42
表 44　税制に関する要望事項の記述回答数..... 43
表 45　ガバナンス・コードの必要性..... 44
表 46　事業別のガバナンス・コードの必要性..... 45
表 47　ガバナンス・コードを不要とした理由（複数選択）..... 46
表 48　ガバナンス・コードを採用した時期..... 47
表 49　ガバナンス・コードを採用した理由（複数選択）..... 47
表 50　現在の会計制度についての記述回答の件数（再掲あり）..... 48
表 51　基金制度の活用状況（社団のみ、複数選択）..... 48
表 52　純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)..... 49
表 53　立入検査の状況（複数選択）..... 50
表 54　立入検査に問題ありとした法人の行政庁別件数..... 51
表 55　変更認定申請の経緯(複数選択)..... 51
表 56　行政庁別の事業の変更認定申請の状況..... 52
表 57　行政庁の指導について(複数選択)..... 53
表 58　新制度における行政庁別の行政庁の対応について..... 54
表 59　行政庁への要望についての記述回答の件数（再掲あり）..... 55
表 60　コロナ禍による事業の損失状況..... 56
表 61　主たる事業別の事業損失状況..... 57
表 62　法人組織として求めたい支援（複数選択）..... 59
表 63　主たる事業別の求めたい支援..... 60
表 64　行政庁別求めたい支援..... 62
表 65　コロナウィルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数選択)..... 64
表 66　主たる事業別コロナ関連支援活動..... 65
表 67　コロナウィルス関連の支援策・税制面での意見・要望等（再掲あり）..... 66
表 68　公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数（再掲あり）..... 67
＜一般法人＞
表 69　回答法人の法人格..... 68
表 70　法人の形態..... 68
表 71　回答者の勤続年数..... 68
表 72　所在地別回答数..... 69

表 73　回答法人の主たる事業の分野 70
表 74　2020 年度の主な収益（複数選択） 71
表 75　主たる事業別の主な収益の割合（複数選択） 72
表 76　2020 年度の支出規模別法人数 73
表 77　主たる事業別の支出規模 73
表 78　一般法人を選択して良かった理由（複数選択） 74
表 79　主たる事業別の一般法人になって良かった点(複数選択)の割合 75
表 80　一般法人になって苦労している点（複数選択） 76
表 81　所在地別の一般法人を選択して苦労している法人の割合 77
表 82　所在地別の一般法人を選択して苦労している内容の割合 78
表 83　主たる事業別の一般法人を選択して苦労している点の割合 80
表 84　運営上苦労している点、困っている点に関する記述回答の件数（再掲あり） 81
表 85　再度選択する場合の法人類型 82
表 86　支出規模別の再選択できたとしたときに選択する法人格 83
表 87　所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合 84
表 88　事業別の法人選択の割合 85
表 89　再度選択する場合は公益法人を選択するとした所在地別の法人数 86
表 90　寄附金の総収入に占める割合 87
表 91　主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合 88
表 92　寄附金を募集していない理由(複数選択) 89
表 93　事業内容別の寄附募集をしない理由（複数選択） 89
表 94　税制に関する要望 90
表 95　基金制度の活用状況（社団法人のみ、複数選択） 91
表 96　純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ) 91
表 97　コロナ禍による事業の損失状況 92
表 98　主たる事業別の事業活動への影響 93
表 99　法人組織として求めたい支援（複数選択） 94
表 100　主たる事業別の求めたい支援 95
表 101　コロナウィルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数選択) 96
表 102　支援策や税制面の意見、要望等の記述回答の件数（再掲あり） 97
表 103　公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数 97

I. アンケートの概要

1. 本調査の背景

2008 年 12 月に施行された新公益法人制度は、民間による公益の増進ならびに活力ある社会の実現のために一般の市民に開かれた制度として策定されたものである。しかし、実際にはその制度の目的が十分には達成されないまま 13 年が経過し、その解決に向けた制度改善が求められているところである。

現在の状況を統計数値でみると、一般法人は 2020 年 10 月から約 1 年半で 8,551 法人の増加がみられたものの、公益事業を主目的とする公益法人の数は伸び悩みが続いており、同時期には僅か 44 法人の増加に止まっている(表 1)。一般法人法により設立された 86,147 法人(公益法人＋一般法人)に占める公益法人の割合は 11.2%と極めて低く、2020 年 10 月から 1.2 ポイント減少しており、公益法人の占める割合は減少傾向にある。

特定非営利活動法人（認定含む）の法人数は 51,710 法人(2022 年 5 月現在)を数えるが、前回調査時(2020 年 10 月)から 1,794 法人の減少となっている。これは、一般法人への転換が進んでいることに加え、コロナ禍で運営が難しくなった法人の解散が相次いだためと推察される。ただ、認定特定非営利活動法人については 72 法人の増加がみられ、特定非営利活動法人における認定法人に占める割合が上昇傾向にある。

当協会は今年度も、①以上のような状況に至った経緯、②法人及び事業運営の状況、③制度改善のニーズを把握することを目的に、2021 年 7 月 28 日から同年 8 月 20 日に「公益法人・一般法人の運営および寄附等に関するアンケート」を実施した。

表 1　公益法人、一般法人等の基本統計

法人類型	法人数 (2022.05.27)			前回調査 (2020.10.01)
公益法人	社団	4,171	9,658	9,614 (+44)
	財団	5,487		
一般法人	社団	68,941	76,489	67,938 (+8,551)
	財団	7,548		
特定非営利活動法人	認定	1,241		1,169（+72）
			50,469	52,335（−1,866）
社会福祉法人			21,178	21,012（+166）

国税庁法人番号公表サイトより作成(なお、認定特定非営利活動法人は内閣府 NPO ホームページを基に作成)。

本アンケートは、社会全体の公益増進の妨げとなっている原因を探り、その制度環境改善を目指す目的で実施したものであり、その結果として公益の増進のための制度改正の機運が高められることを切に期待している。

2. 回答法人の概要

今回のアンケートは、例年どおりウェブ方式とし、発信先は当協会が確度の高い到着数としてメールアドレスを把握している公益法人 6,031 法人、一般法人 6,103 法人に依頼した(表 2)。その結果、公益法人から 1,523 件(回収率 25.3%)、一般法人から 791 件(回収率 13%)の回答を得た。

これまでの回答率を比較すると、新制度施行直後(2009 年)は比較的に高い回収率を維持してきたが、移行期間が終了した 2015 年以降は回収率の若干の低下がみられる(表 3)。一般法人を対象としたアンケートも 2014 年から実施してきたが、公益法人の回収率とを比較すると４～５割ほどの低い数値となっている。

表 2　回答法人の概要表２ アンケート回答数・回収率

	公益法人		一般法人		
発信件数[1]	6,031		6,103		
有効回答数(回収率)	1,523(25.3%)		791(13.0%)		
社団・財団別回答数	社団	財団	社団	財団	
	786	737	535	256	
公益：行政庁別	内閣府	都道府県	非営利型	共益型	普通型
一般：税制区分別[2]	376	1,147	404	154	233

[1] 発信件数は、想定到着ベース。

[2] 一般法人は、非営利型(非営利徹底法人)および共益型(共益法人)の場合、法人税法上は公益法人等となるが、収益事業については課税となる。普通型(特定一般法人)は法人税法上、全所得課税である。

表 3　2008 年度調査以降の回答数と回収率

調査年	公益法人		一般法人		調査年	公益法人		一般法人	
	回答数	回収率	回答数	回収率		回答数	回収率	回答数	回収率
2008	2,079	21.5%	−	−	2015	1,583	22.0%	737	13.0%
2009	3,148	33.6%	−	−	2016	1,548	24.0%	1,076	13.2%
2010	2,955	32.5%	−	−	2017	1,586	23.3%	703	9.8%
2011	4,416	31.6%	−	−	2018	2,452	26.5%*	1,609	26.5%*
2012	3,441	28.1%	−	−	2019	1,439	23.8%	986	14.7%
2013	1,623	24.2%	−	−	2020	1,515	25.3%	796	12.6%
2014	2,103	30.9%	1,711	24.3%	2021	1,523	25.3%	791	13.0%

*2018 年度調査は、法人形態別の発信件数(想定到着件数)を区別していないため、それぞれの回収率は厳密には不明であるが、公益法人、一般法人の合計は 26.5%である。

本調査は、毎年実施することにより、施策の効果等を実証化することも意図しているので、関係者には引き続きのご協力をお願いしたい。

3. 質問項目

アンケートでは、法人選択の動向、組織運営、寄附と税制、ガバナンス・コード、行政庁の対応およびコロナウィルスへの対応について訊いた。質問内容は表 4 のとおりであるが、その内容は公益法人と一般法人とで異なり、質問数は公益法人 29 問、一般法人 16 問とした。質問の全文は、235 頁以下の「VI. アンケート質問全文」に収録している。

なお本書では、公益法人および一般法人の制度が構造的に異なるため、公益法人の調査結果については「Ⅱ. アンケート結果[公益法人編]」、一般法人の調査結果については「Ⅲ. アンケート結果[一般法人編]」において、それぞれ別に報告することとした。また、前年度と同様、今回もより実態を深く把握するため、可能な限りクロス分析による解析を試みた。

表 4　アンケート質問内容一覧

		公益法人		一般法人
基本情報		回答者のメールアドレス		回答者のメールアドレス
		法人の別		法人の別
		法人の形態		法人の形態
		行政庁の別		所在地
		–		税法区分
		回答者の勤続年数		回答者の勤続年数
		事業内容の分類		事業内容の分類
		収益事業の有無		–
		2020 年度の主な収益		2019 年度の主な収益
		2020 年度の支出規模		2019 年度の支出規模
法人選択	1	公益法人を選択して良かった点	1	一般法人を選択して良かった点
	2	公益法人を選択して苦労している点	2	一般法人を選択して苦労している点
	3	苦労している点の具体的内容[1]	3	苦労している点の具体的内容[1]
	4	再度選択する場合の法人類型	4	再度選択する場合の法人類型
寄附・税制等	5	寄附金の総収入に占める割合	5	寄附金の総収入に占める割合
	6	寄附金を募集していない理由	6	寄附金を募集していない理由
	7	税額控除証明への対応	–	–
	8	税額控除証明を取得していない理由	–	–
	9	みなし譲渡所得税非課税承認特例の利用	–	–
	10	資産寄附経験の有無	–	–
	11	税制への要望[1]	7	税制への要望[1]
	12	会計基準についての意見[1]	–	–

ガバナンス	13	ガバナンス・コードの必要性	－	－
	14	ガバナンス・コード不要の理由	－	－
	15	ガバナンス・コードの採用時期	－	－
	16	ガバナンス・コードの採用目的	－	－
行政庁対応	17	立入検査の内容	－	－
	18	変更認定申請・届出の経緯	－	－
	19	行政庁の指導・対応	－	－
	20	行政庁への要望	－	－
その他制度	21	基金制度の活用状況(社団のみ)	8	基金制度の活用状況(社団のみ)
	22	基金制度についての意見(社団のみ)	9	基金制度についての意見(社団のみ)
	23	純資産規制に関する状況(財団のみ)	10	純資産規制に関する状況(財団のみ)
	24	純資産規制による強制解散制度についての意見(財団のみ)	11	純資産規制による強制解散制度についての意見(財団のみ)
コロナ対策	25	事業損失状況	12	事業損失状況
	26	法人組織として求めたい支援	13	法人組織として求めたい支援
	27	対外的な支援活動の実施状況	14	対外的な支援活動の実施状況
	28	支援策や税制面の意見、要望等[1]	15	支援策や税制面の意見、要望等[1]
	29	公法協への要望[1]	16	公法協への要望[1]

[1]記述式の質問。質問内容の詳細は、235 頁の「VI．アンケート質問全文」を参照。

4. 公益法人、一般法人の概況

アンケートの結果報告に入る前に、公益法人および一般法人の概況についてみていく(表５)。は、2021 年 10 月 1 日時点の公益法人および一般法人の法人数、一般法人法に基づき設立された法人(公益法人＋一般法人)に占める公益法人の割合、そして人口 1 万人当たりの法人数を都道府県別に示したものである。

公益法人の多い地域、少ない地域についてみてみると、最も公益法人が多い都道府県は東京都であり 2,321 件、全体に占める割合は 24.0%であった。2020 年調査時の割合は 23.8%であったので、0.2 ポイント上昇したことになる。2 番目に高い大阪府(4.3%)とのポイント差は 19.7 にも上った。

公益法人が少ない地域は、秋田県 72 件(0.7%)、佐賀県 72 件(0.7%)、鳥取県 78 件(0.8%)などがあげられる。また、2020 年調査時と比較し公益法人が減少した都道府県は 18 県(岩手県、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、福岡県)に上った。

2020 年 10 月の法人数と比較し、公益法人が最も増加した自治体は東京都(29 件)であり、愛知県(8 件)、神奈川県(7 件)、大阪府(6 件)が続く。一方、公益法人が減少した自治体は東北地方、中部地方、北陸地方に集中しており、とりわけ新潟県、石川県、岐阜県において各々3 法人の減少が認められた。

＜公益法人が多い順＞		＜公益法人が少ない順＞	
・東京都	2,321 件(24.0%)	・秋田県	72 件(0.7%)
・大阪府	419 件(4.3%)	・佐賀県	72 件(0.7%)
・神奈川県	368 件(3.8%)	・鳥取県	78 件(0.8%)
・京都府	337 件(3.5%)	・徳島県	84 件(0.9%)
・福岡県	326 件(3.4%)	・宮崎県	90 件(0.9%)

一般法人の多い地域、少ない地域は以下のとおりである。一般法人が最も多い地域も東京都(26,670 件)であり、全体に占める割合は 34.9%に上るが、前年比で 0.3 ポイント低下している。これは、地方における一般法人の新規設立が活発化していることを意味する。一般法人の数は、いずれも都道府県人口に比例した分布形態がみられるものの、東京都の比率のみ極端に高い数値が示されているが、これは地元組織に加えて多くの全国組織が都内に立地していることに起因するものである。

2020 年 10 月の法人数と比較し、一般法人が最も増加した自治体は東京都(2,782 件)であり、大阪府(650 件)、神奈川県(455 件)、福岡県(346 件)が続く。一方、一般法人が減少した自治体は認められなかった。

＜一般法人が多い順＞		＜一般法人が少ない順＞	
・東京都	26,670 件(34.9%)	・秋田県	270 件(0.4%)
・大阪府	5,752 件(7.5%)	・鳥取県	318 件(0.4%)
・神奈川県	3,694 件(4.8%)	・高知県	324 件(0.4%)
・愛知県	2,817 件(3.7%)	・島根県	330 件(0.4%)
・兵庫県	2,756 件(3.6%)	・山形県	371 件(0.5%)

表 5　都道府県別公益法人、一般法人基本統計

都道府県	公益法人			一般法人			合 計	公益法人の割合	1万人当り法人数	
		増減	全国比		増減	全国比			公益	一般
北 海 道	267	2	2.8	2,328	259	3.0	2,595	10.3	0.5	4.5
青 森 県	108	−1	1.1	474	32	0.6	582	18.6	0.9	3.8
岩 手 県	99	−1	1.0	541	42	0.7	640	15.5	0.8	4.5
宮 城 県	164	−2	1.7	1,203	130	1.6	1,367	12.0	0.7	5.2
秋 田 県	72	−1	0.7	270	13	0.4	342	21.1	0.8	2.8
山 形 県	137	−2	1.4	371	18	0.5	508	27.0	1.3	3.5
福 島 県	157	0	1.6	841	85	1.1	998	15.7	0.9	4.6
茨 城 県	146	1	1.5	941	120	1.2	1,087	13.4	0.5	3.3
栃 木 県	128	0	1.3	598	71	0.8	726	17.6	0.7	3.1
群 馬 県	124	−2	1.3	656	89	0.9	780	15.9	0.6	3.4
埼 玉 県	228	2	2.4	2,004	273	2.6	2,232	10.2	0.3	2.7
千 葉 県	206	−1	2.1	1,722	230	2.3	1,928	10.7	0.3	2.7
東 京 都	2,321	29	24.0	26,670	2,782	34.9	28,991	8.0	1.7	19.0
神奈川県	368	7	3.8	3,694	455	4.8	4,062	9.1	0.4	4.0
新 潟 県	189	−3	2.0	736	59	1.0	925	20.4	0.9	3.3
富 山 県	144	1	1.5	423	34	0.6	567	25.4	1.4	4.1
石 川 県	147	−3	1.5	581	65	0.8	728	20.2	1.3	5.1
福 井 県	111	−1	1.1	431	52	0.6	542	20.5	1.4	5.6
山 梨 県	91	−2	0.9	492	61	0.6	583	15.6	1.1	6.1
長 野 県	134	0	1.4	1,066	124	1.4	1,200	11.2	0.7	5.2
岐 阜 県	133	−3	1.4	814	80	1.1	947	14.0	0.7	4.1
静 岡 県	197	1	2.0	1,457	156	1.9	1,654	11.9	0.5	4.0
愛 知 県	310	8	3.2	2,817	354	3.7	3,127	9.9	0.4	3.7
三 重 県	111	5	1.1	611	67	0.8	722	15.4	0.6	3.5
滋 賀 県	143	0	1.5	640	93	0.8	783	18.3	1.0	4.5
京 都 府	337	2	3.5	1,758	205	2.3	2,095	16.1	1.3	6.8
大 阪 府	419	6	4.3	5,752	650	7.5	6,171	6.8	0.5	6.5
兵 庫 県	275	0	2.8	2,756	333	3.6	3,031	9.1	0.5	5.0
奈 良 県	104	−1	1.1	679	85	0.9	783	13.3	0.8	5.1
和歌山県	93	−2	1.0	455	48	0.6	548	17.0	1.0	4.9
鳥 取 県	78	−2	0.8	318	29	0.4	396	19.7	1.4	5.7
島 根 県	106	1	1.1	330	25	0.4	436	24.3	1.6	4.9
岡 山 県	168	0	1.7	887	102	1.2	1,055	15.9	0.9	4.7
広 島 県	188	2	1.9	1,156	104	1.5	1,344	14.0	0.7	4.1

山 口 県	105	0	1.1	503	44	0.7	608	17.3	0.8	3.7
徳 島 県	84	−1	0.9	381	42	0.5	465	18.1	1.2	5.3
香 川 県	140	1	1.4	470	53	0.6	610	23.0	1.5	4.9
愛 媛 県	114	−1	1.2	485	62	0.6	599	19.0	0.9	3.6
高 知 県	114	0	1.2	324	41	0.4	438	26.0	1.6	4.7
福 岡 県	326	0	3.4	2,625	346	3.4	2,951	11.0	0.6	5.1
佐 賀 県	72	2	0.7	453	50	0.6	525	13.7	0.9	5.6
長 崎 県	109	0	1.1	625	53	0.8	734	14.9	0.8	4.8
熊 本 県	91	1	0.9	1,040	118	1.4	1,131	8.0	0.5	6.0
大 分 県	112	1	1.2	597	67	0.8	709	15.8	1.0	5.3
宮 崎 県	90	0	0.9	439	43	0.6	529	17.0	0.8	4.1
鹿児島県	197	1	2.0	650	108	0.8	847	23.3	1.2	4.1
沖 縄 県	101	0	1.0	1,425	199	1.9	1,526	6.6	0.7	9.7
合 計			9,658			76,489	86,147	11.2	0.8	5.8

資料：国税庁法人番号公表サイト(2022 年 5 月 27 日現在)
表中の増減は 2020 年 10 月時点の法人数との比較による。

一般法人に対する公益法人の割合が高い地域、低い地域については、以下に示した。公益法人の割合が高い地域は山形県(27.0%)、高知県(26.0%)など人口が少ない地域が上位を占める。一方で、公益法人の割合が低い地域は沖縄県(6.6%)、大阪府(6.8%)、東京都(8.0%)、熊本県(8.0%)、神奈川県および兵庫県(9.1%)など、主に人口が密集する地域が上位に入る傾向にある。

＜公益法人の割合が高い地域＞

- 山形県　27.0%
- 高知県　26.0%
- 富山県　25.4%
- 島根県　24.3%
- 鹿児島県　23.3%

＜公益法人の割合が低い地域＞

- 沖縄県　6.6%
- 大阪府　6.8%
- 東京都　8.0%
- 熊本県　8.0%
- 神奈川県、兵庫県　9.1%

人口 1 万人当りの公益法人数が多い地域の上位、少ない地域の下位は以下に示した。最高値を示す東京都(1.7 件)に対して、東京都周辺部はいずれも最低値(埼玉県 0.3 件、千葉県 0.3 件、神奈川県 0.4 件)が示されており、首都圏域では東京に集中するストロー現象が働いていると考えられる。関西圏では首都圏と比較し異なる様相を呈しており、極めて低い数値が示されている大阪府(0.5 件)、兵庫県(0.5 件)、奈良県(0.8 件)に対し、京都府は 1.3 件を示しており、興味深いところである。

他方、北陸地方、山陰地方、四国地方などの地方部では高い数値が示される傾向にある。

＜人口 1 万人当り公益法人数の上位＞

- 東京都　1.7 件
- 島根県　1.6 件
- 高知県　1.6 件

＜人口 1 万人当り公益法人数の下位＞

- 埼玉県　0.3 件
- 千葉県　0.3 件
- 神奈川県　0.4 件

・香川県	1.5 件	・愛知県	0.4 件
・３県※[1]	1.4 件	・６道府県※[2]	0.5 件

※[1] 道、富山県、福井県、鳥取県

※[2] 北海道、茨城県、静岡県、大阪府、兵庫県、熊本県

人口１万人当りの一般法人数の多い地域の上位、少ない地域の下位については以下のとおりである。一般法人においても、東京都(19.0 件)は公益法人と同様に圧倒的な求心力を持ち、次に多い沖縄県(9.7 件)とは 9.3 件の差がある。3 番目に多い地域は京都府(6.8 件)であり、公益法人に限らず、一般法人の設立も盛んであることが理解できよう。

一方で、人口１万人当りの一般法人が少ない地域は、公益法人と同様に埼玉県、千葉県を含む関東地方に最低値を示す地域が集中する。

＜人口１万人当り一般法人数の上位＞		**＜人口１万人当り一般法人数の下位＞**	
・東京都	19.0 件	・埼玉県	2.7 件
・沖縄県	9.7 件	・千葉県	2.7 件
・京都府	6.8 件	・秋田県	2.8 件
・大阪府	6.5 件	・栃木県	3.1 件
・山梨県	6.1 件	・茨城県、新潟県	3.3 件

II. アンケート結果〔公益法人編〕

1. 回答法人の基本的事項

本章では、公益法人の回答結果についてみていく。回答法人の属性は、社団 786 件(51.6%)、財団 737 件(48.4%)で、社団が若干上回る構成となっている(表 6)。

表 6　回答法人の法人格

法人格	回答法人数	割合(%)
公益社団法人	786	51.6
公益財団法人	737	48.4
合　計	1,523	―

表 7 は、回答法人の設立経緯を示したものである。全体の 67.9%にあたる 1,034 法人は特例民法法人(旧民法法人)から移行認定を経て公益法人になった移行法人であり、とりわけ財団の比率が 79.5%(586 件)と高く、社団との差は 22.5 ポイントである。また、特例民法法人から一般法人に移行後公益認定を取得した移行法人は 77 件(5.1%)であった。

一般法人を新規に設立し公益認定を取得した法人は 68 件(4.5%)にとどまっている。任意団体から一般法人に転換後公益認定を取得した法人は 225 件(14.8%)に上り、とりわけ社団の占める割合が高く 22.0%(173 件)であり、財団とは 14.9 ポイントもの差が生じている。

その他法人格からの転換状況をみると、特定非営利活動法人からが 24 件(1.6%)、営利法人からが 1 件(0.1%)、その他法人格からが 94 件(6.2%)であった。

表 7　法人の形態

回答項目	公益社団		公益財団		合 計		2020 年
		%		%		%	%
特例民法法人からの移行	448	57.0	586	79.5	1,034	67.9	71.8
特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ	47	6.0	30	4.1	77	5.1	3.7
新設 (2008 年 12 月以降に一般法人設立後公益法人へ)	42	5.3	26	3.5	68	4.5	4.4
任意団体から一般法人に転換後公益法人へ	173	22.0	52	7.1	225	14.8	13.3
特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ	16	2.0	8	1.1	24	1.6	1.7
営利法人（株式会社・合同会社など）から一般法人に転換後公益法人へ	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0.1
その他法人から一般法人に転換後公益法人へ	59	7.5	35	4.7	94	6.2	5.0
回答法人数計	786	－	737	－	1,523	－	－

%は回答法人数(公益社団 786 件、公益財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。

回答者の勤続年数については「0 年～5 年」が最も多く 704 件で、全体の 46.2%を占める。次に多かったのは「6 年～15 年」の 424 件(27.8%)であった(表 8)。

表 9 は、回答法人数を行政庁別に示したものである。内閣府所管法人は 376 件(24.7%)、都道府県所管法人は 1,147 件(75.3%)である。都道府県所管法人について地域別にみると、北海道が 35 件(2.3%)、東北地方 6 県が 124 件(8.1%)、関東地方 1 都 6 県が 264 件(17.3%)、甲信越地方 3 県が 63 件(5.5%)、北陸地方 3 県が 69 件(6.0%)、中部地方 4 県が 122 件(10.6%)、近畿地方 2 府 4 県が 137 件(11.9%)、中国地方 5 県が 113 件(9.9%)、四国地方 4 県が 63 件(5.5%)、九州地方 8 県が 157 件(13.7%)である。都道府県別では東京都 112 件が最も多く、次いで愛知県 47 件、鹿児島県 40 件、京都府および広島県の 39 件が続く。

表 8　回答者の勤続年数

勤続年数	公益社団		公益財団		合計		2020 年
		%		%		%	%
0 年～5 年	360	45.8	344	46.7	704	46.2	45.1
6 年～15 年	224	28.5	200	27.1	424	27.8	27.1
16 年以上	202	25.7	193	26.2	395	25.9	27.7
回答法人数計	786	－	737	－	1,523	－	－

%は回答法人数(公益社団 786 件、公益財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。

表 9　行政庁別回答数

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道	35	2.3	石川県	30	2.0	岡山県	19	1.2
青森県	21	1.4	福井県	20	1.3	広島県	39	2.6
岩手県	21	1.4	山梨県	9	0.6	山口県	28	1.8
宮城県	16	1.1	長野県	20	1.3	徳島県	6	0.4
秋田県	19	1.2	岐阜県	20	1.3	香川県	26	1.7
山形県	11	0.7	静岡県	34	2.2	愛媛県	15	1.0
福島県	36	2.4	愛知県	47	3.1	高知県	16	1.1
茨城県	21	1.4	三重県	21	1.4	福岡県	37	2.4
栃木県	21	1.4	滋賀県	20	1.3	佐賀県	9	0.6
群馬県	16	1.1	京都府	39	2.6	長崎県	11	0.7
埼玉県	37	2.4	大阪府	31	2.0	熊本県	16	1.1
千葉県	20	1.3	兵庫県	21	1.4	大分県	14	0.9
東京都	112	7.4	奈良県	12	0.8	宮崎県	19	1.2
神奈川県	37	2.4	和歌山県	14	0.9	鹿児島県	40	2.6
新潟県	34	2.2	鳥取県	13	0.9	沖縄県	11	0.7
富山県	19	1.2	島根県	14	0.9	内閣府	376	24.7

%は回答法人数(1,523 件)に占める割合(%)。

回答法人が実施する主たる事業の分野については、上位は「地域社会貢献団体」211 件(13.8%)、「行政関連」152 件(10.0%)であり、この 2 事業で全体の 23.8%(363 件)を占める(表 10)。また、「社会福祉関係」112 件(7.4%)、「助成・表彰」107 件(7.0%)、「芸術・文化関係」105 件(6.9%)の事業を展開する法人も比較的に多いことが分かる。

一方で、「精神修養団体」は該当する法人がみられず、「趣味・愛好会・同好会」(1件)、「情報化社会」(2件)、「祭祀・慰霊」(2件)、「新聞その他メディア」(3件)に該当する法人もごく少数であった。

本報告では、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、母数が9件以下のカテゴリーについては「その他」に集約することとする。母数が9件を下回るカテゴリーは、「趣味・愛好会・同好会」1件、「情報化社会」2件、「動物愛護」8件、「生活･権利保護支援」4件、「人権・平和」6件、「男女共同参画社会」7件、「互助・共済、親睦団体」8件、「精神修養団体」0件、「祭祀・慰霊」2件、「新聞その他メディア」3件であり、これらの合計値は41件である。

表 10　回答法人の主たる事業の分野

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	87	25	112	動物愛護*	8	0	8
福祉関係の助成	7	10	17	生活･権利保護支援*	2	2	4
健康維持･増進団体等	54	30	84	人権･平和*	1	5	6
医療施設、病院等	13	13	26	国際協力	9	28	37
教育関係	32	39	71	男女共同参画社会*	0	7	7
学会･学術団体	40	9	49	情報化社会*	1	1	2
研究･分析機関	3	38	41	産業創造･企業経営、起業支援	9	15	24
助成･表彰	8	99	107				
奨 学	6	52	58	業界団体	61	4	65
児童･青少年の健全育成	17	25	42	同一資格者団体	30	0	30
美術館･博物館･動物園･水族館･公園･庭園	3	62	65	免許･資格付与･検査･検定	11	3	14
				互助･共済、親睦団体*	2	6	8
芸術･文化関係	29	76	105	精神修養団体*	0	0	0
スポーツ関係	21	42	63	祭祀･慰霊*	0	2	2
趣味･愛好会･同好会*	1	0	1	会館運営	1	13	14
地域社会貢献活動･団体	191	20	211	新聞その他メディア*	2	1	3
環境保護	20	27	47	行政関連	84	68	152
災害･地域安全	13	8	21	非営利活動支援団体	20	7	27
回答法人数計					786	737	1,523

*本報告のクロス分析で「その他」として扱う回答母数が 9 件以下の主たる事業。

回答法人の収益事業の有無についてみると、収益事業を実施していない法人は 906 件(59.5%)であり、公益目的事業のみを行う法人が多いことが分かる(表 11)。法人格別にみると、収益事業を実施している法人は、社団が 325 件(41.3%)、財団が 292 件(39.6%)で割合としては社団の方が若干高い数値が示されている。

回答法人の主な収益をみると、「会費収入」を主な収益とする法人の割合が最も高く、5割を超えている(表12)。「公益目的事業からの収益」および「行政機関からの補助金」も比較的に高く、それぞれ45.0%および38.5%であった。

法人類型別にみると、社団の場合は8割以上(80.4%、632件)が「会費収入」であり、また「公益目的事業の収益」、「行政機関からの補助金」を主な収益とする法人も多くみられ、それぞれ56.5%(444件)、44.8%(352件)に上った。一方で、財団の場合は特徴的な傾向はみられないものの、比較的に高かったのは、上位から「資金運用益」の36.2%(267件)、「公益目的事業の収益」の32.8%(242件)、「行政機関からの補助金」の31.8%(234件)、「委託費・指定管理料」の26.7%(197件)であった。「その他」の内容(記述回答)については、99頁のV. 1. (1)を参照されたい。

表 11　収益事業の有無

収益事業	公益社団		公益財団		合計	
		%		%		%
あり	325	41.3	292	39.6	617	40.5
なし	461	58.7	445	60.4	906	59.5
回答法人数計	786	−	737	−	1,523	−

表 12　2020 年度の主な収益(複数選択)

主な収益	公益社団		公益財団		合計	
		%		%		%
会費収入	632	80.4	156	21.2	788	51.7
個人による寄附金	81	10.3	144	19.5	225	14.8
親会社等による資金拠出	7	0.9	51	6.9	58	3.8
公益目的事業からの収益	444	56.5	242	32.8	686	45.0
収益事業の実施による収益	155	19.7	164	22.3	319	20.9
民間機関からの助成金	72	9.2	50	6.8	122	8.0
行政機関からの補助金	352	44.8	234	31.8	586	38.5
委託費・指定管理料	161	20.5	197	26.7	358	23.5
金融機関からの借り入れ	18	2.3	8	1.1	26	1.7
資金運用益	40	5.1	267	36.2	307	20.2
その他(記述回答)	41	5.2	48	6.5	89	5.8
回答法人数計	2,003	−	1,561	−	3,564	−

%は回答法人数（公益社団 786 件、公益財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合。
「その他」(記述回答)の内容は、99 頁の V. 1. (1)参照。

次に、事業による収入源の傾向を把握するため、回答法人の主な収益を主たる事業の分野別にみてみた(表13)。全体的にみると、「会費収入」(75.9%)、「公益目的事業からの収益」(67%)、「行政機関からの補助金」(38.5%)に依存する事業が多いことが分かる。

個別にみていくと、「会費収入」に依存する法人が 50%以上を占めるのは 16 事業であり、「同一資格者団体」(96.7%)、「学会・学術団体」(91.8%)、「業界団体」(84.6%)、「地域社会貢献活動団体(80.1%)については、いずれも 8 割を超えている。

「公益目的事業からの収益」については、「免許・資格付与・検査・検定」(92.9%) 、「社会福祉関係」(67%)、「医療施設、病院等」(65.4%)、「同一資格者団体(63.3%)を含む 9 事業が、「行政機関からの補助金」については、「非営利活動支援団体」(66.7%)、「社会福祉関係」(66.1%)、「産業創造・起業経営、起業支援」(62.5%)を含む 7 事業が、「資金運用益」については、「奨学」(77.6%)、「助成・表彰」(70.1%)の 2 事業が 50%を超えている。「委託費・指定管理料」では、「会館運営」が唯一 50%に達している。

個人寄附に依存している法人割合が高い事業は、「国際協力」(40.5%)、「環境保護」(40.4%)および「福祉関係の助成」(35.3%) であり、この他に主な収益で高い数値が示された事業は、「親会社等による資金拠出」の場合は「助成・表彰」(17.8%)および「福祉関係の助成」(17.6%)、「収益事業の実施による収益」の場合は「国際協力」(40.5%)、「環境保護」(40.4%)および「福祉関係の助成」(35.3%)、「民間機関からの助成金」の場合は「スポーツ関係」(14.3%)および「災害・地域安全」(14.3%)、「金融機関からの借り入れ」の場合は「医療施設、病院等」(11.5%)であった。

回答法人の支出規模については表 14 に示している通りである。該当数の上位からみていくと、「1 億円～5 億円」が最も多く、全体に占める割合が 31.8%(484 件)に上る。次いで「1 千万円～5 千万円」の 28.8%(438%)、「5 千万円～1 億円」の 15.2%(231 件)、「1 千万円未満」の 9.5%(145 件)、「10 億円以上」の 7.7%(117 件)、「5 億円～10 億円」の 7.1%(108 件)が続く。また、5 億円以上の支出規模を有する法人の多くは財団法人であることが分かる。

表 15 は支出規模を事業別にみたものであり、主たる事業毎の全回答に占める割合の最高値は太字で示した。表によると、「1 億円～5 億円」の支出規模を有する法人の割合(31.8%)が最も高く、最高値を示す事業は「免許・資格付与・検査・検定」(57.1%)、「スポーツ関係」(44.4%)、「社会福祉関係」(43.8%)、「会館運営」(42.9%)を含む 15 事業が該当する。

支出5千万円未満を小規模法人、支出5千万円～5億円を中規模法人、支出5億円以上を大規模法人と仮定した場合、小規模法人の割合が高い事業は「業界団体」(55.4%)、「奨学」(53.4%)、「災害・地域安全」(52.4%)、「非営利活動支援団体」(51.9%)、中規模法人の割合が高い事業は「免許・資格付与・検査・検定」(71.4%)、「会館運営」(64.3%)、「その他」(61%)、「同一資格者団体」(56.7%)、「社会福祉関係」(56.3%)、大規模法人の割合が高い事業は「医療施設、病院等」(50%)、「行政関連」(29.6%)、「教育関係」(21.1%)、「芸術・文化関係」(21%)である。

表 13　主たる事業別の主な収益の割合(複数選択)

主たる事業 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用	その 他
社会福祉関係(112)	**75.9**	17.9	1.8	**67.0**	15.2	8.0	**66.1**	33.0	0.9	5.4	3.6
福祉関係の助成(17)	29.4	35.3	17.6	35.3	5.9	5.9	35.3	11.8	5.9	41.2	0.0
健康維持・増進団体等(84)	**71.4**	11.9	1.2	**57.1**	21.4	6.0	44.0	22.6	0.0	4.8	2.4
医療施設、病院等(26)	**53.8**	19.2	0.0	**65.4**	19.2	3.8	15.4	11.5	11.5	11.5	0.0
教育関係(71)	**52.1**	19.7	4.2	43.7	26.8	11.3	29.6	12.7	1.4	25.4	5.6
学会・学術団体(49)	**91.8**	10.2	0.0	**59.2**	22.4	4.1	8.2	2.0	0.0	4.1	2.0
研究・分析機関(41)	43.9	14.6	9.8	36.6	24.4	9.8	14.6	14.6	2.4	36.6	9.8
助成・表彰(107)	15.0	15.9	17.8	2.8	4.7	4.7	1.9	2.8	0.0	**70.1**	11.2
奨　学(58)	10.3	25.9	8.6	1.7	6.9	3.4	3.4	0.0	0.0	**77.6**	17.2
児童・青少年の健全育成(42)	47.6	26.2	7.1	38.1	26.2	11.9	21.4	28.6	0.0	11.9	0.0
美術館・博物館・動物園等(65)	27.7	15.4	9.2	**55.4**	49.2	4.6	35.4	38.5	1.5	24.6	12.3
芸術・文化関係(105)	34.3	19.0	5.7	39.0	23.8	12.4	41.9	38.1	1.9	15.2	5.7
スポーツ関係(63)	**57.1**	25.4	0.0	44.4	39.7	14.3	**55.6**	44.4	4.8	11.1	4.8
地域社会貢献活動団体(211)	**80.1**	4.3	0.9	**51.7**	15.6	12.3	**55.9**	18.5	1.4	4.7	7.6
環境保護(47)	**51.1**	40.4	2.1	40.4	14.9	8.5	36.2	34.0	0.0	29.8	8.5
災害・地域安全(21)	**61.9**	19.0	4.8	42.9	14.3	14.3	**52.4**	28.6	4.8	14.3	0.0
国際協力(37)	**51.4**	40.5	0.0	43.2	10.8	5.4	40.5	32.4	2.7	32.4	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(24)	**50.0**	4.2	0.0	37.5	16.7	8.3	**62.5**	33.3	4.2	12.5	8.3
業界団体(65)	**84.6**	1.5	0.0	47.7	27.7	4.6	26.2	18.5	0.0	6.2	4.6
同一資格者団体(30)	**96.7**	0.0	0.0	**63.3**	13.3	0.0	10.0	16.7	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(14)	**71.4**	7.1	0.0	**92.9**	14.3	0.0	14.3	21.4	0.0	0.0	0.0
会館運営(14)	0.0	7.1	0.0	**57.1**	**57.1**	0.0	28.6	**50.0**	0.0	21.4	0.0
行政関連(152)	40.1	3.3	0.7	48.7	25.0	5.3	**55.9**	30.9	4.6	17.8	4.6
非営利活動支援団体(27)	**74.1**	22.2	3.7	48.1	7.4	11.1	**66.7**	25.9	0.0	7.4	0.0
その他(41)	**70.7**	19.5	0.0	48.8	31.7	9.8	34.1	26.8	0.0	24.4	7.3
全　体(合計 1,523)	75.9	17.9	1.8	67.0	20.9	8.0	38.5	23.5	1.7	20.2	5.8

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は 50%以上。

会費収入:会費収入　個人寄附:個人による寄附金　資金拠出:親会社等による資金拠出　公益事業:公益目的事業からの収益　収益事業:収益事業の実施による収益　民間助成:民間機関からの助成金　行政補助:行政機関からの補助金　委託費等:委託費・指定管理料　借り入れ:金融機関からの借り入れ　資金運用:資金運用益

表 14　2020 年度の支出規模別法人数

支出規模	公益社団		公益財団		合計		2020 年
		%		%		%	%
1千万円未満	74	9.4	71	9.6	145	9.5	7.1
1千万円以上5千万円未満	247	31.4	191	25.9	438	28.8	27.9
5千万円以上1億円未満	123	15.6	108	14.7	231	15.2	16.0
1億円以上5億円未満	258	32.8	226	30.7	484	31.8	34.7
5億円以上10億円未満	51	6.5	57	7.7	108	7.1	7.3
10億円以上	33	4.2	84	11.4	117	7.7	6.9
回答法人数計	786	−	737	−	1,523	−	−

%は各回答法人数（公益社団 786 件、公益財団 737 件、計 1,523 件）に占める割合(%)。

表 15　主たる事業別の支出規模

主たる事業 (回答法人数)	1 千万円 未満	1 千万～ 5 千万円	5 千万円 ～1 億円	1 億円～ 5 億円	5 億円～ 10 億円	10 億円 以上
社会福祉関係(112)	3.6	27.7	12.5	**43.8**	9.8	2.7
福祉関係の助成(17)	11.8	**41.2**	23.5	11.8	5.9	5.9
健康維持・増進団体等(84)	7.1	**34.5**	13.1	29.8	9.5	6.0
医療施設、病院等(26)	7.7	26.9	3.8	11.5	3.8	**46.2**
教育関係(71)	12.7	**33.8**	8.5	23.9	4.2	16.9
学会・学術団体(49)	10.2	30.6	12.2	**34.7**	8.2	4.1
研究・分析機関(41)	14.6	22.0	12.2	**39.0**	2.4	9.8
助成・表彰(107)	15.0	**34.6**	15.0	28.0	4.7	2.8
奨　学(58)	20.7	**32.8**	17.2	20.7	6.9	1.7
児童・青少年の健全育成(42)	21.4	16.7	11.9	**35.7**	0.0	14.3
美術館・博物館・動物園等(65)	4.6	27.7	23.1	**29.2**	4.6	10.8
芸術・文化関係(105)	12.4	21.9	7.6	**37.1**	10.5	10.5
スポーツ関係(63)	1.6	23.8	9.5	**44.4**	9.5	11.1
地域社会貢献活動団体(211)	14.2	27.5	13.7	**36.5**	6.2	1.9
環境保護(47)	2.1	**34.0**	29.8	19.1	8.5	6.4
災害・地域安全(21)	4.8	**47.6**	19.0	23.8	0.0	4.8
国際協力(37)	13.5	27.0	16.2	**29.7**	5.4	8.1
産業創造・企業経営、起業支援(24)	12.5	20.8	12.5	**33.3**	8.3	12.5
業界団体(65)	10.8	**44.6**	20.0	20.0	1.5	3.1
同一資格者団体(30)	6.7	26.7	23.3	**33.3**	10.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(14)	0.0	28.6	14.3	**57.1**	0.0	0.0
会館運営(14)	0.0	14.3	21.4	**42.9**	7.1	14.3
行政関連(152)	2.0	21.7	16.4	**30.3**	14.5	15.1
非営利活動支援団体(27)	7.4	**44.4**	18.5	25.9	3.7	0.0
その他(41)	7.3	24.4	**31.7**	29.3	2.4	4.9
全　体（合計 1,523)	9.5	28.8	15.2	**31.8**	7.1	7.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。 太字は主たる事業ごとの回答割合の最高値。

2. 法人選択の動向

(1) 法人選択に関する意識

a) 公益法人になって良かった点

公益法人を選択して良かった理由で最も高い回答比率を示したのは、「社会的な信用が一般法人よりも高い」(74.1%)である(表 16)。このほかに、「公益目的事業が非課税」(55.8%)および「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」(26.9%)と回答した法人も比較的に高い数値が示されており、その割合はいずれも増加傾向にある。「その他」の内容(記述回答)については、100 頁の V. 1. (2)を参照されたい。

表 16　公益法人を選択して良かった点（複数選択）

良かった点	公益社団	公益財団	合計	2020 年	2019 年
社会的な信用が一般法人よりも高い	612	517	1,129		
	77.9%	70.1%	74.1%	75.8%	74.0%
補助金･助成金･指定管理が受けやすい	259	150	409		
	33.0%	20.4%	26.9%	25.6%	24.3%
公益目的事業が非課税	388	462	850		
	49.4%	62.7%	55.8%	55.8%	56.2%
公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している	41	80	121		
	5.2%	10.9%	7.9%	6.8%	7.0%
寄附金控除の優遇措置	85%	160	245		
	10.8%	21.7%	16.1%	16.5%	18.4%
公益法人になって良かった点は特になし	74	44	118		
	9.4%	6.0%	7.7%	7.2%	7.6%
その他(記述回答)	8	8	16		
	1.0%	1.1%	1.4%	0.6%	0.8%
回答法人数計	786	737	1,523	−	−

上段は回答数。下段は各法人格の回答法人数(社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。

表 17 は、公益法人になって良かった理由の支出規模別割合をみてみる。これをみると、「社会的な信用が一般法人よりも高い」ことをメリットと感じている法人は多く、全体で 70%、全てのカテゴリーにおいて 65%を超えており、支出規模別にみた場合、中規模法人(5 千万円～5 億円)において比較的に高い数値が示されている。

「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」については、このことをメリットと感じている法人は全体で 26.1%であるものの、規模が増すほどその割合が上昇する傾向にあり、「5 億円～10 億円」では 33.3%を示している。

公益法人の場合は、収益事業 34 業種に該当しても公益目的事業として公益認定された場合は非課税となる。この「公益目的事業が非課税」をメリットと感じている法人は比較的に高く全体で 54.2%であり、支出規模が増すほどその割合が高くなる傾向にある。「10 億円以上」については 68.4%を示しており、これは「社会的な信用が一般法人よりも高い」の 65.8%を上回る数

値となっている。

「公益目的事業以外の税制優遇措置が充実」については、全体的にメリットと感じる法人の割合が低く 4.7%となっている。「寄附金控除の優遇措置」と回答した法人も 13.7%にとどまるが、支出規模が小さい法人はその割合が比較的に高く、5 千万円未満はいずれも 15%を超えている。

「公益法人になって良かった点は特になし」と回答した法人の割合については、全体で 6%と極めて低い数値が示されている。

表 17　公益法人になって良かった点(複数選択)の支出規模別割合

良かった点	1 千万円未満	1 千万～5 千万円	5 千万円～1 億円	1 億円～5 億円	5 億円～10 億円	10 億円以上
社会的な信用が一般法人よりも高い	100	295	166	356	72	77
	69.0%	67.4%	71.9%	73.6%	66.7%	65.8%
補助金･助成金･指定管理が受けやすい	18	91	61	157	36	34
	12.4%	20.8%	26.4%	32.4%	33.3%	29.1%
公益目的事業が非課税	66	233	118	258	70	80
	45.5%	53.2%	51.1%	53.3%	64.8%	68.4%
公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している	7	20	9	21	4	10
	4.8%	4.6%	3.9%	4.3%	3.7%	8.5%
寄附金控除の優遇	22	74	36	49	12	16
	15.2%	16.9%	15.6%	10.1%	11.1%	13.7%
公益法人になって良かった点は特になし	10	31	13	27	7	3
	6.9%	7.1%	5.6%	5.6%	6.5%	2.6%
その他	4	2	3	7	0	0
	2.8%	0.5%	1.3%	1.4%	0.0%	0.0%
回答法人数計	145	438	231	484	108	117

上段は回答数。下段は各支出規模の回答法人数に占める割合(%)。

表 18 は、公益法人になってよかった点の主たる事業の分野別割合を示したものである。公益法人になってよかった点として、「社会的な信用が一般法人よりも高い」と回答した法人の割合は全体で 74.1%と高く、全ての事業で 60%を超えている。その中で 90%を超えたのは、「免許･資格付与･検査･検定」(92.9%)、「学会・学術団体」(91.8%)および「同一資格者団体」(90%)であった。

また、55.8%の法人が「公益目的事業が非課税」をメリットと感じており、とりわけ「国際協力」(70.1%)および「助成・表彰」(70.3%)においてはいずれも 70%を超えている。一方で、「公益目的事業が非課税」を魅力と感じていない法人が多い事業カテゴリーは「業界団体」(38.5%)となっている。

表 18　主たる事業別の公益法人になって良かった点(複数選択)の割合

主たる事業 (回答法人数)	社会的信用が高い	補助金・指定管理等	公益目的事業非課税	その他税制優遇	寄附金控除の優遇	特になし	その他
社会福祉関係(112)	**78.6**	47.3	**58.9**	2.7	12.5	7.1	2.7
福祉関係の助成(17)	**76.5**	23.5	**52.9**	5.9	17.6	5.9	0.0
健康維持・増進団体等(84)	**69.0**	29.8	**51.2**	3.6	11.9	9.5	1.2
医療施設、病院等(26)	**80.8**	19.2	**69.2**	0.0	23.1	3.8	0.0
教育関係(71)	**73.2**	11.3	**62.0**	12.7	21.1	2.8	1.4
学会・学術団体(49)	**91.8**	6.1	**69.4**	2.0	18.4	0.0	2.0
研究・分析機関(41)	**82.9**	12.2	**53.7**	12.2	22.0	4.9	0.0
助成・表彰(107)	**71.0**	2.8	**70.1**	10.3	20.6	6.5	0.0
奨　学(58)	**65.5**	1.7	**60.3**	12.1	25.9	3.4	1.7
児童・青少年の健全育成(42)	**81.0**	33.3	**57.1**	16.7	31.0	2.4	16.7
美術館・博物館・動物園等(65	**64.6**	32.3	**63.1**	16.9	27.7	9.2	0.0
芸術・文化関係(105)	**77.1**	36.2	**57.1**	14.3	21.0	4.8	1.9
スポーツ関係(63)	**76.2**	46.0	**68.3**	4.8	28.6	6.3	0.0
地域社会貢献活動団体(211)	**72.0**	42.2	40.3	5.7	4.3	11.8	0.9
環境保護(47)	**72.3**	14.9	**57.4**	10.6	36.2	4.3	2.1
災害・地域安全(21)	**76.2**	19.0	47.6	9.5	14.3	9.5	4.8
国際協力(37)	**78.4**	24.3	**70.3**	13.5	40.5	2.7	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(24)	**87.5**	37.5	41.7	4.2	0.0	8.3	0.0
業界団体(65)	**73.8**	21.5	38.5	7.7	6.2	12.3	1.5
同一資格者団体(30)	**90.0**	3.3	**50.0**	3.3	3.3	6.7	0.0
免許・資格付与・検査・検定(14)	**92.9**	14.3	**64.3**	0.0	7.1	0.0	0.0
会館運営(14)	**64.3**	28.6	**50.0**	7.1	14.3	14.3	0.0
行政関連(152)	**65.8**	28.9	**56.6**	5.9	2.6	12.5	0.7
非営利活動支援団体(27)	**81.5**	22.2	48.1	3.7	18.5	7.4	0.0
その他(41)	**68.3**	26.8	**56.1**	7.3	24.4	14.6	0.0
全　体（合計 1,523)	74.1	26.9	55.8	7.9	16.1	7.7	1.4

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。 太字は 50%以上。
社会的信用:社会的な信用が一般法人よりも高い　補助金・助成金等:補助金・助成金・指定管理が受けやすい　公益目的事業非課税:公益目的事業が非課税　その他税制優遇:公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している　寄附金控除:寄附金控除の優遇措置

「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」については、4 分の一の法人がメリットと感じており、とくに「社会福祉関係」に至っては半数がメリットと感じている。低い数値が示されたのは、「公益目的事業以外の法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している」(6.8%)、「寄附金控除の優遇」(16.5%)、「特になし」(7.2%)であった。

b) 公益法人になって苦労している点

公益法人になって苦労している点は、「収支相償で事業活動が制限される」と回答した法人の割合は増加傾向にあり、今回の調査では 5 割を超えた(表 19)。2019 年調査では 46.4%であったので、6.5 ポイント上昇したことになる。法人格別にみると、財団よりも社団の方が 12.7 ポイント高く、社団の方が収支相償で困っている法人が多いことが分かる。

また、定期提出書類に係る事務負担は 45.6%であり、2019 年から 3.3 ポイント減少した。法人格別にみると、定期提出書類で苦労している社団は半数近くを占め 49.4%であり、財団は 41.7%であった。

表 19　公益法人になって苦労している点（複数選択）

苦労している点	公益社団	公益財団	合計	2020 年	2019 年
収支相償で事業活動が制限される	464	341	805		
	59.0%	46.3%	52.9%	49.3%	46.4%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	166	68	234		
	21.1%	9.2%	15.4%	16.3%	17.0%
遊休財産の規制がある	204	166	370		
	26.0%	22.5%	24.3%	20.7%	21.9%
立入検査など行政庁の監督が続く	229	167	396		
	29.1%	22.7%	26.0%	23.2%	23.1%
毎年の事業報告・事業計画書の作成	222	111	333		
	28.2%	15.1%	21.9%	22.6%	23. %6
毎年の計算書類・予算書の作成	152	100	252		
	19.3%	13.6%	16.5%	17.2%	18.6%
変更認定申請・変更届出の手続き	218	175	393		
	27.7%	23.7%	25.8%	25.3%	26.5%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	388	307	695		
	49.4%	41.7%	45.6%	47.9%	48.9%
適正な機関運営が難しい	92	69	161		
	11.7%	9.4%	10.6%	12.7%	11.4%
特になし	91	140	231		
	11.6%	19.0%	15.2%	16.2%	18.3%
その他(記述回答)	19	22	41		
	2.4%	3.0%	2.7%	2.8%	1.6%
回答法人数計	786	737	1,523	―	―

上段は回答数。下段は回答法人数(社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。
その他: 記述回答の内容は、101 頁の Ⅴ. 1. (3) 参照。

「遊休財産の規制がある」(24.3%)および「立入検査など行政庁の監督が続く」(26%)で困っている法人も 4 分の 1 に上り、いずれも 2019 年比で上昇傾向にある。収支相償および遊休財産規制で困っている法人の増加は、財政基盤の構築で不利な条件下にあることに加え、新型コロナウィルス感染拡大による公益目的事業の原資確保が困難となったことに原因があると思われる。

一方で、比較的に高い数値が示されている「毎年の事業報告・事業計画書の作成」(21.9%)および「毎年の計算書類・予算書の作成」(16.5%)については、2019 年以降下降傾向にある。しかし、「困っている点は特にない」(15.2%)とする法人は、2019 年調査時から 3.1 ポイント減少しており、公益法人になって困っている法人の割合は確実に増えている。

表 20 は、公益法人になって苦労している点の支出規模別割合をみたものである。収支相償で苦労している法人の割合は全体的に高く、中でも高い数値が示されているグループは「1～5 億円」の 63%(305 件)であり、「5～10 億円」の 61.1%(66 件)、「10 億円以上」の 53.8%(63 件)が続く。最も低かったのは「1 千万円未満」の 39.3%(57 件)であった。

公益目的事業比率で苦労している法人の割合は比較的に低く、最高値は「1 千万円未満」の 10.3%(15 件)であり、遊休財産規制で困っている法人の割合の最高値は「1～５千万円」の 30.1%(132 件)、最低値は「10 億円以上」の 11.1%(13 件)であった。また、「立入検査など行政庁の監督が続く」については、全てのグループで 20%台を推移しており、規模による特徴的な傾向はみられない。

表 20　公益法人になって苦労している点(複数選択)の支出規模別割合

苦労している点	1 千万円未満	1～5 千万円	5 千万～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円以上
収支相償で事業活動が制限される	57	213	101	305	66	63
	39.3%	48.6%	43.7%	63.0%	61.1%	53.8%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	15	18	14	20	4	10
	10.3%	4.1%	6.1%	4.1%	3.7%	8.5%
遊休財産の規制がある	43	132	50	110	22	13
	29.7%	30.1%	21.6%	22.7%	20.4%	11.1%
立入検査など行政庁の監督が続く	34	120	60	133	25	24
	23.4%	27.4%	26.0%	27.5%	23.1%	20.5%
毎年の事業報告・事業計画書の作成	47	103	39	111	17	16
	32.4%	23.5%	16.9%	22.9%	15.7%	13.7%
毎年の計算書類・予算書の作成	36	77	38	78	16	7
	24.8%	17.6%	16.5%	16.1%	14.8%	6.0%
変更認定申請・変更届出の手続き	30	119	52	129	27	36
	20.7%	27.2%	22.5%	26.7%	25.0%	30.8%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	67	214	87	227	48	52
	46.2%	48.9%	37.7%	46.9%	44.4%	44.4%
適正な機関運営が難しい	19	53	29	57	15	20
	13.1%	12.1%	12.6%	11.8%	13.9%	17.1%
特になし	20	72	47	59	13	22
	13.8%	16.4%	20.3%	12.2%	12.0%	18.8%
その他	3	14	7	15	0	2
	2.1%	3.2%	3.0%	3.1%	0.0%	1.7%
回答法人数計	145	438	231	484	108	117

上段は回答数。下段は各支出規模の回答法人数に占める割合(%)。

事業報告、事業計画の面で苦労している法人については、支出規模が小さいほど苦労している法人の割合が高くなる傾向にあり、「1 千万円以上」に至っては 32.4%(47 件)となっている。計算書、予算書の作成で苦労している法人についても、支出規模が小さいほどその割合が高くなる傾向があるが、規模によってそれほどまでに大きな差が生じているわけではなく、明確な特徴と言えるほどではない。

「変更認定申請・変更届の手続き」は、規模による特徴的な傾向はみられないが、全てのカテゴリーで 20%以上を示しており、この中での最高値は「10 億円以上」の 30.8%(36 件)、最低値は「1 千万円未満」の 20.7%(30 件)である。

定期提出書類の事務負担で苦労している法人の割合は、41.4%で収支相償に次いで高い数値が示されている。支出規模別にみると、全体的に 45%前後を推移しており、支出規模による特徴的な傾向はみられない。

機関運営の面で苦労している法人の割合は全体で 10.6%(161 件)、「苦労している点は特にない」とする法人の割合についても 15.2%(231 件)で比較的に低く、いずれも支出規模による特徴的な傾向はみられない。

表 21　収益事業の有無別の困っている点（複数選択）

主たる事業 (回答法人数)	収益事業あり	収益事業なし	合　計
収支相償で事業活動が制限される	312	493	805
	50.6%	54.4%	52.9%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	117	117	234
	19.0%	12.9%	15.4%
遊休財産の規制がある	160	210	370
	25.9%	23.2%	24.3%
立入検査など行政庁の監督が続く	166	230	396
	26.9%	25.4%	26.0%
毎年の事業報告・事業計画書の作成	155	178	333
	25.1%	19.6%	21.9%
毎年の計算書類・予算書の作成	125	127	252
	20.3%	14.0%	16.5%
変更認定申請・変更届出の手続き	182	211	393
	29.5%	23.3%	25.8%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	309	386	695
	50.1%	42.6%	45.6%
適正な機関運営が難しい	79	114	193
	12.8%	12.6%	12.7%
特になし	87	146	233
	14.1%	16.1%	15.3%
その他	11	30	41
	1.8%	3.3%	2.7%
回答法人数計	617	906	1,523

上段は回答数。下段は回答法人数（収益事業あり 617 件、収益事業なし 906 件、計 1,523 件）ごとに占める割合(%)。

表 21 は、公益法人になって苦労している点について収益事業の有無別にみたものである。苦労している法人の割合が最も高いのは、「収支相償で事業活動が制限される」(52.9%、805 件)であり、とりわけ収益事業を持たない法人の割合が高く 54.4%(493 件)で、収益事業を持つ法人(50.6%、312 件)とのポイント差は 3.8 となっており、収支相償の面では収益事業を持たない法人の方が苦労していることが読み取れる。

表 22　主たる事業別にみる公益法人を選択して苦労している点の割合

主たる事業 (回答法人数)	収支相償	公益事業比率	遊休財産規制	行政庁の監督	事業報告計画	計算予算書類	変更認定届類	定期提出書類	機関運営	特になし	その他
社会福祉関係(112)	**68.8**	15.2	12.5	27.7	27.7	17.9	27.7	**50.9**	10.7	8.0	0.9
福祉関係の助成(17)	35.3	17.6	35.3	29.4	29.4	23.5	5.9	41.2	5.9	11.8	0.0
健康維持・増進団体等(84)	**57.1**	10.7	22.6	32.1	25.0	15.5	25.0	44.0	13.1	15.5	3.6
医療施設、病院等(26)	**65.4**	19.2	19.2	11.5	23.1	7.7	30.8	**50.0**	19.2	3.8	0.0
教育関係(71)	39.4	7.0	22.5	21.1	16.9	12.7	22.5	**52.1**	11.3	23.9	1.4
学会・学術団体(49)	**55.1**	22.4	**53.1**	22.4	26.5	20.4	24.5	46.9	16.3	10.2	0.0
研究・分析機関(41)	31.7	9.8	26.8	12.2	19.5	12.2	17.1	36.6	14.6	29.3	4.9
助成・表彰(107)	42.1	5.6	33.6	26.2	10.3	6.5	17.8	27.1	15.0	20.6	1.9
奨　学(58)	43.1	5.2	25.9	19.0	17.2	13.8	12.1	25.9	15.5	25.9	6.9
児童・青少年の健全育成(42)	45.2	21.4	16.7	40.5	35.7	26.2	19.0	**50.0**	7.1	9.5	2.4
美術館・博物館・動物園等(65)	47.7	15.4	33.8	27.7	21.5	21.5	24.6	43.1	9.2	21.5	1.5
芸術・文化関係(105)	**51.4**	11.4	23.8	25.7	21.0	16.2	27.6	**57.1**	17.1	14.3	2.9
スポーツ関係(63)	41.3	15.9	23.8	23.8	12.7	14.3	30.2	46.0	14.3	20.6	3.2
地域社会貢献活動団体(211)	**62.1**	25.1	23.2	29.4	26.5	16.6	26.5	48.3	10.4	10.0	2.8
環境保護(47)	**57.4**	10.6	17.0	14.9	12.8	8.5	29.8	42.6	17.0	21.3	0.0
災害・地域安全(21)	42.9	14.3	14.3	19.0	9.5	14.3	19.0	38.1	14.3	23.8	4.8
国際協力(37)	**59.5**	5.4	21.6	13.5	16.2	10.8	40.5	37.8	8.1	13.5	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(24)	45.8	29.2	16.7	20.8	20.8	33.3	41.7	45.8	25.0	20.8	0.0
業界団体(65)	**58.5**	27.7	38.5	33.8	29.2	23.1	32.3	46.2	7.7	9.2	4.6
同一資格者団体(30)	**60.0**	10.0	26.7	36.7	23.3	10.0	36.7	46.7	3.3	3.3	3.3
免許・資格付与・検査・検定(14)	**57.1**	7.1	35.7	21.4	14.3	14.3	21.4	35.7	0.0	21.4	7.1
会館運営(14)	**57.1**	0.0	21.4	42.9	35.7	42.9	21.4	42.9	35.7	7.1	7.1
行政関連(152)	**52.0**	15.8	17.1	26.3	23.7	21.1	29.6	46.1	14.5	16.4	3.9
非営利活動支援団体(27)	**70.4**	18.5	18.5	25.9	25.9	22.2	18.5	**63.0**	7.4	14.8	3.7
その他(41)	46.3	22.0	22.0	26.8	14.6	12.2	29.3	**65.9**	9.8	12.2	2.4
全　体（合計 1,523)	52.9	15.4	24.3	26.0	21.9	16.5	25.8	45.6	12.7	15.3	2.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は 50%以上。

「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」については、収益事業を持つ法人の方が苦労している様子が伺え、その数値は 50.1%(309 件)に上る。収益事業を持たない法人(42.6%、386 件)の割合とのポイント差は 7.5 である。

その他の「毎年の事業報告・事業計画書の作成」、「毎年の計算書類・予算書の作成」などに係る事務負担、さらには「変更認定申請・変更届出の手続き」および「公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される」についても収益事業を持つ法人の方が苦労している傾向にあることが分かる。

公益法人を選択して困っている法人の割合について主たる事業の分野別にみると、50%以上を示す事業は収支相償および定期提出書類に集中する(表 22)。収支相償は、26 事業中「非営利活動支援団体」(70.4%)、「社会福祉関係」(68.8%)、「医療施設、病院等」(65.4%)など 14 事業、定期提出書類は「その他」(65.9%)、「非営利活動支援団体」(63.0%)、「芸術・文化関係」(57.1%)など 7 事業で 50%以上を占める。

困っている公益法人の割合を、事業別に上位 5 位、下位 5 位でみると、以下のようになる。

収支相償に関しては、上でも触れたように、26 事業分野中 14 の事業において５割以上の法人が困っていると回答しているが、残りの 12 の事業においても、３割以上がそのように回答している。早急に改善されるべき事項と考える。

遊休財産規制に関しては、下位の事業分野においても１割以上の法人が、また定期提出書類に関しては、２割以上の法人が困っていると回答している。

◇収支相償で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
非営利活動支援団体	70.4%	研究・分析機関	31.7%
社会福祉関係	68.8%	社会福祉関係の助成	35.3%
医療施設、病院等	65.4%	教育関係	39.4%
地域社会貢献活動団体	62.1%	スポーツ関係	41.3%
同一資格者団体	60.0%	助成・表彰	42.1%

◇公益目的事業比率で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
産業創造・企業経営、起業支援	29.2%	会館運営	0.0%
業界団体	27.7%	奨学	5.2%
地域社会貢献活動団体	25.1%	国際協力	5.4%
学会・学術団体	22.4%	助成・表彰	5.6%
その他	22.0%	教育関係	7.0%

◇遊休財産規制で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
学会・学術団体	53.1%	社会福祉関係	12.5%
業界団体	38.5%	災害・地域安全	14.3%
免許・資格付与・検査・検定	35.7%	児童・青少年の健全育成	16.7%
福祉関係の助成	35.3%	産業創造・企業経営、起業支援	16.7%
美術館・博物館・動物園等	33.8%	環境保護	17.0%

◇行政庁の監督で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
会館運営	42.9%	医療施設、病院等	11.5%
児童・青少年の健全育成	40.5%	研究・分析機関	12.2%
同一資格者団体	36.7%	国際協力	13.5%
業界団体	33.8%	環境保護	14.9%
健康維持・増進団体等	32.1%	災害・地域安全	19.0%

◇事業報告・計画で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
児童・青少年の健全育成	35.7%	災害・地域安全	9.5%
会館運営	35.7%	助成・表彰	10.3%
福祉関係の助成	29.4%	スポーツ関係	12.7%
業界団体	29.2%	環境保護	12.8%
社会福祉関係	27.7%	免許・資格付与・検査・検定	14.3%

◇計算書・予算書で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
会館運営	42.9%	助成・表彰	6.5%
産業創造・企業経営、起業支援	33.3%	医療施設、病院等	7.7%
児童・青少年の健全育成	26.2%	環境保護	8.5%
福祉関係の助成	23.5%	同一資格者団体	10.0%
業界団体	23.1%	国際協力	10.8%

◇変更認定申請で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
産業創造・企業経営、起業支援	41.7%	福祉関係の助成	5.9%
国際協力	40.5%	奨学	12.1%
同一資格者団体	36.7%	研究・分析機関	17.1%
業界団体	32.3%	助成・表彰	17.8%
医療施設、病院等	30.8%	非営利活動支援団体	18.5%

◇定期提出書類で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
その他	65.9%	奨学	25.9%
非営利活動支援団体	63.0%	助成・表彰	27.1%
芸術・文化関係	57.1%	免許・資格付与・検査・検定	35.7%
教育関係	52.1%	研究・分析機関	36.6%
福祉関係の助成	41.2%	国際協力	37.8%

◇機関運営で困っている法人の割合

＜上位＞		＜下位＞	
会館運営	35.7%	免許・資格付与・検査・検定	0.0%
産業創造・企業経営、起業支援	25.0%	同一資格者団体	3.3%
医療施設、病院等	19.2%	福祉関係の助成	5.9%
芸術・文化関係	17.1%	児童・青少年の健全育成	7.1%
環境保護	17.0%	非営利活動支援団体	7.4%

◇特になし

＜上位＞		＜下位＞	
研究・分析機関	29.3%	同一資格者団体	3.3%
奨学	25.9%	医療施設、病院等	3.8%
教育関係	23.9%	会館運営	7.1%
災害・地域安全	23.8%	社会福祉関係	8.0%
美術館・博物館・動物園等	21.5%	業界団体	9.2%

c) 公益法人を選択して苦労している点の具体的な内容

次に、運営上苦労している点について、全回答法人 1,523 件中 19.4%に当たる 296 件から記述回答が寄せられた(表 23)。最も多かった記述回答は収支相償に関するもので 193 件、定期提出書類についても 166 件の記述回答があった。記述回答の全文は、101 頁の V. 1. (3)参照。

2020 年との比較では、収支相償、遊休財産規制、立入検査に関する記述回答数の割合が高くなっており、一方で「毎年の事業報告・事業計画書の作成」、「毎年の計算書類・予算書の作成」、「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」の割合は低下傾向にある。

表 23　運営上苦労している点、困っている点に関する記述回答の件数(再掲あり)

回答項目	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
収支相償で事業活動が制限される	145	48	193	
	69.7%	54.5%	65.2%	62.2%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	74	10	84	
	35.6%	11.4%	28.4%	28.4%
遊休財産の規制がある	72	28	100	
	34.6%	31.8%	33.8%	30.2%
立入検査など行政庁の監督が続く	91	31	122	
	43.8%	35.2%	41.2%	37.1%
毎年の事業報告・事業計画書の作成	89	17	106	
	42.8%	19.3%	35.8%	37.5%
毎年の計算書類・予算書の作成	61	18	79	
	29.3%	20.5%	26.7%	27.3%
変更認定申請・変更届出の手続き	86	25	111	
	41.3%	28.4%	37.5%	37.1%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	118	48	166	
	56.7%	54.5%	56.1%	64.4%
適正な機関運営が難しい	40	18	58	
	19.2%	20.5%	19.6%	18.5%
特になし	8	6	14	
	3.8%	6.8%	4.7%	3.6%
その他(記述回答)	6	8	14	
	2.9%	9.1%	4.7%	4.0%
回答数計	208	88	296	―

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 208 件、財団 88 件、計 296 件)に占める割合(%)。

(2) 法人種類の再選択

もう一度法人を設立した場合に再度選択する法人格について伺ったところ、80.6%(1,227 件)が再度公益法人を選択すると回答しており、とりわけ財団においてより高い数値が示されている(表 24)。

一方で、公益法人以外を選択すると回答した法人の割合は 19.4%(296 件)であり、このうちの 84.8%(251 件)の法人が一般法人への転換を望んでいることが分かる。社団のみをみると、26.5%(208 件)が他法人格への転換を望んでおり、このうち一般法人が 86.5%(180 件)を占める。

2019 年との比較では、公益法人を再度選択するとした回答割合が 0.4 ポイント減少しており、他法人格への転換を望む公益法人が微増傾向にある。

公益法人数は前年比で 16 法人の増加となっているが(表 1)、この微増は制度がよいということを意味するものでなく、これは他法人格への転換が容易にできないことが足かせとなっているにすぎず、実際に 2 割の公益法人が他法人格への転換を望んでおり(表 25)、記述回答においても公益認定を取得して後悔している法人が多数確認される。このことから、英米のように法人格の転換が容易に行えるとすれば[1]、公益法人数は著しく減少すると思われる。

表 24　再度選択する場合の法人類型

法人格	公益社団	公益財団	合計	2020 年	2019 年
やはり公益法人	578	649	1,227		
	73.5%	88.1%	80.6%	81.8%	81.0%
一般法人	180	71	251		
	22.9%	9.6%	16.5%	14.9%	16.3%
特定非営利活動法人	4	8	12		
	0.5%	1.1%	0.8%	0.5%	0.7%
認定特定非営利活動法人	1	1	2		
	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.5%
社会福祉法人	1	0	1		
	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%
営利法人(株式会社・合同会社など)	5	1	6		
	0.6%	0.1%	0.4%	0.1%	0.3%
その他の法人(記述回答)	17	7	24		
	2.2%	0.9%	1.6%	2.0%	0.8%
回答法人数計	786	737	1,523	−	−

上段は回答数。下段は各回答法人数(社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。

[1] 例えば、英国ではチャリティ(charity)またはコミュニティ利益会社(community interest company)から公益法人(charitable incorporated organization)、チャリティ(charity)または公益法人からコミュニティ利益会社(community interest company)などの法人格(legal entity)の転換が容易に行え、公益法人でも社団タイプ(association type)から財団タイプ(foundation type)、またはその逆の転換も資産を転換先に移すことで可能。

表 25 は、再度選択するとした場合の法人格を支出規模別に示したものである。小規模法人であるほど他法人格への転換を望む傾向にあり、1 千万円未満の法人に至っては 27. 6%が公益法人から脱したいと考えている状況である。

公益法人の場合、大小規模に関係なく一律に厳しい規制要件が課せられており、小規模法人にとってはこれが大きな負担となっている。この状況を解消させるために、欧米諸国では比例原則(proportionarity)が取り入れており[2]、これが小規模法人の成長に繋がっていると考えられる。

表 25　支出規模別の再度選択するとした場合の法人格

法人格	1 千万円未満	1～5 千万円	5 千万～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円以上
やはり公益法人	105	330	187	403	92	110
	72.4%	75.3%	81.0%	83.3%	85.2%	94.0%
一般法人	35	91	36	70	14	5
	24.1%	20.8%	15.6%	14.5%	13.0%	4.3%
NPO 法人(含認定)	2	6	3	3	0	0
	1.4%	1.4%	1.3%	0.6%	0.0%	0.0%
その他の法人	3	11	5	8	2	2
	2.1%	2.5%	2.2%	1.7%	1.9%	1.7%
回答法人数計	145	438	231	484	108	117

上段は回答数。下段は、各支出規模別の回答法人数計に占める割合(%)。
「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)、その他回答を含む。

次に、再度選択できるとした場合の法人格について行政庁別にみてみた（表 26）。公益法人を再度選択すると回答した法人が全体の 90%を超えた行政庁は、上位から福井県 95%(19 件)、京都府 92.3%(36 件)、奈良県 91.7%(11 件)、静岡県 91.2%(31 件)、山形県 90.9%(10 件)、長崎県 90.9%(10 件)であった。

一方で、公益法人以外の法人格への転換を望む法人の割合が高かったのは、上位から秋田県 52.6%(10 件)、島根県 42.8%(6 件)、宮城県 37.5%(6 件)、千葉県 35%(7 件)、岐阜県 35%(7 件)、茨城県 33.3%(7 件)、兵庫県 33.3%(7 件)、佐賀県 33.3%(3 件)、群馬県 31.3%(5 件)となっている。

次に、公益法人を再度選択すると回答した法人の割合を主たる事業別にみてみる（表 27）。

公益法人を選択したいとする法人の割合が 90%を超えたのは、上位より「医療施設、病院等」96.2%、「助成・表彰」93.5%、「奨学」93.1%、「産業創造・企業経営、起業支援」91.7%であった。

他方、その他法人格への転換を望む法人の割合が高かった事業は、「非営利活動支援団体」37%、「健康維持・増進団体等」31%、「社会福祉関係」30.4%、「地域社会貢献活動団体」26.1%、「業

[2] 小規模法人については、英国の場合、前会計年度の総収入額が£5 千以下のチャリティは年次申告書(annual return)、年次報告書(annual report)等の提出が不要であり、米国においても前会計年度の総収入額が$5 万以下の、税法上の区分で Form990N に当たる 501(c)(3)団体のパブリック・チャリティ(public charity)および私立財団(private foundation)は年次申告書(return of organization exempt from income tax)や付属資料(schedule)の提出は不要となっている。ただし、こうした英米の小規模法人にも寄附税制(英国の場合は gift aid、米国の場合は charitable contributions deduction)を含む税制優遇が適用されるなどの支援措置が講じられている。

界団体」24.6%、「同一資格者団体」23.3%、「行政関連」22.4%、「会館運営」21.4%であった。

再度選択できるとした場合に一般法人と回答した法人の割合が最も高かった事業は、「非営利活動支援団体」37%であり、公益法人、一般法人以外では「教育関係」5.6%が最も高かった。

表 26　行政庁別の再度選択するとした場合の法人格

行政庁 (回答法人数)	やはり公益法人	一般法人	特活法人(認定含む)	その他の法人	行政庁 (回答法人数)	やはり公益法人	一般法人	特活法人(認定含む)	その他の法人
北海道(43)	74.3	**25.7**	0.0	0.0	滋賀県(19)	85.0	15.0	0.0	0.0
青森県(14)	76.2	**23.8**	0.0	0.0	京都府(31)	92.3	5.1	0.0	2.6
岩手県(14)	76.2	14.3	4.8	4.8	大阪府(40)	77.4	**22.6**	0.0	0.0
宮城県(17)	62.5	**37.5**	0.0	0.0	兵庫県(28)	66.7	**28.6**	0.0	4.8
秋田県(16)	47.4	**52.6**	0.0	0.0	奈良県(14)	91.7	8.3	0.0	0.0
山形県(16)	90.9	9.1	0.0	0.0	和歌山県(19)	78.6	**21.4**	0.0	0.0
福島県(31)	83.3	13.9	0.0	2.8	鳥取県(12)	84.6	7.7	7.7	0.0
茨城県(19)	66.7	**33.3**	0.0	0.0	島根県(15)	57.1	**35.7**	0.0	7.1
栃木県(24)	76.2	19.0	0.0	4.8	岡山県(30)	89.5	10.5	0.0	0.0
群馬県(17)	68.8	**25.0**	6.3	0.0	広島県(36)	71.8	**23.1**	2.6	2.6
埼玉県(29)	81.1	16.2	2.7	0.0	山口県(21)	75.0	**25.0**	0.0	0.0
千葉県(27)	65.0	**30.0**	0.0	5.0	徳島県(11)	83.3	16.7	0.0	0.0
東京都(101)	83.0	11.6	0.0	5.4	香川県(19)	73.1	**26.9**	0.0	0.0
神奈川県(39)	89.2	8.1	2.7	0.0	愛媛県(16)	80.0	13.3	0.0	6.7
新潟県(30)	76.5	**20.6**	0.0	2.9	高知県(20)	81.3	18.8	0.0	0.0
富山県(27)	78.9	10.5	0.0	10.5	福岡県(52)	78.4	18.9	2.7	0.0
石川県(25)	73.3	20.0	0.0	6.7	佐賀県(9)	66.7	**33.3**	0.0	0.0
福井県(8)	95.0	0.0	0.0	5.0	長崎県(13)	90.9	9.1	0.0	0.0
山梨県(14)	88.9	11.1	0.0	0.0	熊本県(15)	87.5	6.3	0.0	6.3
長野県(23)	80.0	15.0	0.0	5.0	大分県(16)	71.4	**28.6**	0.0	0.0
岐阜県(21)	65.0	**35.0**	0.0	0.0	宮崎県(18)	78.9	**21.1**	0.0	0.0
静岡県(38)	91.2	5.9	0.0	2.9	鹿児島県(39)	80.0	17.5	2.5	0.0
愛知県(37)	89.4	4.3	4.3	2.1	沖縄県(13)	72.7	18.2	0.0	9.1
三重県(28)	85.7	14.3	0.0	0.0	内閣府(351)	84.8	12.8	1.1	1.3
					全体(1,523)	80.6	16.5	0.9	2.0

数値は各行政庁の回答法人数に占める割合(%)。太字は「公益法人以外」選択で 20%以上を示す。

表 27　主たる事業別の法人選択の割合

主たる事業 (回答法人数)	やはり 公益法人	一般法人	特活法人 (認定含む)	その他 の法人
社会福祉関係(112)	69.6	**24.1**	1.8	0.9
福祉関係の助成(17)	88.2	11.8	0.0	0.0
健康維持・増進団体等(84)	69.0	**27.4**	0.0	1.2
医療施設、病院等(26)	96.2	3.8	0.0	0.0
教育関係(71)	81.7	11.3	2.8	2.8
学会・学術団体(49)	83.7	14.3	0.0	0.0
研究・分析機関(41)	85.4	12.2	2.4	0.0
助成・表彰(107)	93.5	5.6	0.9	0.0
奨　学(58)	93.1	6.9	0.0	0.0
児童・青少年の健全育成(42)	81.0	16.7	2.4	0.0
美術館・博物館・動物園等(65)	83.1	10.8	1.5	3.1
芸術・文化関係(105)	85.7	10.5	2.9	0.0
スポーツ関係(63)	84.1	11.1	1.6	0.0
地域社会貢献活動団体(211)	73.9	**23.2**	0.9	0.5
環境保護(47)	83.0	14.9	0.0	0.0
災害・地域安全(21)	85.7	14.3	0.0	0.0
国際協力(37)	83.8	13.5	2.7	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(24)	91.7	8.3	0.0	0.0
業界団体(65)	75.4	**20.0**	0.0	1.5
同一資格者団体(30)	76.7	**20.0**	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(14)	85.7	7.1	0.0	0.0
会館運営(14)	78.6	**21.4**	0.0	0.0
行政関連(152)	77.6	**21.7**	0.0	0.0
非営利活動支援団体(27)	63.0	**37.0**	0.0	0.0
その他(41)	87.8	9.8	0.0	0.0
全　体（合計 1,523)	80.6	16.5	1.0	0.5

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。
太字は「公益法人以外」選択で 20%以上を示す。

次に、公益法人以外を選択したいとする法人(296 件)のみを対象に、苦労している点ごとに割合をみた（表 28）。

公益法人以外を選択すると回答した法人の 62.5%(185 件)が「収支相償で事業活動が制限される」と回答しており、「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」と回答した法人も 52.4%(155 件)に上った。つまり、この 2 項目が公益法人として事業運営することの困難性を引き起こしている主な原因であると捉えることができよう。その他の記述回答の中に「様々な届出手続きが簡

略化されるなら公益法人」との回答もあった。なお、2020 年比では、「収支相償で事業活動が制限される」は 62.2%から 0.3 ポイント上昇している。

「遊休財産の規制がある」、「立入検査など行政庁の監督が続く」、「毎年の事業報告・事業計画書の作成」、「変更認定申請・変更届出の手続き」は、いずれも 30%を超えている。その他の記述回答については、154 頁の V. 1. (4) を参照されたい。

表 28　公益法人以外を選択すると回答した法人の苦労している点（複数選択）

苦労している点	一般法人	特活法人	認定特活	社福法人	営利法人	その他	合計	2020 年
収支相償で事業活動が制限される	166	7	2	0	4	14	185	
	66.1%	58.3%	100.0%	0.0%	66.7%	58.3%	62.5%	62.2%
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	76	2	0	0	2	4	82	
	30.3%	16.7%	0.0%	0.0%	33.3%	16.7%	27.7%	28.4%
遊休財産の規制がある	88	5	0	1	2	4	97	
	35.1%	41.7%	0.0%	100.0%	33.3%	16.7%	32.8%	30.2%
立入検査など行政庁の監督が続く	107	3	2	1	2	7	118	
	42.6%	25.0%	100.0%	100.0%	33.3%	29.2%	39.9%	37.1%
毎年の事業報告・事業計画書の作成	89	5	2	1	3	6	102	
	35.5%	41.7%	100.0%	100.0%	50.0%	25.0%	34.5%	37.5%
毎年の計算書類・予算書の作成	66	4	0	1	2	6	76	
	26.3%	33.3%	0.0%	100.0%	33.3%	25.0%	25.7%	27.3%
変更認定申請・変更届出の手続き	95	2	1	1	2	10	104	
	37.8%	16.7%	50.0%	100.0%	33.3%	41.7%	35.1%	37.1%
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	137	8	2	1	2	16	155	
	54.6%	66.7%	100.0%	100.0%	33.3%	66.7%	52.4%	64.4%
適正な機関運営が難しい	50	3	0	0	3	2	57	
	19.9%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	8.3%	19.3%	18.5%
特になし	11	0	0	0	1	2	14	
	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	8.3%	4.7%	3.6%
その他（記述回答）	13	0	0	0	0	1	14	
	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	4.7%	4.0%
回答法人数計	251	12	2	1	6	24	296	—

上段は回答数。下段は公益法人以外を選択するとした対象法人の回答数計ごとに占める割合(%)。
その他の記述回答は、154 頁の V. 1. (4) を参照

3. 寄附と税制について

(1) 寄附金に対する姿勢

本節では、寄附および税制に関する質問の回答結果を報告する。まず、法人の総収入に占める寄附金の割合については、寄附金収入がないとする回答が最も多く全体の半数以上(53.9%)を占め、その割合は 2019 年から 3.1 ポイント上昇しており、寄附文化の醸成を推進しようとする国の方針に反する結果が示されることとなった（表 29）。

寄附金収入「0%」および「10%未満」の合計値は 82.3%(1,253 件)であり、社団においては 9 割近い数値が示されている。2019 年調査時は 79%であったことから、3.3 ポイント上昇したことになり、寄附金収入がある法人は減少傾向にある。

法人格別にみると、財団は社団と比較し寄附金の割合が相対的に高く、とくに寄附金割合が50%以上を占める財団が12.6%(93件)あることは特筆される。

表 29　寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	公益社団	公益財団	合 計	2020 年	2019 年
0%	521	300	821		
	66.3%	40.7%	53.9%	51.3%	50.8%
10%未満	185	247	432		
	23.5%	33.5%	28.4%	29.8%	28.2%
10%以上 20%未満	23	38	61		
	2.9%	5.2%	4.0%	4.2%	4.8%
20%以上 30%未満	18	27	45		
	2.3%	3.7%	3.0%	2.8%	2.6%
30%以上 50%未満	15	32	47		
	1.9%	4.3%	3.1%	3.6%	3.8%
50%以上	24	93	117		
	3.1%	12.6%	7.7%	8.4%	9.8%
回答法人数計	786	737	1,523	−	−

上段は回答数、下段は回答法人数（社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件）に占める割合(%)。

総収入に占める寄附金の割合を支出規模別に示す（表 30）。支出規模が 5 千万円以上の法人は、寄附金収入ゼロの法人が 5 割を超えている。また、分類の仕方にもよるが、寄附金のある法人の内、その割合が 10%未満であるという法人の数が、支出規模別に拘らず最も多い。

総収入に占める寄附金の割合を、10%未満と 10%以上で 2 分割したものが表 31 である。これを見ると、支出規模が大きくなるほど寄附金に依存する法人の割合が少なくなり、逆に言うと、小規模の法人ほど、寄附金に依存する法人の割合が多くなると言える。

表 30　支出規模別寄附金の総収入に占める割合

寄附金の割合	1 千万円未満	1～5 千万円	5 千万～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円以上
0%	68	215	117	293	62	66
	46.9%	49.1%	50.6%	60.5%	57.4%	56.4%
10%未満	34	117	61	135	37	48
	23.4%	26.7%	26.4%	27.9%	34.3%	41.0%
10%～20%未満	9	20	9	18	5	0
	6.2%	4.6%	3.9%	3.7%	4.6%	0.0%
20%以上 30%未満	5	20	11	8	1	0
	3.4%	4.6%	4.8%	1.7%	0.9%	0.0%
30%以上 50%未満	6	20	11	9	1	0
	4.1%	4.6%	4.8%	1.9%	0.9%	0.0%
50%以上	23	46	22	21	2	3
	15.9%	10.5%	9.5%	4.3%	1.9%	2.6%
回答法人数計	145	438	231	484	108	117

上段は回答数。下段は各支出規模の回答法人数に占める割合(%)。

表 31　支出規模別の総収入に占める寄附金の割合

寄附金割合	1 千万円未満	1～5 千万円	5 千万～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円以上
10%未満	102	332	178	428	99	114
	70.3%	75.8%	77.1%	88.4%	91.7%	97.4%
10%以上	43	106	53	56	9	3
	29.7%	24.2%	22.9%	11.6%	8.3%	2.6%
回答法人数計	145	438	231	484	108	117

次に、総収入に占める寄附金の割合を、主たる事業の分野別に示す（表 32）。

寄附金収入がないとする回答の割合が最も高かったのは、「会館運営」85.7%(12 件)、「同一資格者団体」83.3%(25 件)、「行政関連」78.3%(119 件)、「地域社会貢献活動団体」77.3%(163 件)、「産業創造･企業経営、起業支援」75.0%(18 件)、「業界団体」73.8%(48 件)、「免許･資格付与･検査･検定」71.4%(10 件)であった。

一方、寄附金が総収入の 50%以上を占めている法人での割合の高かったのは、「研究・分析機関」24.4%(10 件)、「助成・表彰」22.4%(24 件)、「奨学」22.4%(13 件)、「環境保護」21.3%(10 件)であった。

表 32　主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合

主たる事業 (回答法人数)	0%	10% 未満	10%～ 20%	20%～ 30%	30%～ 50%	50% 以上
社会福祉関係(112)	**56.3**	31.3	2.7	2.7	3.6	3.6
福祉関係の助成(17)	**47.1**	23.5	5.9	0.0	11.8	11.8
健康維持・増進団体等(84)	**61.9**	25.0	2.4	6.0	1.2	3.6
医療施設、病院等(26)	38.5	**50.0**	3.8	0.0	7.7	0.0
教育関係(71)	**46.5**	26.8	4.2	4.2	2.8	15.5
学会・学術団体(49)	40.8	**44.9**	4.1	2.0	2.0	6.1
研究・分析機関(41)	**29.3**	26.8	9.8	7.3	2.4	24.4
助成・表彰(107)	**43.0**	21.5	3.7	4.7	4.7	22.4
奨　学(58)	**43.1**	29.3	3.4	1.7	0.0	22.4
児童・青少年の健全育成(42)	**42.9**	26.2	9.5	9.5	0.0	11.9
美術館・博物館・動物園等(65)	30.8	**47.7**	7.7	1.5	3.1	9.2
芸術・文化関係(105)	33.3	**49.5**	6.7	1.9	2.9	5.7
スポーツ関係(63)	19.0	**69.8**	3.2	3.2	3.2	1.6
地域社会貢献活動団体(211)	**77.3**	16.1	2.4	1.9	0.9	1.4
環境保護(47)	**40.4**	12.8	8.5	6.4	10.6	21.3
災害・地域安全(21)	**52.4**	19.0	0.0	4.8	19.0	4.8
国際協力(37)	13.5	**45.9**	10.8	8.1	8.1	13.5
産業創造・企業経営、起業支援(24)	**75.0**	20.8	4.2	0.0	0.0	0.0
業界団体(65)	**73.8**	21.5	0.0	0.0	3.1	1.5
同一資格者団体(30)	**83.3**	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(14)	**71.4**	21.4	0.0	0.0	7.1	0.0
会館運営(14)	**85.7**	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0
行政関連(152)	**78.3**	15.8	0.7	0.7	1.3	3.3
非営利活動支援団体(27)	**48.1**	18.5	11.1	7.4	7.4	7.4
その他(41)	**58.5**	26.8	4.9	2.4	2.4	4.9
全　体(合計 1,523)	**53.9**	28.4	4.0	3.0	3.1	7.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業内での最高値。

寄附金を募集していない 889 法人に、寄附金を募集しない理由を伺ったところ、53.5%が「事業収入や運用収入で間に合っているため」、41.6%が「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」と回答した(表 33)。また、記述回答には、収支相償により寄附金の有効活用が困難といった、収支相償を理由とする回答も一定数確認された。記述回答の全文は、155 ページの V. 1. (5) を参照されたい。

表 33　寄附金を募集していない理由(複数選択)

寄附金を募集しない理由	公益社団	公益財団	合 計	2020 年	2019 年
事業収入や運用収入で間に合っているため	272	204	476		
	50.4%	58.5%	53.5%	55.8%	50.8%
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	243	127	370		
	45.0%	36.4%	41.6%	43.9%	43.2%
寄附金を募集した後の事務負担が大きい	97	52	149		
	18.0%	14.9%	16.8%	15.3%	16.7%
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	74	35	109		
	13.7%	10.0%	12.3%	10.2%	11.5%
その他(記述回答)	43	30	73		
	8.0%	8.6%	8.2%	7.8%	8.7%
回答法人数計	540	349	889	－	－

上段は回答数、下段は回答法人数（社団 540 件、財団 349 件、計 889 件）に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)の内容は、155 頁の V. 1. (5) 参照。

表34は、主たる事業別の寄附を募集しない理由を示したものである。

「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答した法人の割合が50%以上を占める事業分野は、回答10件未満の事業分野をひとつと数えても17に上る。これは、前回調査の14を超えていて、寄附文化が衰退しているのではないかと心配である。このなかで最も高かったのは「奨学」79.3%(23件)であり、「助成・表彰」67.2%(39件)とともに資金運用を主な収益としており(表13)、寄附金は必要ないとする法人が多いからではないかと思われる。「医療施設、病院等」63.6%(7件)も比較的高く、同事業は公益目的事業からの収益を主な収益としていることから(表13)、医療サービス等の対価が収益の多くを占めていることからだと思われる。

「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」で50%以上を占めている事業は、「福祉関係の助成」62.5%(5件)、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」53.6%(15件)、「児童・青少年の健全育成」52.6%(10件)、「健康維持・増進団体等」51.9%(28件)、「スポーツ関係」50.0%(9件)、「非営利活動支援団体」50.0%(7件)など、6事業が該当した。

「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」および「報告や説明責任の義務を果たさなければならない」の最高値は「スポーツ関係」で、それぞれの55.6%(10件)および27.8%(5件)であった。

寄附募集をしない「その他」(記述回答)については、155ページのV. 1. (5) を参照されたい。

表 34　主たる事業別の寄附募集をしない理由（複数選択）

主たる事業 (回答法人数)	収入が間に合っているため	寄附募集ノウハウがない	募集後の事務負担が大きい	報告や説明責任が大変	その他
社会福祉関係(67)	**56.7**	47.8	20.9	13.4	4.5
福祉関係の助成(8)	**50.0**	**62.5**	12.5	25.0	12.5
健康維持・増進団体等(54)	42.6	**51.9**	27.8	18.5	5.6
医療施設、病院等(11)	**63.6**	45.5	9.1	0.0	0.0
教育関係(39)	**53.8**	28.2	20.5	10.3	10.3
学会・学術団体(19)	**57.9**	36.8	21.1	15.8	5.3
研究・分析機関(14)	**57.1**	28.6	21.4	0.0	14.3
助成・表彰(58)	**67.2**	27.6	17.2	6.9	10.3
奨　学(29)	**79.3**	17.2	3.4	10.3	3.4
児童・青少年の健全育成(19)	47.4	**52.6**	31.6	21.1	5.3
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園(28)	39.3	**53.6**	25.0	17.9	10.7
芸術・文化関係(47)	**55.3**	46.8	19.1	10.6	10.6
スポーツ関係(18)	27.8	**50.0**	**55.6**	27.8	11.1
地域社会貢献活動・団体(161)	46.6	43.5	21.7	17.4	8.1
環境保護(20)	**65.0**	45.0	10.0	5.0	5.0
災害・地域安全(10)	**60.0**	30.0	10.0	10.0	20.0
国際協力(5)	**60.0**	20.0	0.0	0.0	20.0
産業創造・企業経営、起業支援(21)	**57.1**	28.6	0.0	9.5	14.3
業界団体(50)	**62.0**	36.0	10.0	2.0	8.0
同一資格者団体(26)	**53.8**	42.3	11.5	11.5	15.4
免許・資格付与・検査・検定(11)	45.5	63.6	0.0	9.1	9.1
会館運営(11)	45.5	63.6	9.1	9.1	9.1
行政関連(124)	**58.9**	44.4	10.5	10.5	4.8
非営利活動支援団体(14)	28.6	**50.0**	7.1	21.4	14.3
その他(25)	**56.0**	44.0	4.0	12.0	12.0
全　体(合計 889)	54.0	42.1	17.0	12.5	8.2

数値は各事業の回答法人数(無回答を除く)に占める割合(%)。太字は 50%以上。
間に合っているため:事業収入や運用収入で間に合っているため　経験・ノウハウがない:寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない　後の事務負担が大きい:寄附金を募集した後の事務負担が大きい　報告・説明責任が大変:募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。
寄附を募集しない理由の「その他」（記述回答）は、155 頁の V. 1. (5) 参照。

(2) 税額控除証明の取得状況等

税額控除証明の取得状況については、27.1%が「取得済み」と回答しているが、その割合は 2019 年以降減少傾向にある(表 35)。また、「税額控除の制度は知っているが、取得していない」および「制度自体を知らない」の回答比率は、それぞれ 44.3%および 28.7%に上る。

「税額控除の制度は知っているが、取得していない」の割合が、公益社団よりも公益財団の方が 10 ポイントほど高くなっているが、これは、前掲の表 33 の「事業収入や運用収入で間に合っているため」との回答が、公益財団の方が 8 ポイントほど高くなっていることと関係ありそうである。

表 35 税額控除証明の取得状況

取得状況	公益社団	公益財団	合 計	2020 年	2019 年
取得済み	195	217	412		
	24.8%	29.4%	27.1%	28.0%	29.4%
制度は知っているが、取得していない	308	366	674		
	39.2%	49.7%	44.3%	45.1%	43.0%
制度自体を知らない	283	154	437		
	36.0%	20.9%	28.7%	26.9%	27.6%
回答法人数計	786	737	1,523	―	―

上段は回答数、下段は回答法人数（社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件）に占める割合(%)。

次に、税額控除証明の取得状況について主たる事業の分野別にみてみる(表 36)。

税額控除証明を「取得済み（申請書提出済、準備中を含む）」と回答した法人の割合が 5 割を超えているのは、「非営利活動支援団体」51.9%と、「国際協力」51.4 であった。それに 4 割台として、「環境保護」46.8%、「スポーツ関係」41.3%が続いている。

一方、「制度は知っているが、取得していない」と回答した法人の割合が 5 割以上の事業分野は、「会館運営」57.1%、「美術館・博物館・動物園等」55.4%、「助成・表彰」54.2%、「産業創造･企業経営、起業支援」54.2%、「芸術・文化関係」51.4%、「医療施設、病院等」50.0%、であった。

「制度自体を知らない」と回答した割合が 4 割以上は、「免許･資格付与･検査･検定」42.9%、「業界団体」40.0%、「同一資格者団体」40.0%であった。

表 36 主たる事業別の税額控除証明取得状況

主たる事業 (回答法人数)	取得済み(申請中・準備中含む)	制度は知っているが、取得していない	制度自体を知らない
社会福祉関係(112)	23.2	**42.0**	34.8
福祉関係の助成(17)	35.3	**41.2**	23.5
健康維持・増進団体等(84)	29.8	**42.9**	27.4
医療施設、病院等(26)	19.2	**50.0**	30.8
教育関係(71)	25.4	**46.5**	28.2
学会・学術団体(49)	28.6	**44.9**	26.5
研究・分析機関(41)	34.1	**46.3**	19.5
助成・表彰(107)	22.4	**54.2**	23.4
奨 学(58)	37.9	**44.8**	17.2
児童・青少年の健全育成(42)	35.7	**45.2**	19.0
美術館・博物館・動物園等(65)	26.2	**55.4**	18.5
芸術・文化関係(105)	26.7	**51.4**	21.9
スポーツ関係(63)	**41.3**	39.7	19.0
地域社会貢献活動・団体(211)	22.3	38.4	**39.3**
環境保護(47)	**46.8**	29.8	23.4
災害・地域安全(21)	**33.3**	**33.3**	**33.3**
国際協力(37)	**51.4**	35.1	13.5
産業創造・企業経営、起業支援(24)	8.3	**54.2**	37.5
業界団体(65)	20.0	**40.0**	**40.0**
同一資格者団体(30)	20.0	**40.0**	**40.0**
免許・資格付与・検査・検定(14)	21.4	35.7	**42.9**
会館運営(14)	7.1	**57.1**	35.7
行政関連(152)	17.8	**48.0**	34.2
非営利活動支援団体(27)	**51.9**	22.2	25.9
その他(41)	26.8	**51.2**	22.0
全 体(合計 1,523)	27.1	**44.3**	28.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業の最高値。

税額控除証明の取得状況について行政庁別にみる（表 37）。寄附を募集している法人を母数にして、税額控除証明を取得している法人の割合が高かった行政庁は、上位から岡山県(60.0%)、三重県(53.8%)、茨城県(50.0%)、岐阜県(50.0%)、島根県(50.0%)であり、逆に取得率が 10%以下は、徳島県(0.0%)、長崎県（0.0%）、宮崎県（9.1%）であった。回答母数が小さいので大きく振れる可能性があり、2020 年調査と一緒にご覧いただくのがよろしいだろう。

表 37 行政庁別の税額控除証明の取得状況

行政庁（回答法人数）	寄附募集	取得済み	取得率	2020 年	行政庁（回答法人数）	寄附募集	取得済み	取得率	2020 年
北海道(35)	21	8	38.1%	50.0%	滋賀県(20)	16	5	31.3%	30.0%
青森県(21)	12	2	16.7%	57.1%	京都府(39)	25	4	16.0%	35.3%
岩手県(21)	16	5	31.3%	50.0%	大阪府(31)	17	5	29.4%	47.8%
宮城県(16)	12	5	41.7%	72.7%	兵庫県(21)	16	4	25.0%	28.6%
秋田県(19)	9	2	22.2%	57.1%	奈良県(12)	9	1	11.1%	33.3%
山形県(11)	8	2	25.0%	66.7%	和歌山県(14)	8	2	25.0%	25.0%
福島県(36)	22	7	31.8%	47.4%	鳥取県(13)	7	1	14.3%	42.9%
茨城県(21)	12	6	50.0%	50.0%	島根県(14)	8	4	50.0%	100.0%
栃木県(21)	14	4	28.6%	53.8%	岡山県(19)	10	6	60.0%	66.7%
群馬県(16)	11	5	45.5%	85.7%	広島県(39)	30	12	40.0%	47.6%
埼玉県(37)	23	11	47.8%	76.9%	山口県(28)	17	7	41.2%	38.5%
千葉県(20)	12	4	33.3%	31.3%	徳島県(6)	5	0	0.0%	25.0%
東京都(112)	81	23	28.4%	53.7%	香川県(26)	15	2	13.3%	35.7%
神奈川県(37)	23	7	30.4%	70.8%	愛媛県(15)	10	3	30.0%	80.0%
新潟県(34)	18	6	33.3%	64.7%	高知県(16)	9	0	0.0%	37.5%
富山県(19)	11	2	18.2%	58.3%	福岡県(37)	22	8	36.4%	40.9%
石川県(30)	15	3	20.0%	30.8%	佐賀県(9)	7	2	28.6%	40.0%
福井県(20)	11	1	9.1%	50.0%	長崎県(11)	5	0	0.0%	57.1%
山梨県(9)	8	2	25.0%	55.6%	熊本県(16)	8	2	25.0%	11.1%
長野県(20)	9	3	33.3%	72.7%	大分県(14)	6	2	33.3%	20.0%
岐阜県(20)	12	6	50.0%	41.7%	宮崎県(19)	11	1	9.1%	22.2%
静岡県(34)	20	4	20.0%	20.0%	鹿児島県(40)	24	5	20.8%	60.0%
愛知県(47)	29	7	24.1%	47.4%	沖縄県(11)	6	2	33.3%	71.4%
三重県(21)	13	7	53.8%	43.8%	内閣府(376)	278	111	39.9%	53.6%
					合計(1,523)	991	321	32.4%	−

寄附募集：寄附を募集している法人　　取得済み：税額控除証明を取得済み　　取得率：寄附を募集している法人に占める割合(%)

次に、税額控除証明の取得状況について支出規模別にみてみる(表 38)。全体的には、支出規模が小さいほど税額控除証明を取得する傾向にあり、支出規模が 5 千万円未満の法人は、30%を超えている。また、支出規模が大きいほど税額控除証明の取得率が低下し、支出規模 10 億円以上の法人に至っては 17.1%(20 件)という状況である。「制度は知っているが取得していない」と回答した法人の割合は、支出規模が大きいほどその割合が高まっている。支出規模「10 億円以上」では、6 割以上が「制度は知っているが取得していない」と回答している。

寄附金の総収入に占める割合ごとに税額控除証明の取得状況をみてみると、当然のことながら、

寄附金の割合が多いほど税額控除証明を取得済みである（表 39）。寄附金の割合が 50%以上を占める法人については、約 6 割が税額控除証明を取得している。

税額控除証明を取得していない理由については、「PST(Public Support Test)を満たすことが困難」と回答した割合が最も高く 34.9%であり、「個人からの寄附は考えていない」および「当法人にとってあまりメリットがない」においてもそれぞれ 26.8%および 21.3%みられた(表 40)。

表 41 は、税額控除証明を取得していない理由について、中心となる事業別に示したものである。「PST 要件を満たすことが困難」と回答した法人の割合が最も高い事業は、「国際協力」76.9%であり、「芸術・文化関係」61.8%、「学会・学術団体」60.0%、「同一資格団体」58.3%、「スポーツ関係」53.8%が続いている。「メリットがない」と回答した法人の割合が最も高かった事業は、「福祉関係の助成」50.0%（3 件）であるが、回答母数が小さい。「その他」（記述回答）については、157 頁の Ⅴ. 1.(6) を参照されたい。

小規模法人であるほど財政的に余裕がなく、組織の成長、支援活動の拡大には寄附収入の確保が必要と考える傾向にあるが、これは支出規模が小さいほど寄附金の総収入に占める割合が高いという結果が示されている表 31 をみると理解できよう。

しかし、記述回答にもあるように、小規模法人にとっては公益認定の取得、公益認定法の規制遵守が大きな負担となっており、税額控除証明を新たに取得すること自体が大きなハードルとなっているケースが多い。

英米の事例を紹介すると、英国のチャリティや米国の 501(c)(3)法人の認定申請や定期報告(26 頁脚注 2 参照)が極めて簡便であることは当協会発行の各種調査報告書で既に紹介しているところである。小規模法人の場合は、米国の場合、法人情報 10 項目の電子登録で 501(c)(3)法人の資格が付与され、英国も免税登録するだけでチャリティの資格が付与され、同時に寄附税制も適用される仕組みとなっている[3]。

欧米諸国は、本来公益活動に利用できる資源を規制遵守のために費消させてはならないという考えのもと制度設計がなされており、日本の制度的考え方とは対照的である。少なくとも日本において、英米では古くから導入されている比例原則(proportionarity)の導入が実現されることを願いたいところである。

[3] 米国において非営利法人（501(c)(3)）として認定を受け、寄附税制の優遇措置を受けるには、内国歳入庁(Internal Revenue Service)に申告書(Form990)を提出する必要があるが、その申請書の捕捉資料(schedule)に公益要件の達成状況を証明するための「Schedule A: Public Charity Status and Public Support」がある。しかし、年間収入＄５万以下の小規模法人(Form990n 申告団体)は、10 項目の法人情報を電子申告するのみとなっており、Schedule A の申告は免除されている。これは、8 割弱の 501(c)(3)法人がパブリック・サポート・テストを受けずして寄附税制の優遇措置を受けていることを意味するものである。英国においても、年間収入£５千未満のチャリティは、英国歳入関税局(Her. Majesty's Revenue and Customs)に免税登録を行うだけで、その後の年次申告書(annual return)や年次報告書(annual report)の提出が不要となっているものの、寄附税制(Gift Aid)は一律に適用されている。なお、2011 年チャリティ法に基づき、2013 年に創設された新たな法人格「Charitable Incorporated Organization」の場合は、年間収入£2.5 万以下の小規模法人については年次申告書および年次報告書の提出が義務付けられているが、記入項目は極めて限定的である。

表 38 支出規模別の税額控除証明の取得状況

税額控除取得状況 (回答法人数)	1 千万円未満	1～5 千万円	5 千万～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円以上
取得済み(申請中・準備中含む)(412)	33.8%	31.7%	29.4%	22.9%	23.1%	17.1%
制度は知っているが、取得していない(674)	32.4%	43.4%	43.7%	44.0%	46.3%	62.4%
制度自体を知らない(437)	33.8%	24.9%	26.8%	33.1%	30.6%	20.5%
回答法人数計(1,523)	145	438	231	484	108	117

数値は各支出規模に占める割合(%)。

表 39 寄附金の総収入に占める割合別にみる税額控除証明取得状況

	寄附金の総収入に占める割合					
税額控除証明取得状況 (回答法人数)	0%	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
取得済み(申請中・準備中含む)(412)	15.0%	31.9%	45.9%	57.8%	57.4%	59.8%
制度は知っているが、取得していない(674)	46.0%	50.5%	32.8%	31.1%	25.5%	27.4%
制度自体を知らない(437)	39.0%	17.6%	21.3%	11.1%	17.0%	12.8%
回答法人数計(1,523)	821	432	61	45	47	117

数値は寄附金の総収入に占める割合ごとの割合(%)。

表 40 税額控除証明を取得していない理由

税額控除証明を取得しない理由	公益社団	公益財団	合 計	2020 年	2019 年
PST 要件を満たすことが困難	105	146	251		
	30.3%	39.0%	34.9%	37.5%	36.0%
当法人にとってはあまりメリットがない	72	81	153		
	20.8%	21.7%	21.3%	18.6%	17.8%
手続きが複雑で面倒	40	25	65		
	11.6%	6.7%	9.0%	10.5%	9.8%
個人からの寄附は考えていない	96	97	193		
	27.7%	25.9%	26.8%	25.0%	27.1%
所得控除だけで十分	14	14	28		
	4.0%	3.7%	3.9%	4.5%	3.3%
その他(記述回答)	19	12	31		
	5.5%	2.9%	4.2%	3.8%	5.9%
回答法人数計	346	375	721	－	－

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 346 件、財団 375 件、計 721 件）に占める割合(%)。

表 41 主たる事業別の税額控除証明を取得していない理由

主たる事業 (回答法人数)	PST 要件が困難	メリットがない	手続きが面倒	個人寄附は不要	所得控除で十分	その他
社会福祉関係(48)	**39.6%**	25.0%	10.4%	16.7%	2.1%	6.3%
福祉関係の助成(6)	33.3%	**50.0%**	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
健康維持・増進団体等(38)	**28.9%**	26.3%	10.5%	26.3%	5.3%	2.6%
医療施設、病院等(14)	**35.7%**	21.4%	7.1%	28.6%	7.1%	0.0%
教育関係(33)	**33.3%**	21.2%	6.1%	30.3%	3.0%	6.1%
学会・学術団体(25)	**60.0%**	12.0%	16.0%	8.0%	0.0%	4.0%
研究・分析機関(22)	**40.9%**	27.3%	0.0%	31.8%	0.0%	0.0%
助成・表彰(60)	**33.3%**	23.3%	5.0%	28.3%	5.0%	5.0%
奨 学(27)	**37.0%**	18.5%	7.4%	33.3%	0.0%	3.7%
児童・青少年の健全育成(22)	**31.8%**	18.2%	22.7%	22.7%	0.0%	4.5%
美術館・博物館・動物園等(35)	**45.7%**	20.0%	11.4%	14.3%	8.6%	0.0%
芸術・文化関係(55)	**61.8%**	14.5%	9.1%	7.3%	3.6%	3.6%
スポーツ関係(26)	**53.8%**	11.5%	11.5%	15.4%	0.0%	7.7%
地域社会貢献活動・団体(86)	23.3%	**26.7%**	11.6%	**26.7%**	7.0%	4.7%
環境保護(16)	**43.8%**	6.3%	0.0%	18.8%	18.8%	12.5%
災害・地域安全(8)	12.5%	12.5%	25.0%	**37.5%**	0.0%	12.5%
国際協力(13)	**76.9%**	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%
産業創造・企業経営・起業支援(13)	**38.5%**	15.4%	0.0%	**38.5%**	7.7%	0.0%
業界団体(34)	2.9%	17.6%	8.8%	**61.8%**	0.0%	8.8%
同一資格者団体(12)	**58.3%**	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%	16.7%
免許・資格付与・検査・検定(7)	0.0%	14.3%	0.0%	**71.4%**	14.3%	0.0%
会館運営(8)	12.5%	**50.0%**	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%
行政関連(83)	22.9%	25.3%	6.0%	**38.6%**	4.8%	2.4%
非営利活動支援団体(8)	12.5%	25.0%	12.5%	**50.0%**	0.0%	0.0%
その他(22)	27.3%	18.2%	13.6%	**36.4%**	0.0%	4.5%
回答法人数計(721)	**34.8%**	21.2%	9.0%	26.8%	3.9%	4.3%

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業内での最高値。理由の「その他」の記述回答は、「その他」(記述回答)は、157 頁の V. 1. (6) 参照。

PST 要件が困難:PST 要件を満たすことが困難　メリットがない:当法人にとってはあまりメリットがない　手続きが面倒:手続きが複雑で面倒　個人寄附は不要:個人からの寄附は考えていない　所得控除で十分:所得控除だけで十分

(3) みなし譲渡所得非課税の承認特例

個人が公益法人等に現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得非課税の承認特例について、2018 年度税制改正により、承認特例の拡充、特定買換資産の特例の創設が実現した。そのみなし譲渡所得非課税の承認特例の利用状況をみると、利用したことがある法人は全体の 2.7%に止まり、その割合は減少傾向にある(表 42)。「制度は知っているが、利用したことがない」については 44.9%、「制度自体を知らない」も 52.4%みられた。

表 42 みなし譲渡所得税非課税の承認特例の利用状況

みなし譲渡所得税非課税特例	公益社団	公益財団	合 計	2020 年	2019 年
利用したことがある	7	32	39		
	0.9%	4.6%	2.7%	2.9%	3.0%
制度は知っているが、利用したことがない	297	352	649		
	39.8%	50.4%	44.9%	44.4%	34.7%
制度自体を知らない。	443	314	757		
	59.3%	45.0%	52.4%	52.7%	62.3%
回答法人数計	747	698	1,445	−	−

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 747 件、財団 698 件、計 1,445 件)に占める割合(%)。

(4) 資産寄附受入れについて

現物資産寄附受け入れ経験の有無については、受けたことがある法人は全体の 9%で、その割合は 2019 年以降減少傾向にある(表 43)。一方で、「現物資産の寄附を受けたことはないが、今後も受け入れるつもりもない」の回答比率は 6 割を超えている。

表 43 現物資産寄附の受入れ状況

回答項目	公益社団	公益財団	合 計	2020 年	2019 年
これまでに現物資産の寄附を受けたことがある	27	103	130		
	3.7%	14.7%	9.0%	9.6%	10.1%
これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後検討したい	192	191	383		
	26.1%	27.2%	26.7%	26.1%	25,8%
これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後も受け入れるつもりはない	66.9%	54.1%	60.7%		
	492	380	872	55.3	60.5
その他(記述回答)	24	28	52		
	3.3%	4.0%	3.6%	9.0%	3.6%
回答法人数計	735	702	1,437	−	−

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 735 件、財団 702 件、計 1,437 件)に占める割合(%)。

「その他」の記述回答は、158 頁の V. 1. (7) 参照。

(5) 税制に関する要望事項

次に、税制に関する要望について、本アンケートへの回答法人数(1,523 件)の 21.1%に当たる 322 件の記述回答を得た(表 44) 。最も多かった回答は、消費税関連の 123 件であり、固定資産税の 45 件、印紙税の 33 件、寄附税制の 10 件が続く。記述回答全文については、160 頁の V. 1. (8) を参照されたい。

表 44 税制に関する要望事項の記述回答数

項 目	公益社団	公益財団	合 計
全 般	5	13	18
寄附税制	3	7	10
法人税	4	2	6
消費税	99	24	123
印紙税	17	16	33
固定資産税	21	24	45
その他地方税	2	0	2
その他	8	6	14
特になし	52	52	104
回答法人数計	191	130	322

記述回答の全文は、160 頁、V. 1. (8) を参照。

4. 組織運営について

(1) ガバナンス・コードについて

ここでは、ガバナンス・コードに対する姿勢、会計基準に対する意識、社団法人の基金制度および財団法人の純資産規制についてみていく。

ガバナンス・コードの必要性については、必要と回答した法人の割合は23.4%であり、前年比で2.5ポイントの増加がみられ、不要と回答した法人の割合は11.3%に止まった(表45)。「聞いたことはあるが、内容は把握していない」と回答した法人の割合は42.6%を占め、最も高い数値を示している。

表45 ガバナンス・コードの必要性

回答項目	公益社団	公益財団	合 計	2020年
必 要	156	200	356	
	19.8%	27.1%	23.4%	20.9%
不 要	67	105	172	
	8.5%	14.2%	11.3%	11.2%
名前は聞いたことはあるが、内容は把握していない	344	305	649	
	43.8%	41.4%	42.6%	43.2%
聞いたことがない	219	127	346	
	27.9%	17.2%	22.7%	24.8%
回答法人数計	786	737	1,523	−

上段は回答数。下段は回答法人数（社団786件、財団737件、計1,523件)に占める割合(%)。

ガバナンス・コードの必要性について、主たる事業の分野別に示したのが表46である。事業別に上位5位、下位5位を設問(同コードの必要性)ごとに示すと以下のようになった。

◇必要

＜上位＞		＜下位＞	
スポーツ関係	76.2%	免許･資格付与･検査･検定	7.1%
福祉関係の助成	47.1%	同一資格者団体	13.3%
児童・青少年の健全育成	35.7%	災害・地域安全	14.3%
国際協力	29.7%	会館運営	14.3%
助成・表彰	27.1%	非営利活動支援団体	14.8%

◇不要

＜上位＞		＜下位＞	
助成・表彰	24.3%	同一資格者団体	0.0%
奨学	22.4%	美術館･博物館･動物園･水族館等	3.1%
免許･資格付与･検査･検定	21.4%	学会・学術団体	4.1%
児童・青少年の健全育成	19.0%	社会福祉関係	4.5%
芸術・文化関係	15.2%	スポーツ関係	4.8%

表 46 事業別のガバナンス・コードの必要性

主たる事業 (回答法人数)	必 要	不 要	内容を把握していない	聞いたことがない
社会福祉関係(112)	22.3	4.5	**44.6**	28.6
福祉関係の助成(17)	**47.1**	5.9	29.4	17.6
健康維持・増進団体等(84)	20.2	11.9	**46.4**	21.4
医療施設、病院等(26)	23.1	11.5	**42.3**	23.1
教育関係(71)	22.5	14.1	**46.5**	16.9
学会・学術団体(49)	24.5	4.1	**53.1**	18.4
研究・分析機関(41)	26.8	14.6	**41.5**	17.1
助成・表彰(107)	27.1	24.3	**36.4**	12.1
奨 学(58)	22.4	22.4	**43.1**	12.1
児童・青少年の健全育成(42)	**35.7**	19.0	**35.7**	9.5
美術館・博物館・動物園・水族館等(65)	16.9	3.1	**53.8**	26.2
芸術・文化関係(105)	22.9	15.2	**41.9**	20.0
スポーツ関係(63)	**76.2**	4.8	19.0	0.0
地域社会貢献活動・団体(211)	16.1	9.0	**45.0**	29.9
環境保護(47)	17.0	14.9	**40.4**	27.7
災害・地域安全(21)	14.3	9.5	**52.4**	23.8
国際協力(37)	29.7	8.1	**45.9**	16.2
産業創造・企業経営、起業支援(24)	16.7	12.5	**41.7**	29.2
業界団体(65)	18.5	12.3	**46.2**	23.1
同一資格者団体(30)	13.3	0.0	40.0	**46.7**
免許・資格付与・検査・検定(14)	7.1	21.4	**50.0**	21.4
会館運営(14)	14.3	7.1	**50.0**	28.6
行政関連(152)	18.4	9.9	**40.8**	30.9
非営利活動支援団体(27)	14.8	11.1	**40.7**	33.3
その他(41)	24.4	7.3	**41.5**	26.8
全 体(合計 1,523)	23.4	11.3	**42.6**	22.7

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業での最高値。

◇名前は聞いたことはあるが、内容は把握していない

＜上位＞		＜下位＞	
美術館・博物館・動物園・水族館等	53.8%	スポーツ関係	19.0%
学会・学術団体	53.1%	福祉関係の助成	29.4%
災害・地域安全	52.4%	児童・青少年の健全育成	35.7%
免許・資格付与・検査・検定	50.0%	助成・表彰	36.4%

会館運営	50.0%	同一資格者団体	40.0%

◇聞いたことがない

＜上位＞		＜下位＞	
同一資格者団体	46.7%	スポーツ関係	0.0%
非営利活動支援団体	33.3%	児童・青少年の健全育成	9.5%
行政関連	30.9%	助成・表彰	12.1%
地域社会貢献活動・団体	29.9%	奨学	12.1%
産業創造･企業経営、起業支援	29.2%	国際協力	16.2%

ガバナンス・コードは不要と回答した法人に対して、その理由を伺ったところ、現在の組織運営で手一杯とする回答比率が 43.3%で最も高く、「対応するための十分な体制が組織内に整っていない」、「特に問題や課題意識は感じていない」についてもそれぞれ 41.9%、30.7%に上った(表 47)。「その他」(記述回答)については、169 頁の Ⅴ. 1. (9) を参照されたい。

表 47 ガバナンス・コードを不要とした理由（複数選択）

回答項目	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
対応するための十分な体制が組織内に整っていない	42	48	90	
	43.8%	40.3%	41.9%	36.5%
組織体制構築にコストがかかる	23	32	55	
	24.0%	26.9%	25.6%	27.6%
組織内で理解や協力が得られにくい	9	5	14	
	9.4%	4.2%	6.5%	2.9%
専門知識や経験がない	22	16	38	
	22.9%	13.4%	17.7%	18.2%
現在の組織運営で手一杯	44	49	93	
	45.8%	41.2%	43.3%	44.7%
事業成果や組織価値の向上に繋がるという実感が持てない	15	27	42	
	15.6%	22.7%	19.5%	23.5%
ガバナンス疲れが心配される	9	15	24	
	9.4%	12.6%	11.2%	12.4%
特に問題や課題意識は感じていない	26	40	66	
	27.1%	33.6%	30.7%	33.5%
その他(記述回答)	6	14	20	
	6.3%	11.8%	9.3%	14.1%

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 96 件、財団 119 件、計 215 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、169 頁の Ⅴ. 1. (9) 参照。

ガバナンス・コードを採用している 70 法人(全回答法人の 5.1%)に対し、ガバナンス・コードを採用した時期を伺ったところ、ここ２年以内が半数以上を占めた（表 48）。

表 48 ガバナンス・コードを採用した時期

ガバナンス･コード採用時期	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
0 年～2 年前	20	19	39	
	51.3%	50.0%	50.6%	37.7%
3 年～5 年前	6	2	8	
	15.4%	5.3%	10.4%	18.0%
6 年以上前	12	11	23	
	30.8%	28.9%	29.9%	44.3%
その他(記述回答)	1	6	7	
	2.6%	15.8%	9.1%	－
回答法人数計	39	38	77	－

上段は回答件数。下段は回答法人数（社団 29 件、財団 38 件、計 77 件）に占める割合(%)。
採用時期の「その他」は、上部団体・外部のガバナンス・コード等を採用していて、時期不明との回答ほか。
「その他」(記述回答)は、170 頁の Ⅴ. 1. (10) 参照。

ガバナンス・コード採用の理由を尋ねたところ、「組織の健全な運営の実現」(92.0%)と回答した法人の割合が最も高く、「組織の不祥事の防止」も半数以上を占めた(表 49)。「その他」(記述回答)については、170 頁の Ⅴ. 1. (11) を参照されたい。

表 49 ガバナンス・コードを採用した理由（複数選択）

ガバナンス･コード採用の理由	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
組織の健全な運営の実現	39	30	69	
	92.9%	90.9%	92.0%	90.3%
組織の不祥事の防止	25	17	42	
	59.5%	51.5%	56.0%	51.6%
長期的な組織価値の向上	16	9	25	
	38.1%	27.3%	33.3%	11.3%
支援者、利害関係者との信頼性の確保	14	9	23	
	33.3%	27.3%	30.7%	25.8%
その他(記述回答)	1	0	1	
	2.4%	0.0%	1.3%	4.8%
回答法人数計	42	33	75	－

上段は回答件数。下段は回答法人数（社団 42 件、財団 33 件、計 75 件)に占める割合(%)。
ガバナンス・コード採用の理由欄の「その他」は「中央競技団体として義務化されている」との回答。
「その他」(記述回答)は、170 頁の Ⅴ. 1. (11) 参照。

(2) 会計基準に対する意識

公益法人会計基準では、財務諸表と呼ばれる「貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書」と附属明細書、財産目録を作成しなければならないが、その内容は一般的な企業会計とは異なり、かなり複雑であり、公益法人の税務会計に精通する人材や専門家を確保することが困難といわれている。今回も公益法人会計基準についての回答を求めたところ、「なし、特になし」を除くと、累計で 85 件の記述回答があった(表 50)。最も多かった回答は「複雑、難しい」(24 件)であり、財務三基準関係は 22 件、会計区分と内訳表については 11 件であった。具体的記述回答は、170 頁の V. 1. (12) に示す。

表 50 現在の会計制度についての記述回答の件数（再掲あり）

項目	公益社団	公益財団	合 計
会計区分と内訳表(事業区分)	5	6	11
費用配賦	2	4	6
事務負担	3	0	3
複雑、難しい	13	11	24
財務三基準	11	11	22
その他	6	13	19

記述内容が、複数の項目に関連する場合には、どちらにもカウントしている。
「その他」(記述回答)は、170 頁の V. 1. (12) 参照。

(3) 基金制度について（社団のみ）

基金制度は余剰金の分配をしない社団法人の性格を維持しつつ、安定した活動を行うために必要なものとなる。基金制度の活用状況について、回答があった社団 711 法人の 8.2%が基金制度について定款に明記しており、このうち実際に基金を募集しているのはわずか 1%であった(表 51)。「その他」(記述回答)については、186 頁の V. 1. (17) を、要望・意見については、186 頁の V. 1. (18) を参照されたい。なお、財団からも回答があったが、記述回答はそのまま掲載している。

表 51 基金制度の活用状況（社団のみ、複数選択）

回答項目	回答数	%
定款で基金制度について明記している	58	8.3
実際に基金を募集している	7	1.0
基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない	178	25.4
基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない	224	32.0
制度自体を聞いたことがない	226	32.3
その他(記述回答)	13	1.9
回答法人数計(公益社団のみ)	700	―

%は回答法人数 700 件に占める割合(%)。「その他」(記述回答)は、186 頁の V. 1. (17) 参照。

(4) 純資産規制について（財団のみ）

財団の場合、純資産額(正味財産)が 2 期連続で 300 万円を下回った時は強制解散となる。表 52 によると、回答があった財団 709 法人の大多数が「過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない」と回答している。ただ、1.1%が 300 万円を下回る恐れがある、下回っている、下回ったことがあると回答しており、この点が気になるところである。

「その他」(記述回答)については、187 頁の V. 1. (19) を、また要望・意見については、187 頁の V. 1. (20) を参照されたい。なお、社団からも回答があったが、記述回答はそのまま載せている。

表 52 純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)

回答項目	回答数	%
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない	699	98.6%
コロナの影響で 300 万円を下回る恐れがある	1	0.1%
現在 300 万円を下回っている	2	0.3%
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことがある	5	0.7%
その他(記述回答)	2	0.3%
回答法人数計(公益財団のみ)	709	－

%は回答法人数 709 件に占める割合(%)。「その他」(記述回答)は、187 頁の V. 1. (19) 参照。

5. 行政庁の対応等について

(1) 立入検査について

次に、行政庁の対応についてみていく。立入検査を経験した 1,411 法人(回答法人数の 92.6%)に対して、行政庁の対応について伺ったところ、87.9%が「必要限度内と思った」と回答したものの、前年から 2.3 ポイント減少した(表 53)。

その他の記述回答をみてみると、「県ごとに違うような取り扱いはして欲しくない」、「管轄の行政庁により見解が違う気がした」などの行政庁や担当官の対応に苦労している法人もあり、また「収支相償と健全な組織運営がどうやってできるのか聞いたが回答がなかった。日常業務の中の公益業務の判断を明確に示してもらえなかった」などの行政庁の指導に期待する声もあった。また、「立入検査が全くの不要であるとは思わないが、公益 information のシステムで提出済で承認されている内容の細かい説明までは必要ないのではと感じている。法人の実態を確認するためと法人運営に関する相談などの機会にしてもらいたい」などの法人の育成面に力を入れて欲しいとの要望も出ている。

「その他」記述回答には、計 72 件が寄せられており、その全文は 175 頁の V. 1. (13) を参照されたい。

表 53 立入検査の状況（複数選択）

回答項目	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
必要限度内と思った	644	596	1240	
	89.1%	86.6%	87.9%	90.2%
必要限度を超えていると思った	28	24	52	
	3.9%	3.5%	3.7%	3.4%
前回の立入検査と見解が違った	36	28	64	
	5.0%	4.1%	4.5%	4.4%
指摘事項が納得できなかった	21	14	35	
	2.9%	2.0%	2.5%	2.7%
その他(記述回答)	24	48	72	
	3.3%	7.0%	5.1%	4.0%
回答法人数計	723	688	1,411	―

上段は回答件数。下段は回答法人数（社団 723 件、財団 688 件、計 1,411 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、175 頁の V. 1. (13) 参照。

立入検査を「必要限度内と思った」と回答した法人を除いた回答法人数を、行政庁別に示すと表 54 のようになる。これは、立入検査になんらかの問題ありと感じている法人数と考えてよいであろう。

立ち入り検査に問題があると回答した法人の割合が最も高かったのは、山口県の 25.9%(7 件)であり、佐賀県の 25%（2 件）、大阪府の 24.1%（29 件）、鳥取県の 23.1%（13 件）が続く。問題ありとする法人がゼロの行政庁は、山形県、石川県、福井県、滋賀県、和歌山県、島根県、愛媛県、長崎県、熊本県、宮崎県であった。

表 54 立入検査に問題ありとした法人の行政庁別件数

行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%	行政庁	該当数	%
北海道(32)	1	3.1	石川県(26)	0	0.0	岡山県(18)	1	5.6
青森県(21)	3	14.3	福井県(19)	0	0.0	広島県(36)	6	16.7
岩手県(17)	1	5.9	山梨県(7)	1	14.3	山口県(27)	7	25.9
宮城県(16)	2	12.5	長野県(19)	1	5.3	徳島県(5)	1	20.0
秋田県(19)	3	15.8	岐阜県(20)	4	20.0	香川県(26)	2	7.7
山形県(10)	0	0.0	静岡県(33)	5	15.2	愛媛県(14)	0	0.0
福島県(33)	3	9.1	愛知県(41)	1	2.4	高知県(15)	1	6.7
茨城県(18)	1	5.6	三重県(19)	1	5.3	福岡県(30)	1	3.3
栃木県(20)	4	20.0	滋賀県(18)	0	0.0	佐賀県(8)	2	25.0
群馬県(15)	3	20.0	京都府(37)	4	10.8	長崎県(11)	0	0.0
埼玉県(35)	4	11.4	大阪府(29)	7	24.1	熊本県(16)	0	0.0
千葉県(18)	2	11.1	兵庫県(19)	3	15.8	大分県(12)	2	16.7
東京都(106)	20	18.9	奈良県(12)	1	8.3	宮崎県(17)	0	0.0
神奈川県(32)	6	18.8	和歌山県(14)	0	0.0	鹿児島県(35)	2	5.7
新潟県(30)	4	13.3	鳥取県(13)	3	23.1	沖縄県(10)	1	10.0
富山県(19)	2	10.5	島根県(14)	0	0.0	内閣府(350)	55	15.7
%は各行政庁の回答法人数に占める割合(%)。						合計(1,411)	171	12.1

(2) 変更認定申請の経緯

変更認定申請の経緯については、変更認定申請を経験した 485 法人の 7 割強が「法人の自主的判断による」と回答した(表 55)。また、「行政庁からの指摘による」と回答した法人の割合は 29.5%であり、このうち「納得できなかった」の回答比率は 3.9%、前年比で 2.5 ポイントの増加となった。行政庁別の変更認定申請経緯は、表 56 に示すとおりである。

表 55 変更認定申請の経緯(複数選択)

変更申請の経緯	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
法人の自主的判断による	177	166	343	70.7%
	67.0%	75.1%	70.7%	
行政庁からの指摘による(納得した)	79	45	124	27.2%
	29.9%	20.4%	25.6%	
行政庁からの指摘による(納得できなかった)	13	6	19	1.4%
	4.9%	2.7%	3.9%	
その他(記述回答)	11	12	23	4.5%
	4.2%	5.4%	4.7%	

上段は回答数。下段は回答法人数 (社団 262 件、財団 221 件、計 483 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、177 頁の V. 1. (14) 参照。

表 56 行政庁別の事業の変更認定申請の状況

行政庁（回答法人数）	認定申請		変更認定申請の経緯（申請件数に占める割合（%））			
	申請件数	申請割合（%）	法人の自主判断	行政著からの指摘（納得した）	行政庁からの指摘（納得できない）	その他
北海道（35）	13	37.1	69.2	38.5	0.0	0.0
青森県（21）	11	52.4	72.7	18.2	9.1	9.1
岩手県（21）	6	28.6	66.7	33.3	16.7	0.0
宮城県（16）	8	50.0	87.5	25.0	0.0	0.0
秋田県（19）	9	47.4	55.6	33.3	11.1	0.0
山形県（11）	3	27.3	100.0	0.0	0.0	0.0
福島県（36）	7	19.4	85.7	14.3	0.0	0.0
茨城県（21）	4	19.0	50.0	50.0	0.0	0.0
栃木県（21）	4	19.0	100.0	0.0	0.0	0.0
群馬県（16）	0	0.0	—	—	—	—
埼玉県（37）	13	35.1	61.5	30.8	7.7	7.7
千葉県（20）	5	25.0	60.0	20.0	20.0	0.0
東京都（112）	33	29.5	72.7	24.2	3.0	0.0
神奈川県（37）	12	32.4	66.7	25.0	8.3	8.3
新潟県（34）	7	20.6	71.4	0.0	14.3	14.3
富山県（19）	8	42.1	62.5	37.5	0.0	0.0
石川県（30）	7	23.3	100.0	0.0	0.0	0.0
福井県（20）	3	15.0	66.7	33.3	0.0	0.0
山梨県（9）	2	22.2	50.0	100.0	0.0	0.0
長野県（20）	9	45.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県（20）	8	40.0	75.0	25.0	0.0	0.0
静岡県（34）	14	41.2	50.0	42.9	0.0	7.1
愛知県（47）	14	29.8	64.3	28.6	0.0	14.3
三重県（21）	7	33.3	71.4	14.3	14.3	0.0
滋賀県（20）	7	35.0	71.4	42.9	0.0	0.0
京都府（39）	12	30.8	58.3	33.3	0.0	8.3
大阪府（31）	9	29.0	77.8	22.2	0.0	11.1
兵庫県（21）	2	9.5	50.0	50.0	0.0	0.0
奈良県（12）	2	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県（14）	2	14.3	100.0	0.0	0.0	50.0
鳥取県（13）	4	30.8	75.0	25.0	0.0	0.0
島根県（14）	4	28.6	75.0	0.0	0.0	25.0
岡山県（19）	4	21.1	75.0	25.0	0.0	0.0
広島県（39）	20	51.3	60.0	40.0	5.0	0.0
山口県（28）	11	39.3	81.8	18.2	0.0	9.1

行政庁 (回答法人数)	認定申請		変更認定申請の経緯(申請件数に占める割合(%))			
	申請件数	申請割合 (%)	法人の自主判断	行政著からの指摘(納得した)	行政庁からの指摘(納得できない)	その他
徳島県(6)	3	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
香川県(26)	11	42.3	63.6	27.3	9.1	9.1
愛媛県(15)	4	26.7	50.0	50.0	25.0	25.0
高知県(16)	4	25.0	75.0	25.0	0.0	0.0
福岡県(37)	9	24.3	66.7	22.2	0.0	11.1
佐賀県(9)	6	66.7	83.3	16.7	0.0	0.0
長崎県(11)	2	18.2	50.0	50.0	0.0	0.0
熊本県(16)	9	56.3	66.7	33.3	0.0	0.0
大分県(14)	2	14.3	50.0	50.0	0.0	0.0
宮崎県(19)	7	36.8	71.4	28.6	0.0	0.0
鹿児島県(40)	8	20.0	87.5	25.0	0.0	0.0
沖縄県(11)	3	27.3	66.7	33.3	0.0	0.0
内閣府(376)	127	33.8	74.0	24.4	5.5	5.5
合計(1,523)	479	31.5	71.6	25.9	4.0	4.8

「変更認定経験あり」の割合は、各行政庁の回答法人数に占める割合(%)。
「行政庁からの指摘」の割合は、「変更認定経験あり」と回答した法人数に占める割合(%)。

(3) 行政庁の対応

行政庁の指導について伺ったところ 1,345 法人から回答を得、このうち 82.2%が問題ないとの回答であった(表 57)。一方で、「やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし」および「旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い」の回答比率はそれぞれ 11.5%および 4.1%であり、いずれも前年と比較し増加している。

表 57 行政庁の指導について(複数選択)

行政庁の指導	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
おおむねこの理念に即して監督しているので問題はない	570 82.5%	536 82.0%	1106 82.2%	83.5%
やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし	80 11.6%	75 11.5%	155 11.5%	10.3%
旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い	29 4.2%	26 4.0%	55 4.1%	3.9%
その他 (記述回答)	16 2.3%	20 3.1%	36 2.7%	2.8%

%は回答法人数 (社団 691 件、財団 654 件、計 1,345 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、178 頁の V. 1. (15) 参照。

表 58 新制度における行政庁別の行政庁の対応について

行政庁 (回答法人数)	新制度について		回答数に占める割合(%)			
	回答数	回答率 (%)	おおむね問題はない。	細かい指導があるが旧制度よりまし	内部自治に介入する傾向が依然強い	その他
北海道(35)	33	94.3	84.8	9.1	6.1	0.0
青森県(21)	20	95.2	85.0	10.0	0.0	5.0
岩手県(21)	18	85.7	77.8	16.7	0.0	5.6
宮城県(16)	16	100.0	87.5	6.3	0.0	6.3
秋田県(19)	19	100.0	84.2	0.0	5.3	10.5
山形県(11)	10	90.9	90.0	10.0	0.0	0.0
福島県(36)	31	86.1	90.3	0.0	9.7	0.0
茨城県(21)	18	85.7	88.9	5.6	0.0	5.6
栃木県(21)	18	85.7	88.9	5.6	5.6	0.0
群馬県(16)	15	93.8	80.0	6.7	13.3	0.0
埼玉県(37)	32	86.5	90.6	6.3	3.1	0.0
千葉県(20)	19	95.0	84.2	10.5	0.0	5.3
東京都(112)	94	83.9	75.5	14.9	8.5	2.1
神奈川県(37)	33	89.2	78.8	12.1	9.1	0.0
新潟県(34)	27	79.4	77.8	11.1	7.4	3.7
富山県(19)	19	100.0	89.5	0.0	5.3	10.5
石川県(30)	24	80.0	91.7	4.2	4.2	0.0
福井県(20)	18	90.0	88.9	0.0	11.1	0.0
山梨県(9)	9	100.0	77.8	22.2	0.0	0.0
長野県(20)	19	95.0	94.7	5.3	0.0	0.0
岐阜県(20)	18	90.0	77.8	16.7	5.6	0.0
静岡県(34)	30	88.2	86.7	10.0	3.3	0.0
愛知県(47)	38	80.9	89.5	7.9	2.6	0.0
三重県(21)	18	85.7	94.4	0.0	0.0	5.6
滋賀県(20)	18	90.0	72.2	22.2	5.6	0.0
京都府(39)	36	92.3	83.3	16.7	0.0	0.0
大阪府(31)	27	87.1	85.2	7.4	7.4	0.0
兵庫県(21)	19	90.5	78.9	15.8	5.3	0.0
奈良県(12)	12	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県(14)	14	100.0	92.9	0.0	0.0	7.1
鳥取県(13)	11	84.6	90.9	9.1	0.0	0.0
島根県(14)	14	100.0	85.7	14.3	0.0	0.0
岡山県(19)	17	89.5	94.1	5.9	0.0	0.0

行政庁 (回答法人数)	新制度について		回答数に占める割合(%)			
	回答数	回答率 (%)	おおむね問題はない。	細かい指導があるが旧制度よりまし	内部自治に介入する傾向が依然強い	その他
広島県(39)	33	84.6	66.7	18.2	15.2	0.0
山口県(28)	24	85.7	83.3	12.5	4.2	0.0
徳島県(6)	5	83.3	60.0	20.0	0.0	20.0
香川県(26)	25	96.2	88.0	12.0	0.0	0.0
愛媛県(15)	14	93.3	85.7	7.1	0.0	7.1
高知県(16)	15	93.8	80.0	6.7	6.7	13.3
福岡県(37)	32	86.5	78.1	15.6	3.1	3.1
佐賀県(9)	8	88.9	50.0	37.5	12.5	0.0
長崎県(11)	10	90.9	90.0	10.0	0.0	0.0
熊本県(16)	12	75.0	75.0	8.3	16.7	0.0
大分県(14)	11	78.6	81.8	18.2	0.0	0.0
宮崎県(19)	16	84.2	100.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県(40)	33	82.5	93.9	6.1	0.0	0.0
沖縄県(11)	10	90.9	80.0	20.0	0.0	0.0
内閣府(376)	333	88.6	76.9	16.2	3.0	5.1
合計(1,523)	1345	88.3	82.2	11.5	4.1	2.7

(4) 行政庁への要望について

行政庁への要望に関する記述回答は、218 法人より計 225 件が寄せられた（表 59）。最も多かった要望内容は、「全般要望」以外では指導監督体制に関するもので 18 件。定期報告（17 件）、「個別の制度改善要望」（12 件）および「立ち入り検査」においても 10 件以上の記述回答が寄せられている。具体的内容は、180 頁の V. 1. (16) を参照されたい。

表 59 行政庁への要望についての記述回答の件数（再掲あり）

項 目	公益社団	公益財団	合 計
指導監督体制	12	6	18
定期報告関係	10	7	17
立入検査	7	4	11
変更認定・届出	3	2	5
個別の制度改善要望	9	3	12
全般要望	23	27	50
その他	1	3	4
特になし	62	46	108
回答法人数計	121	97	218

一つの記述回答が、複数項目に再掲される場合あり。記述回答の全文は、180 頁、V. 1. (16) を参照。

6. 新型コロナウィルス感染拡大への対応

(1) 事業活動への影響と損失状況

次に、公益法人の新型コロナウィルス感染症による影響や、その問題への対応などについて検証する。

新型コロナウィルス感染症拡大の事業活動への影響については、本アンケートを実施した 7 月現在の事業損失状況について「財政破綻寸前」および「大幅なマイナス影響が発生」と回答した法人の割合はそれぞれ 0.6%および 13.7%であり、前年比で 0.3 ポイント減および 12.8 ポイント減となった(表 60)。

一方、「変化なし」との回答が前年比で 21.2 ポイント増になっており、ウィズコロナでの活動になってきたことが伺える。但し、「大幅なマイナス影響」と「一部マイナス影響」が発生しているとの回答数は、計 45.6%に達しており、今後とも油断の出来ない状況にある。

表 60 コロナ禍による事業の損失状況

損失状況	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
財政破綻寸前の状態	3	6	9	
	0.4%	0.8%	0.6%	0.9%
大幅なマイナス影響が発生	108	101	209	
	13.7%	13.7%	13.7%	26.5%
一部マイナス影響が発生	293	193	486	
	37.3%	26.2%	31.9%	44.9%
現在はないが、今後マイナス影響発生見込み	119	80	199	
	15.1%	10.9%	13.1%	13.5%
プラス影響が発生・発生見込み	76	74	150	
	9.7%	10.0%	9.8%	4.5%
変化なし	187	283	470	
	23.8%	38.4%	30.9%	9.7%
回答法人数計	786	737	1,523	−

上段は回答数。回答法人数計（社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。

中心となる事業別のコロナウィルスによる損失状況は、表 61 に示すような回答であった。この結果をみると、やはり人と接することが多い事業分野が大きな影響を受けており、具体的には、「医療施設、病院等」(88.5%)、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」(87.7%)、「会館運営」(85.7%)、「学会・学術団体」(83.7%)、「社会福祉関係」(81.2%)、「災害・地域安全」(81.0%)の事業分野において、８割以上の法人が影響あり（見込みを含む）と回答している。

表 61 主たる事業別の事業損失状況

主たる事業 (回答法人数)	財政破綻寸前の状態	大幅なマイナスが発生	一部マイナスが発生	今後マイナス発生見込み	プラス影響発生・見込み	変化なし
社会福祉関係(112)	0.0	14.3	**43.8**	14.3	8.9	18.8
福祉関係の助成(17)	0.0	11.8	29.4	11.8	0.0	**47.1**
健康維持・増進団体等(84)	1.2	14.3	**45.2**	10.7	8.3	20.2
医療施設、病院等(26)	0.0	23.1	38.5	3.8	23.1	11.5
教育関係(71)	0.0	22.5	31.0	5.6	15.5	25.4
学会・学術団体(49)	0.0	16.3	**42.9**	14.3	10.2	16.3
研究・分析機関(41)	0.0	9.8	29.3	2.4	7.3	**51.2**
助成・表彰(107)	0.0	1.9	10.3	8.4	19.6	**59.8**
奨 学(58)	0.0	1.7	6.9	10.3	8.6	**72.4**
児童・青少年の健全育成(42)	4.8	19.0	21.4	11.9	7.1	35.7
美術館・博物館・動物園等(65)	1.5	27.7	35.4	15.4	7.7	12.3
芸術・文化関係(105)	0.0	21.0	28.6	20.0	9.5	21.0
スポーツ関係(63)	1.6	20.6	36.5	17.5	3.2	20.6
地域社会貢献活動・団体(211)	0.5	13.7	36.5	14.7	8.5	26.1
環境保護(47)	0.0	17.0	31.9	8.5	2.1	**40.4**
災害・地域安全(21)	0.0	9.5	**42.9**	19.0	9.5	19.0
国際協力(37)	5.4	21.6	32.4	13.5	5.4	21.6
産業創造・企業経営、起業支援(24)	0.0	20.8	25.0	12.5	8.3	33.3
業界団体(65)	1.5	9.2	27.7	20.0	13.8	27.7
同一資格者団体(30)	0.0	13.3	33.3	10.0	10.0	33.3
免許・資格付与・検査・検定(14)	0.0	21.4	14.3	14.3	21.4	28.6
会館運営(14)	0.0	14.3	**64.3**	7.1	0.0	14.3
行政関連(152)	0.0	4.6	30.9	13.2	11.2	**40.1**
非営利活動支援団体(27)	0.0	3.7	37.0	22.2	0.0	37.0
その他(41)	0.0	14.6	34.1	12.2	12.2	26.8
合計(1,523)	0.6	13.7	31.9	13.1	9.8	30.9

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は40%以上。

事業損失状況ごとに回答割合の上位 5 位、下位 5 位をみると、以下のようになった。

◇財政破綻寸前の状態

＜上位＞

国際協力 5.4%
児童・青少年の健全育成 4.8%
スポーツ関係 1.6%

＜下位＞

社会福祉関係、福祉関係の助成、医療施設・病院等、教育関係など 0.0%

美術館・博物館・動物園等	1.5%
業界団体	1.5%

◇大幅なマイナスが発生

＜上位＞		＜下位＞	
美術館・博物館・動物園等	27.7%	奨学	1.7%
医療施設、病院等	23.1%	助成・表彰	1.9%
教育関係	22.5%	非営利活動支援団体	3.7%
国際協力	21.6%	行政関連	4.6%
免許･資格付与･検査･検定	21.4%	業界団体	9.2%

◇一部マイナスが発生

＜上位＞		＜下位＞	
会館運営	64.3%	奨学	6.9%
健康維持・増進団体等	45.2%	助成・表彰	10.3%
社会福祉関係	43.8%	免許･資格付与･検査･検定	14.3%
学会･学術団体	42.9%	児童･青少年の健全育成	21.4%
災害･地域安全	42.9%	産業創造･企業経営、起業支援	25.0%

◇今後マイナス発生見込み

＜上位＞		＜下位＞	
非営利活動支援団体	22.2%	研究・分析機関	2.4%
芸術・文化関係	20.0%	医療施設、病院等	3.8%
業界団体	20.0%	教育関係	5.6%
災害・地域安全	19.0%	会館運営	7.1%
スポーツ関係	17.5%	助成・表彰	8.4%

◇プラス影響発生・見込み

＜上位＞		＜下位＞	
互助・共済、親睦団体	25.0%	情報化社会	0.0%
医療施設、病院等	23.1%	会館運営	0.0%
免許･資格付与･検査･検定	21.4%	非営利活動支援団体	0.0%
助成・表彰	19.6%	福祉関係の助成	0.0%
教育関係	15.5%	環境保護	2.1%

◇変化なし

＜上位＞		＜下位＞	
奨学	72.4%	医療施設、病院等	11.5%
助成・表彰	59.8%	美術館・博物館・動物園等	12.3%
研究・分析機関	51.2%	会館運営	14.2%
福祉関係の助成	47.1%	学会・学術団体	16.3%
環境保護	40.4%	災害・地域安全	19.0%

(2) 法人組織として求めたい支援

組織として求めたい支援措置については、「支援情報を含む各種情報の提供」(21.8%)、「休業・事業損失への補償金」(21.6%)、「税制の優遇措置」(18.9%)および「IT 導入相談・経費補助」(18.6%)について一定のニーズがみられる(表 62)。「その他」(記述回答)については 46 件が寄せられており、その内容は 189 頁の V. 1. (21) を参照されたい。

表 62 法人組織として求めたい支援（複数選択）

求めたい支援	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
休業・事業損失への補償金	161	168	329	
	20.5%	22.8%	21.6%	28.6%
税制の優遇措置	184	104	288	
	23.4%	14.1%	18.9%	15.7%
無利子・低利子融資	46	32	78	
	5.9%	4.3%	5.1%	4.5%
IT 導入相談・経費補助	147	136	283	
	18.7%	18.5%	18.6%	22.8%
窓口・オンライン上の個別相談	88	93	181	
	11.2%	12.6%	11.9%	6.3%
支援情報を含む各種情報の提供	176	156	332	
	22.4%	21.2%	21.8%	27.1%
従業員の失業対策・雇用支援	61	58	119	
	7.8%	7.9%	7.8%	7.0%
特段の支援は求めていない	286	318	604	
	36.4%	43.1%	39.7%	37.4%
その他(記述回答)	22	24	46	
	2.8%	3.3%	3.0%	2.9%

上段は回答数。下段は全回答法人数（社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、189 頁の V. 1. (21) 参照。

組織として求めたい支援の回答割合を、主たる事業別に示すと表 63 のようになった。

「事業損失への補償金」の支援を求めている比率が高い事業は、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」67.7%がトップであり、「スポーツ関係」50.8%、「会館運営」50.0%、「芸術・文化関係」41.0%が続いている。いずれも来場者を必要とする事業分野である。

また、「税制の優遇措置」を求めているのは、「医療、病院等」46.2%があり、「会館運営」35.7%となっており、高い比率になっている。

なお、求めたい支援の「その他」については、前述したように、189 頁の V. 1. (21) を参照されたい。

表 63 主たる事業別の求めたい支援

主たる事業 (回答法人数)	事業損失への補償金	税制の優遇措置	無利子低利子融資	IT 導入相談・経費補助	窓口・ネットでの個別相談	支援情報・各種情報の提供	従業員失業対策・雇用支援	特段の支援は求めていない	その他
社会福祉関係(112)	23.2	26.8	5.4	19.6	9.8	12.5	6.3	38.4	3.6
福祉関係の助成(17)	17.6	17.6	5.9	11.8	23.5	23.5	11.8	**41.2**	0.0
健康維持・増進団体等(84)	17.9	26.2	9.5	19.0	11.9	19.0	11.9	32.1	6.0
医療施設、病院等(26)	30.8	**46.2**	7.7	34.6	11.5	23.1	11.5	26.9	0.0
教育関係(71)	25.4	19.7	4.2	21.1	16.9	19.7	11.3	38.0	0.0
学会・学術団体(49)	12.2	20.4	4.1	30.6	18.4	32.7	2.0	38.8	2.0
研究・分析機関(41)	7.3	17.1	4.9	14.6	22.0	14.6	4.9	**58.5**	2.4
助成・表彰(107)	0.0	4.7	0.0	10.3	15.0	13.1	2.8	**70.1**	0.9
奨 学(58)	0.0	6.9	0.0	3.4	13.8	10.3	3.4	**72.4**	5.2
児童・青少年の健全育成(42)	28.6	11.9	2.4	26.2	11.9	31.0	16.7	21.4	4.8
美術館・博物館・動物園等(65)	**67.7**	18.5	7.7	24.6	9.2	29.2	24.6	9.2	6.2
芸術・文化関係(105)	**41.0**	19.0	5.7	23.8	15.2	32.4	7.6	23.8	1.9
スポーツ関係(63)	**50.8**	19.0	6.3	27.0	12.7	27.0	15.9	20.6	3.2
地域社会貢献活動・団体(211)	16.6	28.4	5.2	11.8	7.6	21.3	6.6	37.9	4.7
環境保護(47)	14.9	14.9	4.3	27.7	19.1	31.9	0.0	38.3	2.1
災害・地域安全(21)	9.5	19.0	9.5	19.0	14.3	14.3	0.0	**52.4**	4.8
国際協力(37)	35.1	8.1	10.8	27.0	10.8	18.9	16.2	32.4	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(24)	12.5	8.3	8.3	25.0	4.2	33.3	4.2	37.5	8.3
業界団体(65)	21.5	12.3	1.5	13.8	10.8	26.2	6.2	**49.2**	0.0
同一資格者団体(30)	13.3	16.7	6.7	23.3	0.0	10.0	6.7	**46.7**	3.3
免許・資格付与・検査・検定(14)	14.3	7.1	0.0	7.1	7.1	14.3	0.0	**57.1**	0.0
会館運営(14)	**50.0**	35.7	14.3	7.1	14.3	28.6	0.0	14.3	7.1
行政関連(152)	11.8	14.5	5.3	15.1	9.9	20.4	5.9	**48.7**	0.7
非営利活動支援団体(27)	22.2	22.2	11.1	37.0	7.4	33.3	3.7	25.9	7.4
その他(41)	19.5	22.0	2.4	17.1	9.8	29.3	7.3	31.7	4.9
合計(1,523)	21.6	18.9	5.1	18.6	11.9	22.0	7.8	39.7	3.0

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は 40%以上。「その他」(記述回答)は、189 頁の V. 1. (21) 参照。

求めたい支援内容ごとの上位5位は以下のとおりである。

◇事業損失への補償金

美術館・博物館・動物園等	67.7%
スポーツ関係	50.8%
会館運営	50.0%
芸術・文化関係	41.0%
国際協力	35.1%

◇税制の優遇措置

医療施設、病院等	46.2%
会館運営	35.7%
地域社会貢献活動・団体	28.4%
社会福祉関係	26.8%
健康維持・増進団体等	26.2%

◇無利子低利子融資

会館運営	14.3%
非営利活動支援団体	11.1%
国際協力	10.8%
健康維持・増進団体等	9.5%
産業創造・企業経営、起業支援	8.3%

◇IT 導入相談・経費補助

非営利活動支援団体	37.0%
医療施設・病院等	34.6%
学会・学術団体	30.6%
環境保護	27.7%
スポーツ関係	27.0%

◇窓口・ネットでの個別相談

福祉関係の助成	23.5%
研究・分析機関	22.0%
環境保護	19.1%
学会・学術団体	18.4%
教育関係	16.9%

◇支援情報・各種情報の提供

産業創造・企業経営、起業支援	33.3%
非営利活動支援団体	33.3%
学会・学術団体	32.7%
芸術・文化関係	32.4%
その他	32.3%

◇従業員失業対策・雇用支援

美術館・博物館・動物園等	24.6%
児童・青少年の健全育成	16.7%
国際協力	16.2%
スポーツ関係	15.9%
健康維持・増進団体等	11.9%

◇特段の支援は求めていない

奨学	72.4%
助成・表彰	70.1%
研究・分析機関	58.5%
免許・資格付与・検査・検定	57.1%
災害・地域安全	52.4%

表 64 は、組織として求めたい支援を行政庁別に示したものであり、40%以上を占める数値は太字で表した。

表 64 行政庁別求めたい支援

行政庁 (回答法人数)	事業損失への補償金	税制の優遇措置	無利子低利子融資	IT 導入相談・経費補助	窓口・ネットでの個別相談	支援情報・各種情報の提供	従業員失業対策・雇用支援	特段の支援は求めていない	その他
北海道(35)	20.0	5.7	5.7	8.6	2.9	11.4	11.4	**54.3**	0.0
青森県(21)	9.5	19.0	9.5	9.5	4.8	14.3	14.3	**52.4**	4.8
岩手県(21)	19.0	23.8	4.8	28.6	14.3	28.6	23.8	38.1	9.5
宮城県(16)	18.8	12.5	6.3	0.0	6.3	18.8	6.3	**43.8**	6.3
秋田県(19)	10.5	26.3	5.3	5.3	0.0	15.8	0.0	**52.6**	5.3
山形県(11)	36.4	**45.5**	9.1	0.0	0.0	9.1	18.2	27.3	0.0
福島県(36)	30.6	13.9	2.8	16.7	11.1	25.0	8.3	25.0	2.8
茨城県(21)	28.6	23.8	14.3	14.3	0.0	9.5	4.8	38.1	4.8
栃木県(21)	19.0	9.5	4.8	0.0	4.8	23.8	0.0	**52.4**	4.8
群馬県(16)	37.5	18.8	6.3	12.5	0.0	18.8	12.5	31.3	6.3
埼玉県(37)	**43.2**	18.9	2.7	21.6	10.8	27.0	13.5	29.7	0.0
千葉県(20)	20.0	15.0	20.0	35.0	5.0	10.0	15.0	35.0	0.0
東京都(112)	20.5	22.3	6.3	31.3	17.9	26.8	5.4	33.9	3.6
神奈川県(37)	29.7	18.9	5.4	29.7	16.2	21.6	18.9	27.0	8.1
新潟県(34)	17.6	23.5	8.8	23.5	26.5	32.4	14.7	32.4	0.0
富山県(19)	21.1	5.3	5.3	15.8	0.0	26.3	5.3	**52.6**	0.0
石川県(30)	16.7	20.0	0.0	20.0	0.0	13.3	10.0	**40.0**	3.3
福井県(20)	20.0	30.0	0.0	25.0	10.0	5.0	5.0	**50.0**	0.0
山梨県(9)	11.1	22.2	0.0	0.0	22.2	11.1	0.0	**44.4**	0.0
長野県(20)	5.0	10.0	0.0	10.0	10.0	20.0	10.0	**70.0**	0.0
岐阜県(20)	10.0	0.0	0.0	15.0	10.0	25.0	15.0	**45.0**	5.0
静岡県(34)	23.5	29.4	2.9	8.8	14.7	20.6	5.9	**41.2**	2.9
愛知県(47)	21.3	21.3	2.1	19.1	4.3	17.0	6.4	**44.7**	0.0
三重県(21)	23.8	14.3	4.8	4.8	4.8	9.5	0.0	**42.9**	0.0
滋賀県(20)	15.0	25.0	0.0	25.0	5.0	35.0	0.0	35.0	0.0
京都府(39)	30.8	30.8	7.7	25.6	10.3	38.5	7.7	20.5	5.1
大阪府(31)	16.1	32.3	3.2	22.6	6.5	25.8	3.2	29.0	9.7
兵庫県(21)	28.6	14.3	0.0	14.3	4.8	23.8	4.8	**42.9**	4.8
奈良県(12)	33.3	33.3	0.0	16.7	16.7	25.0	0.0	33.3	0.0
和歌山県(14)	7.1	7.1	14.3	7.1	14.3	21.4	7.1	**57.1**	0.0
鳥取県(13)	7.7	23.1	0.0	7.7	23.1	38.5	7.7	30.8	0.0
島根県(14)	21.4	7.1	0.0	14.3	0.0	7.1	0.0	**64.3**	0.0
岡山県(19)	15.8	15.8	0.0	15.8	15.8	15.8	5.3	36.8	5.3
広島県(39)	33.3	15.4	2.6	25.6	17.9	23.1	12.8	35.9	5.1
山口県(28)	25.0	14.3	10.7	7.1	7.1	28.6	7.1	**42.9**	0.0

行政庁 (回答法人数)	事業損失への補償金	税制の優遇措置	無利子低利子融資	IT 導入相談・経費補助	窓口・ネットでの個別相談	支援情報・各種情報の提供	従業員失業対策・雇用支援	特段の支援は求めていない	その他
徳島県(6)	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	33.3	16.7
香川県(26)	23.1	34.6	3.8	26.9	0.0	19.2	0.0	38.5	0.0
愛媛県(15)	13.3	13.3	0.0	20.0	6.7	20.0	6.7	**60.0**	0.0
高知県(16)	31.3	12.5	0.0	25.0	0.0	31.3	12.5	37.5	6.3
福岡県(37)	32.4	32.4	5.4	18.9	8.1	24.3	2.7	32.4	2.7
佐賀県(9)	22.2	11.1	11.1	11.1	11.1	0.0	22.2	33.3	11.1
長崎県(11)	18.2	27.3	0.0	0.0	0.0	18.2	18.2	**54.5**	0.0
熊本県(16)	12.5	12.5	6.3	12.5	0.0	12.5	0.0	**62.5**	12.5
大分県(14)	14.3	14.3	7.1	21.4	21.4	28.6	0.0	28.6	0.0
宮崎県(19)	5.3	15.8	5.3	15.8	10.5	5.3	0.0	**52.6**	0.0
鹿児島県(40)	12.5	30.0	0.0	15.0	10.0	22.5	2.5	37.5	5.0
沖縄県(11)	18.2	36.4	18.2	0.0	0.0	36.4	27.3	36.4	0.0
内閣府(376)	21.3	14.6	6.4	20.5	19.1	22.9	8.0	**40.2**	2.7
合計(1,523)	21.6	18.9	5.1	18.6	11.9	22.0	7.8	39.7	3.0

数値は各行政庁のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。太字は 40%以上。
事業損失への補償金:休業・事業損失への補償金　税制の優遇措置:税制の優遇措置　無利子・低利子融資:無利子・低利子融資　IT 導入相談・経費補助:IT 導入相談・経費補助　窓口・ネットでの個別相談:窓口・オンライン上の個別相談
支援情報・各種情報の提供:支援情報を含む各種情報の提供　従業員失業対策・雇用支援:従業員の失業対策・雇用支援
特段の支援は求めていない:特段の支援は求めていない　その他:記述回答は、189 頁の V. 1. (21) 参照

求めたい支援内容ごとの上位 5 位は以下のとおりである。

◇事業損失への補償金

埼玉県	43.2%
山形県	36.4%
奈良県	33.3%
広島県	33.3%
福岡県	32.4%

◇税制の優遇措置

山形県	45.5%
沖縄県	18.2%
香川県	34.6%
奈良県	33.3%
福岡県	32.4%

◇無利子低利子融資

千葉県	20.0%
沖縄県	18.2%
茨城県	14.3%
和歌山県	14.3%
佐賀県	11.1%

◇IT 導入相談・経費補助

千葉県	35.0%
東京都	31.3%
神奈川県	29.7%
岩手県	28.6%
香川県	26.9%

◇窓口・ネットでの個別相談

新潟県	26.5%
鳥取県	23.1%
山梨県	22.2%
大分県	21.4%
内閣府	19.1%

◇支援情報・各種情報の提供

京都府	38.5%
鳥取県	38.5%
沖縄県	36.4%
滋賀県	35.0%
新潟県	32.4%

◇従業員失業対策・雇用支援

沖縄県	27.3%
岩手県	23.8%
佐賀県	22.2%
神奈川県	18.9%
山形県、長崎県	18.2%

◇特段の支援は求めていない

長野県	70.0%
島根県	64.3%
熊本県	62.5%
愛媛県	60.0%
和歌山県	57.1%

(3) 対外的な支援活動の実施状況

新型コロナウィルス感染症拡大への対外的な支援活動の実施状況をみると、何らかの支援事業を行っている法人の割合は 42.1%であり、多くは「特に何も行っていない」(63.8%)とする回答であった(表 65)。「その他」の記述回答 91 件は V. 1.(22)、190 頁を参照願いたい。

対外的な支援活動を主たる事業の分野別に示したのが、表 66 である。自らが困難な状況にありながらも、だからこそ周りも困難な状況にあるということで、積極的な支援活動を行っている。

表 65 コロナウィルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数選択)

対外的な支援	公益社団	公益財団	合 計	2020 年
寄附金、助成金等の支出	59	93	152	
	7.5%	12.6%	10.0%	6.5%
コロナ関連の支援プログラムの創設	39	52	91	
	5.0%	7.1%	6.0%	5.5%
支援物資、機材、車両等の提供	52	22	74	
	6.6%	3.0%	4.9%	5.2%
雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供	104	77	181	
	13.2%	10.4%	11.9%	13.7%
講演会、シンポジウム等の開催	96	45	141	
	12.2%	6.1%	9.3%	3.1%
特に何も行っていない	496	475	971	
	63.1%	64.5%	63.8%	68.1%
その他(記述回答)	41	48	89	
	5.2%	6.5%	5.8%	4.4%

上段は回答数。下段は回答法人数 (社団 786 件、財団 737 件、計 1,523 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)は、190 頁の V. 1.(22) 参照。

表 66 主たる事業別コロナ関連支援活動

主たる事業 (回答法人数)	寄附金・助成金等の支出	支援プログラムの創設	支援物資、車両等の提供	雇用促進,施設・情報提供	講演会・シンポ等の開催	特に何も行っていない	その他
社会福祉関係(112)	7.1	5.4	**8.0**	12.5	4.5	67.0	3.6
福祉関係の助成(17)	**29.4**	5.9	5.9	5.9	5.9	58.8	5.9
健康維持・増進団体等(84)	3.6	**10.7**	7.1	8.3	15.5	64.3	**9.5**
医療施設、病院等(26)	3.8	**19.2**	**19.2**	**23.1**	**26.9**	30.8	**34.6**
教育関係(71)	12.7	5.6	5.6	0.0	11.3	60.6	7.0
学会・学術団体(49)	4.1	2.0	0.0	10.2	**32.7**	59.2	2.0
研究・分析機関(41)	4.9	0.0	0.0	9.8	12.2	70.7	**9.8**
助成・表彰(107)	**16.8**	6.5	1.9	1.9	6.5	72.9	2.8
奨 学(58)	13.8	1.7	3.4	0.0	0.0	67.2	**15.5**
児童・青少年の健全育成(42)	7.1	9.5	4.8	7.1	9.5	71.4	2.4
美術館・博物館・動物園等(65)	9.2	4.6	1.5	6.2	4.6	**81.5**	0.0
芸術・文化関係(105)	**15.2**	7.6	1.9	11.4	5.7	62.9	6.7
スポーツ関係(63)	14.3	7.9	4.8	**20.6**	0.0	58.7	3.2
地域社会貢献活動・団体(211)	6.6	3.8	**9.5**	19.4	10.4	60.7	3.3
環境保護(47)	6.4	0.0	4.3	0.0	2.1	**87.2**	4.3
災害・地域安全(21)	9.5	4.8	0.0	4.8	0.0	**85.7**	0.0
国際協力(37)	10.8	**21.6**	**8.1**	**21.6**	5.4	37.8	8.1
産業創造・企業経営、起業支援(24)	**20.8**	**12.5**	0.0	**41.7**	16.7	33.3	4.2
業界団体(65)	13.8	3.1	**7.7**	**23.1**	9.2	56.9	6.2
同一資格者団体(30)	10.0	3.3	3.3	0.0	**26.7**	60.0	**13.3**
免許・資格付与・検査・検定(14)	7.1	0.0	0.0	14.3	21.4	50.0	7.1
会館運営(14)	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	**78.6**	7.1
行政関連(152)	9.9	5.9	2.6	17.1	6.6	61.8	9.2
非営利活動支援団体(27)	**14.8**	3.7	3.7	7.4	3.7	**74.1**	0.0
その他(41)	4.9	9.8	2.4	7.3	**22.0**	58.5	0.0
合計(1,523)	10.0	6.0	4.9	11.9	9.3	63.8	6.0

数値は各カッコ内の回答法人数に占める割合(%)。太字は回答毎の上位5位。
支援プログラムの創設：コロナ関連の支援プログラムの創設　　支援物資、車両等の提供：支援物資、機材、車両等の提供　　雇用促進,施設・情報提供：雇用産業促進、施設提供、調査提言情報提供　　講演会・シンポ等の開催：講演会、シンポジウム等の開催　　その他：記述回答は、190 頁の V. 1. (22) 参照。

各支援分野の上位５位を、以下に示す。

◇寄附金、助成金等の支出

福祉関係の助成	29.4%
産業創造・企業経営、起業支援	20.8%
助成・表彰	16.8%
芸術・文化関係	15.2%
非営利活動支援団体	14.8%

◇コロナ関連の支援プログラムの創設

国際協力	21.6%
医療施設、病院等	19.2%
産業創造・企業経営、起業支援	12.5%
健康維持・増進団体等	10.7%
その他	9.8%

◇支援物資、機材、車両等の提供

医療施設、病院等	19.2%
地域社会貢献活動・団体	9.5%
国際協力	8.1%
社会福祉関係	8.0%
業界団体	7.7%

◇雇用・産業促進、施設提供、提言ほか

産業創造･企業経営、起業支援	41.7%
医療施設、病院等	23.1%
業界団体	23.1%
国際協力	21.6%
スポーツ関係	20.6%

◇講演会、シンポジウム等の開催

学会・学術団体	32.7%
医療施設、病院等	26.9%
同一資格者団体	26.7%
その他	22.0%
免許･資格付与･検査･検定	21.4%

◇特に何も行っていない

環境保護	87.2%
災害・地域安全	85.7%
美術館・博物館・動物園等	81.5%
会館運営	78.6%
非営利活動支援団体	74.1%

(4) コロナウィルスに係る支援策・税制面での意見、要望等

コロナウィルスの感染拡大に係る支援策や税制面での意見や要望を求めたところ、表 67 のように、「特になし」を除いても 99 件の回答が寄せられた。切実な意見・要望が多いので、ぜひご一読をお願いしたい。例えば「コロナ関連で緊急に助成支援をしようとしましたが、公益事業の追加申請をしないといけないという指導があり、時間も無い中で法人会計からの寄附の形で乗り切りました。東日本対震災時は特例の方法があったと聞いていますが、同様の仕組みがサッと設置されたら良かったのにと思います」は一例である。記述回答の全文は、193 頁の V. 1. (23) を参照されたい。

表 67　コロナウィルス関連の支援策・税制面での意見・要望等（再掲あり）

分 類	公益社団	公益財団	合 計
休業事業補償	10	18	28
制度改正	4	7	11
行政庁の支援	9	1	10
IT導入支援	0	1	1
情報提供相談	7	2	9
税制支援	6	1	7
その他支援金	15	5	20
その他	9	4	13
特になし	54	47	101

記述回答の全文は、193 頁の V. 1. (23) を参照。

7. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人協会に対する要望は、259 法人から「特になし」を除いても 167 件寄せられ、このうち 30 件が提言活動に関する要望であり、その内容の多くは収支相償やコロナ関係に関するものであった（表 68）。具体的記述内容については、199 頁の V. 1. (24) を参照されたい。今後の弊協会の活動に役立たせていただく所存である。

表 68　公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数（再掲あり）

項　目	公益社団	公益財団	合 計
情報提供全般に関するもの	11	9	20
相談に関するもの	14	11	25
セミナーに関するもの	5	16	21
月刊誌・書籍に関するもの	0	1	1
提言活動に関するもの	13	17	30
会員制度に関するもの	0	1	1
調査研究(本アンケート含む)に関するもの	5	8	13
公法協への激励・苦言に関するもの	9	33	42
その他	8	6	14
特になし、なし	69	40	109
回答法人数計	128	131	259

記述回答の全文は、199 頁の V. 1. (24) 参照。

III. アンケート結果〔一般法人編〕

1. 回答法人の基本的事項

本章では、一般法人を対象としたアンケートの結果を報告する。回答いただいた法人は 791 法人であり、その内訳は社団 535 件(67.6%)、財団 256 件(32.4%)である(表 69)。ちなみに、前回調査での回答法人数は 796 件で、今回もほぼ同規模の回答をいただいた。

表 69　回答法人の法人格

法人格	回答法人数	割合（%）
一般社団法人	536	67.6
一般財団法人	256	32.4
合　計	791	―

表 70 は、回答法人の設立経緯を示したものである。対象法人の大半は特例民法法人から移行した法人であり、その数は 535 件(67.6%)である。新制度施行からの新設法人は 23 件(2.9%)である。その他法人から転換した一般法人は 126 件(15.9%)であり、前回調査よりも件数、割合ともに増えている。

表 70　法人の形態

回答項目	一般社団		一般財団		合 計		2020 年
	件数	%	件数	%	件数	%	%
特例民法法人からの移行	335	62.6	200	78.1	535	67.6	69.6
新設(2008 年 12 月以降に一般法人設立)	15	2.8	8	3.1	23	2.9	4.0
任意団体から一般法人に転換	68	12.7	13	5.1	81	10.2	6.9
特定非営利活動法人から一般法人に転換	20	3.7	5	2.0	25	3.2	5.9
営利法人(株式会社等)から一般法人に転換	0	0.0	1	0.4	1	0.1	0.0
その他法人から一般法人に転換	97	18.1	29	11.3	126	15.9	13.6
回答法人数計	535	－	256	－	791	－	－

%は回答法人数(一般社団 536 件、一般財団 256 件、計 791 件)に占める割合(%)。

表 71　回答者の勤続年数

勤続年数	一般社団		一般財団		合　計		2020 年
	件数	%	件数	%	件数	%	%
0 年～5 年	232	43.4	95	37.1	327	41.3	39.4
6 年～15 年	160	29.9	73	28.5	233	29.5	31.5
16 年以上	143	26.7	88	34.4	231	29.2	29.0
合　計	535	－	256	－	791	－	－

%は回答法人数(一般社団 536 件、一般財団 256 件、合計 791 件)に占める割合(%)。

回答者の勤続年数については「0 年～5 年」が最も多く 327 件で 4 割を超えている(表 71)。前回調査時と比べても大きな差異はない。

回答法人を所在地別に示したところ、東京都を拠点とする法人は全体の 25.3%(200 件)に上った(表 72)。これは公益法人と同様に、全国組織や国際系の団体などは、その事務所を都内に置く傾向にあるからと推察される。

今回、5 件未満のご回答数だったのは、福井県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県であった。

表 72　所在地別回答数

所在地	該当数	%	所在地	該当数	%	所在地	該当数	%
北海道	47	5.9	石川県	13	1.6	岡山県	12	1.5
青森県	12	1.5	福井県	1	0.1	広島県	17	2.1
岩手県	10	1.3	山梨県	9	1.1	山口県	22	2.8
宮城県	11	1.4	長野県	18	2.3	徳島県	4	0.5
秋田県	11	1.4	岐阜県	17	2.1	香川県	7	0.9
山形県	12	1.5	静岡県	19	2.4	愛媛県	3	0.4
福島県	12	1.5	愛知県	19	2.4	高知県	4	0.5
茨城県	11	1.4	三重県	5	0.6	福岡県	24	3.0
栃木県	8	1.0	滋賀県	13	1.6	佐賀県	12	1.5
群馬県	7	0.9	京都府	12	1.5	長崎県	8	1.0
埼玉県	15	1.9	大阪府	32	4.0	熊本県	21	2.7
千葉県	20	2.5	兵庫県	13	1.6	大分県	4	0.5
東京都	200	25.3	奈良県	7	0.9	宮崎県	6	0.8
神奈川県	18	2.3	和歌山県	3	0.4	鹿児島県	13	1.6
新潟県	22	2.8	鳥取県	8	1.0	沖縄県	14	1.8
富山県	7	0.9	島根県	8	1.0	合計	791	100.0

%は回答法人数(791 件)に占める割合(%)。

回答法人が実施する事業の傾向をみると（表 73）、「業界団体」は全体の 28.7%(227 件)を占め、次に高かったのは、「学会・学術団体」の 8.0%(63 件)、「行政関連」の 7.5%(59 件)であった。一方で、「生活･権利保護支援」、「精神修養団体」からの回答はゼロであった。

本報告では、主たる事業および他の回答とのクロス分析を行うにあたり、公益法人と同様に母数が 9 件以下のカテゴリーについては「その他」に集約しているので、ご了承をお願いしたい。対象は、「福祉関係の助成」、「奨学」、「趣味・愛好会・同好会」、「環境保護」、「災害・地域安全」、「動物愛護」、「人権・平和」、「男女共同参画社会」、「情報化社会」、「祭祀・慰霊」、「非営利活動支援団体」の事業分野である。

表 73　回答法人の主たる事業の分野

主たる事業	社団	財団	合計	主たる事業	社団	財団	合計
社会福祉関係	14	4	18	動物愛護*	0	1	1
福祉関係の助成*	3	2	5	生活･権利保護支援*	0	0	0
健康維持･増進団体等	21	5	26	人権･平和*	1	1	2
医療施設、病院等	18	9	27	国際協力	6	5	11
教育関係	25	17	42	男女共同参画社会*	0	1	1
学会･学術団体	57	6	63	情報化社会*	3	3	6
研究･分析機関	15	18	33	産業創造･企業経営、起業支援	6	4	10
助成･表彰	0	13	13				
奨　学*	0	5	5	業界団体	211	16	227
児童･青少年の健全育成*	3	3	6	同一資格者団体	21	2	23
美術館･博物館･動物園･水族館等	2	17	19	免許･資格付与･検査･検定	8	10	18
				互助･共済、親睦団体	10	25	35
芸術･文化関係	10	15	25	精神修養団体*	0	0	0
スポーツ関係	12	6	18	祭祀･慰霊*	0	1	1
趣味･愛好会･同好会*	2	0	2	会館運営	7	26	33
地域社会貢献活動･団体	33	7	40	新聞その他メディア*	1	0	1
環境保護*	2	5	7	行政関連	36	23	59
災害･地域安全*	3	6	9	非営利活動支援団体*	5	0	5
回答法人数計					535	256	791

*本報告のクロス分析で「その他」として扱う回答母数が 9 件以下の主たる事業。

回答法人の主な収益（複数選択）をみると、「会費収入」を主な収益とする法人の割合が最も高く、7割を超えた（表74）。特に一般社団法人においては、９割を超えている。

「収益事業からの収益」、「公益目的事業からの収益」も比較的高く、それぞれ44.2%および19.8%であった。特に一般財団法人においては、５割を超える法人が「収益事業からの収益」を主な収益と回答している。「行政機関からの補助金」は19.2%、「委託費・指定管理料」は20.7%であった。

「その他」の内容(記述回答)については208頁のV. 2. (1) を参照されたい。

表 74　2020 年度の主な収益（複数選択）

主な収益	一般社団		一般財団		合　計	
		%		%		%
会費収入	489	91.4	79	30.9	568	71.8
個人による寄附金	13	2.4	19	7.4	32	4.0
親会社等による資金拠出	8	1.5	8	3.1	16	2.0
公益目的事業からの収益	105	19.6	52	20.3	157	19.8
収益事業の実施による収益	207	38.7	143	55.9	350	44.2
民間機関からの助成金	29	5.4	6	2.3	35	4.4
行政機関からの補助金	109	20.4	43	16.8	152	19.2
委託費･指定管理料	100	18.7	64	25.0	164	20.7
金融機関からの借り入れ	5	0.9	5	2.0	10	1.3
資金運用益	5	0.9	34	13.3	39	4.9
その他(記述回答)	18	3.4	14	5.5	32	4.0
回答法人数	535	－	256	－	791	－

%は各回答法人数（社団 535 件、財団 256 件、計 791 件）に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)の内容は、208 頁の Ⅴ. 2. (1) 参照。

表 75 は、回答法人の主な収益を、主たる事業の分野別に示したものである。先にみたように、「会費収入」および「収益事業」を主たる収益とする事業が多い。50%以上は太字で示しているが、他に「社会福祉関係」の「委託費等」、「産業創造･企業経営、起業支援」の「行政補助」が 50%を示している。

個別にみていくと、「会費収入」に依存する法人が 50%以上を占める事業は 16 事業が該当した。その中で、90%以上を占めるのは、「学会・学術団体」(96.8%)、「業界団体」(92.5%)、「同一資格者団体」(91.3%)、「産業創造･企業経営、起業支援」(90.0%)であった。

また、「収益事業の実施による収益」で 50%以上を占める事業は、「免許･資格付与･検査･検定」(88.9%)、「研究・分析機関」(66.7%)、「会館運営」(63.6%)など 8 の事業であった。

「委託費・指定管理料」については、「社会福祉関係」（50.0%）が最も高く、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」（47.4%）、「行政関連」（45.8%）が続いている。「行政からの補助金」については、「産業創造･企業経営、起業支援」（50.0%）、「健康維持・増進団体等」（34.6%）となっている。

「個人による寄附金」をみてみると、「国際協力」(27.3%)が最も高く、「教育関係」(19.0%)、スポーツ関係」（16.7%）、「芸術・文化関係」（16.0%）が続いている。

表 75　主たる事業別の主な収益の割合（複数選択）

主たる事業 (回答法人数)	会費 収入	個人 寄附	資金 拠出	公益 事業	収益 事業	民間 助成	行政 補助	委託 費等	借り 入れ	資金 運用	その 他
社会福祉関係(18)	**88.9**	5.6	0.0	22.2	44.4	5.6	22.2	**50.0**	0.0	0.0	5.6
健康維持・増進団体等(26)	**73.1**	0.0	0.0	23.1	38.5	3.8	34.6	34.6	3.8	0.0	0.0
医療施設、病院等(27)	**63.0**	0.0	3.7	25.9	**59.3**	0.0	25.9	11.1	0.0	0.0	3.7
教育関係(42)	**71.4**	19.0	2.4	23.8	45.2	2.4	16.7	9.5	2.4	11.9	4.8
学会・学術団体(63)	**96.8**	3.2	1.6	17.5	22.2	3.2	12.7	9.5	0.0	0.0	3.2
研究・分析機関(33)	48.5	0.0	6.1	15.2	**66.7**	9.1	12.1	21.2	3.0	9.1	0.0
助成・表彰(13)	23.1	7.7	15.4	7.7	15.4	0.0	0.0	7.7	0.0	46.2	7.7
美術館・博物館・動物園等(19)	10.5	0.0	0.0	42.1	**63.2**	0.0	10.5	47.4	0.0	15.8	0.0
芸術・文化関係(25)	**64.0**	16.0	0.0	32.0	40.0	4.0	24.0	24.0	0.0	4.0	12.0
スポーツ関係(18)	**72.2**	16.7	16.7	38.9	**55.6**	22.2	38.9	27.8	11.1	5.6	5.6
地域社会貢献活動・団体(40)	**67.5**	2.5	0.0	17.5	**50.0**	12.5	25.0	22.5	0.0	5.0	5.0
国際協力(11)	**72.7**	27.3	0.0	27.3	36.4	0.0	18.2	27.3	9.1	9.1	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(10)	**90.0**	0.0	10.0	20.0	30.0	0.0	**50.0**	30.0	0.0	10.0	0.0
業界団体(227)	**92.5**	0.0	0.9	14.5	37.0	2.2	17.6	15.0	0.4	1.8	4.4
同一資格者団体(23)	**91.3**	0.0	0.0	13.0	30.4	8.7	4.3	8.7	0.0	0.0	0.0
免許・資格付与・検査・検定(18)	**66.7**	11.1	0.0	16.7	**88.9**	5.6	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0
互助・共済、親睦団体(35)	**88.6**	0.0	0.0	11.4	40.0	0.0	20.0	22.9	0.0	14.3	5.7
会館運営(33)	24.2	3.0	3.0	27.3	**63.6**	0.0	6.1	24.2	0.0	6.1	6.1
行政関連(59)	**57.6**	0.0	1.7	25.4	**62.7**	5.1	28.8	45.8	5.1	1.7	1.7
その他(51)	**58.8**	11.8	2.0	21.6	41.2	11.8	23.5	13.7	0.0	7.8	5.9
全 体(合計 791)	**73.7**	4.0	2.0	19.8	44.2	4.4	19.2	20.7	1.3	4.9	3.9

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。 太字は 50%以上。
美術館・博物館・動物園等:美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園　会費収入:会費収入　個人寄附:個人による寄附金　資金拠出:親会社等による資金拠出　公益事業:公益目的事業からの収益　収益事業:収益事業の実施による収益　民間助成:民間機関からの助成金　行政補助:行政機関からの補助金　委託費等:委託費・指定管理料　借り入れ:金融機関からの借り入れ　資金運用:資金運用益　その他:記述回答の内容は、208 頁の V. 2. (1) 参照。

回答法人の支出規模をみると、「1 千万円～5 千万円」の割合が最も高く 37.9%(300 件)であり、次に高かったのは「1 億円～5 億円」の 23.5%(186 件)であった(表 76)。法人格別にみると、財団の方が、支出規模が大きい割合が高くなる傾向にある。

主たる事業別に回答法人の支出規模をみてみる（表77）。各事業の回答数に占める割合の最高値は太字で示した。この表を使えば、それぞれの事業分野の法人がどの程度の規模なのかを、ある程度推測できるであろう。

表 76　2020 年度の支出規模別法人数

支出規模	一般財団		一般財団		合　計		2020 年
		%		%		%	%
1 千万円未満	75	14.0	25	9.8	100	12.6	12.8
1～5 千万円未満	227	42.4	73	28.5	300	37.9	35.1
5 千万円～1 億円未満	83	15.5	37	14.5	120	15.2	14.8
1 億円～5 億円未満	111	20.7	75	29.3	186	23.5	25.9
5 億円～10 億円未満	15	2.8	19	7.4	34	4.3	5.5
10 億円以上	24	4.5	27	10.5	51	6.4	5.9
回答法人数計	535	－	256	－	791	－	－

%は各回答法人数（社団 535 件、財団 256 件、計 791 件）に占める割合(%)。

表 77　主たる事業別の支出規模

主たる事業 (回答法人数)	1 千万円 未満	1～5 千万円	5 千万 ～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円 以上
社会福祉関係(18)	5.6	**77.8**	11.1	5.6	0.0	0.0
健康維持・増進団体等(26)	11.5	23.1	15.4	**34.6**	0.0	15.4
医療施設、病院等(27)	7.4	22.2	3.7	22.2	11.1	**33.3**
教育関係(42)	21.4	**38.1**	16.7	16.7	4.8	2.4
学会・学術団体(63)	22.2	**31.7**	9.5	27.0	4.8	4.8
研究・分析機関(33)	9.1	**27.3**	9.1	**27.3**	18.2	9.1
助成・表彰(13)	15.4	**61.5**	7.7	7.7	0.0	7.7
美術館・博物館・動物園等(19)	5.3	36.8	10.5	**42.1**	0.0	5.3
芸術・文化関係(25)	12.0	**64.0**	12.0	8.0	0.0	4.0
スポーツ関係(18)	5.6	**33.3**	22.2	**33.3**	5.6	0.0
地域社会貢献活動・団体(40)	20.0	**32.5**	17.5	27.5	0.0	2.5
国際協力(11)	27.3	27.3	9.1	**36.4**	0.0	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(10)	10.0	30.0	10.0	**50.0**	0.0	0.0
業界団体(227)	12.3	**44.5**	17.2	20.7	2.2	3.1
同一資格者団体(23)	4.3	**52.2**	21.7	8.7	4.3	8.7
免許・資格付与・検査・検定(18)	5.6	**33.3**	27.8	22.2	0.0	11.1
互助・共済、親睦団体(35)	2.9	22.9	20.0	**34.3**	5.7	14.3
会館運営(33)	18.2	**30.3**	18.2	21.2	6.1	6.1
行政関連(59)	3.4	30.5	15.3	**33.9**	8.5	8.5
その他(51)	19.6	**35.3**	13.7	15.7	7.8	7.8
全 体(合計 791)	12.6	**37.9**	15.2	23.5	4.3	6.4

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は各事業の回答割合の最高値。

2. 法人選択の動向

(1) 法人選択に関する意識

a) 一般法人になって良かった点

一般法人を選択してメリットと感じる理由についてみてみると（表 78）、回答割合が最も高かったのは「行政による監督がなく実施事業に専念できる」の 36.2%(286 件)で、2019 年および 2020 年調査時よりも高くなった。次に高いのは、「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」の 33.4%（264 件）であった。

「収支相償の制限がない」に、よりメリット感じているのは、一般財団 28.5%（73 件）の方で、一般社団 15.9%（85 件）に比べて 10 ポイント以上の差がある。なお、「特になし」とする回答は 28.3%(224 件)で、過去調査時と比べて大きな変化は見られない。

「その他」としては 17 件の記述回答が寄せられており、その内容は、209 頁の V. 2. (2) を参照願いたい。

表 78　一般法人を選択して良かった理由（複数選択）

良かった点	一般社団	一般財団	合 計	2000 年	2019 年
行政による監督がなく実施事業に専念できる	199	87	286		
	37.2%	34.0%	36.2%	35.6%	35.9%
収支相償の制限がない	85	73	158		
	15.9%	28.5%	20.0%	18.5%	21.5%
公益目的事業比率の制限がない	120	74	194		
	22.4%	28.9%	24.5%	23.9%	21.4%
遊休財産の規制がない	21	22	43		
	3.9%	8.6%	5.4%	5.9%	5.8%
毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単	166	98	264		
	31.0%	38.3%	33.4%	33.9%	37.1%
法人税は収益事業のみ課税*	134	57	191		
	25.0%	22.3%	24.1%	25.5%	19.8%
特になし	151	73	224		
	28.2%	28.5%	28.3%	29.8%	28.2%
その他(記述回答)	11	6	17		
	2.1%	2.3%	2.1%	1.5%	0.8%
回答法人数計	535	256	791	―	―

上段は回答数。下段は回答法人数（社団 535 件、財団 256 件、全体 791 件）に占める割合(%)。
「その他」（記述回答）の内容は、209 頁の V. 2. (2) 参照。
＊法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)

表 79 は、一般法人になって良かった点について事業内容別にみたものである。

一般法人になってよかった点として、表 78 でも見たように、「行政庁による監督がなく実施

事業に専念できる」と回答した法人の割合が最も高い数値(36.2%)を示しているが、この中で 50%以上の事業は、「教育関係」(59.5%)、「スポーツ関係」(55.6%)、「国際協力」(54.5%)、「芸術・文化関係」(52.0%)、「免許・資格付与・検査・検定」(50.0%)であった。

表 79　主たる事業別の一般法人になって良かった点(複数選択)の割合

主たる事業 (回答法人数)	行政による監督が少	収支相償の制限が無	公益目的事業比率無	遊休財産の規制が無	定期提出書類が簡単	収益事業のみ課税	良かった点は特に無	その他
社会福祉関係(18)	38.9	5.6	22.2	5.6	44.4	16.7	38.9	0.0
健康維持・増進団体等(26)	30.8	15.4	3.8	3.8	19.2	23.1	30.8	0.0
医療施設、病院等(27)	33.3	37.0	37.0	3.7	37.0	22.2	37.0	0.0
教育関係(42)	**59.5**	28.6	23.8	11.9	38.1	31.0	23.8	0.0
学会・学術団体(63)	36.5	25.4	28.6	3.2	31.7	17.5	30.2	3.2
研究・分析機関(33)	45.5	24.2	39.4	12.1	**60.6**	27.3	9.1	3.0
助成・表彰(13)	15.4	38.5	23.1	7.7	**69.2**	15.4	15.4	0.0
美術館・博物館・動物園等(19)	42.1	26.3	31.6	15.8	**57.9**	21.1	31.6	0.0
芸術・文化関係(25)	**52.0**	36.0	36.0	8.0	36.0	36.0	24.0	0.0
スポーツ関係(18)	**55.6**	11.1	44.4	0.0	27.8	38.9	11.1	5.6
地域社会貢献活動・団体(40)	35.0	15.0	25.0	12.5	42.5	35.0	25.0	2.5
国際協力(11)	**54.5**	9.1	18.2	9.1	**63.6**	27.3	27.3	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(10)	30.0	0.0	0.0	0.0	10.0	30.0	**60.0**	0.0
業界団体(227)	34.4	15.0	19.8	1.3	26.4	25.6	29.5	3.1
同一資格者団体(23)	26.1	21.7	21.7	8.7	21.7	4.3	39.1	0.0
免許・資格付与・検査・検定(18)	**50.0**	27.8	22.2	22.2	44.4	11.1	11.1	5.6
互助・共済、親睦団体(35)	37.1	20.0	17.1	8.6	31.4	31.4	34.3	5.7
会館運営(33)	12.1	12.1	27.3	3.0	21.2	18.2	42.4	3.0
行政関連(59)	28.8	18.6	33.9	5.1	23.7	22.0	32.2	1.7
その他(51)	31.4	25.5	21.6	2.0	41.2	19.6	17.6	3.9
全 体(合計 791)	36.2	20.0	24.5	5.4	33.4	24.1	28.3	2.4

%は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は 50%以上。
美術館・博物館・動物園等: 美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園　　行政の監督が少ない：行政による監督がなく実施事業に専念できる　　収支相償の制限が無：収支相償の制限がない　　公益目的事業比率無：公益目的事業比率の制限がない　　遊休財産の規制無：遊休財産の規制がない　　定期提出書類が簡単：毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単　　収益事業のみ課税：法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)　　その他：記述回答の内容は、209 頁の V. 2. (2) 参照。

「毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単」の全体割合も 33.4%で比較的に高く、「研究・分析機関」(60.6%)、「助成・表彰」(69.2%)、「美術館・博物館・動物園等」(57.9%)、「国際協力」(63.6%)が 50%を超えている。「産業創造・企業経営、起業支援」では、「良かった点は特になし」が 60.0%もあり、目を引く。

b) 一般法人になって苦労している点

一般法人を選択して苦労している点を、表 80 に示す。「特になし」とする回答が最も多く、回答法人の 43.7%(346 件)を占め、とりわけ社団において高い数値(49.7%、266 件)が示されている。これは、多くの法人が一般法人を選択して満足していることを意味する。

表 80　一般法人になって苦労している点（複数選択）

苦労している点	一般社団	一般財団	合 計	2020 年	2019 年
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	42	26	68		
	7.9%	10.2%	8.6%	9.9%	8.5%
公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く	164	123	287		
	30.7%	48.0%	36.3%	35.1%	34.3%
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き	44	45	89		
	8.2%	17.6%	11.3%	10.2%	10.9%
適正な機関運営が難しい	31	25	56		
	5.8%	9.8%	7.1%	6.5%	5.0%
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	34	31	65		
	6.4%	12.1%	8.2%	4.8%	2.7%
税金の負担	67	44	111		
	12.5%	17.2%	14.0%	14.3%	13.2%
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	15	30	45		
	2.8%	11.7%	5.7%	6.5%	7.1%
相談する先がない	38	18	56		
	7.1%	7.0%	7.1%	8.3%	8.5%
補助金・助成金・指定管理が受けにくい	13	10	23		
	2.4%	3.9%	2.9%	6.2%	4.6%
特になし	266	80	346		
	49.7%	31.3%	43.7%	42.2%	48.6%
その他(記述回答)	10	11	21		
	1.9%	4.3%	2.7%	3.0%	0.9%
回答法人数計	535	256	791	796	

上段は回答数。下段は全回答法人数（社団 535 件、財団 256 件、合計 791 件）に占める割合(%)。
適正な機関運営が難しい：適正な機関運営（社員総会／評議員会・理事会など）が難しい　　税金の負担：税金の負担（非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業がすべて課税となり、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税となる）　　特になし：　苦労している点、困っている点は特になし　　その他：記述回答の内容は、209 頁の V. 2. (3) 参照。

次に多かった回答は、「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」(36.3%、287 件)であるが、移行法人の回答法人数は 535 件（表 70）であることから、半数以上(53.6%)の移行法人が「苦労している点」と回答していることになる。法人格別にみると社

団は 30.7%(164 件)、財団は 48.0%(123 件)であり、財団の方が 17.3 ポイント高い状況である。

全回答法人数 791 件から、表 80 で「特になし」とした回答法人数 346 件を差し引くと、苦労している法人 445 件(56.2%)が抽出される。その苦労している一般法人の割合を、所在地別に示したものが表 81 である。

サンプル数が少ないが、苦労している法人が 100%という地域は、福井県、高知県、佐賀県となっている。70%以上については、太字で示している。逆に苦労している法人の割合が３割未満の地域は、富山県（28.6%）、岐阜県（29.4%）となっている。

表 81　所在地別の一般法人を選択して苦労している法人の割合

所在地	全回答法人数	苦労している法人		所在地	全回答法人数	苦労している法人	
			%				%
北海道	47	26	55.3%	滋賀県	13	7	53.8%
青森県	12	6	50.0%	京都府	12	11	**91.7%**
岩手県	10	7	**70.0%**	大阪府	32	15	46.9%
宮城県	11	6	54.5%	兵庫県	13	7	53.8%
秋田県	11	6	54.5%	奈良県	7	5	**71.4%**
山形県	12	6	50.0%	和歌山県	3	2	66.7%
福島県	12	8	66.7%	鳥取県	8	4	50.0%
茨城県	11	4	36.4%	島根県	8	5	62.5%
栃木県	8	4	50.0%	岡山県	12	6	50.0%
群馬県	7	3	42.9%	広島県	17	8	47.1%
埼玉県	15	10	66.7%	山口県	22	16	**72.7%**
千葉県	20	13	65.0%	徳島県	4	2	50.0%
東京都	200	107	53.5%	香川県	7	3	42.9%
神奈川県	18	11	61.1%	愛媛県	3	1	33.3%
新潟県	22	10	45.5%	高知県	4	4	**100.0%**
富山県	7	2	28.6%	福岡県	24	13	54.2%
石川県	13	4	30.8%	佐賀県	12	12	**100.0%**
福井県	1	1	**100.0%**	長崎県	8	6	**75.0%**
山梨県	9	7	**77.8%**	熊本県	21	11	52.4%
長野県	18	14	**77.8%**	大分県	4	3	**75.0%**
岐阜県	17	5	29.4%	宮崎県	6	5	**83.3%**
静岡県	19	10	52.6%	鹿児島県	13	6	46.2%
愛知県	19	11	57.9%	沖縄県	14	8	57.1%
三重県	5	4	**80.0%**	合 計	791	445	56.3%

割合欄の太字は、70%以上を示す。

表 82 は、苦労している内容について所在地別に示したものである。

従前の調査では、「社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる」とする回答割合が 50%を超える地域があったが、今回はゼロとなっており、一般法人の社会的認知が高まったきたことを感じる。

「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」については、14 件が 50%以上を示しており、苦労されている法人の多いことがわかる。

なお、「苦労している点は特になし」とする回答割合の最高位は、富山県（71.4%）であった。

表 82　所在地別の一般法人を選択して苦労している内容の割合

所在地 (回答法人数)	社会的な信用	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	税金負担	利子の税負担	寄附金控除	機関運営	苦労点はなし	その他
北海道(47)	6.4	36.2	10.6	10.6	2.1	14.9	0.0	4.3	4.3	14.9	44.7	2.1
青森県(12)	25.0	25.0	16.7	8.3	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3	**50.0**	0.0
岩手県(10)	0.0	**50.0**	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	30.0	10.0
宮城県(11)	0.0	45.5	27.3	0.0	9.1	9.1	0.0	9.1	18.2	18.2	45.5	0.0
秋田県(11)	0.0	45.5	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	45.5	0.0
山形県(12)	0.0	**50.0**	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	16.7	16.7	0.0	**50.0**	0.0
福島県(12)	0.0	**58.3**	16.7	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	33.3	8.3
茨城県(11)	0.0	18.2	0.0	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	**63.6**	0.0
栃木県(8)	0.0	25.0	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	**50.0**	12.5
群馬県(7)	0.0	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	**57.1**	0.0
埼玉県(15)	13.3	46.7	13.3	13.3	0.0	20.0	0.0	6.7	6.7	6.7	33.3	0.0
千葉県(20)	15.0	**50.0**	30.0	15.0	0.0	5.0	0.0	15.0	15.0	5.0	35.0	0.0
東京都(200)	11.0	26.5	7.0	6.5	2.5	12.0	0.0	5.5	13.0	8.0	46.5	3.0
神奈川県(18)	5.6	44.4	5.6	11.1	16.7	11.1	0.0	5.6	5.6	11.1	38.9	5.6
新潟県(22)	9.1	27.3	9.1	18.2	0.0	22.7	0.0	0.0	4.5	13.6	**54.5**	0.0
富山県(7)	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	**71.4**	0.0
石川県(13)	7.7	23.1	0.0	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	**69.2**	0.0
福井県(1)	0.0	0.0	**100.0**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山梨県(9)	22.2	**55.6**	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	0.0
長野県(18)	0.0	27.8	22.2	11.1	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1	16.7	22.2	5.6
岐阜県(17)	0.0	17.6	11.8	0.0	0.0	11.8	0.0	5.9	0.0	0.0	**70.6**	0.0
静岡県(19)	10.5	36.8	0.0	5.3	0.0	15.8	0.0	10.5	21.1	5.3	47.4	5.3
愛知県(19)	10.5	36.8	10.5	0.0	5.3	15.8	0.0	10.5	0.0	5.3	42.1	0.0
三重県(5)	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0
滋賀県(13)	15.4	38.5	7.7	0.0	7.7	15.4	0.0	0.0	7.7	0.0	46.2	7.7
京都府(12)	25.0	33.3	8.3	0.0	0.0	**50.0**	0.0	33.3	33.3	8.3	8.3	8.3

所在地 (回答法人数)	社会的な信用	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金負担	税金負担	利子の税負担	寄附金控除	機関運営	苦労点はなし	その他
大阪府(32)	12.5	25.0	6.3	6.3	9.4	9.4	0.0	0.0	18.8	9.4	**53.1**	0.0
兵庫県(13)	15.4	38.5	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	7.7	7.7	0.0	46.2	0.0
奈良県(7)	28.6	**57.1**	14.3	0.0	14.3	28.6	0.0	14.3	14.3	0.0	28.6	0.0
和歌山県(3)	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3
鳥取県(8)	0.0	12.5	0.0	25.0	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	25.0	**50.0**	0.0
島根県(8)	37.5	**62.5**	37.5	12.5	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	37.5	0.0
岡山県(12)	0.0	**50.0**	25.0	16.7	0.0	25.0	0.0	8.3	8.3	0.0	**50.0**	8.3
広島県(17)	0.0	41.2	11.8	0.0	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	**52.9**	0.0
山口県(22)	4.5	**63.6**	22.7	4.5	0.0	18.2	0.0	9.1	0.0	0.0	27.3	0.0
徳島県(4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	**50.0**	25.0
香川県(7)	28.6	42.9	14.3	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	**57.1**	0.0
愛媛県(3)	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	**66.7**	0.0
高知県(4)	0.0	**50.0**	25.0	**50.0**	0.0	**50.0**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県(24)	4.2	41.7	4.2	0.0	4.2	8.3	0.0	0.0	0.0	4.2	45.8	4.2
佐賀県(12)	0.0	**83.3**	41.7	16.7	0.0	33.3	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	16.7
長崎県(8)	0.0	**50.0**	25.0	0.0	0.0	37.5	0.0	12.5	0.0	25.0	25.0	0.0
熊本県(21)	4.8	38.1	19.0	9.5	0.0	0.0	0.0	9.5	4.8	0.0	47.6	0.0
大分県(4)	25.0	**50.0**	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	**50.0**	25.0	0.0
宮崎県(6)	0.0	**100.0**	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0
鹿児島県(13)	7.7	30.8	7.7	7.7	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	**53.8**	0.0
沖縄県(14)	7.1	28.6	7.1	7.1	0.0	7.1	0.0	7.1	7.1	7.1	42.9	0.0
全体(791)	8.6	36.3	11.3	7.1	2.9	14.0	0.0	5.7	8.2	7.1	43.7	0.0

数値は各所在地のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。太字は50%以上。
社会的な信用：社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる　　支出計画：公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く　　変更認可申請：申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き　　相談先：相談する先がない　　補助金等：補助金・助成金・指定管理が受けにくい　　税金負担：税金の負担　　利子の税負担：預金利子に対し源泉徴収課税がされる　　寄附金控除：寄附者への寄附金控除の優遇措置がない　　機関運営：適正な機関運営　　その他：記述回答の内容は、209 頁の V. 2. (3) 参照。

一般法人を選択して苦労している点について、中心となる事業別にみてみる（表 83）。

公益目的支出計画で苦労している法人の割合が 50%を超えている事業は、「医療施設、病院等」(63.0%)、「助成・表彰」(53.8%)、「健康維持・増進団体等」(50.0%)であり、それら以外の事業分野においても比較的に高い数値が示されており、多くの法人が公益目的支出計画で苦労している様子が伺える。

一方で、苦労点は特にないとする法人の割合が 50%を超えている事業は、「同一資格者団体」(60.9%)、「研究・分析機関」(60.6%)、「産業創造･企業経営、起業支援」(60.6%)、「学会・学術団体」(57.1%)、「業界団体」(54.6%)の５事業であった。

表 83　主たる事業別の一般法人を選択して苦労している点の割合

主たる事業 (回答法人数)	社会的な信用	支出計画	変更認可申請	相談先	補助金等	税金の負担	利子の税負担	寄附金控除無	機関運営	苦労点は無し	その他
行政関連(59)	10.2	44.1	18.6	8.5	0.0	27.1	5.1	8.5	8.5	37.3	0.0
会館運営(33)	0.0	48.5	21.2	0.0	3.0	27.3	3.0	6.1	6.1	39.4	3.0
互助・共済、親睦団体(35)	5.7	45.7	20.0	11.4	2.9	20.0	14.3	2.9	8.6	28.6	11.4
免許・資格付与・検査・検定(18)	0.0	27.8	11.1	11.1	5.6	38.9	0.0	5.6	0.0	44.4	0.0
同一資格者団体(23)	0.0	34.8	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	**60.9**	0.0
業界団体(227)	7.5	29.5	8.8	5.3	2.6	8.8	2.6	0.9	5.7	**54.6**	2.6
産業創造・企業経営、起業支援(10)	10.0	20.0	0.0	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0	**60.0**	0.0
国際協力(11)	27.3	45.5	0.0	0.0	0.0	36.4	27.3	45.5	27.3	9.1	9.1
地域社会貢献活動・団体(40)	12.5	45.0	10.0	15.0	2.5	5.0	2.5	7.5	10.0	40.0	2.5
スポーツ関係(18)	16.7	44.4	11.1	5.6	5.6	22.2	11.1	16.7	16.7	27.8	5.6
芸術・文化関係(25)	20.0	32.0	4.0	4.0	4.0	16.0	12.0	16.0	12.0	36.0	0.0
美術館・博物館・動物園等(19)	10.5	31.6	15.8	10.5	5.3	31.6	21.1	21.1	10.5	21.1	15.8
助成・表彰(13)	38.5	**53.8**	7.7	0.0	0.0	23.1	15.4	30.8	7.7	23.1	0.0
研究・分析機関(33)	9.1	30.3	9.1	3.0	3.0	9.1	9.1	6.1	6.1	**60.6**	0.0
学会・学術団体(63)	6.3	28.6	9.5	9.5	0.0	7.9	3.2	9.5	4.8	**57.1**	0.0
教育関係(42)	19.0	28.6	9.5	9.5	4.8	9.5	7.1	16.7	2.4	35.7	2.4
医療施設、病院等(27)	3.7	**63.0**	18.5	11.1	7.4	14.8	11.1	14.8	7.4	25.9	0.0
健康維持・増進団体等(26)	0.0	**50.0**	11.5	11.5	3.8	11.5	3.8	3.8	11.5	26.9	3.8
社会福祉関係(18)	11.1	33.3	11.1	5.6	5.6	16.7	0.0	16.7	0.0	44.4	0.0
その他(51)	2.0	37.3	15.7	7.8	2.0	11.8	5.9	13.7	9.8	35.3	3.9
合計(791)	8.6	36.3	11.3	7.1	2.9	14.0	5.7	8.2	7.1	43.7	2.7

数値は各事業のカッコ内の回答法人数に占める割合(%)。太字は 50%以上。
社会的な信用：社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる　　支出計画：公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く　　変更認可申請：申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き　　相談先：相談する先がない　　補助金等：補助金・助成金・指定管理が受けにくい　　税金負担：税金の負担　　利子の税負担：預金利子に対し源泉徴収課税がされる　　寄附金控除：寄附者への寄附金控除の優遇措置がない　　機関運営：適正な機関運営　　その他：記述回答の内容は、209 頁の V. 2. (3) 参照。

c) 一般法人を選択して苦労している点の具体的内容

運営上苦労している点の具体的な内容については、187 法人から記述回答が寄せられている(表 84)。最も多かった記述回答は「税制関係」であり 31 件、次いで「公益目的支出計画の運用ほか」の 27 件が続く。なお、分類項目に入らないその他回答も 34 件あった。(記述回答の全文は、209 頁の V. 2. (3) を参照)。

表 84　運営上苦労している点、困っている点に関する記述回答の件数（再掲あり）

回答項目	一般社団	一般財団	合 計
社会的信用	2	0	2
公益目的支出計画の作成・提出	18	9	27
公益目的支出計画の実施事業・期間の変更	9	2	11
公益目的支出計画の期間	8	5	13
公益目的支出計画の運用ほか	10	13	23
理事会、評議員会等の機関運営	13	8	21
組織運営	14	4	18
寄附関係(寄附税制含む)	9	2	11
税制関係	17	14	31
会計関係	1	2	3
相談先がない	5	2	7
行政、民間から受託や支援を受けにくい	0	1	1
その他	22	12	34
特になし	5	5	10
回答法人数計	115	72	187

「その他」(記述回答)の内容は、209 頁の V. 2. (3) 参照。

(2) 法人種類の再選択

もし再度法人格を選択する機会があったとしたら、その際に選択する法人格は何になるかを伺ったところ、86.3%（683 件）が再度一般法人を選択すると回答しており、社団においては、約 9 割が一般法人と回答している（表 85）。

一方で、公益法人への転換を望んでいるのは 8.2%であり、社団(6.0%)と財団(12.9%)では、約 2 倍の開きがある。なお、特定非営利活動法人への転換希望は 1.6%あるが、認定特定非営利活動法人へはゼロであった。一般法人を選択して良かった点として最も高位だったのは「行政庁の監督がなく実施事業に専念できる」だったが（表 78）、その状況がここにも反映されているようである。

表 85　再度選択する場合の法人類型

法人格	一般社団	一般財団	合 計	2020 年	2019 年
やはり一般法人	478	205	683		
	89.3%	80.1%	86.3%	87.8%	86.1%
公益法人	32	33	65		
	6.0%	12.9%	8.2%	7.4%	8.8%
特定非営利活動法人	7	6	13		
	1.3%	2.3%	1.6%	1.5%	1.4%
認定特定非営利活動法人	0	0	0		
	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%
社会福祉法人	1	1	2		
	0.2%	0.4%	0.3%	0.1%	0.3%
営利法人(株式会社・合同会社など)	2	7	9		
	0.4%	2.7%	1.1%	2.5%	1.6%
その他の法人	15	4	19		
	2.8%	1.6%	2.4%	0.4%	1.5%
回答法人数	535	256	791	796	

上段は回答法人数。下段は回答法人数(社団 535 件、財団 256 件、合計 791 件)に占める割合(%)。

表86は、再度選択できた場合の法人格について支出規模とクロスさせたものである。公益法人の場合、支出規模が小さいほど一般法人など他法人格への転換を望む法人の割合が高くなる傾向にあったが(表25)、一般法人の場合は特徴的な傾向はみられない。強いて言えば、15%を超える他法人格への転換を希望する支出規模は、「1千万円未満」(15.0%)、「1千万円以上～5千万円未満」(16.0%)、「1億円以上～5億円未満」(15.1%)、であった。

一方、一般法人で満足している法人の割合が最も高いのは、「5億円以上10億円未満」の94.1%（32件）であった。

表 86　支出規模別の再選択できたとしたときに選択する法人格

法人格	1 千万円未満	1～5 千万円	5 千万～1 億円	1～5 億円	5～10 億円	10 億円以上	合 計
やはり一般法人	85	252	109	158	32	47	683
	85.0%	84.0%	90.8%	84.9%	94.1%	92.2%	86.3%
公益法人	10	27	8	17	0	3	65
	10.0%	9.0%	6.7%	9.1%	0.0%	5.9%	8.2%
NPO 法人(含認定)	4	5	1	2	1	0	13
	4.0%	1.7%	0.8%	1.1%	2.9%	0.0%	1.6%
その他の法人	1	16	2	9	1	1	30
	1.0%	5.3%	1.7%	4.8%	2.9%	2.0%	3.8%
回答法人数計	100	300	120	186	34	51	791

上段は回答数。下段は各支出規模別の回答法人数計に占める割合(%)。　NPO法人:特定非営利活動法人
「その他の法人」は、社会福祉法人、営利法人(株式会社、合同会社等)、その他回答を含む。

表87は、所在地別に一般法人を選択する割合を示す。ほとんどの都道府県で７割を超えているが、７割に達していないのは、埼玉県(60.0%)、広島県(64.7%)、愛媛県(66.7%)となっている。しかしながら、表81にみた「一般法人を選択して苦労している法人の割合」の結果と比較してみると、苦労している法人の割合が高いからといって、必ずしも一般法人を選択する割合が低くなるという対応にはなっていない。さらに分析を深める必要がある。

表 87　所在地別の一般法人を再度選択するとした法人の割合

所在地	全回答数	一般法人選択		所在地	全回答数	一般法人選択	
			%				%
北海道	47	40	85.1	滋賀県	13	12	92.3
青森県	12	10	83.3	京都府	12	9	75.0
岩手県	10	8	80.0	大阪府	32	26	81.3
宮城県	11	10	90.9	兵庫県	13	10	76.9
秋田県	11	10	90.9	奈良県	7	6	85.7
山形県	12	12	100.0	和歌山県	3	3	100.0
福島県	12	11	91.7	鳥取県	8	7	87.5
茨城県	11	10	90.9	島根県	8	6	75.0
栃木県	8	7	87.5	岡山県	12	12	100.0
群馬県	7	7	100.0	広島県	17	11	**64.7**
埼玉県	15	9	**60.0**	山口県	22	20	90.9
千葉県	20	18	90.0	徳島県	4	4	100.0
東京都	200	179	89.5	香川県	7	6	85.7
神奈川県	18	15	83.3	愛媛県	3	2	**66.7**
新潟県	22	19	86.4	高知県	4	4	100.0
富山県	7	6	85.7	福岡県	24	20	83.3
石川県	13	13	100.0	佐賀県	12	11	91.7
福井県	1	1	100.0	長崎県	8	6	75.0
山梨県	9	7	77.8	熊本県	21	18	85.7
長野県	18	17	94.4	大分県	4	3	75.0
岐阜県	17	15	88.2	宮崎県	6	5	83.3
静岡県	19	16	84.2	鹿児島県	13	12	92.3
愛知県	19	17	89.5	沖縄県	14	12	85.7
三重県	5	1	20.0	合計	791	683	86.3

太字は 70%未満。

次に、再度選択できた場合の法人格について、主たる事業の分野別にみる（表 88）。すべての事業において、「やはり一般法人」の選択が最高位であるが、「国際協力」（36.4%）、「健康維持・増進団体等」（26.9%）、「助成・表彰」（23.1%）の事業においては、公益法人を選択するとの割合が２割を超えている。

特定非営利活動法人（ＮＰＯ）の選択については、「助成・表彰」（7.7%）、「研究・分析機関」（6.1%）、「芸術・文化関係」（4.0%）等であった。回答数が各 10 件未満の８件の事業分野を１つにまとめた「その他」において、5.9%になったが、具体的には「児童・青少年の健全育成」、「情報化社会」、「災害・地域安全」事業分野の法人から、各 1 件ずつの回答があった。

表 88　事業別の法人選択の割合

主たる事業 （回答法人数）	一般 法人	公益 法人	特活 法人	社福 法人	営利 法人	その他 法人	分から ない等
業界団体(227)	**90.7**	5.7	0.4	0.4	0.4	0.0	2.2
学会･学術団体(63)	**92.1**	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
行政関連(59)	**79.7**	11.9	3.4	0.0	1.7	1.7	1.7
教育関係(42)	**81.0**	11.9	2.4	0.0	0.0	4.8	0.0
地域社会貢献活動･団体(40)	**85.0**	2.5	0.0	0.0	2.5	0.0	10.0
互助･共済、親睦団体(35)	**82.9**	17.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
研究･分析機関(33)	**87.9**	0.0	6.1	0.0	3.0	3.0	0.0
会館運営(33)	**90.9**	3.0	3.0	0.0	0.0	3.0	0.0
医療施設、病院等(27)	**92.6**	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	3.7
健康維持･増進団体等(26)	**73.1**	**26.9**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
芸術･文化関係(25)	**76.0**	16.0	4.0	0.0	0.0	0.0	4.0
同一資格者団体(23)	**100.0**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
美術館･博物館･動物園等(19)	**78.9**	10.5	0.0	0.0	10.5	0.0	0.0
社会福祉関係(18)	**88.9**	5.6	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0
スポーツ関係(18)	**88.9**	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
免許･資格付与･検査･検定(18)	**88.9**	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
助成･表彰(13)	61.5	**23.1**	7.7	0.0	7.7	0.0	0.0
国際協力(11)	54.5	**36.4**	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
産業創造･企業経営、起業支援(10)	**100.0**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他(51)	**84.3**	5.9	5.9	0.0	2.0	0.0	2.0
合計(791)	**86.3**	8.2	1.6	0.3	1.1	0.6	1.8

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。
太字は「やはり一般法人」選択で 70%以上、「一般法人以外」選択で 20%以上を示す。

再度選択するとしたら、一般法人ではなく公益法人を選択するとした回答割合を地域別に示す（表 89）。公益認定を目指す法人の割合が高かった地域（20%以上）は、埼玉県(33.3%、5 件)、愛媛県(33.3%、1 件)、広島県(29.4%、5 件)、京都府（25.0%、3 件）、島根県（25.0%、2 件）、長崎県(25.0%、2 件）、兵庫県(23.1%、3 件)、三重県(20.0%、1 件)、であった。

一方、公益認定を目指す法人がゼロの都道府県は計 18 件で、東北 5 県、関東 2 県、中部 2 県、近畿 2 県、中国 2 県、四国 2 県、九州 3 県であった。

表 89　再度選択する場合は公益法人を選択するとした所在地別の法人数

所在地	全回答数	公益法人選択		所在地	全回答数	公益法人選択	
			%				%
北海道	47	4	8.5	滋賀県	13	0	0.0
青森県	12	2	16.7	京都府	12	3	**25.0**
岩手県	10	0	0.0	大阪府	32	3	9.4
宮城県	11	0	0.0	兵庫県	13	3	**23.1**
秋田県	11	0	0.0	奈良県	7	1	14.3
山形県	12	0	0.0	和歌山県	3	0	0.0
福島県	12	0	0.0	鳥取県	8	0	0.0
茨城県	11	1	9.1	島根県	8	2	**25.0**
栃木県	8	0	0.0	岡山県	12	0	0.0
群馬県	7	0	0.0	広島県	17	5	**29.4**
埼玉県	15	5	**33.3**	山口県	22	1	4.5
千葉県	20	1	5.0	徳島県	4	0	0.0
東京都	200	16	8.0	香川県	7	1	14.3
神奈川県	18	1	5.6	愛媛県	3	1	**33.3**
新潟県	22	1	4.5	高知県	4	0	0.0
富山県	7	1	14.3	福岡県	24	2	8.3
石川県	13	0	0.0	佐賀県	12	0	0.0
福井県	1	0	0.0	長崎県	8	2	**25.0**
山梨県	9	1	11.1	熊本県	21	1	4.8
長野県	18	1	5.6	大分県	4	0	0.0
岐阜県	17	1	5.9	宮崎県	6	0	0.0
静岡県	19	1	5.3	鹿児島県	13	1	7.7
愛知県	19	1	5.3	沖縄県	14	1	7.1
三重県	5	1	**20.0**	合　計	791	65	8.2

太字は 20%以上

3. 寄附と税制について

(1) 寄附金に対する姿勢

法人の総収入に占める寄附金の割合は、寄附金収入がないとする回答が、社団で 84.3%、財団で 74.6%であった（表 90）。ここ数年、大きな変化は見られない。

公益法人の場合には、寄附金ゼロの法人割合は約 53.9%であったが（表 29）、一般法人の場合には 81.2%で、約 27 ポイントの差がある。これは、一般法人には、寄附税制の適用がないことによると考えられるが、一般法人の場合には、主な収益において会費収入が大きな割合を占めている（表 74）ということもあろう。

表 90　寄附金の総収入に占める割合

寄付金の割合	一般社団	一般財団	合 計	2020 年	2019 年
0%	451	191	642		
	84.3%	74.6%	81.2%	80.0%	79.6%
10%未満	73	47	120		
	13.6%	18.4%	15.2%	15.1%	15.2%
10%以上 20%未満	5	5	10		
	0.9%	2.0%	1.3%	1.4%	1.8%
20%以上 30%未満	0	3	3		
	0.0%	1.2%	0.4%	0.5%	0.9%
30%以上 50%未満	3	1	4		
	0.6%	0.4%	0.5%	0.9%	0.6%
50%以上	3	9	12		
	0.6%	3.5%	1.5%	2.1%	1.8%
回答法人数計	535	256	791	－	－

上段は回答数。下段は回答法人数(社団 535 件、財団 256 件、合計 791 件)に占める割合(%)。

表 91 に寄附金の総収入に占める割合を、主たる事業の分野別に示す。総収入の３割以上を寄附金が占める事業は、国際協力（63.6%）、スポーツ関係（44.4%）、芸術・文化関係（40.0%）、助成・表彰（38.5%）、学会・学術団体（34.9%）、美術館・博物館・動物園等（31.6%）である。

逆に、寄附金ゼロが８割以上の事業分野は、「業界団体」(96.0%)、「互助・共済、親睦団体」(94.3%)、「行政関連」(89.8%)、「免許･資格付与･検査･検定」(88.9%)、「地域社会貢献活動・団体」(85.0%)、「健康維持・増進団体等」(84.6%)、「同一資格者団体」(82.6%)、「研究・分析機関」(81.8%)、「産業創造･企業経営、起業支援」(80.0%)、であった。

表 91　主たる事業別の総収入に占める寄附金の割合

主たる事業 (回答法人数)	0%	10% 未満	10%～ 20%未満	20%～ 30%未満	30%～ 50%未満	50%以 上
社会福祉関係(18)	**72.2**	22.2	0.0	5.6	0.0	0.0
健康維持・増進団体等(26)	**84.6**	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0
医療施設、病院等(27)	**77.8**	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0
教育関係(42)	**59.5**	35.7	2.4	0.0	0.0	2.4
学会・学術団体(63)	**65.1**	33.3	0.0	0.0	0.0	1.6
研究・分析機関(33)	**81.8**	9.1	0.0	3.0	3.0	3.0
助成・表彰(13)	**61.5**	23.1	0.0	0.0	0.0	15.4
美術館・博物館・動物園等(19)	**68.4**	31.6	0.0	0.0	0.0	0.0
芸術・文化関係(25)	**60.0**	28.0	8.0	0.0	4.0	0.0
スポーツ関係(18)	**55.6**	38.9	0.0	0.0	0.0	5.6
地域社会貢献活動・団体(40)	**85.0**	10.0	5.0	0.0	0.0	0.0
国際協力(11)	**36.4**	**36.4**	9.1	0.0	0.0	18.2
産業創造・企業経営、起業支援(10)	**80.0**	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業界団体(227)	**96.0**	3.1	0.4	0.0	0.0	0.4
同一資格者団体(23)	**82.6**	13.0	0.0	0.0	4.3	0.0
免許・資格付与・検査・検定(18)	**88.9**	5.6	0.0	0.0	0.0	5.6
互助・共済、親睦団体(35)	**94.3**	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0
会館運営(33)	**78.8**	12.1	6.1	3.0	0.0	0.0
行政関連(59)	**89.8**	8.5	0.0	0.0	1.7	0.0
その他(51)	**70.6**	23.5	2.0	0.0	0.0	3.9
全 体(合計 791)	**81.2**	15.2	1.3	0.4	0.5	1.5

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。 太字は各事業内での最高値。

寄附金を募集していない、あるいは寄附募集に積極的でない 660 法人にその理由を伺ったところ、65.2%が「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答した(表 92)。この比率は年々高まっており、2019 年比では 15 ポイント大きくなっている。また、「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」との回答は 34.2%で、2019 年比では 10 ポイントほど少なくなっているが、2020 年比ではほとんど同じである。なお、社団／財団の差はほとんどない。「その他」(記述回答)については、219 頁の V. 2. (5) を参照されたい。

表 92　寄附金を募集していない理由(複数選択)

寄附募集をしない理由	一般社団	一般財団	合 計	2020 年	2019 年
事業収入や運用収入で間に合っているため	303	127	430		
	65.6%	64.1%	65.2%	60.8%	50.8%
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	159	67	226		
	34.4%	33.8%	34.2%	35.8%	43.2%
寄附金を募集した後の事務負担が大きい	53	30	83		
	11.5%	15.2%	12.6%	11.4%	16.7%
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	47	27	74		
	10.2%	13.6%	11.2%	9.7%	11.5%
その他（記述回答）	31	12	43		
	6.7%	6.1%	6.5%	9.2%	8.7%
回答法人数計	462	198	660	−	−

上段は回答数。下段は回答法人数(社団 451 件、財団 191 件、合計 642 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)の内容は、219 頁の V. 2. (5) 参照。

寄附を募集していない理由の事業別の割合を表 93 に示す。寄附を募集していない、あるいは募集に積極的でない法人全体 660 件において、「事業収入や運用収入で間に合っているため」の回答割合は 65.2%であるが、60%以上を示す事業は 15 分野が該当した。最も数値が高かったのは「産業創造･企業経営、起業支援」の 87.5%であり、「医療施設、病院等」87.0%、「同一資格者団体」85.0%、「国際協力」80.0%が続く。

「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」の回答割合は全体で 35.8%であるが、50%以上の事業分野は、「スポーツ関係」63.6%、「行政関連」51.0%、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」50.0%、「免許･資格付与･検査･検定」50.0%の 4 事業が該当した。

「寄附金を募集した後の事務負担が大きい」で最も高い数値が示された事業は、「芸術・文化関係」31.6%、「報告や説明責任の義務を果たさなければならない」でのそれは、「地域社会貢献活動・団体」21.1%であった。

寄附を募集しない理由のその他回答の内容は、219 頁の V. 2. (5) を参照願いたい。

表 93　事業内容別の寄附募集をしない理由（複数選択）

中心となる事業 (理由回答法人数)	間に合っているため	経験･ノウハウがない	後の事務負担が大きい	報告･説明責任が大変	その他
業界団体(215)	**66.5**	32.1	9.3	8.8	7.0
学会･学術団体(43)	**67.4**	30.2	16.3	11.6	7.0
行政関連(51)	**62.7**	**51.0**	7.8	11.8	2.0
教育関係(26)	**73.1**	30.8	15.4	19.2	3.8
地域社会貢献活動･団体(38)	**65.8**	31.6	13.2	21.1	2.6

中心となる事業 (理由回答法人数)	間に合っているため	経験・ノウハウがない	後の事務負担が大きい	報告・説明責任が大変	その他
互助・共済、親睦団体(32)	**56.3**	34.4	21.9	12.5	12.5
研究・分析機関(27)	**66.7**	22.2	14.8	18.5	11.1
会館運営(28)	**64.3**	39.3	7.1	7.1	3.6
医療施設、病院等(23)	**87.0**	21.7	8.7	4.3	0.0
健康維持・増進団体等(22)	**68.2**	22.7	18.2	9.1	4.5
芸術・文化関係(19)	42.1	47.4	31.6	15.8	0.0
同一資格者団体(20)	**85.0**	20.0	5.0	5.0	5.0
美術館・博物館・動物園等(14)	**71.4**	**50.0**	21.4	14.3	0.0
社会福祉関係(14)	**50.0**	42.9	14.3	7.1	7.1
スポーツ関係(11)	**63.6**	**63.6**	9.1	9.1	9.1
免許・資格付与・検査・検定(16)	**75.0**	**50.0**	12.5	12.5	0.0
助成・表彰(8)	**50.0**	25.0	12.5	12.5	12.5
国際協力(5)	**80.0**	0.0	20.0	0.0	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(8)	**87.5**	37.5	0.0	0.0	12.5
その他(40)	42.5	35.0	20.0	17.5	12.5
全 体(合計 660)	**65.2**	34.2	12.7	11.4	6.1

数値は事業別回答法人数カッコ内に占める割合(%)。太字は 50%以上。

(2) 税制に関する要望

一般法人をめぐる税制に関して、希望を訊いたところ、に示す件数の要望が寄せられた(表 94)。記述回答の全文は、221 頁の V. 2. (6) を参照されたい。

表 94　税制に関する要望

項　目	一般社団	一般財団	合 計
全般	11	10	21
寄附税制	6	3	9
法人税	10	4	14
消費税	5	1	6
印紙税	0	0	0
固定資産	3	3	6
利子課税	1	4	5
地方税	1	1	2
その他	2	2	4
特になし	38	20	58
回答法人数計	77	48	125

4. 基金制度、強制解散制度について

(1) 基金制度について（社団法人のみ）

基金制度は余剰金の分配をしない社団法人の性格を維持しつつ、安定した活動を行うために必要なものとなる。基金制度の活用状況について、回答があった社団 497 件の 4.8%が基金制度について定款に明記しており、このうち実際に基金を募集しているのはわずか 1.2%であった(表 95)。「基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない」と「制度自体を聞いたことがない」とを合わせると 7 割以上になり、まだこの制度が認知されていないようである。

意見・要望（17 件）については、225 頁の V. 2. (8) を参照願いたい。

表 95　基金制度の活用状況（社団法人のみ、複数選択）

基金制度活用状況	件 数	割 合
定款で基金制度について明記している	24	4.8%
実際に基金を募集している	6	1.2%
基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない	120	24.1%
基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない	177	35.6%
制度自体を聞いたことがない	176	35.4%
その他(記述回答)	5	1.0%
回答法人数計	497	―

その他の記述回答は、224 頁の V. 2. (7) 参照。

(2) 純資産規制による強制解散制度について（財団法人のみ）

財団の場合、純資産額(正味財産)が 2 期連続で 300 万円を下回った時は強制解散となる。表 96 によると、回答があった財団 709 法人の大多数が「過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない」と回答している。ただ、1.1%が 300 万円を下回る恐れがある、下回っている、下回ったことがあると回答しており、この点が気になるところである。意見・要望（13 件）については、225 頁の V. 2. (10) を参照願いたい。

表 96　純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団のみ)

回答項目	件 数	割 合
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない	231	94.7%
コロナの影響で 300 万円を下回る恐れがある	6	2.5%
現在 300 万円を下回っている	4	1.6%
過去に正味財産で 300 万円を下回ったことがある	3	1.2%
その他（記述回答）	0	0.0%
回答法人数計	244	―

「その他」(記述回答)の内容は、225 頁の V. 2. (9) 参照。

5. 新型コロナウィルス感染拡大への対応

(1) 事業活動への影響と損失状況

新型コロナウィルス感染症拡大の事業活動への影響については、本アンケートを実施した 7 月現在の事業損失状況について「財政破綻寸前」は、前回調査時と同等であるが、「大幅なマイナス影響が発生」、「現在はないが、今後マイナス影響発生見込み」と回答した法人の割合は、減少してきており、ウィズコロナへの対応に慣れてきたことが伺える(表 97)。「プラス影響が発生・発生見込み」も前回調査時よりも比率が大きくなっている。

法人格別にみると、一般財団の方が一般社団よりもより強く影響を受けている。この主な要因は、表 74 にみるように、収益構造が大きく異なることによるものであろう。「変化なし」と回答した法人比率も、社団の方が多い。

表 97　コロナ禍による事業の損失状況

損失状況	一般社団	一般財団	合 計	2020 年
財政破綻寸前の状態	4	3	7	
	0.7%	1.2%	0.9%	1.0%
大幅なマイナス影響が発生	63	42	105	
	11.8%	16.4%	13.3%	23.7%
一部マイナス影響が発生	149	88	237	
	27.9%	34.4%	30.0%	35.6%
現在はないが、今後マイナス影響発生見込み	67	28	95	
	12.5%	10.9%	12.0%	21.7%
プラス影響が発生・発生見込み	43	9	52	
	8.0%	3.5%	6.6%	1.9%
変化なし	209	86	295	
	39.1%	33.6%	37.3%	16.2%
回答法人数計	535	256	791	－

上段は回答件数。下段は回答法人数(社団 535 件、財団 256 件、合計 791 件)に占める割合。

主たる事業の分野別に影響度をみてみると、表 98 のようになる。

「大幅なマイナスが発生」と回答した割合が高い事業分野は、「国際協力」（40.0%）、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」（31.6%）で、３割を超えている。

「一部マイナスが発生」の回答割合が全般に高いが、「産業創造・企業経営、起業支援」(50.0%)をはじめ、８事業分野が４割を超えている。

一方では、５割以上の法人が「変化なし」と回答した事業分野として、「研究・分析機関」57.6%、「助成・表彰」53.8%がある。

表 98　主たる事業別の事業活動への影響

主たる事業 (本項回答法人数)	財政破綻寸前の状態	大幅なマイナスが発生	一部マイナスが発生	今後マイナス発生見込み	プラス影響発生・見込み	変化なし
社会福祉関係(18)	5.6	5.6	27.8	5.6	11.1	44.4
健康維持・増進団体等(24)	4.2	4.2	41.7	8.3	8.3	33.3
医療施設、病院等(25)	0.0	12.0	48.0	4.0	12.0	24.0
教育関係(42)	2.4	16.7	40.5	9.5	4.8	26.2
学会・学術団体(61)	0.0	4.9	26.2	18.0	13.1	37.7
研究・分析機関(33)	0.0	12.1	21.2	3.0	6.1	**57.6**
助成・表彰(13)	0.0	15.4	15.4	7.7	7.7	**53.8**
美術館・博物館・動物園等(19)	0.0	31.6	31.6	21.1	0.0	15.8
芸術・文化関係(25)	0.0	24.0	44.0	12.0	0.0	20.0
スポーツ関係(17)	0.0	23.5	47.1	17.6	0.0	11.8
地域社会貢献活動・団体(39)	0.0	10.3	33.3	15.4	2.6	38.5
国際協力(10)	0.0	40.0	10.0	20.0	10.0	20.0
産業創造・企業経営、起業支援(10)	0.0	0.0	**50.0**	10.0	0.0	40.0
業界団体(222)	0.5	8.1	21.2	14.4	7.2	48.6
同一資格者団体(22)	0.0	0.0	45.5	9.1	18.2	27.3
免許・資格付与・検査・検定(18)	0.0	11.1	44.4	22.2	0.0	22.2
互助・共済、親睦団体(35)	5.7	5.7	28.6	11.4	8.6	40.0
会館運営(32)	0.0	28.1	34.4	6.3	3.1	28.1
行政関連(58)	1.7	8.6	32.8	12.1	6.9	37.9
その他(50)	0.0	12.0	38.0	8.0	4.0	38.0
回答法人数計(773)	0.9	11.3	30.7	12.3	6.7	38.2

数値は各事業のカッコ内回答数を母数とする割合(%)。無回答 18 件。

(2) 法人組織として求めたい支援

法人組織として求めたい支援措置について、表 99 に示す。全般的に、前回調査時より大きな変化はないが、「税制の優遇措置」については、前回比で 9.1 ポイント増加している。

「特段の支援は求めない」とする法人が約半数を占めるが、その割合は、前回調査から比べると 5.9 ポイント減少している。この減少は、「税制の優遇措置」の増加につながっているものと推測される。

その他（記述回答）については、226 頁の V. 2. (11) を参照されたい。

表 99　法人組織として求めたい支援（複数選択）

求めたい支援	一般社団	一般財団	合 計	2020 年
休業・事業損失への補償金	82	62	144	
	15.3%	24.2%	18.2%	20.6%
税制の優遇措置	111	69	180	
	20.7%	27.0%	22.8%	13.7%
無利子・低利子融資	18	17	35	
	3.4%	6.6%	4.4%	4.3%
IT 導入相談・経費補助	69	41	110	
	12.9%	16.0%	13.9%	16.2%
窓口・オンライン上の個別相談	36	12	48	
	6.7%	4.7%	6.1%	6.0%
支援情報を含む各種情報の提供	96	41	137	
	17.9%	16.0%	17.3%	18.6%
従業員の失業対策・雇用支援	35	27	62	
	6.5%	10.5%	7.8%	7.9%
特段の支援は求めていない	270	109	379	
	50.5%	42.6%	47.9%	53.8%
その他（記述回答）	9	4	13	
	1.7%	1.6%	1.6%	1.4%
回答法人数計	535	256	791	−

上段は回答数。下段は回答法人数(社団 535 件、財団 256 件、全体 791 件)に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)の内容は、226 頁の V. 2. (11) 参照。

主たる事業別の求めたい支援については、表 100 に示す。３割以上を占める求める支援については、太字で表している。

「休業・事業損失への補償金」への要望が高いのは、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」(42.1%)、「スポーツ関係」(38.9%)、「国際協力」(36.4%)、「会館運営」(36.4%)、「芸術・文化関係」(36.0%)等で、３割を超えている。また、「税制の優遇措置」で３割を超えているのは、「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」(42.1%)、「医

表 100　主たる事業別の求めたい支援

主たる事業 (回答法人数)	休業・事業損失への補償金	税制の優遇措置	無利子・低利子融資	IT導入相談・経費補助	窓口・オンライン上の個別相談	支援情報を含む各種情報の提供	従業員の失業対策・雇用支援	特段の支援は求めていない	その他
社会福祉関係(18)	16.7	11.1	0.0	27.8	11.1	22.2	5.6	**44.4**	0.0
健康維持・増進団体等(26)	15.4	19.2	3.8	11.5	0.0	19.2	7.7	**42.3**	7.7
医療施設、病院等(27)	25.9	**40.7**	7.4	11.1	7.4	25.9	3.7	25.9	0.0
教育関係(42)	26.2	**33.3**	9.5	9.5	2.4	26.2	7.1	**33.3**	4.8
学会・学術団体(63)	14.3	14.3	0.0	11.1	4.8	12.7	4.8	**55.6**	3.2
研究・分析機関(33)	3.0	15.2	9.1	18.2	3.0	6.1	3.0	**66.7**	0.0
助成・表彰(13)	15.4	23.1	0.0	0.0	0.0	15.4	7.7	**76.9**	0.0
美術館・博物館・動物園等(19)	**42.1**	**42.1**	5.3	15.8	0.0	21.1	26.3	26.3	0.0
芸術・文化関係(25)	**36.0**	**32.0**	0.0	0.0	12.0	20.0	4.0	**32.0**	4.0
スポーツ関係(18)	**38.9**	27.8	5.6	16.7	11.1	11.1	16.7	**33.3**	5.6
地域社会貢献活動・団体(40)	20.0	25.0	12.5	12.5	10.0	25.0	12.5	**45.0**	5.0
国際協力(11)	**36.4**	**36.4**	18.2	**54.5**	0.0	**36.4**	9.1	**36.4**	0.0
産業創造・企業経営、起業支援(10)	10.0	20.0	10.0	20.0	0.0	10.0	0.0	**60.0**	0.0
業界団体(227)	14.1	17.6	3.5	12.3	7.9	16.7	7.9	**52.0**	0.9
同一資格者団体(23)	8.7	4.3	0.0	17.4	13.0	21.7	0.0	**60.9**	0.0
免許・資格付与・検査・検定(18)	22.2	22.2	0.0	22.2	0.0	22.2	5.6	**38.9**	0.0
互助・共済、親睦団体(35)	2.9	25.7	5.7	22.9	8.6	11.4	5.7	**48.6**	0.0
会館運営(33)	**36.4**	27.3	9.1	12.1	6.1	18.2	15.2	**36.4**	0.0
行政関連(59)	22.0	28.8	3.4	13.6	1.7	18.6	8.5	**49.2**	0.0
その他(51)	11.8	27.5	0.0	13.7	5.9	7.8	7.8	**54.9**	2.0
全 体(合計 791)	18.2	22.8	4.4	13.9	6.1	17.3	7.8	**47.9**	1.6

数値は各事業の回答法人数に占める割合(%)。太字は 30%以上。「その他」(記述回答)は、226 頁の Ⅴ. 2. (11) 参照。

療施設、病院等」(40.7%)、「国際協力」(36.4%)、「教育関係」(33.3%)、「芸術・文化関係」(32.0%)、である。「国際協力」は「IT 導入相談・経費補助」でも要望が高い(54.5%)。

その一方で、「特段の支援は求めない」との回答も多く、11 事業分野でその回答割合が４割を超えている。

(3) 対外的な支援活動の実施状況

対外的な支援活動の実施状況をみると、新型コロナウィルス感染症拡大への何らかの支援事業を行っている法人の割合は 42.1%であり、「特に何も行っていない」との回答は 63.8%であった(表 101)。

「その他」の支援活動の内容については、226 頁の V. 2. (12) をぜひ参照願いたい。

表 101　コロナウィルスに係る対外的な支援活動の実施状況(複数選択)

対外的な支援	一般社団	一般財団	合 計	2020 年
寄附金、助成金等の支出	29	17	46	
	5.4%	6.6%	5.8%	8.0%
コロナ関連の支援プログラムの創設	22	14	36	
	4.1%	5.5%	4.6%	5.8%
支援物資、機材、車両等の提供	40	9	49	
	7.5%	3.5%	6.2%	5.5%
雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供	74	11	85	
	13.8%	4.3%	10.7%	14.3%
講演会、シンポジウム等の開催	65	13	78	
	12.1%	5.1%	9.9%	4.5%
特に何も行っていない	336	193	529	
	62.8%	75.4%	66.9%	67.2%
その他（記述回答）	26	12	38	
	4.9%	4.7%	4.8%	3.5%
回答法人数計	535	256	791	−

上段は回答数。下段は回答法人数(社団 535 件、財団 256 件)、全体 791 件）に占める割合(%)。
「その他」(記述回答)の内容は、226 頁の V. 2. (12) 参照。

(4) 支援策や税制面の意見、要望等の内容

コロナウィルス感染拡大に係る支援策や税制面の意見、要望等について記述回答を求めたところ、95 法人から 100 件の回答があった(表 102)。特になしが最も多かったが、「休業・事業損失への補償金」(16 件)、「税制に関する支援措置」(13 件)、ほかがあった。具体的内容については、227 頁の V. 2. (13) を参照願いたい。

表 102　支援策や税制面の意見、要望等の記述回答の件数（再掲あり）

項 目	一般社団	一般財団	合 計
休業・損失への補償金	8	8	16
制度に関する要望	2	0	2
行政庁による支援	2	3	5
IT導入相談・経費補助	1	1	2
各種情報の提供、個別相談	0	0	0
税制面の支援	5	8	13
その他の支援金	2	1	3
その他	6	7	13
特になし	29	17	46
回答法人数計	53	42	95

記述回答全文は、227 頁の V. 2. (13) 参照。

6. 公益法人協会に対する要望事項

公益法人協会に対する意見・要望は、116 法人から 122 件寄せられた(表 103)。今後の当協会の活動に役立たせていただく所存です。なお、具体的な記述回答の内容は、231 頁の V. 2. (14) を参照願いたい。

表 103　公益法人協会に対する要望事項についての記述回答の件数

項 目	一般社団	一般財団	合 計
情報提供全般に関するもの	1	5	6
相談に関するもの	3	4	7
セミナーに関するもの	1	4	5
月刊誌・書籍に関するもの	0	0	0
提言活動に関するもの	5	4	9
会員制度に関するもの	1	0	1
調査研究(本アンケート含む)に関するもの	0	4	4
公法協への激励・苦言に関するもの	12	10	22
その他	7	4	11
特になし	40	17	57
回答法人数計	69	47	116

記述回答全文は、231 頁の V. 2. (14) 参照。

IV. おわりに

本調査は、公益法人ならびに一般法人が置かれている現状を把握する目的で実施したものである。今回実施したアンケートで注目される点は以下の通りである。

（1）半数以上の公益法人が収支相償で苦労しており、遊休財産規制で苦労している法人も含め、その数は増加傾向にある(表 19)。新型コロナウィルス感染拡大で多くの公益法人が影響を受けたように(表 60)、有事の際に対応ができず不安定な法人運営を強いられており、公益法人の成長ならびに公益活動の発展拡大を阻害する大きな要因にもなっていると考えられる。定期提出書類については半数弱が苦労している点と回答しており、その割合は下降傾向にあるものの、いまだに多くの公益法人が苦労しているようである。行政庁による監督で苦労している法人も増加傾向にあり(表 19)、この傾向に対応する形で、行政庁による立入検査、変更認定申請、行政庁の指導についていずれも問題を抱く法人の割合が増加している(表 53、表 55、表 57)

（2）再度選択する場合の法人類型について、回答公益法人数の 2 割が公益法人以外を選択するとしており、その傾向は上昇傾向にある(表 24)。とりわけ小規模法人に他法人格への転換を望む傾向にあり（表 25）、その理由としては収支相償の存在および定期提出書類の事務負担などが挙げられる(表 28)。したがって、公益法人数は 2020 年 10 月時点から 44 法人増となっているが(表 1)、この増加は旧制度時代の増加と比較して少なく、公益活動のための器としての消極的な選択による結果と推測される。実際に 2 割の公益法人が他法人格への転換を望んでおり、記述回答においても公益認定を取得したことに後悔している法人が散見される。また、公益法人の減少が地方において多く見られるのも注目される点である(表 5)。

（3）寄附金収入がない公益法人は半数を超え（表 29）、一般法人に至っては 8 割以上に上り(表 90)、その割合はいずれも上昇傾向にある。その理由としては、事業収入で間に合っているとする回答が大半を占めるものの(表 33)(表 92)、記述回答によれば、公益法人の場合は収支相償、一般法人の場合は寄附税制の不適用を理由とする回答が散見される。税額控除証明の取得法人の割合も減少傾向にあり(表 35)、寄附文化の基盤形成に逆行する動きがみられる。

（4）新型コロナウィルス感染拡大の影響について、マイナスの影響を受けた法人は、2020 年から 26 ポイント減少し 45%強にまで下がったが(表 60)、一方で新型コロナウィルスに係る対外的な支援活動を行う法人は増加した（表 65）。しかしながら、事業活動への影響度を事業別にみると「美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園」は 8 割弱、「会館運営」についても 6.5 割が現在もマイナス影響を受けており（表 61）、「休業・事業損失への補償金」といった支援を必要とする法人は未だに数多く存在する（表 62）。

最後に、ご多忙中にも関わらず本アンケートにご協力下さった法人の方々にはこの誌面を借りて厚くお礼申し上げる次第である。

Ⅴ. 付属資料

1.　記述回答［公益法人編］

(1)　「回答法人の主な収益」のその他回答

◆　公益社団法人　（回答数　40 件）

＜寄附関連＞

- 利害関係のない法人からの寄付
- 法人からの寄付金
- 特定資産の取崩し(寄附金)
- 企業・団体からの寄附金
- クラウドファンディング

＜助成金、補助金、給付金関連＞

- 上部団体からの助成金
- 本部からの助成金
- 全法連からの助成金
- 公益財団法人納税協会連合会からの助成金
- 全国法人会総連合からの助成金
- 全法連からの助成金
- 上部団体からの補助金
- 上部団体からの助成金
- 公益財団法人よりの助成金
- 全国法人会総連合の福利厚生事業の事務手数料からの助成金
- 持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金
- 持続化給付金
- 納税協会連合会からの助成金
- 助成金
- 上部団体からの補助
- 助成金、補助金
- 上位団体からの助成金
- 国、町の補助金
- 福利厚生制度による助成金
- 全国法人会総連合等からの補助金
- 上部団体からの助成金

＜収益事業関係＞

- 行政機関及び個人からの受注に伴う収益
- 請負事業事務費
- 受託事業収入
- 事務費
- 受託事業収益

＜配当関係＞

- 株式配当益
- 基本財産/有価証券（株式）の配当益
- 公益目的基本財産の利息、配当

＜その他＞

- 入会金
- 会員からの負担金
- 電力会社送電鉄塔敷地提供による補償金
- チームや選手の登録料
- 関係団体からの負担金
- 所有地の貸付地代

◆　公益財団法人　（回答数　48 件）

＜寄附関連＞

- 企業からの寄附（計３件）
- 企業等からの寄付金

- 法人からの寄附金（計７件）
- 別法人（他団体）からの寄附金
- 設立母体等による寄附金
- 賛助企業からの寄付金
- 団体からの寄付金
- その他寄附金

＜助成金、補助金、給付金関連＞

- 雇用調整助成金、持続化給付金
- 雇用調整助成金
- 雑収入：持続化給付金
- コロナ関連助成金

＜収益事業関係＞

- 指定管理料
- 施設利用料収入
- 事業収入（入館料等）
- グッズ販売
- 不動産賃貸
- 収益事業は会議室・ホールの使用料です

＜配当関係＞

- 保有株式の配当金（８件）
- 基本財産運用収入
- 配当収入（計３件）
- 親会社の株式の配当
- 保有する有価証券の配当金

＜その他＞

- 登録料収入
- サマージャンボ宝くじ交付金（２件）
- 基本財産取り崩しによる事業運営
- 公益目的特定財産からの流入
- 行政機関からの借入金
- 奨学貸与金の返還額
- 基金の取崩し

(2) 「公益法人を選択して良かった理由」のその他回答

◆ 公益社団法人 （回答数　８件）

- 市・県民税が免除される。
- 金融資産の収益が非課税。
- 地方税の免除。
- 理事の就任に明確な規程があること。
- 社会的な信用が高い。
- 「私的な儲けのためではない」と一言で説明できる。
- 一般的なメリットはあまり感じていない。
- 公益法人は収支相償が原則であるため、持続的な運営が厳しい。

◆ 公益財団法人 （回答数　８件）

- 大学、公共機関からの支援が受けやすい。
- 団体を存続できた。
- 企業からのサポート(寄附金)が受けやすい。
- 公益社団・財団法人における利子・配当等に係る源泉所得税の非課税措置。
- 非課税の部分が多い。
- 公益法人制度改革による移行であり、当時のことを知らないので不明。

- 役員ではないので回答不可
- 税金の優遇措置が感じられない。法律が変わった面もあると思うが、一般財団法人の時より法人税が高い。

(3) 「公益法人を選択して苦労している点」のその他回答とご意見

a) 収支相償に関するもの

◆ 公益社団法人 （回答数 177 件）

- 収支相償については、公益目的事業費の一定割合以内（例示 10%）であれば、収支残余金が生じても認めてもらえるなどの措置が欲しい。また、公益目的事業の変更申請、届出が必要な内容を具体的な事例などで示し、大くくりな事業変更で反版してほしい。
- 収支相償を満たすために、慢性的な赤字体質となってしまった。ゆくゆくは公益活動を行う資金が底をつく。これが、公益認定法が目指しているところなのか。
- 収支相償を単年度でなく 3 年間で判断して欲しい。
- 収支相償で、黒字になった場合の積立できる方法、特定費用準備費金以外でできれば、法人の財政基盤の安定につながる。
- 収支相償を継続していくと組織財政が弱体化していき、いずれ破綻する。しかも、所管官庁からは健全な組織運営と盤石な財政基盤の確立を求められ、この矛盾に対して行政がどのように考えているのか聞いても回答が返ってこない。
- 収支相償の概念（収支が±０以下）により、公益法人の長期安定運営に厳しさと難しさを感じる。単年度赤字の繰り越しが可能となれば、長期に亘るより良い計画性のある運営が可能となると思う。
  認定内容の認識により事業内容の制約が多い。
- 現在の財務基準の仕組みは、毎年収入・支出がほぼ一定の安定的な事業運営を行っている法人を想定しているように思われる。有事の際には収入・支出が大きく変動し、先の見通しも立たない。現在の財務基準については、（コロナ禍の実態を踏まえ、）長期的な視点を持った制度に変更してほしい。
  収支相償については、欠損金の繰り戻し還付のように、過去の赤字を補てんできるような仕組みが望まれる。過去も含めて長期的に（2,3 年ではなく 5 年以上）収支相償が達成できていれば良いのではないか。
  公益目的事業費 1 年分の遊休財産規制を毎年クリアしなければならないのは法人運営にとってマイナス。内部留保があってこそ長期的な事業計画を立てることが可能になる。遊休財産規制については、数年間の猶予が認められると良いのではないか。剰余金の分配は出来ないのであるから、内部留保の使い道は法人のガバナンスにゆだねてほしい。
- 財政基盤の安定、強化のため、収支相償、遊休財産保有制限の撤廃もしくは許容額の拡大（例えば、公益目的事業の２割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の３年分まで許容など）を希望する。年度計画では見通せない寄付、運用益等があった場合に、収支相償をクリアするために無理に支出することは無駄であり、収益事業による収入ではなく、寄付や運用

益から得られる収入については、黒字を許容してほしい。

- 収支相償の原則：毎年収支のバランスを完全に一致させることができればまだしも、そのようなことはできるはずもない。従って確実に収支相償を実現しようと思えば多めに費用を費消するしかないが、そのようなことが続けば虎の子の正味財産を食いつぶすことになり、法人として存続できないことは明らかである。公益法人として高邁な理想を掲げ取り組んでいる立場としては、その理想の実現に向け法人を永続的に存続させることがマストである。従って事業環境が変わっても対応できるだけの体力を温存することが必要であることに鑑みれば、収支相償の原則は非現実的であると言わざるを得ない。
- 収支相償を図る為、毎年正味財産期末残高が減少し、ゆくゆくは法人として成り立たなくなるのではと心配している。３年間の収支の合計で収支相償を達成する等猶予期間があるべきでは。
- ◇収支相償（余剰金の考え方として、法人の支出規模を５つくらいに分け、その５つについてこれ以上のプラス収益を余剰金と決めてほしい。公益事業赤字決裁が続き過ぎると法人継続が厳しくなるため、少しのプラスは余剰金とみなさないことが大事ではないかと思う。）
  ◇定期提出書類の中で許可証や組織図等は（変更あり・変更なし）の２択とし、変更ありの場合に書類添付をすると事務作業の削減になるのではないかと思う。
- 最低限運用資金ひと月分の黒字を認めてほしい。
- 改善案　収支相償については、５年平均で一定の割合以内であれば可とする。
- 収支相償のために団体の存続が危ぶまれる状況であり、当団体は毎年 3 千万円の借り入れをしながらの運営である。団体によっては移行時の基本財産があるところもあるが、当方にはない。事業規模によって異なると思うが 1 億円くらいまで黒字化した部分を基金に積み立てを認めてもらいたい。
- 当財団は、収益事業を行っておらず財産の運用益により事業を実施しているため、基本的に収入が事業費を上回ることはあり得ない。むしろ事業費の約７割強を財産の処分により充当している現状である。収支相償に係る剰余金の定義の見直しと遊休財産の制限が緩和されれば複数年分の事業費相当の財産処分を行いこれに備えることが可能と考える。
- 年度末に使途指定のない多額の寄付を受領した場合、収支相償と遊休財産規制を満たせなくなる恐れがある。改善策→遊休財産規制を１年分の公益目的事業費ではなく、１年分の公益目的事業費＋管理費とするなど。
- 収支相償判定について、現在はプラスの場合のみ翌年に繰り越し剰余金の取り扱い対策を求められるが、マイナスの場合は繰り越しがない。これでは、資金が先細りするだけであり法人運営が不安定である。当協会は公益目的事業１本であり、収入が大変不安定であり、赤字・黒字のふり幅が大きい。内閣府でマイナスについても翌年に繰り越し、複数年での収支相償判定をお願いしたい。
- 公益事業で得た利益を過去の赤字の補てんや将来の人件費の増加に充てられない
- 自然災害の発生等、単年度の特殊要因で収支相償がクリアできない場合があるため、中期（５か年程度）の平均で収支相償を判定する。
- 配分金の支払いのための借り入れをしなくていいように、配分金支払準備金等の特定資産

の積み立てを認めていただきたい。
- 官公庁からの事業収益が想定を超え、多額の剰余金の使途。明確な法令根拠のない行政指導。
- 昨年、本年度はコロナウィルスの影響もあり、事業が出来なかったので収支相償・遊休財産保有制限については苦労している。
- 収支相償に苦慮している
- 補助金をもらってない自主財源で運営する団体の財務三基準の要件緩和。▲報告書類は事業報告や決算書類添付の場合には大幅な簡略化。
- 当法人は、金銭の取引を行うため、運転資金が必要であるが、収支相償が足かせ。
- 収益の 95%以上を公益事業収益でまかなっている、いわゆる「事業執行型公益法人」であり、不測の事態に備えた内部留保ができず、収支相償を満たすために検討未成熟のまま特定資産の積立を余儀なくされている。健全な収益事業を伸ばし経営を安定化させるのが本筋とは理解し、模索を続けるものの、人材ノウハウや資金力の点で簡単ではない現状。
- 公益移管当初は、公益事業全体での収支相償であったが、今では、各公益事業ごとの収支相償となり苦労している。また、定期報告書を毎年提出しているのに、定期的な立入検査が必要なのがわからない。不定期の立入検査でいいように思う。
- 収入の主な財源はその年の寄付金であり，その年の収入額が未確定で変動があるなか，収支相償を維持することに苦労している。
- 複数年にわたってプラスマイナスを考えてほしい。
- 事業目的を鑑みて、収支相償などの仕組みを弾力的に判断する。（利益を上げている組織と、そうでない組織を一元的に扱われることへの疑問）
- 収支相償といえど翌年度の当初の運営資金がなく、短期借入をしなければならない状態。せめて１２分の１か月分ぐらいは剰余金として繰越しても収支相償となるようにしてもらえると助かる。
- 最終の決算まで収支は確定しないが、ほぼ単年度での収支相償が求められている。複数年での処理を認めるようにしてほしい。
- 収支相償と言われるが実際は赤字推奨になっており、長期にわたる計画や黒字を目標とする安定した運営が困難。
- 公益目的事業の収支相償で余剰金の活用等。
- 収支相償ついて県とやりとりをしている。
- 収支相償に重点を置くと、運転資金の確保がおろそかになり、結果として資金繰りに苦労することになる。現在、剰余金の解消策として固定資産取得のための積立を行っているが、資金調達のため複数年黒字を出し積立処分しても「収支相償を充たしていない」と千葉県から指摘を受けてしまう。（固定資産取得の積立は、あくまでも剰余金の処分方法に過ぎず、黒字が続くことは好ましくないとの見解）
- 収支相償により、正味財産が増えていない。そのため事業活動の活性化による事業収入の増加があった場合、それに対応する費用も伴うため資金繰りに支障がでる
- 本会の場合、経常収益及び経常経費ともに全体に占める公益目的事業の割合が高く、また、

会費収入も現状を維持することが難しい状況にあり、収支相償を維持するのに苦慮している。公益事業の黒字を認め、その剰余金を年度間の収支調整特定資産として計上し、将来にわたり安定的な運営に寄与できる仕組みが望ましいと考えます。

- 特定費用準備資金の運用を簡素化してほしい。
- 収益事業は毎年の収益が読めないため、予定より多く収益が上がった場合、その分公益事業を増やさないと収支相償が達成できず、毎年収支相償が達成できていない状況がある。どの程度まで許容されるかよくわからないため、どの程度から達成していないと問題になるか、一定の基準を示してもらえると組織運営はしやすいと思う。
- 行政庁より法人会の収支を０にするよう指導がある。
- 収支相償において、事務費の２割以内なら条件をクリアできるように改善する。
- 単発的に発生する費用や事務局職員の入れ替わり及び育成のための費用に対応できるよう積立等の資金確保の仕組みが欲しい。
- 収支相償により、黒字になれば解消するために無駄な支出を計画しなけれならず、赤字の時は資金の取崩しを余儀なくされている。せめて、収支がプラスになった時は赤字補填が出来るように一定の積立を認めて欲しい。
  定期書類については、事務負担が多いので改善してもらいたい。
- 単年度での収支相償が求められ、長期的なスパンでの事業活動が企画しにくい。
- 公益財務基準をクリアするための計画検証が手間、届け出書類が多い。
- 収支相償について、収益事業、法人会計区分から繰入れ処理するほどの収益が上がらない。また、法人会計の資金不足が懸念されている。
- コロナ禍の期間は非常時であり、平時の仕組み（遊休財産の規制等）は初期目的に合致しなくなった。具体的には、コロナ渦で公益事業が一時的に減少（事業規模が減少）し、結果として、事業規模が保有遊休財産額を下回り、遊休財産規制に抵触した。求める対応は、コロナ渦収束までの期間、収支相償、遊休財産規制等を凍結する。
- 収支相償の改善。提出書類が多い。機関運営が難しい。
- 収支相償で次年度の資金に困る。収益が出た場合その資料を作らないといけない。
- 収支相償のため景気動向の影響による収支の変動に対応する運営資産の積立が出来ず、今後リーマンショック級の急激な景気悪化が起こった場合、資金が枯渇する可能性がある（収支予算・決算に対して〇ヶ月分、〇年分までの運営資産の保持を認める、などの仕組みを定めて欲しい）
- 事業報告・事業計画書の簡素化　収支相償の緩和。
- 収支相償についてはある程度の幅(上限２割とか可とするなど)を持たせる。
- コロナ禍で収支バランスが崩れた時に３基準を順守することのむつかしさ。
- 剰余金の次年度での執行が煩わしい。
- ３月の事業を締めるのが、４月中旬となるため３月中に収入を見越す事が難しく収支相償に苦慮している。
- 収益事業を行っていないため、収支相償の原則により年々正味財産期末残高が減少していく。公益目的事業を永続的に実施していくためには、若干の黒字は容認するなど収支相償の

原則の緩和が必要である。
- 将来の運営費確保として資金的な余裕を持ちたい。
- 収支相償により余剰、収益増があっても基本財産に組み込めない。また、収益減の場合、基本財産充当となり、まったく意味をなさない。
- 現下のコロナ禍での公益事業が取り組めない時は、特例として例年のみなしとして認めてもらいたい。遊休財産についても同じ。
- 事業報告シートの内容、システムが理解しづらい。
  収支相償を毎年満たせば、事業継続できない。
- 適正に内部留保を行う方法が明確に得られない場合がある
- 黒字分について、留保が認められず、赤字分については、補てんできない。
- 収支相償で出た黒字を赤字になった場合の補填に使いたい
- この度の新型コロナウィルス感染症の影響により公益事業の中止が相次いだが、このような有事の際も財務三基準を満たす必要がある点。全国的にも基準を満たすことが厳しいことが明瞭なため、基準を緩和していただきたい。
- 収支相償をクリアするために多大な利益が上げられなく、全体として赤字となってしまう。
- 収支相償は決算が終わってからでないと、適正かどうか判断が難しい。
- コロナ禍において公益事業が予定通り出来なかった。今後も収支相償が危ぶまれる心配がありそうだ。
- 毎年度収支相償が達成できなくても、大きなくくり(３年間、5 年間等)で収支相償できれば良いとの考え方に代えられないか。
  遊休財産は事業費１年分では少なすぎる。
- ①定期提出書類(事業報告書等) 作成の簡素化。
  ②収支相償の剰余金の解消計画の延長。
- 改善策としては、株式会社のような資本準備金や利益準備金のような積立制度があればいいと思う。
- 収入を使い切らなければならないことに苦労する。特にコロナ禍においては。
- 低金利の折、リスクを受けいれた債券も含めて運用しているが、収益が上振れすると収支相償ひいては遊休資産規制に抵触することがあり、気を遣う。
- 収支相償の運用に苦慮している。
- 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すればよいか。
- 「特定費用準備資金」として剰余金を将来の収支変動に備えた資金等として積み立てることを可能とする見直し。
- 収支相償。
- 公益目的事業のみの収益で、収支相償による制約があるので資金が減少する一方
- 特にコロナ禍で、事業活動が大幅に制限されるなど計画通りに執行できない中、収支相償は難しい。見通しや調整が難しい。長期的な観点から収支相償であるよう判断してほしい。
- 正味財産増加分の一定割合を将来の資金不足に備えた基金として積み立てできるようにしてほしい。

- 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すればよいか、
- 公益目的の規模は年度により変動があることから複数年度での収支相償を認めていただきたい。
  遊休財産の規定も単年度では満たさない場合でも複数年度で均すと満たす場合がある。
  事業報告等の提出別表C（3）、F（1）、F（2）も前年度のデータを流用できるようにしていただきたい。
- 少額であっても次年度で改善計画を提出しなければならないなどの煩雑さ⇒ある程度の差額については認められると事業もしやすくなる。
- 収支相償が求められ、実質は毎年「赤字」となるため、資産の先細りによる団体の運営の将来性が危惧される。
- 当団体の収益は経済動向と密接に連動するため、将来に渡り安定した団体運営を行うため、剰余金を自由に財政運営資金積立に回したい。剰余金解消のため。
- 新コロナウィルスの感染拡大防止の影響により、特に旅行補助やイベント等の利用が少なく、公益目的事業の決算がプラスとなり、収支相償に苦慮している。
- ある程度の単年度の利益は、次年度の事業に移行できるようにする。
- 収支相償をクリアするために、正味財産をへらしていくと法人は解散しなければならない。収支相償をクリアするための手段はあるがなかなか取り組みにくい。
- 収支予算の予想額。
- 会費の公益比率で収支相償に対応している。
- 公益事業に係る経費の執行がない場合を考慮したその他事業の執行制限及び遊休財産で毎年度苦慮していることから、これら認定法の中で定められている制限基準の見直しを求められないか。
- 公益目的事業の実施を予定しているものの、コロナ禍での実施が不透明となった。▲限られた事業すら実施できない場合は、財務３基準をクリアするのが困難になる可能性がある。
- 公益目的事業会計の収益に波があり、予測が難しい。
- 収支相償を単年度で行うものを、複数年間で見極める方法
- 収支相償を考慮すると公益社団法人でよかったのかと思う。
- 提出書類の作成、立ち入り検査対応、収支相償など事務負担が大きい
- コロナ禍を経験して公益事業の大幅な見直しを検討しているものの、収支相償や変更申請書類の煩雑さで思うように準備が進まない。
- 収支相償の観点から利益が出せない。利益が生じた場合については、それを積み立てができるようお願いしたい。
- コロナ感染等、時節柄、計画通り収支相償が難しくなっている。
- 過去の収入超過が解消できないため、3 年連続の収支相償違反を問われている。
- 収支相償の実現。
- 今回のような事態で事業が滞ると収支相償を維持することが難しい。またこうした事態に備えて財政基盤をどのような方法で安定させるのか、遊休財産の関係も含め対応が不明。
- 公益目的事業毎にそれぞれで収支相償をしなければならない点。公益目的事業ごとの収支

バランス。
- 公益事業ごとの収支相償。剰余金は次年度に加算される。他事業や法人会計に使用できないなど社会変化が大きい昨今、規制がきびしすぎる。これは公益事業運営のやる気を削ぐものであり、本来の民による公益の促進の立法趣旨に反するものではないか。
- 営利団体ではないため収支相償の対応に苦慮している。
- 今後の事業展開に向けた資金がつくりにくい。
- 収支相償の解消に苦慮。
- 収支相償を 5 年間とか複数年度でお願いしたい。正味財産が減少する一方で、将来解散が目に見えている。
- 自社資金の確保を図れるようにして欲しい。
- 財政基盤がぜい弱なためある程度の割合で収益確保できれば将来の投資に向けた財産形成ができると思う。
- 運営資金積立を 1ヵ月の最高額の支出額ぐらい認めて欲しい。収支相償を 5 年間単位ぐらいの実績で考えて欲しい。
- 決算時の収支相償が流動的なので調整に苦慮するところ。
- 収益が黒字や赤字になった場合の対策を毎年行い、３年間同じ状況が続いた場合に監査等があるので、やり繰りが大変です。
- 収支相償の年度管理には無理がある。複数年でバランスを取りたい。
- 年度当初事業に対応するため事業規模に応じて黒字収支を認める。
- 私たちの様な小さなセンターは収支相償で毎年ゼロ決算かマイナス決算をおこなっていくと、いつかは正味財産がなくなって解散になりかねない。
- 公益目的事業の収益が大きい為調整が必要になり、無料のイベントなどの実施している
- 単年度の黒字解消のさいに前年度の赤字額を加味されないのは不満。公益的目的事業のみしかしていない団体にとっては苦しい状況。資産保有ランク等である程度団体により規制の差を設けていただき柔軟な資産積み立て（昔でいう法人予備費として）を認めてほしい。
- 収支がマイナスになった場合、その年度以降も収支相償を維持しなくてはいけないので、マイナス分の補填がいつまでもできない。
- コロナ禍での思うような活動が出来ず、収支相償改善計画の提出。
- 収支相償について、各県行政機関の考え方が異なるため、他県の団体に相談しにくい。
- 収入が資産運用益に左右されるので、結果的に膨らんだ場合、機動的な支出が難しく、収支相償を達成しにくくなる。収支相償の概念が理解できるが、単年度でなく、年度をまたいで達成することも認めてほしい。・事業報告書の記載事項が細かく、提出までの期限が短いので、報告を承認する評議員の結果を待たずに入力作業を開始しなければならない。事務局の人員が少なく、毎年、対応に苦慮している。項目を減らすか、期限を延ばしてほしい。
- 正味財産が年々減少。
- 今回のコロナ禍など、一時的な影響により遊休財産が基準を超えてしまったことについても改善を求められる。公益目的事業比率についても同様。
- 安定的な法人運営等のため上限を定め一定の公益目的事業の黒字を認める。

- 収支相償を考慮しながら、会社の運営をしていくのが難しい。
- 収支相償の達成。
- 収支相償について、公益法人が事業を継続的・安定的に運営できるよう、「特定費用準備資金」として剰余金を赤字年度及び災害時等、将来の収支変動に備えた資金や運転資金として積み立てることを可能とするよう見直しをしてほしい。
- 収支相償について累積黒字が続いているので、県からの指導を強く受けている
- 収支相償をクリアできない場合の過年度解消額があり、決算書上は、大幅な赤字に見えてしまう
- 収支相償への対応を厳しく指導され対応に苦慮している。
- 事務処理の負担が大きい。
  基準に合わなかった場合、その理由に関わらず非を指摘される。
  収支相償や遊休財産の制限により、資金を有効に活用できない。
- 収支相償での繰越金がどの範囲まで許されるのか、また、災害が多い昨今、事業等で一つ一つに確認がいる。良いことと実施していいことに差がある。
- 収益相償で、将来有望な事業等への取組が出来ない。先行投資的活動が出来ない。
- 収入は、気候、社会情勢などにより大きく変動するにもかかわらず、支出はほぼ一定である。収支相償については、数年間で調整できるよう見ていただきたい。
- 収支相償により、正味財産が毎年減少する。減少分を補填できる制度があればよいのだが。また、定期提出書類は簡略化をお願いしたい。
- マイナス年度分を相殺できるような制度としてほしい。
- 令和２年度は新型コロナ感染症の影響で公益事業が実施出来ず、収支相償がプラスとなったが、行政庁はコロナの影響を考慮しないで事務的に解消計画を求めてくる。社会的要因を考慮する特例があっても良いのではないか。
- 収支相償に関するもともとの基準の額が、事業規模に合っておらず運転資金そのものに毎年苦慮している。団体の規模に応じた収支相償の基準額を設定するよう改善を願う。
- 収支相償のため、月ごとの収支を計画的に把握しなければならない
- 「収支相償」、「遊休財産の保有制限」の２原則は法人の財務体質強化を妨げる原則であり、主たる収入源の会費等、現況のコロナ禍で会員が減少していく中、余剰資金も底をつき、大変苦しい運営となっている。例えば「遊休財産は、１年分の公益目的事業費の額を上限とする」の上限緩和等。
- 先に発生する赤字の繰越が認められず、黒字の解消のみ求められるため対応に苦慮している
- 収支相償を継続していくと正味財産が減少し続ける。適度な規模の財政調整基金を認めて欲しい。
- 収支相償により、赤字予算となっている点を、どのように改善していくかを苦慮している。
- コロナ禍において、事業の推進が困難で収支相償のバランスがとりにくい。
- 主な財源が寄付金のため，協力を得られる時期や規模等が不安定なため年度末に収支相償に苦慮する事がある。

- 昨年はコロナウィルス感染症の影響を受け、予定されていた行事等がほぼ中止となり、予算を使うことができず、黒字になってしまった。
- コロナ禍の影響で、事業活動が制限され支出できない科目が多く収支相償に苦労している。コロナ禍の影響がなければ、県民を対象とした講習会（一般公開講座）・会員向けの講演会・技術研修会など通年どおり実施できるが令和２年４月以降、ほとんどの事業が実施されていないため公益目的事業の収支相償に苦労している。
- 収支相償について苦労している。収支が相償の状態で赤字を出した場合も、収支相償の計算に反映してもらえると助かります。現在は収支が相償の状態で赤字を出し、翌年黒字を出すと収益として計上されてしまう。この状態ですと資産が減っていく一方なので運営が不安です。
- 収支相償など会計の仕方が素人では運営できない。提出書類も複雑。新しい事業なども運営するまでに時間がかかる。縛りがきつい。素人でもできるように簡略化もしくは専属アドバイザーが欲しい。
- 収支相償計算において公益目的事業の赤字が次年度に繰り越せない。
- 収支相償による仕組みについての改善方策
- 収支相償で公益目的事業をマイナスかゼロにしなければならない。企業からの寄附金が減り、会費収入の見込みがなく、法人維持に毎年悩みが尽きない。
- 収支相償のため年々運転資金が減少している。収入が固定しているため、備品修理など緊急的な支出に対応できない。公益目的事業収益の一定割合を基本財産として積み立てできるようにしてほしい。
  事業報告の提出に当たり作成書類が多い。
- 収支相償は、2 月末ぐらいに実績の見込みが判別でき、余剰金を積立てるにも制約等があり使途等に苦慮しているのが実情である。
- コロナ禍による事業の中止等に伴う財務 3 基準のクリア。
- 収支相償とする際に補助金等の精算事務。
- 収支相償となるように無理に調整せざるを得ない。
- 新型コロナウィルス感染症対策のため事業が出来ないため収支相償判定、遊休財産額の保有制限の判定が不適合になる場合があると思われるがその年の状況で融通性があってもいいと思います。
- 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すれば良いか、定期提出書類のどの部分の改善が必要であるかということ。
- 収支相償のため積立等自由に資金をためられない。
- 経済動向に運営が大きく左右される。留保財源の積み立てが必要
- 安定した経営のために必要な運転資金の確保に苦労。収支相償の剰余金の解消について、過去の損失（赤字）の充当も認めてほしい。事業報告における社員名簿の提出を不要にしてほしい。
- 収支相償や定期提出書類の煩雑さには毎年苦労します。何とか簡略化していただきたいです。

- 余剰金の解消計画に基づき業務執行をしているが、事業収入等すぐに回収できないこともあり、上半期の運営資金不足が懸念される。余剰金を財政運営積立資金として、会員の支払配分金 1 ケ月分程度の限度額として積立が必要である。
- 内部留保を積み立てにくい収支相償のルールは組織の継続性の観点からは問題が大きい。例えば「公益目的事業の黒字は全体の収益の〇%以内」といったルールに変更することで継続事業体に必要な内部留保を積み立てやすくなる。
  定期提出書類は、別途提出している貸借対照表等では不明な数字のみ記載するようにしてもらえないか。
- 単年度の収支で判断せずに過年度の収支も含めての収支相償判断にすべきである。
- 収支相償の考え方の改定。
- 年度により、収支がプラスの時に積立ができないので、年々、運転資金が少なくなり、支払のために借入しなければならない状況に陥っている。
- コロナ禍では事業がやむを得ず実施出来ず、収支相償や遊休財産が満たせない。このような場合に制限をかけても、（全てが不要ではないが）本来予定していないものに使用したりして全体的には無駄になる。むしろこのような財源を有効活用して、コロナというこの国難を乗り切るために、公益法人には感染予防対策に主眼を置いた社会貢献活動を行うよう、推進を図っていった方が良いと思う。
- 収支相償のため利益を上げない、という考え方が強くあるように思われる。資金繰りに問題がなければ赤字を容認するような姿勢に繋がらないか懸念される。
- 努力して経費を節約しても、収支の差額を持ち越せない。特定費用準備資金は目的が特定されるのでフレキシブルに使用ができない　団体の規模に応じて翌期以降へ繰越金を持ち越せるようにして欲しい。
- 収支相償で赤字運営と無駄遣いを強要されており財政破綻も時間の問題。一般法人に戻りたくても戻れない。
- 財務 3 基準で不安定な運営を強いられており、一般法人への転換を望む。
- 収支相償による組織の弱体化が懸念される。
- 収支相償を適切に管理することが難しい。
- 緊急事態宣言における事業中止による資産増。

◆ 公益財団法人　（回答数　126 件）

- 公益目的事業会計で多額の黒字は計上できないため、法人会計にいかにして費用を出すかというところに苦労している。理屈はわかるが公益法人も結局は黒字でないと法人の存続が難しいのでその点も考慮はてほしい。
- 収支相償。50 万円未満の剰余金は大目に見てもらいたい。
- 収支相償の見解が県によって異なっている。
- 行政機関等からの受託する調査が主たる事業であるため、年度間の事業量の波が大きく、収支相償を維持するのが困難である。
- 収支相償において、プラスは翌年度以降に繰り越され、マイナスは繰り越されない点
- 資金計画が立てづらい

- コロナ禍で事業が制限され収支相償が維持できない。
  収支相償を支出が収入の７-8 割程度にとどめて欲しい。
  遊休財産保有限度額を緩和して欲しい。
- 収支相償などに係る行政への説明。
- 莫大な収益をあげることが好ましくないのでしょうから、収益額に制限を設け、一定比率（例えば収入額の５分の１以下等々）とすればいいのではないでしょうか？　今のままでは、「公益財団法人は潰れなさい」と言っているに等しいのではないでしょうか？
- 新型コロナ禍の影響による公益事業の未実行に収支相償の伴う収支相償の未達、遊休財産額の増加に対しては、公益法人法制における新たなルールとして、これらが容認される仕組みを制定して欲しい。
- 収支相償ではマイナスのスパイラルとなり。いつか消滅することを懸念します。
- 収入が多いときに経営安定のための積立制度と赤字の際に諸手続き無しに崩せる制度があれば、安心して運営ができる。
- 出捐会社の配当金で運営しているため、配当の変動によって収入が増減する。このため、無配時の積立をしておきたいが、現状では認められない。少なくとも３年での収支相償を認めてほしい。
- コロナ禍で事業が進まず収支相償が難しい。
- 収入の大半が自治体からの入札による仕事の獲得のため、年により収入金額が大きく増減することから、収支相償の対応が難しい。
- 収支相償をどのように考えればいいのか。
- 財務三基準を充足するための公益目的事業拡充が難しい。
- 年度によって収入に波があり、過年度の赤字を取り戻すのが難しい。また今回のコロナ禍のような状況に対応するための資金準備が出来ない。
- 収支相償のため、経費削減等、将来の運営を考えた積み立てができない。
- 収支相償や遊休財産規制をクリアするために助成額を増やすと、助成にふさわしくない団体にも助成することになるが、それはできない。年度によって申請数、内容が変化するので、長期的に見てほしい。
- 剰余金が生じた際、少額でも行政庁から問題視されること。
- 法人の規模（当法人のように小規模で、補助金を１銭なく、公益事業しか行っていない小法人）によって公益事業収益の剰余分の繰り越しを認めてほしい。
- 決算数字が確定した後に利益剰余金を特定費用準備資金に振替できる仕組みとしてほしい。
- ①期初の予算作成時には前年度の収支相償額を暫定としており、決算理事会で確定された後に確定した収支相償額を補正予算として組み込むがコロナ禍以降、金額が多く大変である。
  ②公的目的事業比率について税務署より 80%の指摘があるが、根拠がなく通常の 50%で運営ができるに苦労している。
  ③事業報告等が理事会資料としてしか機能しておらず、改善が必要。
  ④各事業の報告書等の作成が追い付かず、難儀している。

- 収支相償及び遊休財産の制限のため、財政について常に不安のある状態が続く。収益事業についても、収支相償をクリアさせることを最優先に考える必要があり、収益増を見込むことが難しい。収益事業はある程度売り上げの増減の幅があるが、それに対応することが難しい。
- 収支相償の現在の仕組みだと正味財産が減ずる一方となり増やす手立てが難しい
- 黒字を持ち越すのに、赤字は持ち越せない。費用での解消を求められるので設備投資ができない。
- 法人の運営上、収支相償に合理性は無く法改正すべきと思う。却って無駄な支出を誘発することになるのでは。
- 収支相償による収益コントロール。
- コロナ等で事業計画が修正となり、黒字化するため、特別奨学金等の給付以外に方法がないので、赤字化が出来なくなる。
- コロナ禍の様な数年に及ぶ経済変動＝収入変動があった時に公益事業を安定的に維持する余力が遊休財産の額が 1 年分では足りなすぎる。少なくとも 3 年程度まで上限を上げて欲しい。定期提出の電子申請で、指定されているエクセル群などの入力が非常に分かりにくい。インプットシートを作り、そこにインプットするだけで良い様にしてほしい。
- 当法人は、投資から収益の発生まで長期間要する事業を実施していることから、将来的に収支相償を満たすことが困難となる。このため、年度ごとの黒字を、借入金の将来の償還（※貸主との契約により、任意償還が認められていないので、「将来の」という記載をしている。）のために、特定費用準備資金として積み立てることを認めて欲しい。なお、現時点で収支相償に苦労している訳ではない。
- 令和二年度は新型コロナウィルスのため、臨時休館にしたり事業費の削減により収支相償を満たさないこととなり、遊休財産も多くなりました。内閣府よりこのような状況下斟酌しますとのことでしたので、決算書をそのままに提出いたしました。
- 事業開始当初に大幅な赤字を計上せざるを得ない状況にあったが、翌年度以降に赤字分が解消された（貸倒引当金繰入・戻入）。▲この場合、収支相償の計算上赤字は繰り越せない一方で、黒字分は繰り越されてしまうため、利益を留保しているわけではないが収支相償の計算上は黒字になってしまっている。▲本制度と法人の運営間で乖離が生じており、赤字繰越など制度改正を求める。
- 公益事業比率が高く、公益会計の収支相償が法人全体の収支に影響し、正味財産を減少させる。収益事業利益から繰入後で収支相償とされているが、公益事業比率の制限があれば、繰入前で収支相償を満たせば十分ではないか。
- コロナ禍における事業支出の縮小に伴う収支相償の確保
- コロナ禍において、色々な制約があったり、先の見通しが立たないなかでの運営は、簡単ではなく、収支相償の基準を充たす努力が大変です。
- 建物等の維持管理費や固定資産税が多いため、収支相償の原則や公益目的事業比率の制限により、老朽化した建物、設備の改善に支障（公益事業の原資を建物の賃貸業で得ているが、バリアフリー、情報化対応等の面で環境整備が追い付かない）

- 黒字にできないので資産が目減りしていくこと
- ①収支相償の制限
  毎年の収入は、景気変動その他の理由により必ず変動し一定ではない。一方、支出は毎年ある程度の金額を確保する必要がある。収入変動に対応し、例えば、収入減の穴埋めができるように、ある程度の貯えを認めるべきである。
  ②遊休財産の規制
  公益財団は、一定の資産運用により成り立っている面もあり、そのため財産に運用益をある程度組み入れるシステムを認めるべきである。
- 収益が株の配当金で景気に左右される。一方、支出の助成は景気に左右されることなく、なるべく同じ規模で行いたい。収支相償は単年度ではなくもっと長い期間で扱いたい。　今は仕方ないので、特定費用準備金を設定した。
- 予算案策定時点で収入額が読めないことが多く、収支相償を意識した事業計画を立てにくい。
- 決算収支マイナスの対応や、運転資金については遊休財産を利用する場合があり、規制により対応可能範囲が限られる。規制を緩和すべきと考える。
- 収支相償の撤廃
- 収支相償について、収益事業の収益に浮き沈みがあり収支相償を満たさない年度があるが、持続可能な経営のためには若干の益がないと経営が難しい状況である。▲対応策としては、公益事業の利益を事業費の 1%まで認めるなど制限の緩和が必要と考える。
- 収支相償の意義・必要性を再考いただきたい。（極端に収益のある団体のみ何らかの対策を講じれば良く、適正な収支で公益活動を行う団体は除くべきではないか。）
- 公益目的事業における剰余金を次年度以降に解消させずに、公益目的事業を支える原資としての保有を認めてほしい。
- 指定管理業務により収支相償の対応を検討しなければならない
- 収支相償がプラスの時は次年度収益に加算されるが、マイナスの時は加算されない。
- コロナ禍の影響で公益事業のイベント（奨学生懇談会等）が実施できなくなると、公益事業経常費用が減少して、収支相償や遊休財産保有規制に抵触することになる
- 繰越金に余裕を持たせてほしい。
- 収支相償で赤字が必須なことと、継続的な法人運営のための資金確保の調整
- 収入が年により大きく上下変動が予想される場合、収支相償の見通しが難しい。この対応措置。
- 赤字続きで運営に支障をきたしている。収支相償の原則により、黒字が出た場合、必ず何らかの対策を講じて、黒字解消を図らなければならい。従って、正味財産が増えることがない。
- 収支相償、遊休財産制限額の許容額の拡大（例えば、公益事業の 2 割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の 3 年分まで許容など）
  当財団では、海外出張により各国経済情勢の実態把握に努めている。しかしながら、前年度と同様に、新型コロナの影響で、海外出張が困難なため、海外出張旅費がほぼ未消化となる等収支相償の未達もあり得るものと思料。一方で、来年度以降、会員の大半を占める金融機

関の収益環境悪化が見込まれ、会員数の減少、収支の大幅悪化の可能性が極めて高い。

- 当財団は、金額と受取時期が不確定な受取寄付金によって運営しているため、収支相償を満たすのが困難。収入を一律の収益とする現行の収支相償の規定を、受取寄付金は別枠にするなど、見直してほしい。
- 数年にわたって行う事業もあるので単年度単位で収支相償をクリアするのが難しいときがある
- 収支相償による事業活動への制約、種々・多量にわたる書類・資料等の作成に要する膨大な時間や労力
- 余剰金が発生した場合、内部留保していくことが非常に難しい。
- 現状コロナ禍にあり、通常の業務が行えておりません。コロナ後元に戻るともわかりません。その中での収支相償での事業活動は困難です。
- 時代に合わせて新しい講座開発を行いたいが、公益認定と収支相償が義務付けられる
- 当法人の公益目的事業は本来、自治体が行う業務の委託を受けて実施している。実施するに当り受益者（事業者）から手数料を徴収するが、その額は自治体の条例で定められており、実施業務量が増えれば当然、事業収入が増加する。この収益部分は公益目的事業以外に使用できないので、簡単に収支相償ができない。
- いざという時のため一定の内部留保がほしい。
- 配当金で事業を運営をしているが、年度に依って配当額が変動するので公益事業の事業計画を適正に立案しないと収支相償を満たすのに苦労する場合がある。
- 収支相償を満たすための予算編成や収支相償が満たされなかった際の取扱い方法について、今後の法人運営に最適な内部留保の手段等について手さぐりの状態が続いてしまっている。
- 法人税非課税の観点から内部留保が許されない点は理解しているが、公益目的とは言え事業経営である以上、収支相償の許容範囲等の基準を設けていただき、単年度の収支相償に拘束されることなく、適正な財務環境を維持した中での事業運営が望まれる。
- 県等からの補助事業の実施団体であり公益目的事業のみであるが、収支相償を求められるため、年々財産の減少を招いている。今後の運営を危惧する。
- 期首時点で、その年度の事業費程度の流動資産を確保できる程度にまで、収支相償原則は適用しないとするべきである。現状の収支相償原則は、法人の体力を奪う。
- 財政積立ての制限による保有資産の減少。赤字により補填した積立相当額又は一定額の準備資金の積み立てを可能とする
- 当財団は収益のほぼ100%が株式配当であり、企業業績の影響を受けて大きく変動するので、昨今のコロナ禍で次年度以降の収益の見込みも立てづらい状況です。一方で公益事業は安定的に行う必要があり、収支相償や遊休資産の規制をクリアしながら事業計画、予算を立てるのは本当に大変です。収益事業がある場合には収支相償、遊休資産の考え方は理解しますが、基本財産運用益だけ、しかも財団の意思と関係なく配当金で収益が決まってしまう当財団のような場合には、もっと弾力的な仕組みにしていただきたいです。例えば、剰余金がある年度は次年度以降の公益事業費としてプールできるとか、現状でもある程度は可能ですが、せめて行政庁はもっと柔軟に対応する姿勢を示していただきたいです。

- 実質余剰金はないが、収支相償において収入が費用を上回っており、解消計画等作成に苦労している。
- 現在のコロナ禍で収益活動が制限され公益事業が行えないため公益が黒字、収益が赤字となり困っている。
- 例えば昨年度の事業（大会運営など）がコロナ禍でほぼ全部中止になったが、その「余剰金」を収支相償で処理しきることが難しかった。
- 収支相償が特に困る。コロナウィルス流行で予算の組みなおしを強いられ理事会手続きの手間が多かった。
- 多少の黒字額は認めてほしい。
- ①新たな公益事業を実施する場合の行政庁への手続きの必要性の判断と煩雑さ。
  法人自らが公益目的事業と判断する新たな事業を実施する場合、変更認定申請等の手続の煩雑さから、公益目的事業比率が問題ない法人では法人会計で処理する場合も多いのではないか。
  ②財務三基準の緩和
  コロナ禍で事業を実施できない法人も多く、安定的な収入がある法人では三基準の適合が難しく、コロナ終息後でも短期間で解消することは難しい。そもそも、特に遊休財産保有制限は法人の将来にわたる安定的運営を考えれば年間予算規模の３年程度は必要。
  ③行政庁の監督の差別化
  公益法人の内容に係わらず行政庁の監督が一律に実施されているのは如何なものかと思う。「国や行政からの補助金を受けている法人」「予算規模に比し税制優遇を受けている割合が高い法人」「多額の一般寄付金で運営している法人」は現状でいいかと思うが、それ以外の法人については定期提出書類を簡素化するなど事務負担を軽減すべきではないか。公益法人としての目にみえるメリットを感じていない法人が一般法人に移行する動きが出て来ることが心配。
- 収支相償を唱えるのであれば、遊休財産の保有期間をもっと延長すべき。
- 収支相償については、コロナ感染症の影響で実施できない事業が多いため、第一段階の事業区分別の判定はなくし、第二段階の事業全体の判定を希望する
- 公益法人というだけでコロナ対策の緊急特別融資が受けられず運営の危機に直面している。
  ①法人の管理費を賄えるような規模の収益事業はできない法人です。公益目的事業に関連する物品の販売などは小規模であれば公益目的事業に入れてよいということで僅かな関連物品の販売は行っていますが微々たるもので、公益目的事業収益のみでの事業運営は難しくなっております。従来個人や企業からの寄付等はない法人で、今後寄附活動にも注力していく必要がありますが実際の寄附が見込めるわけではありません。現行は規制があるためできていませんが、公益目的事業に関わらない活動でも小規模の収益活動は公益目的事業として容認してもらいたいです。また、こういう収益活動にはどういうものが考えられるでしょうか？
  ②公益目的事業収益には年ごとに変動があり、僅かでも収入が上回った場合に特定費用等として管理していないと収支相償違反とみなされてしまいます。（次年度には支出すると予

想される程度の金額であれば) 次年度の予算に対しての割合を決めて、違反に問わない方策を考えて下さい。
③定期的な提出書類の作成や変更に関わる手続、立ち入り検査の対応に対して外注する予算が取れません。会計面は会計士に委託していますが小規模の法人で人手もなく負担が大きいです。
④観光に大きく関わる法人なので、コロナ感染の影響で収益が激減しています。しかし、国や県・市のコロナ感染拡大による緊急特別融資や助成金には、公益法人というだけで受けられないものが多く、公益事業目的の流動資産や特定資産を取り崩しながら事業運営を続けているとこの状況がさらに続けば事業継続はできなくなります。
公益法人から一般法人に変わることも考え始めています。

- 剰余金の処理。コロナ禍で事業実施ができず、過去 3 年剰余金があり、特定費用準備金にするにしてもその後、通常事業に加えて拡大して使わなければならないこと。
- 収支相償で苦労している。収益の変動があった場合に、事業活動費をそれに合わせ迅速に対応することは難しい。
- 収支相償を各年度に厳格に適用されると、中期的な事業運営が厳しくなる
- 資産取得資金、特定資産準備資金等だけでなく、一定限度の内部留保を収支相償として認めて欲しい。
- 収支相償の適合が難しい。
- 収支は年度毎に変動するため、収支相償の判定は複数年度で行ってほしい。
- 財務諸表や報告書から適正な運営が認められれば、収支相償や遊休財産の基準は必要ないのでは。定期提出書類を提出用に作り替えるのが二度手間ではと疑問に思うことがある。→いずれも熟考したわけではなく、監督側からすれば仕方がないのかもしれない。
- 単年度での収支相償は不可能であるのに、それを表面上で強制される。複数年での達成で認めるべき。これは遊休財産もしかり。
- 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すればよいか。
- 収支相償で毎年苦労している。収益事業を行わなくても、資産が増やせるようになればよいと思う。
- コロナ禍で、相償計画を立てているが、3 年度もコロナの影響で事業が予算どおり実施できなくて、今年度末にも再度相償計画を立て直す必要がある。
  収支相償判定が基準を満たしていた場合、年度初めに手元にほとんどお金がなく、年度初めの事業の推進に影響がある。（令和 2 年度は、定期預金を解約して事業を推進した）
- 収支相償が、法人の事業継続の障害になっている。
- 「収支相償」「遊休財産」対策として、特定費用準備資金を積み立てているが、コロナ禍の減収や、設立した自治体（川崎市）が「民活」に方針転換しているため事業・予算が大幅に縮小する事が確定的になっている等の影響で、計画の見直しが必須となっている。将来的には赤字補填の為に取崩さざるを得ない見込み。その為の諸手続き、経理処理が非常に煩雑。また、川崎市が公益財団法人の諸制度を勘案しない事が多々ある。
- 当財団は公益目的事業の比率が 95%以上となっており、収支相償を満たすと財団全体の収

支はマイナスになってしまう。
- コロナ禍で収入・費用が大幅にぶれることが継続している。必しも単年度での収支相償は不問とのお知らせは出ているようですが、今後も社会情勢は不明瞭の可能性があり、もっと中長期的に収支相償を見ていくことを制度化して頂きたいと考えます。
- 何らかの事由により、予定する事業が執行できなかった場合に、余剰資金の扱いに苦慮している。
- 収支相償について。一度赤字大きく沈み込むと、復活する手立てが無い。前年の赤字を取り返すための黒字が認められないのは理不尽かつ不合理。また、従業員の待遇アップのための黒字留保なども難しく、自由な経営戦略の足かせとなっていると思う。
- 収益事業からのみなし寄附金による第２段階の収支相償の制限により、顧客（行政機関）への支援が制限されることがある。
- 数年単位の収支で考えられるような収支の仕組みの創設
- 運用収益を主な財源にしている為、大きな運用益が出た場合、次年度以降に繰り越せる仕組み（収支相償）
- 令和２年度は、減収に対する高松市からの指定管理料の増額があったが、光熱水料費支出が決算見込み時より、減となったことにより、結果的に収支相償が達成できなかった。このようなことから、会計全体の収支バランスのとり方が難しいと感じている。
- 収支相償は長期的な視点で運用して欲しい。
- ①制度上、公益目的事業の財源確保は、収益事業で得られた利益に依存するが、前年度は、コロナ禍で収益事業では補えない状況になったため、この状態が続くと資金ショートの可能性がでてくる。至急なんらかの対策を講じてほしい。
  ②毎年の定期提出書類の計算方法などがとても紛らわしい（難しい）。
- 新型コロナ感染症に伴い事業を計画通りに進めることができず、収支相償を満たすために特定費用準備資金の設定が必要となった。
- 収支相償により、運営上必要な内部留保額の確保に苦慮している。公益目的事業剰余金の一定額までは内部留保に回せるよう制度改正または収支相償の廃止をお願いしたい。
  定期提出書類を作成するにあたり、詳細な説明が記載されている手順書と解説書があると作成しやすくなる。
  書類作成に係る事務量が多い。提出期限がタイトであり、もう少し余裕がほしい。
- 収支相償により予算を使い切る必要がある。
- 収支相償の原則により、今回のコロナ禍のような不測の事態に備えるための引当等の対応ができない。
- 法人経営の健全性、長中期的な財務運営上は一定の剰余金の保有は不可欠。
  収支相償にかかる記入方法が分かりにくい。
- 収支相償は損益ベースで判断されるが、損益＝資金とは限らない。未収金等で収益が発生することもあり、２～３年で解消が困難なケースもある。キャッシュベースにあてはまらない収益は特例を考えてほしい。
- 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すればよいかについて困っている。

- 計画外の寄付を受けた際に、収支相償の達成を実現するために苦労する。
- 黒字となった場合に、新規に事業を計画・実施しなければならないが組織体制が弱く余力がない
- コロナ渦にて活動が計画どおり行えず、収支相償の達成や理事会・評議員会の運営（リモート対応）に苦慮している。
- 収支相償の目途が年度末過ぎないと分からない点
- 制度上は収支相償を求められるが、所管の行政庁からは独立採算制を常に求められ、より収益を上げるよう指導されている。
- 収支相償、遊休財産の規制は単年度では無く少なくとも 3 年程度の単位で見てほしい。
- 収支相償で事業活動が制限されるとまではいかないが、その年の状況により収支プラスとなることもあるため、収支相償を毎年ではなく数年単位で判断するようにしたら良いと思う。公益法人固有の問題ではないが、運用収入の減少に苦労している
- 収益相償は今後の経営がむつかしくなる
- 収支相償により効果的な事業運営が難しく、ニーズに応じて事業の拡大もできない。
- 収支相償を満たさないことの原因が恒常的なものでなく、一時的なものである場合、翌年度の事業規模の見直し、（奨学生の採用数増など）が難しい場合があるため、剰余金の使用制限が緩和されるとよい。
- 収支相償で無駄な支出がでており、剰余金を有効活用できない。
- 協会運営に関しては必要不可欠な事業を実施しており、収入と支出が必ずしも理想的に均衡しないことがある。
- 収支相償は法人の永続性と発展性を妨げるものと理解してます。制度の本来の趣旨を否定するものとなっていますので、何とかしてほしいと思います。
- 収支相償を守っていたら、資金がいつか枯渇する。
- 単年度の公益費用分程度しか保有できないため将来への不安が大きい。複数年(3 年～5 年)保有したい。
- 公益目的事業のための弾力的な資金の積立が認められない
- 剰余金の取扱い及び過去の赤字の補填

b） 公益目的事業比率に関するもの

◆ 公益社団法人 （回答数 14 件）

- 現在の財務基準の仕組みは、毎年収入・支出がほぼ一定の安定的な事業運営を行っている法人を想定しているように思われる。有事の際には収入・支出が大きく変動し、先の見通しも立たない。現在の財務基準については、（コロナ禍の実態を踏まえ、）長期的な視点を持った制度に変更してほしい。
  収支相償については、欠損金の繰り戻し還付のように、過去の赤字を補てんできるような仕組みが望まれる。過去も含めて長期的に（2,3 年ではなく 5 年以上）収支相償が達成できていれば良いのではないか。

公益目的事業費 1 年分の遊休財産規制を毎年クリアしなければならないのは法人運営にとってマイナス。内部留保があってこそ長期的な事業計画を立てることが可能になる。遊休財産規制については、数年間の猶予が認められると良いのではないか。剰余金の分配は出来ないのであるから、内部留保の使い道は法人のガバナンスにゆだねてほしい。（再掲）

- 補助金をもらってない自主財源で運営する団体の財務三基準の要件緩和。
  報告書類は事業報告や決算書類添付の場合には大幅な簡略化。（再掲）
- 公益財務基準をクリアするための計画検証が手間、届け出書類が多い。（再掲）
- コロナ禍で収支バランスが崩れた時に 3 基準を順守することのむつかしさ（再掲）
- この度の新型コロナウィルス感染症の影響により公益事業の中止が相次いだが、このような有事の際も財務三基準を満たす必要がある点。全国的にも基準を満たすことが厳しいことが明瞭なため、基準を緩和していただきたい。（再掲）
- 公益事業に係る経費の執行がない場合を考慮したその他事業の執行制限及び遊休財産で毎年度苦慮していることから、これら認定法の中で定められている制限基準の見直しを求められないか。（再掲）
- 公益目的事業の実施を予定しているものの、コロナ禍での実施が不透明となった。
  限られた事業すら実施できない場合は、財務３基準をクリアするのが困難になる可能性がある。（再掲）
- コロナウィルス感染症の影響で事業が予定通り行えず，遊休財産や公益事業比率がクリアできなかったりすること
- 今回のコロナ禍など、一時的な影響により遊休財産が基準を超えてしまったことについても改善を求められる。公益目的事業比率についても同様。（再掲）
- 会員数が減少している現状で公益比率の制限があり事業費の分配に苦労する。
- コロナ禍による事業の中止等に伴う財務 3 基準のクリア。（再掲）
- 事業比率に関して 50:50 の割合に相守する事業にすることの難しさ
- 青年経済人の集まりなので作業時間が非常に少ない。また、会員減少により、公益比率をクリアするのが難しくなってきている。
- 財務 3 基準で不安定な運営を強いられており、一般法人への転換を望む。（再掲）

◆ **公益財団法人**　（回答数　7 件）

- 公益事業は事業全体の 50%以上でなければならないが緩和できないか。例えば 40%。
- 財務三基準を充足するための公益目的事業拡充が難しい。（再掲）
- ①期初の予算作成時には前年度の収支相償額を暫定としており、決算理事会で確定された後に確定した収支相償額を補正予算として組み込むがコロナ禍以降、金額が多く大変である。

  ２．公的目的事業比率について税務署より 80%の指摘があるが、根拠がなく通常の 50%で運営ができるに苦労している。

  ３．事業報告等が理事会資料としてしか機能しておらず、改善が必要。

  ４．各事業の報告書等の作成が追い付かず、難儀している。（再掲）
- 建物等の維持管理費や固定資産税が多いため、収支相償の原則や公益目的事業比率の制限

により、老朽化した建物、設備の改善に支障（公益事業の原資を建物の賃貸業で得ているが、バリアフリー、情報化対応等の面で環境整備が追い付かない）（再掲）

- 事業比率。
- 施設管理料を公益目的事業比率で収益事業と区分すると、年で大きく変わるので大変。
- ①新たな公益事業を実施する場合の行政庁への手続きの必要性の判断と煩雑さ。
  法人自らが公益目的事業と判断する新たな事業を実施する場合、変更認定申請等の手続の煩雑さから、公益目的事業比率が問題ない法人では法人会計で処理する場合も多いのではないか。
  ②財務三基準の緩和
  コロナ禍で事業を実施できない法人も多く、安定的な収入がある法人では三基準の適合が難しく、コロナ終息後でも短期間で解消することは難しい。そもそも、特に遊休財産保有制限は法人の将来にわたる安定的運営を考えれば年間予算規模の３年程度は必要。
  ③行政庁の監督の差別化
  公益法人の内容に係わらず行政庁の監督が一律に実施されているのは如何なものかと思う。「国や行政からの補助金を受けている法人」「予算規模に比し税制優遇を受けている割合が高い法人」「多額の一般寄付金で運営している法人」は現状でいいかと思うが、それ以外の法人については定期提出書類を簡素化するなど事務負担を軽減すべきではないか。公益法人としての目にみえるメリットを感じていない法人が一般法人に移行する動きが出て来ることが心配。（再掲）

c） 遊休財産規制に関するもの

◆ 公益社団法人 （回答数　44 件）

- ①決算総会の前の理事会まで、中１４日厳密にあける必要があるのか？短縮されたし。
  ②行政庁の細かい指摘がどんどん細かくなっていく。移行当初と現在と差がありすぎる。
  ③遊休財産について、特定費用準備資産の計画終了後の残金は、その年度中は特定資産扱いし、翌年度から遊休財産にしないと、当該年度は遊休財産に抵触してしまう。
  ④内閣府へ、事業報告の内容に、添付の報告と同じ内容を記載させ、複雑化し、事務の手間を増やすようなことはやめて欲しい。
- 現在の財務基準の仕組みは、毎年収入・支出がほぼ一定の安定的な事業運営を行っている法人を想定しているように思われる。有事の際には収入・支出が大きく変動し、先の見通しも立たない。現在の財務基準については、（コロナ禍の実態を踏まえ、）長期的な視点を持った制度に変更してほしい。
  収支相償については、欠損金の繰り戻し還付のように、過去の赤字を補てんできるような仕組みが望まれる。過去も含めて長期的に（2,3 年ではなく 5 年以上）収支相償が達成できていれば良いのではないか。
  公益目的事業費 1 年分の遊休財産規制を毎年クリアしなければならないのは法人運営にとってマイナス。内部留保があってこそ長期的な事業計画を立てることが可能になる。遊休財

産規制については、数年間の猶予が認められると良いのではないか。剰余金の分配は出来ないのであるから、内部留保の使い道は法人のガバナンスにゆだねてほしい。（再掲）

- 財政基盤の安定、強化のため、収支相償、遊休財産保有制限の撤廃もしくは許容額の拡大（例えば、公益目的事業の２割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の３年分まで許容など）を希望する。年度計画では見通せない寄付、運用益等があった場合に、収支相償をクリアするために無理に支出することは無駄であり、収益事業による収入ではなく、寄付や運用益から得られる収入については、黒字を許容してほしい。（再掲）
- コロナ禍により事業活動が縮小し、遊休財産の保有制限を越えてしまった。公益事業の継続的な安定運営を考えると制限枠の緩和が必要と考える。
- 当財団は、収益事業を行っておらず財産の運用益により事業を実施しているため、基本的に収入が事業費を上回ることはあり得ない。むしろ事業費の約７割強を財産の処分により充当している現状である。収支相償に係る剰余金の定義の見直しと遊休財産の制限が緩和されれば複数年分の事業費相当の財産処分を行いこれに備えることが可能と考える。（再掲）
- 年度末に使途指定のない多額の寄付を受領した場合、収支相償と遊休財産規制を満たせなくなる恐れがある。改善策→遊休財産規制を１年分の公益目的事業費ではなく、１年分の公益目的事業費＋管理費とするなど（再掲）
- 昨年、本年度はコロナウィルスの影響もあり、事業が出来なかったので収支相償・遊休財産保有制限については苦労している。（再掲）
- 「遊休財産額の保有上限額の超過」について、苦労している。今回のコロナ禍で、総会、理事会、学術大会などは全てオンライン開催となり、事業費の額が大幅に削減され、遊休財産額の保有上限額の超過の可能性が高くなっております。対策に頭を悩ませています。
- 補助金をもらってない自主財源で運営する団体の財務三基準の要件緩和。
  報告書類は事業報告や決算書類添付の場合には大幅な簡略化。（再掲）
- 公益法人インフォメーション製 EXCEL 書式の入力が煩わしい。入力ミスに気づかないまま提出できてしまう。
  区分経理が煩雑で経理職員の負担が大きい。
  役員の改選が 2 年おきにあり、役職員の公益会計基準等への理解度に差があり、理事会として意思統一を図るのが困難。
  他会計振替を 50%以上した場合に作成義務のある貸借対照表内訳表の作成が困難。
  入会金収入の具合によって遊休財産保有制限に該当する年が生じる可能性があるが、年度末近くにならないと分からず、また、遊休財産保有制限に当たるか否かの算出も煩雑であるうえに、時間がない中で対策を講じなければならないため、負担が多い。
- 遊休財産保有制限に関して、昨年来からのコロナ感染関係で事業活動が制限されている。このような状況の中で、事業の中止を余儀なくされている結果、遊休財産保有制限が毎年超過している。会員の会費収入は毎年変わらず入ってくるため、事業中止が続くと厳しい状況になっていく。
- 遊休財産の限度額の拡大及び保有期間の延長。
- オンライン講習等により収支状況が変わり、遊休財産の規制に抵触する。

- 公益財務基準をクリアするための計画検証が手間、届け出書類が多い。（再掲）
- コロナウィルス感染症のため計画事業が出来なくなって、遊休財産額の保有超過になってしまった。このような場合は、全額ではなくても計画事業費を執行したとの猶予措置等があればと思います。
- コロナ禍の期間は非常時であり、平時の仕組み（遊休財産の規制等）は初期目的に合致しなくなった。具体的には、コロナ渦で公益事業が一時的に減少（事業規模が減少）し、結果として、事業規模が保有遊休財産額を下回り、遊休財産規制に抵触した。求める対応は、コロナ渦収束までの期間、収支相償、遊休財産規制等を凍結する。（再掲）
- コロナ禍で収支バランスが崩れた時に3基準を順守することのむつかしさ（再掲）
- 現下のコロナ禍での公益事業が取り組めない時は、特例として例年のみなしとして認めてもらいたい。遊休財産についても同じ。（再掲）
- この度の新型コロナウィルス感染症の影響により公益事業の中止が相次いだが、このような有事の際も財務三基準を満たす必要がある点。全国的にも基準を満たすことが厳しいことが明瞭なため、基準を緩和していただきたい。（再掲）
- 毎年度収支相償が達成できなくても、大きなくくり（３年間、5年間等）で収支相償できれば良いとの考え方に代えられないか。
  遊休財産は事業費１年分では少なすぎる。（再掲）
- 低金利の折、リスクを受けいれた債券も含めて運用しているが、収益が上振れすると収支相償ひいては遊休資産規制に抵触することがあり、気を遣う。（再掲）
- 公益目的の規模は年度により変動があることから複数年度での収支相償を認めていただきたい。
  遊休財産の規定も単年度では満たさない場合でも複数年度で均すと満たす場合がある。
  事業報告等の提出別表Ｃ（3）、Ｆ（1）、Ｆ（2）も前年度のデータを流用できるようにしていただきたい。（再掲）
- 遊休資産については、公益事業費の１．５倍までなど、制限を拡大してほしい。
- 公益事業に係る経費の執行がない場合を考慮したその他事業の執行制限及び遊休財産で毎年度苦慮していることから、これら認定法の中で定められている制限基準の見直しを求められないか。（再掲）
- 公益目的事業の実施を予定しているものの、コロナ禍での実施が不透明となった。
  限られた事業すら実施できない場合は、財務３基準をクリアするのが困難になる可能性がある。（再掲）
- コロナウィルス感染症の影響で事業が予定通り行えず，遊休財産や公益事業比率がクリアできなかったりすること（再掲）
- 今回のような事態で事業が滞ると収支相償を維持することが難しい。またこうした事態に備えて財政基盤をどのような方法で安定させるのか、遊休財産の関係も含め対応が不明（再掲）
- 新型コロナウィルス感染症の影響で予定していた事業が中止となり遊休財産の限度額を超えてしまった。

- 収支相償を 5 年間とか複数年度でお願いしたい。正味財産が減少する一方で、将来解散が目に見えている（再掲）
- コロナ禍で事業が予定通りに実施できず、予算が消化しきれなくなくなり、結果、決算において繰越額が大きくなり遊休財産規制をクリアできなくなる恐れが生じた。災害等の特例としてこのような場合の規制緩和措置を設けて欲しい。
- コロナ禍で事業実施ができず遊休財産が増加した
- 致し方ないこととはいえ、事務処理等が非常に煩雑であること。特に、事業報告による数字の報告がいく種類もあり、時期的にも非常に繁雑である。また、遊休財産の取り扱いが厳しいように思う。
- コロナウィルス感染拡大の影響により事業費が大幅に減少、2021 年度もいまだコロナの収束の目途がたたず遊休財産保有制限に苦労しそうである。アフターコロナを見据えた事業計画の検討を進めていかなければならないところである。
- 遊休財産の保有制限（上限額）が１年間の公益目的事業を実施する費用額とされているが、２か年分程度を上限額とされたい。（理由）行政庁からの委託事業を公益目的事業として行っている場合で、その事業割合が一定の割合を占めるとき、当該委託事業が廃止、休止された場合に、保有制限を超えてしまうこととなるため。
- 事務処理の負担が大きい。
  基準に合わなかった場合、その理由に関わらず非を指摘される。
  収支相償や遊休財産の制限により、資金を有効に活用できない。（再掲）
- 経費削減などで生まれた剰余金が遊休財産となってしまうため、結果的に無理をして解消方法を検討することになり、矛盾を感じている。また、ここ２年はコロナ禍により公益事業の実施が予定通りできなかったこともあり、遊休財産の上限額が「その年の」公益目的事業会計における経常費用額というのは非常に厳しいと実感した。複数年への引き上げを強く希望する。
- 「収支相償」、「遊休財産の保有制限」の２原則は法人の財務体質強化を妨げる原則であり、主たる収入源の会費等、現況のコロナ禍で会員が減少していく中、余剰資金も底をつき、大変苦しい運営となっている。例えば「遊休財産は、１年分の公益目的事業費の額を上限とする」の上限緩和等。（再掲）
- コロナ禍で公益目的事業が計画どおり実施できず、遊休財産保有上限額を超えないための処理に苦労している。
- コロナ禍による事業の中止等に伴う財務 3 基準のクリア。（再掲）
- 遊休資産の上限をオーバーしないように毎年度注意
- 新型コロナウィルス感染症対策のため事業が出来ないため収支相償判定、遊休財産額の保有制限の判定が不適合になる場合があると思われるがその年の状況で融通性があってもいいと思います。（再掲）
- 駅前総合開発ビルに入居しているが、その改修費用を捻出するための貯蓄をすると、遊休財産となってしまい、その対応に苦慮している。
- コロナ禍では事業がやむを得ず実施出来ず、収支相償や遊休財産が満たせない。このような

場合に制限をかけても、（全てが不要ではないが）本来予定していないものに使用したりして全体的には無駄になる。むしろこのような財源を有効活用して、コロナというこの国難を乗り切るために、公益法人には感染予防対策に主眼を置いた社会貢献活動を行うよう、推進を図っていった方が良いと思う。（再掲）

- 財務 3 基準で不安定な運営を強いられており、一般法人への転換を望む。（再掲）

◆ 公益財団法人 （回答数 31 件）

- 公益事業経費が非常に少ない事業年度に、遊休財産規制が障害となる。
- 遊休資産の枠を広げる。
- 財務 3 基準のうち遊休財産規制など、単年度毎での判断ではなく複数年度にわたった形でみられるようにしてほしい。
- コロナ禍で事業が制限され収支相償が維持できない。
  収支相償を支出が収入の 7-8 割程度にとどめて欲しい。
  遊休財産保有限度額を緩和して欲しい。（再掲）
- 新型コロナ禍の影響による公益事業の未実行に収支相償の伴う収支相償の未達、遊休財産額の増加に対しては、公益法人法制における新たなルールとして、これらが容認される仕組みを制定して欲しい。（再掲）
- 財務三基準を充足するための公益目的事業拡充が難しい。（再掲）
- 収支相償や遊休財産規制をクリアするために助成額を増やすと、助成にふさわしくない団体にも助成することになるが、それはできない。年度によって申請数、内容が変化するので、長期的に見てほしい。（再掲）
- コロナ禍により事業が中止や縮小となり公益目的事業の事業費が減り、逆に流動資産が増加するため遊休財産の保有上限を上回る恐れがある。
- 収支相償及び遊休財産の制限のため、財政について常に不安のある状態が続く。収益事業についても、収支相償をクリアさせることを最優先に考える必要があり、収益増を見込むことが難しい。収益事業はある程度売り上げの増減の幅があるが、それに対応することが難しい。（再掲）
- 令和二年度は新型コロナウィルスのため、臨時休館にしたり事業費の削減により収支相償を満たさないこととなり、遊休財産も多くなりました。内閣府よりこのような状況下斟酌しますとのことでしたので、決算書をそのままに提出いたしました。（再掲）
- ①収支相償の制限
  毎年の収入は、景気変動その他の理由により必ず変動し一定ではない。一方、支出は毎年ある程度の金額を確保する必要がある。収入変動に対応し、例えば、収入減の穴埋めができるように、ある程度の貯えを認めるべきである。
  ②遊休財産の規制
  公益財団は、一定の資産運用により成り立っている面もあり、そのため財産に運用益をある程度組み入れるシステムを認めるべきである。（再掲）
- 配当金等から事業計画を策定するが、奨学生の採用が計画通り行かず遊休財産が増加傾向にある。対象 37 大学の奨学生の採用計画を毎年見直している。

- 決算収支マイナスの対応や、運転資金については遊休財産を利用する場合があり、規制により対応可能範囲が限られる。規制を緩和すべきと考える。（再掲）
- コロナ禍の影響で公益事業のイベント（奨学生懇談会等）が実施できなくなると、公益事業経常費用が減少して、収支相償や遊休財産保有規制に抵触することになる（再掲）
- 収支相償、遊休財産制限額の許容額の拡大（例えば、公益事業の 2 割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の 3 年分まで許容など）
  当財団では、海外出張により各国経済情勢の実態把握に努めている。しかしながら、前年度と同様に、新型コロナの影響で、海外出張が困難なため、海外出張旅費がほぼ未消化となる等収支相償の未達もあり得るものと思料。一方で、来年度以降、会員の大半を占める金融機関の収益環境悪化が見込まれ、会員数の減少、収支の大幅悪化の可能性が極めて高い。（再掲）
- 収益事業、公益事業での収入が年度でバラつきがある。少し余裕もって活動していくために遊休財産の制限を緩めてほしい。
- 総経費をカバーし財団を維持するためには、金融資産運用においてはある程度リスクを取る必要があり、万一に備えるためにある程度の資金の貯えが必要である。現在の制度では遊休資産と見なされてしまう。現在の 2 倍程度の枠が欲しい。
- 当財団は収益のほぼ 100%が株式配当であり、企業業績の影響を受けて大きく変動するので、昨今のコロナ禍で次年度以降の収益の見込みも立てづらい状況です。一方で公益事業は安定的に行う必要があり、収支相償や遊休資産の規制をクリアしながら事業計画、予算を立てるのは本当に大変です。収益事業がある場合には収支相償、遊休資産の考え方は理解しますが、基本財産運用益だけ、しかも財団の意思と関係なく配当金で収益が決まってしまう当財団のような場合には、もっと弾力的な仕組みにしていただきたいです。例えば、剰余金がある年度は次年度以降の公益事業費としてプールできるとか、現状でもある程度は可能ですが、せめて行政庁はもっと柔軟に対応する姿勢を示していただきたいです。（再掲）
- ①新たな公益事業を実施する場合の行政庁への手続きの必要性の判断と煩雑さ。
  法人自らが公益目的事業と判断する新たな事業を実施する場合、変更認定申請等の手続の煩雑さから、公益目的事業比率が問題ない法人では法人会計で処理する場合も多いのではないか。
  ②財務三基準の緩和
  コロナ禍で事業を実施できない法人も多く、安定的な収入がある法人では三基準の適合が難しく、コロナ終息後でも短期間で解消することは難しい。そもそも、特に遊休財産保有制限は法人の将来にわたる安定的運営を考えれば年間予算規模の３年程度は必要。
  ③行政庁の監督の差別化
  公益法人の内容に係わらず行政庁の監督が一律に実施されているのは如何なものかと思う。「国や行政からの補助金を受けている法人」「予算規模に比し税制優遇を受けている割合が高い法人」「多額の一般寄付金で運営している法人」は現状でいいかと思うが、それ以外の法人については定期提出書類を簡素化するなど事務負担を軽減すべきではないか。公益法人としての目にみえるメリットを感じていない法人が一般法人に移行する動きが出て来る

ことが心配。（再掲）
- 収支相償を唱えるのであれば、遊休財産の保有期間をもっと延長すべき。（再掲）
- 遊休財産の制限額が公益目的事業費の１年分では、安定的な運営はできない。
- 財務諸表や報告書から適正な運営が認められれば、収支相償や遊休財産の基準は必要ないのでは。定期提出書類を提出用に作り替えるのが二度手間ではと疑問に思うことがある。→いずれも熟考したわけではなく、監督側からすれば仕方がないのかもしれない。（再掲）
- 単年度での収支相償は不可能であるのに、それを表面上で強制される。複数年での達成で認めるべき。これは遊休財産もしかり。（再掲）
- 当団は事業規模が小さいことから、寄附金の収入の増減により公益目的事業費が少なくなった場合、遊休財産保有の規制を受けることとなり、財政運営が厳しくなるため、運転資金的なある程度の遊休財産の保有は必要としたい。
- 「収支相償」「遊休財産」対策として、特定費用準備資金を積み立てているが、コロナ禍の減収や、設立した自治体（川崎市）が「民活」に方針転換しているため事業・予算が大幅に縮小する事が確定的になっている等の影響で、計画の見直しが必須となっている。将来的には赤字補填の為に取崩さざるを得ない見込み。その為の諸手続き、経理処理が非常に煩雑。また、川崎市が公益財団法人の諸制度を勘案しない事が多々ある。（再掲）
- コロナ禍により実施できない事業が重なり、予定していた支出がなくなってしまうと、遊休財産保有上限である公益目的事業費相当額が減った上に遊休財産額が増えてしまう。今後のコロナ情勢がなかなか予想できないために、次期計画を立てても不安が残る。
- コロナで事業の予定が立てづらくなり、また、コロナの影響で寄付金収入も減少している一方で、遊休財産規定があるために、団体の財産が毎年かなり減少している。今後長期的に団体を運営しているかが不安である。
- 2020 年度は持続化給付金収入があり、遊休財産への対応に苦慮した
- 遊休財産保有上限額について
  当法人は、一定の期間内で事業規模（収支）の増大期と減少期が周期的に訪れています。さらに、この周期の中で、収支が最大となる年度の翌年度に、収支が最小となる年度（連続する２会計年度程度）が存在しています。このことにより、収支が最小となる年度は、遊休財産保有上限額を超過することとなります。また、収支が最小となる年度以降は徐々に事業量が増加し、遊休財産保有上限額の超過は自動的に解消されることとなります。
  この問題に対しては、特定資産の積立て等により対応しておりますが、保有上限額超過解消方策としての積立てや新たな支出は、法人の安定した財政基盤の妨げになると考えます。
  遊休財産保有上限額の算出は、「前年度の公益目的事業に要した費用」ではなく、例えば「過去５会計年度における公益目的事業に要した費用の最大額」のように幅を持たせていただくことを切に願います。
- 収支相償、遊休財産の規制は単年度では無く少なくとも 3 年程度の単位で見てほしい。（再掲）
- 遊休財産の上限がある点。

d) 立入検査・監督に関するもの(定期提出書類を除く)

◆ 公益社団法人 （回答数　16 件）

- ①決算総会の前の理事会まで、中１４日厳密にあける必要があるのか？短縮されたし。
  ②行政庁の細かい指摘がどんどん細かくなっていく。移行当初と現在と差がありすぎる。
  ③遊休財産について、特定費用準備資産の計画終了後の残金は、その年度中は特定資産扱いし、翌年度から遊休財産にしないと、当該年度は遊休財産に抵触してしまう。
  ④内閣府へ、事業報告の内容に、添付の報告と同じ内容を記載させ、複雑化し、事務の手間を増やすようなことはやめて欲しい。（再掲）
- 立入検査・書類作成等煩雑である。
- 公益認定後に行政からの補助金、受託金が削減され、自立運営が厳しい状況が継続している。また、財源（会費等）が社会情勢に左右されるため更に厳しい状況が続いているのが現状。運営が厳しい中、また対応できる職員が少ない中で公益であるが故に定期書類の提出や立入検査への対応など、年間通じて対応しなければならない事務負担も多く、是非軽減を検討して欲しい。具体策としては、事業規模要件を設け、提出書類を軽減するなど。
- 毎年の提出書類作成に、専門家の力を借りている分、費用が掛かる。立ち入り検査の間隔も短いと感じる。
- 官公庁からの事業収益が想定を超え、多額の剰余金の使途。明確な法令根拠のない行政指導。　（再掲）
- 公益移管当初は、公益事業全体での収支相償であったが、今では、各公益事業ごとの収支相償となり苦労している。また、定期報告書を毎年提出しているのに、定期的な立入検査が必要なのがわからない。不定期の立入検査でいいように思う。（再掲）
- 苦労している点については、質問２のとおり多数あるが、一番苦労し納得いかないのが、県の立入検査である、公務員が陥りがちな特性であるが、法の目的というものを見失い、具体的方策に対する指摘ばかりしてくる。何のため、誰のために必要であり方法かということが理解できていない。
- 立入検査が厳しく、何度も事業報告書の修正を行った。
- 行政対応と内部の考えの間に挟まれる、窓口対応職員の業務が煩雑になる
- 立入検査に時間を取られる
- 提出書類の作成、立ち入り検査対応、収支相償など事務負担が大きい（再掲）
- 立入検査の間隔（３年→５年など）、インフォメーションでの申請書類に自由記載の備考欄をたしてほしい（いままではあったが、バージョンアップ後削除されてしまった）
- 定期提出書類の入力方法等が煩雑である。とにかくもう少し簡略化（提出書類の削減等）してほしい。また、県の担当者が変わるとこれまでの入力方法を修正するように指摘されたりする。監査側ももう少し統一した目で監査してほしい。
- 事務処理の負担が大きい。
  基準に合わなかった場合、その理由に関わらず非を指摘される。収支相償や遊休財産の制限

により、資金を有効に活用できない。（再掲）

- 立入検査の回数が多いように感じる。だいたい２年に１度のペース。変更認定申請はそう頻繁にある訳ではないが、近く手続きが必要になる可能性があるので、事務負担が大きくなると感じている。
- 事業の性質など、監督官庁に都度説明しているが担当者が変わるたびに説明を求められる。定期提出書類（特に事業報告）の作成システムの使い勝手が悪い

◆ **公益財団法人** （回答数　12 件）

- ①金融庁が銀行に行っているように、立入「検査」から事前の指導・相談体制に移行すべきである。
  ②法の立て付けでは評議員会は最高決定・監督機関であるが、実態は非常勤の評議員から構成されており、真に十分な業務運営（理事会、理事の業務執行等）への監督機能等が果たされていない。効果的な監督機能を発揮するための実態的なガバンナンス【非常勤構成員を前提としたガバナンスの在り方・強化】が議論されるべきである。
- 監督官庁の親切な指導があればいい。
- 人数が少ないので立ち入り調査などがあると通常の業務が圧迫されます。3 年に 1 度の割合は頻度としてはかなり多いと思います。
  役員改選による変更届けを定期提出書類提出（6 月 30 日）以前に行うべきという指導を受けましたが、理事会や評議員会と登記になかかる日数を考えるとかなり無理な日程を組まなくてはならず負担です。
- 前回の立入検査では課題として指摘を受けなかったことが、直近の検査では口頭で課題として指摘を受けた。
  将来的に一部事業の変更が生じた際にその手続きがたいへんであると聞いている。
- 内閣府の担当者が変わると、以前に認められていた報告内容の変更を余儀なくされる。
- コロナ禍状況における検査は、検査側、受検法人側の双方にとって日程設定等負担が多いので、収束後に行っていただくのが適切ではないでしょうか。
- 立入検査時に指摘する項目について、どのように修正していくかの参考例（他の財団の資料等）を教えて欲しい。手探り状態で修正しても、正しいか間違いなのかがわからないままでは次回の立入検査で同じ指摘をされる可能性が有るため。
- 定期提出書類の事業計画通りに事業を行うことが、臨機応変なより良い活動への妨げになることがある。立入検査など行政庁の監督を重要視する体制が目立つが、公益法人がより良い慈善事業を行うために助けとなる体制であってほしい。
- ①新たな公益事業を実施する場合の行政庁への手続きの必要性の判断と煩雑さ。
  法人自らが公益目的事業と判断する新たな事業を実施する場合、変更認定申請等の手続の煩雑さから、公益目的事業比率が問題ない法人では法人会計で処理する場合も多いのではないか。
  ②財務三基準の緩和
  コロナ禍で事業を実施できない法人も多く、安定的な収入がある法人では三基準の適合が難しく、コロナ終息後でも短期間で解消することは難しい。そもそも、特に遊休財産保有制

限は法人の将来にわたる安定的運営を考えれば年間予算規模の３年程度は必要。
③行政庁の監督の差別化
公益法人の内容に係わらず行政庁の監督が一律に実施されているのは如何なものかと思う。「国や行政からの補助金を受けている法人」「予算規模に比し税制優遇を受けている割合が高い法人」「多額の一般寄付金で運営している法人」は現状でいいかと思うが、それ以外の法人については定期提出書類を簡素化するなど事務負担を軽減すべきではないか。公益法人としての目にみえるメリットを感じていない法人が一般法人に移行する動きが出て来ることが心配。（再掲）

- 公益法人というだけでコロナ対策の緊急特別融資が受けられず運営の危機に直面している。
①法人の管理費を賄えるような規模の収益事業はできない法人です。公益目的事業に関連する物品の販売などは小規模であれば公益目的事業に入れてよいということで僅かな関連物品の販売は行っていますが微々たるもので、公益目的事業収益のみでの事業運営は難しくなっております。従来個人や企業からの寄付等はない法人で、今後寄附活動にも注力していく必要がありますが実際の寄附が見込めるわけではありません。現行は規制があるためできていませんが、公益目的事業に関わらない活動でも小規模の収益活動は公益目的事業として容認してもらいたいです。また、こういう収益活動にはどういうものが考えられるでしょうか？
②公益目的事業収益には年ごとに変動があり、僅かでも収入が上回った場合に特定費用等として管理していないと収支相償違反とみなされてしまいます。（次年度には支出すると予想される程度の金額であれば）次年度の予算に対しての割合を決めて、違反に問わない方策を考えて下さい。
③定期的な提出書類の作成や変更に関わる手続、立ち入り検査の対応に対して外注する予算が取れません。会計面は会計士に委託していますが小規模の法人で人手もなく負担が大きいです。
④観光に大きく関わる法人なので、コロナ感染の影響で収益が激減しています。しかし、国や県・市のコロナ感染拡大による緊急特別融資や助成金には、公益法人というだけで受けられないものが多く、公益事業目的の流動資産や特定資産を取り崩しながら事業運営を続けているとこの状況がさらに続けば事業継続はできなくなります。
公益法人から一般法人に変わることも考え始めています。（再掲）
- 同一年度内で同じ内容の調査がある。
- 行政機関からの監督も続く。

e） 審査に関するもの（変更認定申請・届出等）

◆ 公益社団法人　（回答数　32 件）

- 事業活動の制限があり、新規の事業を始めにくい。
- 収支相償については、公益目的事業費の一定割合以内（例示１０％）であれば、収支残余金が生じても認めてもらえるなどの措置が欲しい。また、公益目的事業の変更申請、届出が必

要な内容を具体的な事例などで示し、大くくりな事業変更で反版してほしい。（再掲）

- 機動的な活動ができない。
- 災害等で緊急性を伴う寄贈等が事業内容にない場合、変更認定が必要となり、即時対応ができない。また、小さな変更であっても変更届が必要な場合も多く、ある程度柔軟に対応いただくことはできないか。
- 申請した事業でしか公益事業と認められないので、新事業は変更認定を提出しないといけない
- 所管行政庁に提出する事業報告書作成の事務負担が大きい。新たな公益事業を実施する際に変更届等が必要となる。
- 変更認定申請の際、あらためて事業計画及び収支予算を作成するにあたり事務作業に負担を感じている。
- 新規事業を行うのに変更届が必要なため、毎年同じような事業になり、思い切った事業運営ができない。変更届の要件が緩和されれば、もっと柔軟な事業運営が可能となる。
- 国や県の施策による事業等については、事業開始前に行政庁の判断で変更認定申請を省略できるシステムに改善していただきたい。
- コロナ禍で通常の事業実施が難しい中、柔軟かつ臨機応変に代替えの事業を実施できない。
- 変更選定申請の際、あらためて事業計画及び収支予算を作成するにあたり、事務作業に負担を感じている。
- 事業を機動的に変更実施することができない。例えば新型コロナ禍により実施できなかった事業の代替措置を講じる場合、柔軟に変更対応が困難であった。
- 公益認定事業が規定されてしまい、新しい事業や業務の改善が難しい。
- コロナ感染症に必要な緊急物資販売事業を行う際に当初計画の事業計画にないと内閣府に判断され、変更申請が必要となったが、緊急に事業を開始するにあたり事後的な内閣府との事務手続きに必要性について疑問が生じたが、やむを得ないものとして事業計画の変更申請を行ったが事業目的から大きく逸脱するとの判断について弾力性をお願いしたい。
- 社会情勢の変化に対応した事業をしたくても、内閣府への申請が必要になる。
- コロナ禍を経験して公益事業の大幅な見直しを検討しているものの、収支相償や変更申請書類の煩雑さで思うように準備が進まない。（再掲）
- 公益目的事業の変更認定申請をする際、行政側が厳しく、なかなか変更認定申請ができない。変更認定申請書類及び事業の説明に苦労している。
  毎年の定期提出書類（事業報告書）の事務の負担が多く、勤続年数の長い職員はできるが、勤続年数の浅い職員は苦労している。
- 会計区分が複雑であり、実施事業の認定申請の業務負担が大きく、自由度が低い。
- 新たな事業（例：新型コロナに関する県からの支援事業）をする場合、その都度変更届を出さないといけない。または、その認定を受けないといけないので、かなり事務が増えてしまう。
- 当初計画で、事業目的を詳細に記載したことから、小さな事業内容の変更も申請を検討をようするなど、手続きが複雑であり、変更申請は大項目の場合等のみにしてもらいたい。

- 事業について、定型的に判断されるため、単に名前が違うだけで変更申請を求められること。
- 事業の変更認定、変更届の対応を簡略化して欲しい
- 事業活動を積極的に行いたいが、変更届等の規制がありすぎて安易に出来ないので、旧態以前の活動にとどまっている。
- 事業の一部変更（公益事業の拡大）等の実施に当たって行政庁に事前に確認を要すること。
- 今年度、申請時の事業概要説明が限定的に記載されていることから、変更認定申請を行うこととなった。適宜時代に合うように事業内容を改革するために、出来うる限り変更届手続きで済むようにしていただきたい。
- 適正に事務手続きを行っているつもりだが、行政庁の監督の目が厳しい。変更認定等手続きが煩雑すぎる、書類作成の負担が大きい。
- コロナ等の事情で緊急に公益目的事業の内容変更が必要になる場合に、認定範囲内か判断が難しいときがある。コロナでイベントを中止し、代わりにＷＥＢでクイズサイトを設けた。
- 立入検査の回数が多いように感じる。だいたい２年に１度のペース。変更認定申請はそう頻繁にある訳ではないが、近く手続きが必要になる可能性があるので、事務負担が大きくなると感じている。（再掲）
- 事業報告等の定期に提出を要する書類、変更認定申請・変更届出などの書類の作成
- 変更認定申請を行う場合、膨大な資料作成が必要
- 収支相償で赤字運営と無駄遣いを強要されており財政破綻も時間の問題。一般法人に戻りたくても戻れない。（再掲）
- 事業内容の変更手続きにより適宜、適切な事業実施が制約される。コロナ対策に真摯に取り組めない。

◆ **公益財団法人**　（回答数　25 件）

- 事業の新規、廃止の手続きが必須であり困難。
- 変更認定申請及び変更届作成に要する事務作業量が膨大。
- 変更認定等で時間がかかる点。
- 認定を受けた事業内容が変わると、変更認定申請が必要になり、煩雑でわかりにくい
- 事業計画及び予算に関する理事会を年度末に行う必要があるため、変更認定申請のスケジュール調整が難しい。
- 事業変更が行いにくい（変更認定申請の手続きが分かりにくいため）
- 設立当初と状況が変わり、事業内容の見直しをしなければならない場合に、変更届を行う必要が生じることがある。
- 変更認定申請の具体的な手続き、方法が分かりづらい。
- 定期提出書類の作成が複雑であること。
  新たな事業を行う場合、内容によっては変更認定をし、認定されなければならないこと。
- 前回の立入検査では課題として指摘を受けなかったことが、直近の検査では口頭で課題として指摘を受けた。

将来的に一部事業の変更が生じた際にその手続きがたいへんであると聞いている。（再掲）

- 変更認定申請の事務負担が大きい。
- 変更認定申請は認定されるまでかなりの時間と説明用書類作成の手間を要する
- 変更認定手続きが面倒
- 収益事業とされている研修会事業を公益事業に再申請をしたい。
- ①新たな公益事業を実施する場合の行政庁への手続きの必要性の判断と煩雑さ。
  法人自らが公益目的事業と判断する新たな事業を実施する場合、変更認定申請等の手続の煩雑さから、公益目的事業比率が問題ない法人では法人会計で処理する場合も多いのではないか。
  ②財務三基準の緩和
  コロナ禍で事業を実施できない法人も多く、安定的な収入がある法人では三基準の適合が難しく、コロナ終息後でも短期間で解消することは難しい。そもそも、特に遊休財産保有制限は法人の将来にわたる安定的運営を考えれば年間予算規模の３年程度は必要。
  ③行政庁の監督の差別化
  公益法人の内容に係わらず行政庁の監督が一律に実施されているのは如何なものかと思う。「国や行政からの補助金を受けている法人」「予算規模に比し税制優遇を受けている割合が高い法人」「多額の一般寄付金で運営している法人」は現状でいいかと思うが、それ以外の法人については定期提出書類を簡素化するなど事務負担を軽減すべきではないか。公益法人としての目にみえるメリットを感じていない法人が一般法人に移行する動きが出て来ることが心配。（再掲）
- 変更認定申請に時間がかかる。「前広に申請」をと言われても、他団体からの受託事業では、それが難しい。
- 特定費用準備資金を積立てたことにより決算書と報告書の差異の把握が難しい。
  内閣府への報告書（決算書）が自動で飛ぶものと飛ばないものがあり解りづらい。
  内閣府への変更認定申請や報告書の提出から承認までの時間が掛かりすぎ。
- 些末とも思える変更であっても変更認定を申請せよ、と言われると事業を柔軟に検討することができない。変更認定にかかる時間・労苦がすさまじい。
- 公益認定を受けている事業の見直しや新規事業の実施について、変更認定や届出が必要となり、その手間が負担となっている。
- 役員変更が頻繁に生じる場合，その都度の変更届出が煩雑である。
- 変更認定申請・変更届出のどちらで申請が必要なのか、判断しがたい。フローがあるとよい。
- 役員の変更手順が複雑。
- 申請してから半年以上、承認に時間がかかる　承認前の実施ができなければ新たな事業はできない　逆に承認前の実施が可能であれば手続きシステムの簡素化を要望。 事業計画に時間がかかる。
- 変更認定申請が複雑で、社会のニーズに合った事業の変更が困難。
- 公益的事業に対して、変更認定を受けないと新しい事業ができない。

f） 定期提出書類の作成事務負担に関するもの

◆ 公益社団法人 （回答数　92 件）

- ①決算総会の前の理事会まで、中１４日厳密にあける必要があるのか？短縮されたし。
  ②行政庁の細かい指摘がどんどん細かくなっていく。移行当初と現在と差がありすぎる。
  ③遊休財産について、特定費用準備資産の計画終了後の残金は、その年度中は特定資産扱いし、翌年度から遊休財産にしないと、当該年度は遊休財産に抵触してしまう。
  ④内閣府へ、事業報告の内容に、添付の報告と同じ内容を記載させ、複雑化し、事務の手間を増やすようなことはやめて欲しい。（再掲）
- 立入検査・書類作成等煩雑である。（再掲）
- 役員名簿の更新が面倒である。Excel で自由に作ってそれを添付すれば済むようにしてほしい。
- 事業報告が多岐にわたりわかりずらいところがある。
- 報告様式等の簡素化
- 定期提出書類の作成にかかる労力が大きい
- 定期提出書類（事業報告）の作成は、6 月末が提出期限であるが、毎年非常にタイトなスケジュールである。また定期提出書類作成時には回答の様式が分かれていることもあり、チェックを依頼しなければ合否判定が確定しないので、改善を期待したい。
- 公益認定後に行政からの補助金、受託金が削減され、自立運営が厳しい状況が継続している。また、財源（会費等）が社会情勢に左右されるため更に厳しい状況が続いているのが現状。運営が厳しい中、また対応できる職員が少ない中で公益であるが故に定期書類の提出や立入検査への対応など、年間通じて対応しなければならない事務負担も多く、是非軽減を検討して欲しい。
  具体策としては、事業規模要件を設け、提出書類を軽減するなど。（再掲）
- 定期書類作成の担当者が１人であり、負担感が大きい。
- ①収支相償（余剰金の考え方として、法人の支出規模を５つくらいに分け、その５つについてこれ以上のプラス収益を余剰金と決めてほしい。公益事業赤字決裁が続き過ぎると法人継続が厳しくなるため、少しのプラスは余剰金とみなさないことが大事ではないかと思う。）
  ②定期提出書類の中で許可証や組織図等は（変更あり・変更なし）の２択とし、変更ありの場合に書類添付をすると事務作業の削減になるのではないかと思う。（再掲）
- 事業報告の書類作成。
- 毎年の提出書類作成に、専門家の力を借りている分、費用が掛かる。立ち入り検査の間隔も短いと感じる。（再掲）
- 作成書類が爆発的に多く人員が少ない営業所では、負担がかかり過ぎる傾向になります。
- 定期提出書類など複数年に一度といった措置がとれないか。事業活動は理事会（688 回/年、他に臨時）や毎年の総会でチェック、管理されている。
- 定期提出書類の添付資料として登記事項証明書と国・県・市の納税証明書が求められる。
  個人・法人・公共機関が利用できる登記情報サービスに、令和 3 年 7 月 19 日から公益法人 Information と登記情報システムの連携が開始されたところです。

納税証明書の申請時に県及び市は、法人代表者の変更時に、登記事項証明書の提出を求めていることから、県及び市に登記情報サービスを利用することにより、法人に対して国同様に登記事項証明書の提出を不要とできないかメールで問い合わせたところ青森県環境生活部県民生活文化課消費生活・公益法人グループからは電話で、並びに五所川原市税務課はメールで「今後も法人情報に変更等があった際は、登記簿の写し等の提出を求める」旨の連絡がともに 7 月 27 日午前中にありました。
青森県は商業・法人登記の取り扱いは青森地方法務局のみで、登記申請並び登記事項証明書の発行に青森市に赴く必要があります。県・市が今後も納税証明書発行時に登記事項証明書の提出を求めるのであれば、公益法人 Information と登記情報システムの連携の利用は事務負担が増すことになります。
地方公共団体すべてに、登記情報サービスを利用することを国が促して欲しい。

- 事務量が多く複雑多岐で、電子申請・提出にかかるシステム上の理解も難しいなど。
- 事業報告のフォーム（Excel）がわかりにくく、複雑。
- 補助金をもらってない自主財源で運営する団体の財務三基準の要件緩和。
  報告書類は事業報告や決算書類添付の場合には大幅な簡略化（再掲）
- 小規模団体（収入 3000 万円以下）については、定期提出書類の簡便化を図る。
- 所管行政庁に提出する事業報告書作成の事務負担が大きい。新たな公益事業を実施する際に変更届等が必要となる。（再掲）
- 公益目的事業の個別内容について、ワードとエクセルで同じような内容を記載している。
- 定期提出書類が複雑であり簡素化してほしい。
- 手続きが多い、司法書士、会計士にも確認などするので時間もかかるし、経費もかかる。
- 提出書類が複雑なのでもっと簡素化できないでしょうか。
- 定期提出書類の簡素化
- 収支相償により、黒字になれば解消するために無駄な支出を計画しなけれならず、赤字の時は資金の取崩しを余儀なくされている。せめて、収支がプラスになった時は赤字補填が出来るように一定の積立を認めて欲しい。
  定期書類については、事務負担が多いので改善してもらいたい。（再掲）
- 公益財務基準をクリアするための計画検証が手間、届け出書類が多い。（再掲）
- 職員数に比して書類作成などの事務負担が大きい点　もう少し簡略化出来ないか？
- 収支相償の改善。提出書類が多い。機関運営が難しい。（再掲）
- 事業報告・事業計画書の簡素化　収支相償の緩和（再掲）
- 定期提出書類の様式の簡素化を希望。
- 定期提出書類が複雑でわかりにくい
- 担当者が 1 名であり、期間運営や広報活動などの他の事務量が多く、定期提出書類作成の事務量確保が困難である。作成書類の簡素化を希望する。
- 定期提出書類の別表等の入力。
- 毎年の事業報告書の作成や入力に負担を感じている
- １．定期提出書類(事業報告書等) 作成の簡素化。

２．収支相償の剰余金の解消計画の延長。（再掲）

- 担当者が２年程度で変更になるので、作成方法などが不慣れな点。
- 年に数回だけの作業となるため、システムが新しくなってから少し作業が複雑になったような気がする。提出する書類が多く、大変。
- 公益目的の規模は年度により変動があることから複数年度での収支相償を認めていただきたい。
  遊休財産の規定も単年度では満たさない場合でも複数年度で均すと満たす場合がある。
  事業報告等の提出別表Ｃ（3）、Ｆ（1）、Ｆ（2）も前年度のデータを流用できるようにしていただきたい。（再掲）
- 提出書類が多く、方法が煩雑である。
- 定期提出書類の確認、チェックの短期化、簡略化を希望いたします。
- 他の業務との兼ね合い、リモート作業などにより、締め切りに間に合わせるのが厳しい。
- 提出書類の作成、立ち入り検査対応、収支相償など事務負担が大きい。（再掲）
- 提出書類の作成に苦労する。
- 経理・報告書類の作成が煩雑。
- 一律の事業報告ではなく、予算規模に応じた報告形式の採用を望む。
- 公益目的事業の変更認定申請をする際、行政側が厳しく、なかなか変更認定申請ができない。変更認定申請書類及び事業の説明に苦労している。
  毎年の定期提出書類（事業報告書）の事務の負担が多く、勤続年数の長い職員はできるが、勤続年数の浅い職員は苦労している。（再掲）
- 事業報告書の作成が複雑
- Ｇ表やＦ表の公益、収益、法人の割合が複雑。書類の種類が多いため混乱する。
- 定期提出書類の入力方法等が煩雑である。とにかくもう少し簡略化（提出書類の削減等）してほしい。また、県の担当者が変わるとこれまでの入力方法を修正するように指摘されたりする。監査側ももう少し統一した目で監査してほしい。（再掲）
- 報告内容が複雑、業務量が多い。
- 手続き書類作成に苦労しているため、公認会計士に委託している。
- 県に提出する書類
- 致し方ないこととはいえ、事務処理等が非常に煩雑であること。特に、事業報告による数字の報告がいく種類もあり、時期的にも非常に繁雑である。また、遊休財産の取り扱いが厳しいように思う。（再掲）
- 定期提出書類の提出のためのシステムが、非常に使いづらい。
- 時間がかかる
- 事務担当者が少人数であり、提出期限が決まっている定期提出物の作成が一人の事務員に集中するため苦労している。特に、役員改選の年度は、法務局への登記もあり、より煩雑な事務量になる。
- 新型コロナ感染対応など緊急時に対応するための事業実施についても平時と同様のかなりの書類が求められるが、より簡素化をお願いしたい。また、届出等での簡易対応を認めてい

ただきたい。

- 計画書・予算等の提出書類の多さと紙面での提出等効率化が図りにくい。
- 行政庁に提出するものが多い
- 事務局の力不足で書類作成が不得手で毎回皆さんにご迷惑をおかけしております。
- 収入が資産運用益に左右されるので、結果的に膨らんだ場合、機動的な支出が難しく、収支相償を達成しにくくなる。収支相償の概念が理解できるが、単年度でなく、年度をまたいで達成することも認めてほしい。
  事業報告書の記載事項が細かく、提出までの期限が短いので、報告を承認する評議員の結果を待たずに入力作業を開始しなければならない。事務局の人員が少なく、毎年、対応に苦慮している。項目を減らすか、期限を延ばしてほしい。（再掲）
- 事業報告の記載方法を簡単にしてほしい。もしくは相談しやすい環境が欲しい。
- 事業報告提出後の修正依頼が数年後になることが多く、事務処理の負担が増える。
- 毎年の資料提出。
- 書類作成の内容が複雑。
- 定時報告書の作成だけでも事務負担が大きい。簡素化が図られればと思うが。
- 事務処理の負担が大きい。
  基準に合わなかった場合、その理由に関わらず非を指摘される。
  収支相償や遊休財産の制限により、資金を有効に活用できない。（再掲）
- 報告資料等で事務負担があるため少し簡素化を御願いしたい。
- 収支相償により、正味財産が毎年減少する。減少分を補填できる制度があればよいのだが。
  また、定期提出書類は簡略化をお願いしたい。（再掲）
- 決算書の作成の手間、所轄機関への書類提出など。
- 毎年の定期提出資料を軽減。
- 定期提出書類の分量が多い。
- 定期提出書類や変更届の提出が期限までに出すことに追われて、日々の業務に支障が出ることがある。
- 提出書類（web 含めて）作成等々複雑で難しい。
- 内閣府への報告等が煩雑で非常に手間がかかる。
- 定期提出書類に係る作成事務負担の削減を図る為、提出書類の削減を希望するが、求めている側の意図が理解不十分であり、具体的改善まで至りません。
- 簡素化してほしい。
- 事業報告書の作成が負担。
- 収支相償など会計の仕方が素人では運営できない。提出書類も複雑。新しい事業なども運営するまでに時間がかかる。縛りがきつい。素人でもできるように簡略化もしくは専属アドバイザーが欲しい。（再掲）
- 収支相償のため年々運転資金が減少している。収入が固定しているため、備品修理など緊急的な支出に対応できない。公益目的事業収益の一定割合を基本財産として積み立てできるようにしてほしい。

事業報告の提出に当たり作成書類が多い。（再掲）
- 「事業報告等」の内容が煩雑。
- 立入検査の回数が多いように感じる。だいたい２年に１度のペース。変更認定申請はそう頻繁にある訳ではないが、近く手続きが必要になる可能性があるので、事務負担が大きくなると感じている。（再掲）
- 事業報告等の定期に提出を要する書類、変更認定申請・変更届出などの書類の作成（再掲）
- 収支相償による仕組みを具体的にどのように改善すれば良いか、定期提出書類のどの部分の改善が必要であるかということ。（再掲）
- 定期提出迄期間が短い
- 安定した経営のために必要な運転資金の確保に苦労。収支相償の剰余金の解消について、過去の損失（赤字）の充当も認めてほしい。事業報告における社員名簿の提出を不要にしてほしい。（再掲）
- 作成に時間がかかる。
- 収支相償や定期提出書類の煩雑さには毎年苦労します。何とか簡略化していただきたいです。（再掲）
- 作成する書類が多いため負担に感じる
- 定期提出書類を理事会・総会後の忙しいので１ヶ月延長してほい。
- 内部留保を積み立てにくい収支相償のルールは組織の継続性の観点からは問題が大きい。例えば「公益目的事業の黒字は全体の収益の○%以内」といったルールに変更することで継続事業体に必要な内部留保を積み立てやすくなる。
  定期提出書類は、別途提出している貸借対照表等では不明な数字のみ記載するようにしてもらえないか。（再掲）

◆ **公益財団法人**　（回答数　55 件）
- 定期提出書類の締切と理事会・評議員会などが重なり時間的な余裕が少ないので、締切をもう少し伸ばしてもらえないでしょうか
- 3 月の決算から３カ月以内に監事監査・理事会・評議員会を実施し、行政庁へ届出を行うまでの期間が短い。
- 予算規模に応じて、省略できる書類があると良い。
- 事業報告作成が複雑で判りにくい。
- 書類作成に時間を要する。
- 初めての業務内容なのでわかりづらかったため、記入内容がよくわからなかったため。
- 作成する書類が多い
- 事務量が多い
- 全体的に作業ボリュームが多い。もっと軽減できないのだろうか、と感じる。
- 公益法人の仕組みの理解が不十分な点。定期提出書類作成に時間が係る点。
- ①期初の予算作成時には前年度の収支相償額を暫定としており、決算理事会で確定された後に確定した収支相償額を補正予算として組み込むがコロナ禍以降、金額が多く大変である。

②公的目的事業比率について税務署より 80%の指摘があるが、根拠がなく通常の 50%で運営ができるに苦労している。
③事業報告等が理事会資料としてしか機能しておらず、改善が必要。
④各事業の報告書等の作成が追い付かず、難儀している。（再掲）

- 諸手続き等事務が専門的知識を必要とするため司法書士や経営研究所へ支援の業務委託している
- 人数が少ないので立ち入り調査などがあると通常の業務が圧迫されます。3 年に 1 度の割合は頻度としてはかなり多いと思います。
  役員改選による変更届けを定期提出書類提出（6 月 30 日）以前に行うべきという指導を受けましたが、理事会や評議員会と登記になかかる日数を考えるとかなり無理な日程を組まなくてはならず負担です。（再掲）
- 事業報告書の作業量が大きく、また決算、理事会、監査などで忙しい時期出ることから、余裕をもって作業に望めない。
- 財団の事業報告と同じ内容を再度定期提出書面に記載する必要がある。
- 事業報告等の係る届出書の添付書類は数量、記載事項も多く事務作業が負担。
- 定期提出書類が煩雑。
- 定期提出書類の作成時期が法人運営の繁忙期と重複している点などを踏まえ、事務の軽減等が必要。
- 定期提出書類の作成が複雑であること。
  新たな事業を行う場合、内容によっては変更認定をし、認定されなければならないこと。（再掲）
- 書類の作成等、申請準備に多くの時間を要する。
- 決算報告に関する定期提出書類の作成について、当方の事業報告書・決算書に記載されている事項については、フォーマットへの入力を省略したい。
- 当該年度終了から決算・理事会・評議員会までの期間がタイトである。
  定期提出書類のより一層の簡素化を希望。
- 手続きが複雑である。
- 事務局を少人数で運営しているため書類作成事務の為に費やす職員の負担が大きい。
- 収支相償による事業活動への制約、種々・多量にわたる書類・資料等の作成に要する膨大な時間や労力（再掲）
- 定期提出書類の内容が複雑かな。もう少し簡略化されるといい。
- 就任間もないため書類作成に苦労している。
- 決算や予算の関係書類の作成が複雑になって事務量が増大した。
- 6 月の定時評議員会後から事業報告の提出期限までに時間的余裕が取れない。事業報告の書類が多すぎる。
- 報告の簡素化（毎年同じことを記入することの意味不明）
- 定期報告書類（事業報告関係）のボリュームを減らす
- 決算事務が複雑である。定期提出書類で作成する事務量が膨大である。

- 定期提出書類は、団体で作成している書類（事業報告書・決算書等）としていただきたい。
- 定期提出書類を内閣府に提出するため、同内容であるにも関わらず、内閣府側の定型にそろえ直し提出事務作業
- 公益法人というだけでコロナ対策の緊急特別融資が受けられず運営の危機に直面している。
  ①法人の管理費を賄えるような規模の収益事業はできない法人です。公益目的事業に関連する物品の販売などは小規模であれば公益目的事業に入れてよいということで僅かな関連物品の販売は行っていますが微々たるもので、公益目的事業収益のみでの事業運営は難しくなっております。従来個人や企業からの寄付等はない法人で、今後寄附活動にも注力していく必要がありますが実際の寄附が見込めるわけではありません。現行は規制があるためできていませんが、公益目的事業に関わらない活動でも小規模の収益活動は公益目的事業として容認してもらいたいです。また、こういう収益活動にはどういうものが考えられるでしょうか？
  ②公益目的事業収益には年ごとに変動があり、僅かでも収入が上回った場合に特定費用等として管理していないと収支相償違反とみなされてしまいます。（次年度には支出すると予想される程度の金額であれば）次年度の予算に対しての割合を決めて、違反に問わない方策を考えて下さい。
  ③定期的な提出書類の作成や変更に関わる手続、立ち入り検査の対応に対して外注する予算が取れません。会計面は会計士に委託していますが小規模の法人で人手もなく負担が大きいです。
  ④観光に大きく関わる法人なので、コロナ感染の影響で収益が激減しています。しかし、国や県・市のコロナ感染拡大による緊急特別融資や助成金には、公益法人というだけで受けられないものが多く、公益事業目的の流動資産や特定資産を取り崩しながら事業運営を続けているとこの状況がさらに続けば事業継続はできなくなります。
  公益法人から一般法人に変わることも考え始めています。（再掲）
- 提出書類の確認に時間がかかる。再提出する場合，繁忙期と重なり手間取ることがある。訂正箇所について，分かりにくいことがある。
- 提出書類について、わかりづらい、チェックがしづらい
- 公益財団法人なので仕方ないことですが、取扱書類が多いこと、理事会等の召集手続きの負担が大きいことです。
- 当財団は公共施設を指定管理者と運営しており、指定管理者の定期提出書類もあり作成事務負担が大きくなっている。
- 財務諸表や報告書から適正な運営が認められれば、収支相償や遊休財産の基準は必要ないのでは。定期提出書類を提出用に作り替えるのが二度手間ではと疑問に思うことがある。→いずれも熟考したわけではなく、監督側からすれば仕方がないのかもしれない。（再掲）
- 大幅な事業の変更がない場合は、事業報告書についても事業計画書を提出するときのように、各法人で作成している事業報告書のデータを添付し提出する形で良いようになるととても助かると感じています（大幅な事業の変更がない場合は、「個別の事業内容について」のシートの作成が省略できるなど）。

- 作成書類が多く、作成の期限もシビアなこと。
- とにかく資料作成が多い
- 法人内の問題だが、定期提出書類作成に携わる職員が１名のため
- 定期提出書類の作成ボリュームが多い。
  評議員会及び理事会が代理出席が認められないため、開催日の日程調整に苦慮する。
- 資料の整理・準備等に時間を割かれる。
- 毎年度の事業報告等に関して、提出後の質問事項（特に費用･収益の増減要因）が非常に細かく、また多岐にわたるため、対応に多くの時間と労力がとられること。
- ①制度上、公益目的事業の財源確保は、収益事業で得られた利益に依存するが、前年度は、コロナ禍で収益事業では補えない状況になったため、この状態が続くと資金ショートの可能性がでてくる。至急なんらかの対策を講じてほしい。
  ②毎年の定期提出書類の計算方法などがとても紛らわしい（難しい）。（再掲）
- 収支相償により、運営上必要な内部留保額の確保に苦慮している。公益目的事業剰余金の一定額までは内部留保に回せるよう制度改正または収支相償の廃止をお願いしたい。
  定期提出書類を作成するにあたり、詳細な説明が記載されている手順書と解説書があると作成しやすくなる。
  書類作成に係る事務量が多い。提出期限がタイトであり、もう少し余裕がほしい。（再掲）
- 事業報告及び計算書類の作成のための事務量が大きく負担が大きい。
- 定期提出書類については、作成時に労力と時間がかかるため簡便化してほしい。
- 毎年度の春先、予算・決算の作業で多くの事務量をこなさなければならず、これに加え、各書類を提出するといった作業が重なるため、事務負担が大きい。
- 事務手続きが膨大で、本来事業の運営に支障をきたしています。定期提出書類等の簡素化を望みます。
- 手間、時間がかかりすぎる。
- 事務手続きが複雑、膨大で、支援業務に支障が出ている。専門家に依頼する資金もなく、小規模な団体には手続きを簡単にできないか。

g） 財務・会計に関するもの（財務３基準を除く）

◆ 公益社団法人　（回答数　8 件）

- 従事割合等について、制約があり苦労している。
- 税理士等専門家の関与が必要であり、業務の一部を委託している。また、前データの活用等が難しい。
- 公益法人インフォメーション製 EXCEL 書式の入力が煩わしい。入力ミスに気づかないまま提出できてしまう。
  区分経理が煩雑で経理職員の負担が大きい。
  役員の改選が 2 年おきにあり、役職員の公益会計基準等への理解度に差があり、理事会として意思統一を図るのが困難。

他会計振替を 50%以上した場合に作成義務のある貸借対照表内訳表の作成が困難。
入会金収入の具合によって遊休財産保有制限に該当する年が生じる可能性があるが、年度末近くにならないと分からず、また、遊休財産保有制限に当たるか否かの算出も煩雑であるうえに、時間がない中で対策を講じなければならないため、負担が多い。（再掲）

- 法人として行う生産活動内容は公益事業も収益事業も同じため財務上の仕分けに苦労しています（仕分けに正当な根拠があるかどうか）。
- 会計区分が複雑であり、実施事業の認定申請の業務負担が大きく、自由度が低い。（再掲）
- 決算処理方法。
- 事務費の%、最低賃金の扱いについて。
- 収支相償とする際に補助金等の精算事務（再掲）

◆ **公益財団法人**　（回答数　8 件）

- 単年度収支の影響が大きく、解決策を対応する場合のルールが厳密で複雑
- 一般になじみのない公益法人会計基準を用いるため、正味財産増減計算書や収支予算書・収支計算書、他会計振替等予算・決算関連書類の作成及び役員へ（一般会計との違い等）の説明に苦慮している。
- 費用や固定資産の按分作業が煩雑。一桁単位円の按分で小数点以下５、６まで出して計算する必要性があるのか。もっと簡単な方法はないものか。
  事務煩雑な割に税金の優遇措置が感じられない。
- 決算事務が複雑である。定期提出書類で作成する事務量が膨大である。（再掲）
- 会計処理が民間事業に比べて特別の部分が多い。
- 計算書類等の作成がむつかしく外注せざるを得ない　⇒　大きな経済負担となっている
- 公益目的事業会計の非資金収益(長期前受金取崩益)による費用とのバランス確保。
- 法人会計のやりくり。

h) 機関運営に関するもの（職員人事等を含む）

◆ **公益社団法人**　（回答数　22 件）

- ①決算総会の前の理事会まで、中１４日厳密にあける必要があるのか？短縮されたし。
  ②行政庁の細かい指摘がどんどん細かくなっていく。移行当初と現在と差がありすぎる。
  ③遊休財産について、特定費用準備資産の計画終了後の残金は、その年度中は特定資産扱いし、翌年度から遊休財産にしないと、当該年度は遊休財産に抵触してしまう。
  ④内閣府へ、事業報告の内容に、添付の報告と同じ内容を記載させ、複雑化し、事務の手間を増やすようなことはやめて欲しい。（再掲）
- 理事の日程調整。
- 理事は当て職のため理事会開催日の調整が負担。
- 理事への業務報告が文書では不可ではコロナ下ではどうか。
- 公益法人インフォメーション製 EXCEL 書式の入力が煩わしい。入力ミスに気づかないまま提出できてしまう。

区分経理が煩雑で経理職員の負担が大きい。
役員の改選が 2 年おきにあり、役職員の公益会計基準等への理解度に差があり、理事会として意思統一を図るのが困難。
他会計振替を 50%以上した場合に作成義務のある貸借対照表内訳表の作成が困難。
入会金収入の具合によって遊休財産保有制限に該当する年が生じる可能性があるが、年度末近くにならないと分からず、また、遊休財産保有制限に当たるか否かの算出も煩雑であるうえに、時間がない中で対策を講じなければならないため、負担が多い。（再掲）

- 理事会での特定理事の独走やその他の理事の無関心。会員減少による資金不足、定期的寄附金が得られない。
- 理事会と総会の 2 週間の期間が厳しい。役員変更届出のシステム入力が、以前よりは作業しやすくなったが、２重に作業が必要な部分もあるので、改善してほしい。
- 担当する常勤の職員（正規雇用）がいない
- 常勤事務員はなく、週 2 日の短時間パートの事務員一人を雇うだけの会である。そのため選挙で 2-8 年で交代する理事(理事報酬なし)で事業実施だけでなく、会議出席・報告書や計画書作成など会運営部分に本職プラスで従事するため　会の運営が分からないまま従事し始め　慣れるかどうかで交代となる。今回のアンケートも例年されているようだが、前任者からの申し送りや前年提出データもなく、わからない言葉をネットで繰りながら会の歴史のことをわかっていないのに入力する状態である。このような無償ボランティア活動のため、本業縮小せずの従事となり、心理的にも経済的にも理事や委員の任期内の負担が大きい。時期理事や委員の従事者が見つかりにくい。
  理事や担当委員の労働対価を正当に払うだけの会員数増加は見込めないため、収益事業の発掘が必要。収益事業と公益事業とのバランス、元理事報酬規程の改定、会員の承諾をとり会費の値上げなどが打開策だろうが、理事任期期間内では今の母子のための公益的事業がますます増える中、その運営を行うのがいっぱいで、自分たちのためにそこまで力を尽くす余裕はない。このような選任理事や事務員のいない団体に例えば理事会に毎月出席し、議事録を作成し、公益提出書類の作成と申請をしてくださる職員を公的に無料派遣してくださるとそれだけで会の本来の目的の公益事業にだけしっかり取り組め　理事になる負担が少なくなるだろうなと思う。
- 定時総会後から決算報告等の期限が短い。
- 収益が黒字や赤字になった場合の対策を毎年行い、３年間同じ状況が続いた場合に監査等があるので、やり繰りが大変です。（再掲）
- 正会員、役員（理事・監事）の意識改革。
- コロナ禍で人を集めて会を開催することが難しく、書面表決にすると全員の賛成を得なければならないことが難しい。
- 議事録作成等の手数がかかる。
- 少人数での運営であり、事務的負担が大きい。
- 運営の知識を持った人員の確保が難しく，ごく一部への事務作業負担が非常に高くなる。
- コロナウィルス下における理事会運営。会員でないと書面決議ができない

- コロナ禍により総会・理事会の通常開催が難しい。
- 担当理事の負担が大きい。
- 青年経済人の集まりなので作業時間が非常に少ない。また、会員減少により、公益比率をクリアするのが難しくなってきている。（再掲）
- スタッフが少ないので毎年の事務手続きが大変。

◆ **公益財団法人**　（回答数　29 件）

- 新型コロナウィルス感染症防止のため、会議の開催が難しい状況にある。
- 報告の理事会について実開催を求められているが、報告内容について特別な内容が無い限り実開催ではなく報告の省略を認めてほしい。
- ○金融庁が銀行に行っているように、立入「検査」から事前の指導・相談体制に移行すべきである。
  ○法の立て付けでは評議員会は最高決定・監督機関であるが、実態は非常勤の評議員から構成されており、真に十分な業務運営（理事会、理事の業務執行等）への監督機能等が果たされていない。効果的な監督機能を発揮するための実態的なガバンナンス【非常勤構成員を前提としたガバナンスの在り方・強化】が議論されるべきである。（再掲）
- 小規模法人なので、専門の職員を雇えないので、苦労している。
- 一般になじみのない公益法人会計基準を用いるため、正味財産増減計算書や収支予算書・収支計算書、他会計振替等予算・決算関連書類の作成及び役員へ（一般会計との違い等）の説明に苦慮している。（再掲）
- 会議開催の各種手続きの簡素化。
- 決算理事会と評議員会の間隔を１５日以上空けなければならないことについて、役員構成が医療機関関係者が多いため、調整に苦慮している。
- 評議員や理事が、首長や大学教授等のため、日程調整が難しい。また、この２年は新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、会議直前まで会場での開催か、ＷＥＢ会議か、書面同意かを見極めなければならず、全て同時進行で準備してきたので、手間がかかった。
- 毎年担当者が変わることにより、システムの入力など一から調べる必要があるため。また、市議会との日程調整で理事会、評議員会の開催日程調整にあまり猶予がない。
- 理事会、評議員会の代理出席が認められないこと。理事会及び評議員会で急遽出席定数を満たさない可能性がある。Ｗｅｂ開催等について、対応できない役員等もいることを想定してほしい。
- コロナ禍の中での理事会運営が難しくなっている。書面議決、Web 会議方式という選択肢もあるが、書面議決だと常勤理事の業務執行報告ができないし、Web 会議方式については、高齢でネット環境のない理事も多く、現実的ではない。このため、コロナ禍の中でも年２回の定時理事会はリアルで開催せざるを得ないが、理事の不安も感じるし、今後コロナ感性がさらに拡大すればどうなるかという不安感が大きい。
- 当該年度終了から決算・理事会・評議員会までの期間がタイトである。
  定期提出書類のより一層の簡素化を希望。（再掲）
- 担当者が全員非常勤のため、締め切り管理が難しい。

- 職員が１名で対応しており、非常時の対応にリスクあり。
- ①事業報告公益法人 Info からの入力で前年データの活用等工夫はされているし、マニュアルも整備されているが、1 年に 1 度のことでもありかつ、マニュアルも膨大であり、報告の頃は平日昼間に日常業務の中で作業しても効率悪く、休日のじっくりマニュアル等をチェックしながらの作業とならざるを得ない。
  ②コロナ対策で web での理事会・評議員会開催も実施しているが、面前での懇親会も含めた情報交換の中で意思疎通が図れたものが、同時かつ相互通話 web 会議であっても、面前と同等の効果までは得にくい面がある。（具体的な改善要望ではありません）
- 企業財団のため、事務局の業務と本業が掛け持ちで、人手と時間が不足している。
- 事業報告や計算書類、会計、立入検査の対応など、公益法人特有のルールがありますが、親会社（株式会社）から出向してくる担当者もいるため、都度教育が必要となり、法人内での運営ノウハウ引き継ぎに苦労しています。
- コロナ禍でも代表理事の職務執行状況報告のため理事会を招集しなければならない。書面報告を認めて欲しい。
- 決算に係る評議員会が理事会決議後２週間開催不可であるので、同時開催を可能となるよう要望する。
- 評議員、理事等の適正な人員（後継者）の確保。
- 公益財団法人なので仕方ないことですが、取扱書類が多いこと、理事会等の召集手続きの負担が大きいことです。（再掲）
- 事務局員数が少ないため、特定時期の業務が繁多となる。
- コロナ禍で、法人法第９１条第２項の代表理事及び事務執行理事による理事報告ができない。改善が必要。
- 少人数での運営の為、担当者の負担が大きい月がある。
- 当該法人に勤務したばかりで不慣れであり、また、職員体制が脆弱であることから、決算、役員会の開催、事業報告等々、年度当初の業務が膨大で対応に苦慮した。
- 定期提出書類の作成ボリュームが多い。▲評議員会及び理事会が代理出席が認められないため、開催日の日程調整に苦慮する。（再掲）
- コロナ禍の影響で助成金など予算が組み難い。また、理事会、評議員会、贈呈式など日程が組み難いため。
- 評議員、理事など無報酬の為か会議等の日程調整が難しい。
- コロナ渦にて活動が計画どおり行えず、収支相償の達成や理事会・評議員会の運営（リモート対応）に苦慮している。（再掲）

i） システム（公益法人 Information、電子申請等）に関するもの

◆ 公益社団法人 （回答数　28 件）

- 電子申請システムによる報告の内容が詳細のため、慣れないうちは事務処理に苦労したところ。

- 電子申請の入力項目だけのために既存資料（議案書等）から数値を拾い出し入力しなければならず、転記のミスのほか、利用できることになっている既提出データに誤りのあった場合には、錯誤個所を特定したうえで申請数値を再構築せざるを得なく、項目ごとに年 1 回程度の申請のために、ほかに利用することもない書類作成に時間と労力が費やされている。法人規模に応じて、各法人の総会議案書など既存資料の写し提出のみとするなどの改善が必要。
- 定期提出書類の添付資料として登記事項証明書と国・県・市の納税証明書が求められる。▲個人・法人・公共機関が利用できる登記情報サービスに、令和３年７月１９日から公益法人 Information と登記情報システムの連携が開始されたところです。
  納税証明書の申請時に県及び市は、法人代表者の変更時に、登記事項証明書の提出を求めていることから、県及び市に登記情報サービスを利用することにより、法人に対して国同様に登記事項証明書の提出を不要とできないかメールで問い合わせたところ青森県環境生活部県民生活文化課消費生活・公益法人グループからは電話で、並びに五所川原市税務課はメールで「今後も法人情報に変更等があった際は、登記簿の写し等の提出を求める」旨の連絡がともに 7 月 27 日午前中にありました。
  青森県は商業・法人登記の取り扱いは青森地方法務局のみで、登記申請並び登記事項証明書の発行に青森市に赴く必要があります。県・市が今後も納税証明書発行時に登記事項証明書の提出を求めるのであれば、公益法人 Information と登記情報システムの連携の利用は事務負担が増すことになります。
  地方公共団体すべてに、登記情報サービスを利用することを国が促して欲しい。（再掲）
- 事務量が多く複雑多岐で、電子申請・提出にかかるシステム上の理解も難しいなど。(再掲)
- 税理士等専門家の関与が必要であり、業務の一部を委託している。また、前データの活用等が難しい（再掲）
- 電子申請+コピーを 2 部送付している。→電子申請だけで済むと楽になる。
- 公益法人インフォメーション製 EXCEL 書式の入力が煩わしい。入力ミスに気づかないまま提出できてしまう。
  区分経理が煩雑で経理職員の負担が大きい。
  役員の改選が 2 年おきにあり、役職員の公益会計基準等への理解度に差があり、理事会として意思統一を図るのが困難。
  他会計振替を 50%以上した場合に作成義務のある貸借対照表内訳表の作成が困難。
  入会金収入の具合によって遊休財産保有制限に該当する年が生じる可能性があるが、年度末近くにならないと分からず、また、遊休財産保有制限に当たるか否かの算出も煩雑であるうえに、時間がない中で対策を講じなければならないため、負担が多い。（再掲）
- 定期的電子申請業務の簡易化。
- 役員等の名簿を作成するにあたり、生年月日を西暦入力して和暦に変換がされるが、元号を選択し年月日を入力する変換方式に改めると入力し易くなるので改善をお願いしたい。
- 役員名簿を登録する際に西暦で入力するが、和暦をプルダウンで選択し、年月日を入力する方式に改善願いたい。

- エクセルファイルにおいて、セルが結合されているため、コピペができない部分がある。寄付金として受けるハードルが高い。
- 電子申請報告業務事務の輻輳。
- システムの入力が煩雑。
- 提出書類のシステム上での変更等があったとき。
- 事業報告シートの内容、システムが理解しずらい。
  収支相償を毎年満たせば、事業継続できない。（再掲）
- 理事会と総会の 2 週間の期間が厳しい。役員変更届出のシステム入力が、以前よりは作業しやすくなったが、２重に作業が必要な部分もあるので、改善してほしい。（再掲）
- 年に数回だけの作業となるため、システムが新しくなってから少し作業が複雑になったような気がする。提出する書類が多く、大変。（再掲）
- 定期書類の提出時、システム上の不具合があることが多く、そのために時間をとられている。
  システムを簡略化してほしい。
- 毎年の電子申告が大変。
- 報告システムに慣れるまで相当の期間を要する。報告書を作成できる人間が限られている。
- 立入検査の間隔（３年→５年など）、インフォメーションでの申請書類に自由記載の備考欄をたしてほしい（いままではあったが、バージョンアップ後削除されてしまった）（再掲）
- 報告書シート間のリンクにより，記載順通りに作成する必要がある。半角全角の入力ミス不可。
- 定期提出書類の提出のためのシステムが、非常に使いづらい。（再掲）
- 公益になり、従来より会計処理が煩雑になった。だいぶ、入力方法が改善されたが、事業ごとに作成するとの指示で作成した決算書をもって、入力完了とする様にしてもらいたい。現状では二度手間で作業効率がまだ悪い。
- 事業報告等が電子申請で、その申請方式が度々変わる。せっかく慣れ、覚えたことがリセットされる。
- 提出書類（web 含めて）作成等々複雑で難しい。（再掲）
- Web 回答+コピーを 2 部送付している。→Web 回答だけで済むと楽になる。
- 事業の性質など、監督官庁に都度説明しているが担当者が変わるたびに説明を求められる。
  定期提出書類（特に事業報告）の作成システムの使い勝手が悪い（再掲）

◆ 公益財団法人　（回答数　31 件）

- 提出書類の入力が分かりにくい。
- 事業報告の記載内容が、財務諸表・事業報告書の中から簡単に抽出できるようにしてもらいたい。
- マニュアルが細かく変更が多い。決議の省略と代表理事等の職務執行状況の報告を柔軟に。
- 役員等の変更手続きが煩雑であった。（今後届出システムの改善により解消する模様）
- 定期提出書類の入力項目が多く煩雑。様式チェックを受けなければ、他のシートに数字が反映されないので、確認がしづらい。様式チェックを受けなくても事前に他シートへ反映させ

てもらいたい。

- コロナ禍の様な数年に及ぶ経済変動＝収入変動があった時に公益事業を安定的に維持する余力が遊休財産の額が 1 年分では足りなすぎる。少なくとも 3 年程度まで上限を上げて欲しい。定期提出の電子申請で、指定されているエクセル群などの入力が非常に分かりにくい。インプットシートを作り、そこにインプットするだけで良い様にしてほしい。（再掲）
- 公益インフォメーションポータルサイトの UI（ユーザーインターフェイス）がユーザーに不親切、特に Web との接点が日常的にない小型公益法人の高齢担当者にはいちいち用語の意味が不明なことが多いのではと思われる。また文書の文言が用いられる表現方法も一般につかわれる言い回し以外のもの、用語が特殊分野の関係者だけが用いる一種のローカル言語が多すぎ、意味の把握ができない人も多くいるのではと思います。
- 定期提出書類など、前回記入した情報が引き継がれないため再度入力しなければいけない点を改善してほしい。
- 毎年担当者が変わることにより、システムの入力など一から調べる必要があるため。また、市議会との日程調整で理事会、評議員会の開催日程調整にあまり猶予がない。（再掲）
- パソコンに習熟していないだけの問題なので支障なし
- 決算報告に関する定期提出書類の作成について、当方の事業報告書・決算書に記載されている事項については、フォーマットへの入力を省略したい。（再掲）
- 当財団の場合は公益目的事業会計と法人会計の 2 本立てとすることが、現状把握を困難している。web 入力時の必要提出書類の選択が難しい。
- 定期提出書類の入力内容が多すぎる。決算書等を添付するのに、その内容を入力するのは2重になっており、理解できない。
- 決算書類の記入項目が多い。法人の基本情報や前期から変更がない部分を省略できないか。
- 当方の不慣れなため。
- 遊休財産額の保有制限の判定や控除対象財産など入力項目が細かく、入力がわかりにくい。
- 報告書類の役員名簿は、常に最新のデータが反映できるようにしてほしい
- 定期提出書類については、Web 上でのオフライン入力で行われているが、ソフトウェアの設計意図と利用者の操作（概念）にしっくりいかない部分がある。
- 内閣府のマニュアルがわかりにくく、自分なりに記入マニュアルを作成している
- ①事業報告公益法人 Info からの入力で前年データの活用等工夫はされているし、マニュアルも整備されているが、1 年に 1 度のことでもありかつ、マニュアルも膨大であり、報告の頃は平日昼間に日常業務の中で作業しても効率悪く、休日のじっくりマニュアル等をチェックしながらの作業とならざるを得ない。

  ②コロナ対策で web での理事会・評議員会開催も実施しているが、面前での懇親会も含めた情報交換の中で意思疎通が図れたものが、同時かつ相互通話 web 会議であっても、面前と同等の効果までは得にくい面がある。（具体的な改善要望ではありません）（再掲）
- 提出書類について、わかりづらい、チェックがしづらい（再掲）
- 決算や評議員会・理事会の開催、登記などの雑務に追われるため、事業報告に対する時間的な制約(6 月末まで→8 月末位)を緩めてほしい。マニュアルをもう少しわかりやすくして欲

しい（入力の仕方だけではなく、記入例や考え方、チェック事項、添付が必要な書類の詳細などの説明の充実）

- 書類申請が電子により行われるため、手直し等があった場合のやり取りでスムーズにいかない場合が多く、中々処理が完了されない。
- 特定費用準備資金を積立てたことにより決算書と報告書の差異の把握が難しい。
  内閣府への報告書（決算書）が自動で飛ぶものと飛ばないものがあり解りづらい。
  内閣府への変更認定申請や報告書の提出から承認までの時間が掛かりすぎ。（再掲）
- 今年度入力した内容が次年度に反映される形にしてほしい。
- Web 入力が面倒。
- 決算のどの数字を入力すればいいか分かりやすく示してほしい。
- 内閣府のフォームへの入力に負担を感じる。
- 定期提出書類について、毎年改善されているが、なかなか慣れない。
- 電子申請になり、以前の書類を流用できるのはよいが、一気に全体が見渡せない事、時間が経過するとログアウトしてしまうこと、書類の種類がたくさんあり、入力形式も違うことからどの書類がどこに保存されているかわかりにくい。
  上司決裁にはプリントアウトが必要であり、膨大な量になることなど。以前より手間暇がかかる。
- 旧字体が変換できない。

j） その他

◆ 公益社団法人　（回答数　55 件）

- 自主財源の確保に奔走しなければならないが、なかなか確保できない。
- 業務運営人員が少なく、その理解及び運用が難しい。
- 新型コロナウィルス感染症対策の関係で、事業内容の変更が多々ある。
- 補助金申請等の書類作成の負担が年々増していると感じる。
- 定期提出書類の添付資料として登記事項証明書と国・県・市の納税証明書が求められる。
  個人・法人・公共機関が利用できる登記情報サービスに、令和３年７月１９日から公益法人 Information と登記情報システムの連携が開始されたところです。
  納税証明書の申請時に県及び市は、法人代表者の変更時に、登記事項証明書の提出を求めていることから、県及び市に登記情報サービスを利用することにより、法人に対して国同様に登記事項証明書の提出を不要とできないかメールで問い合わせたところ青森県環境生活部県民生活文化課消費生活・公益法人グループからは電話で、並びに五所川原市税務課はメールで「今後も法人情報に変更等があった際は、登記簿の写し等の提出を求める」旨の連絡がともに 7 月 27 日午前中にありました。
  青森県は商業・法人登記の取り扱いは青森地方法務局のみで、登記申請並び登記事項証明書の発行に青森市に赴く必要があります。県・市が今後も納税証明書発行時に登記事項証明書の提出を求めるのであれば、公益法人 Information と登記情報システムの連携の利用は事

務負担が増すことになります。
地方公共団体すべてに、登記情報サービスを利用することを国が促して欲しい。（再掲）

- 複数年にわたってプラスマイナスを考えてほしい。（再掲）
- 国債の金利の低下が懸念されているが、それに対する対策が立てられない。
- １人だけの負担になっていて，体調不良などあっても休めない。すごく不安がある。
- 一般社団法人に戻れない。縛りが多く、本来の事業推進に集中できない。公益法人になって、こんなはずではなかったと思っても、後戻りできることはできない。公益認定する行政機関は、公益認定した当時、法人に対して適正なアドバイスがされていたかも疑問である。
- エクセルファイルにおいて、セルが結合されているため、コピペができない部分がある。寄付金として受けるハードルが高い。（再掲）
- コロナ禍の影響で事業実施が厳しい状況です。
- 大きな収益事業がない中で黒字を維持するのがむつかしく名案が浮かばない
- 理事会での特定理事の独走やその他の理事の無関心。会員減少による資金不足、定期的寄附金が得られない。（再掲）
- 余剰金の活用方法。
- 昨年度までは大阪府所管であったが、従来は認められていた一部の府外での事業が問題となり、今年度から内閣府に移行せざるを得なくなり、その審査への対応に苦労をした。
- コロナ感染の爆発的な拡大に鑑み、事業が出来なくなっている
- 今後のインボイス導入にあたり、財源の確保が困難。
- コロナ過で事業実施が叶わない場合の特例創設
- 常勤事務員はなく、週 2 日の短時間パートの事務員一人を雇うだけの会である。そのため選挙で、2-8 年で交代する理事(理事報酬なし)で事業実施だけでなく、会議出席・報告書や計画書作成など会運営部分に本職プラスで従事するため　会の運営が分からないまま従事し始め　慣れるかどうかで交代となる。今回のアンケートも例年されているようだが、前任者からの申し送りや前年提出データもなく、わからない言葉をネットで繰りながら会の歴史のことをわかっていないのに入力する状態である。このような無償ボランティア活動のため、本業縮小せずの従事となり、心理的にも経済的にも理事や委員の任期内の負担が大きい。時期理事や委員の従事者が見つかりにくい。理事や担当委員の労働対価を正当に払うだけの会員数増加は見込めないため、収益事業の発掘が必要。収益事業と公益事業とのバランス、元理事報酬規程の改定、会員の承諾をとり会費の値上げなどが打開策だろうが、理事任期期間内では今の母子のための公益的事業がますます増える中、その運営を行うのがいっぱいで、自分たちのためにそこまで力を尽くす余裕はない。このような選任理事や事務員のいない団体に例えば理事会に毎月出席し、議事録を作成し、公益提出書類の作成と申請をしてくださる職員を公的に無料派遣してくださるとそれだけで会の本来の目的の公益事業にだけしっかり取り組め　理事になる負担が少なくなるだろうなと思う。（再掲）
- 第一四半期資金繰り。行政からの補助金支給時期を早めてもらうため、運営に介入され自立や自主性が進まない。
- 新型コロナウィルス感染症の影響で公益事業の実施が十分に実施できない場合など、予算

の立案に苦慮することがある。
- 特になし。税金で運営していると言われることがある。
- 国庫補助金の申請関連が複雑。
- 公益事業ごとの収支相償　剰余金は次年度に加算される　他事業や法人会計に使用できないなど社会変化が大きい昨今　規制がきびしすぎる　これは公益事業運営のやる気を削ぐものであり、本来の民による公益の促進の立法趣旨に反するものではないか（再掲）
- 営利法人と価格競争ができない。競争入札で特別扱いは無いため、一般の法人は思い切った価格で応札するが、当協会は公益目的事業をする分、利益を出す必要があるため、価格競争で負け、受託が困難になっている。
- コロナ禍において活動が制限され運営に支障が出てきた。中小企業と同じようにコロナ関連の助成金が受けられるとよい。
- 低金利で資金運用が困難であること。
- 研修参加費の収入減の補填として保有資金を取り崩す形になっている
- 手続きや報告が複雑な割に公益法人としての利点が見られない。
- コロナウィルス感染拡大の影響により事業費が大幅に減少、2021 年度もいまだコロナの収束の目途がたたず遊休財産保有制限に苦労しそうである。アフターコロナを見据えた事業計画の検討を進めていかなければならないところである。（再掲）
- 人員不足。資産取得資金の計画と運用。
- 収益事業を行おうとする場合、その制約があまりにも多く、実質的に難しい。
- 事業報告の記載方法を簡単にしてほしい。もしくは相談しやすい環境が欲しい。（再掲）
- 剰余金が 5 億円弱あり、記念事業計画を立てているが、剰余金の解消ができるか悩ましい。
- そもそも公益社団法人である優位性が見いだせない。
- 役員交代時の登記手続き。
- 赤字決算が続いている。公益事業を発展させるためには一般法人のほうが適してると思う。
- 主な収入源であった会費収入も会員減少により少なくなり、赤字が続いております。収益事業を行うにしても公益法人であれば難しいのでその辺りの基準を緩和頂けると助かります。
- 苦労はしているが、公益的な性格上の制約でやむを得ないものと思っている。
- 当センターはレアケースで、事務系統が上手に機能しなかった点が最たる原因。
- コロナ等の事情で緊急に公益目的事業の内容変更が必要になる場合に、認定範囲内か判断が難しいときがある。コロナでイベントを中止し、代わりにＷＥＢでクイズサイトを設けた。（再掲）
- 収支相償など会計の仕方が素人では運営できない。提出書類も複雑。新しい事業なども運営するまでに時間がかかる。縛りがきつい。素人でもできるように簡略化もしくは専属アドバイザーが欲しい。（再掲）
- 収支相償で公益目的事業をマイナスかゼロにしなければならない。企業からの寄附金が減り、会費収入の見込みがなく、法人維持に毎年悩みが尽きない。（再掲）
- 規制が多すぎるので一般法人に戻りたい。一般法人のほうが公益活動に専念できる。
- 経済動向に運営が大きく左右される。留保財源の積み立てが必要（再掲）

- 駅前総合開発ビルに入居しているが、その改修費用を捻出するための貯蓄をすると、遊休財産となってしまい、その対応に苦慮している。（再掲）
- 事業の制限。公益認定を返上したくてもいろいろと制約がありできない。
- ふるさと納税に比べて、税制優遇が全く見合っていない。公益法人に様々な公開義務を課せられているが、行政が情報開示の模範を示さない中では、目指すべき地点がわからない。私たちも出来る範囲で頑張るが、監督をする行政が（黒塗りではなく）積極的な情報開示の姿勢や、関係者との対話を重視する模範を示せば、もっと簡単に社会が変わっていくのではないか。（運営母体の公益法人の経理部長の尊い命が失われても何の情報も出てこないが、自分の法人でスタッフの死亡事案や報道が生じれば、すぐに事業がストップされそうである。公益法人に対する様々な制約は、次の世代へ渡す社会を少しでもより良くするためのものであるはずだが、どこかで趣旨が違ってきている感覚がある）
- コロナ禍では事業がやむを得ず実施出来ず、収支相償や遊休財産が満たせない。このような場合に制限をかけても、（全てが不要ではないが）本来予定していないものに使用したりして全体的には無駄になる。むしろこのような財源を有効活用して、コロナというこの国難を乗り切るために、公益法人には感染予防対策に主眼を置いた社会貢献活動を行うよう、推進を図っていった方が良いと思う。（再掲）
- 団体として小規模なので、法人運営に関し事務委託せざるを得ず、経費面での負担が重い。
- 小規模法人対策を考えてほしい。
- 財務 3 基準で不安定な運営を強いられており、一般法人への転換を望む。（再掲）
- 公的機関と同様に扱われ、東京都のコロナ休業補償が出なかった。
- 新型コロナウィルス感染拡大対策のために地方自治体に寄付をした事が認められない事。

◆ **公益財団法人**　（回答数　51 件）

- 一般法人への移行が簡単にできるとよい。公益法人のままでいると公益資源を公益のために有効活用できない。
- コロナ禍における経産省支援金について：公益財団法人の申請は審査に時間がかかり支援金をもらうのに苦労している。
- 公益法人では社会のニーズの応えることができない。
- 収益事業の収益が課税扱いされる点。収益事業について、これの利益は公益事業で使用されるのだから非課税とすべきと思う。
- 法律表現があいまいなため、解釈や理解に難しい。
- 内閣府から認定を受ける限り、やむなしと考えています。できれば公益認定を返上したい。
- 公益目的事業で得た収益を法人運営に回せないこと。
- コロナ禍の中で事業が予定通りに執行できないケースがある。
- 年度によって収入に波があり、過年度の赤字を取り戻すのが難しい。また今回のコロナ禍のような状況に対応するための資金準備が出来ない。（再掲）
- 公益法人の仕組みの理解が不十分な点。定期提出書類作成に時間が係る点。（再掲）
- 諸手続き等事務が専門的知識を必要とするため司法書士や経営研究所へ支援の業務委託している（再掲）

- 環境変化や助成対象先の事情等により、事業計画通りの助成実施が困難となった際の規制クリアのための対応への負担が大きい。
- 苦労している点としては、税金を意識したうえでの公益目的事業と収益事業とのバランスのとり方。
- 公益事業収入の低さに運営が困難。
- 毎年、収入が安定しないため収入超過の時はいいが、減収の時でも費用は固定化しておりやりくりに困る。
- 財政基盤の弱体化が進行している。財政基盤を改善させるために一般法人への転換を考えたが、手続き上の問題があり難しい。
- 事業の継続性と経済的基盤。後継者不足と資産運用による収入の不安定さ。
- 新たな事業を始める際に、始める前の準備・計画が株式会社等に比べて負担が大きい。
- 財政健全化を図ることが困難。公益認定を取得し後悔している。
- 同じような報告を各関係機関に提出しなくてはならない。
- 公益認定取消の具体的基準がわからないため、運営が保守的・硬直的になる傾向がある。公益認定取消の具体的事例を公開してほしい。
- 新型コロナウィルスの影響で公益目的事業が実施できないなどの現状に備えて一定程度利益の確保ができればいいのだがそれができないので、規定により公益資格を失う。
- 公益法人として、当然の業務と考えます。
- 収入が運用収入のみなので、予算が立てにくい。
- 公益財団法人の道を選択しましたので決まりを粛々とすべきことと理解しています。
- コロナ禍で研究発表会が対面開催できなくなり、一時的に未消化予算が発生。
- 事業継続には株式配当は必須だが、その多寡の変化で、毎年汲々としていないといけない。
- 時代に合わせて新しい講座開発を行いたいが、公益認定と収支相償が義務付けられる（再掲）
- 事業より、手続き業務に多くの時間を割かなければいけない。
- 企業からの高額寄付金は使途を指定してもらい指定寄付金として受ける。
- 収益のほとんどが市の指定管理料であるため、市に準じた予算積算資料等の作成に相当の時間を要している。
- 提出書類の提出先が複数あり、同一時期にほぼ同内容の報告を行うが書式がすべて異なるため、作成事務負担が大きい。
- 一般法人に移行することを考えているが、いろいろと要件があり移行できないでいる。
- 自主的な公益認定取り消しの申請に障害がある。※改善するには欠格事由に関する法改正が必要。
- 寄付額が予算と異なった場合や今般のコロナ禍での事業の縮小時の対応が困難。
- 定期提出書類の事業計画通りに事業を行うことが、臨機応変なより良い活動への妨げになることがある。立入検査など行政庁の監督を重要視する体制が目立つが、公益法人がより良い慈善事業を行うために助けとなる体制であってほしい。（再掲）
- 低金利政策下における基本財産運用益等の収益が低迷しているため、様々な工夫が必要な

中、様々な制限により運営にさらなる困難が伴う。
- コロナの影響により予算の消化が出来ない。
- 公益法人というだけでコロナ対策の緊急特別融資が受けられず運営の危機に直面している。
①法人の管理費を賄えるような規模の収益事業はできない法人です。公益目的事業に関連する物品の販売などは小規模であれば公益目的事業に入れてよいということで僅かな関連物品の販売は行っていますが微々たるもので、公益目的事業収益のみでの事業運営は難しくなっております。従来個人や企業からの寄付等はない法人で、今後寄附活動にも注力していく必要がありますが実際の寄附が見込めるわけではありません。
現行は規制があるためできていませんが、公益目的事業に関わらない活動でも小規模の収益活動は公益目的事業として容認してもらいたいです。また、こういう収益活動にはどういうものが考えられるでしょうか？　②公益目的事業収益には年ごとに変動があり、僅かでも収入が上回った場合に特定費用等として管理していないと収支相償違反とみなされてしまいます。（次年度には支出すると予想される程度の金額であれば）次年度の予算に対しての割合を決めて、違反に問わない方策を考えて下さい。　③定期的な提出書類の作成や変更に関わる手続、立ち入り検査の対応に対して外注する予算が取れません。会計面は会計士に委託していますが小規模の法人で人手もなく負担が大きいです。　④観光に大きく関わる法人なので、コロナ感染の影響で収益が激減しています。しかし、国や県・市のコロナ感染拡大による緊急特別融資や助成金には、公益法人というだけで受けられないものが多く、公益事業目的の流動資産や特定資産を取り崩しながら事業運営を続けているとこの状況がさらに続けば事業継続はできなくなります。
公益法人から一般法人に変わることも考え始めています。（再掲）
- コロナ禍のため計画通りの事業活動の展開が困難となっている。
- 特定費用準備資金を積立てたことにより決算書と報告書の差異の把握が難しい。
内閣府への報告書（決算書）が自動で飛ぶものと飛ばないものがあり解りづらい。
内閣府への変更認定申請や報告書の提出から承認までの時間が掛かりすぎ。（再掲）
- 金銭的、人員的に継続が困難。
- コロナ禍の影響で助成金など予算が組み難い。また、理事会、評議員会、贈呈式など日程が組み難いため。（再掲）
- 特に、報告手続を失念し手間取ってしまう。
- 収支相償で事業活動が制限されるとまではいかないが、その年の状況により収支プラスとなることもあるため、収支相償を毎年ではなく数年単位で判断するようにしたら良いと思う。公益法人固有の問題ではないが、運用収入の減少に苦労している（再掲）
- 申請してから半年以上、承認に時間がかかる　承認前の実施ができなければ新たな事業はできない逆に承認前の実施が可能であれば手続きシステムの簡素化を要望。 事業計画に時間がかかる。（再掲）
- 公益認定を返上したいところですが、残余財産の処分などの手続きがあり困難。公益法人に移行して後悔している。
- 制度そのものが複雑で、全体的に簡素化してほしい。要件を満たすこと、事務手続きを行う

ことがメインの事業になっている。
- エクセル入力が細かすぎ。また、専門家しか分からない箇所もある(別に計算書、決算書を添付しているにもかかわらず)。事務が少人数のため書類作成、提出準備が大変である。小規模は法人にも対応が可能な内容にしていただきたい。
- 利益を会員に還元できない。
- 収入が減っているが、増やすことが出来ない。組織運営、財政基盤の改善を考えると一般法人が適切。
- 制度変更や機関運営に関する法律や最新情報について、常に自ら情報を得る努力を続けなければいけないことが、業務の負担になっている。

k) なし、特になし。

◆ 公益社団法人 (回答数 4件)
- 特になし。税金で運営していると言われることがある。（再掲）
- なし、特になし。（計3件）

◆ 公益財団法人 (回答数 2件)
- ない、特になし。（計2件）

(4) 「再度選択する場合の法人類型」のその他回答

◆ 公益社団法人 (回答数 11件)
- 役員の意向は公益法人であるが、事務方としては一般社団法人でよいと考える。
- 考えたことがないため不明だが、公益法人だと思う。
- 担当行政庁の指導により公益法人としているだけ。
- 全国組織であるため、全体の動向による。
- 公益法人が理想だが一般法人も視野に入る。
- 様々な届出手続きが簡略化されるなら公益法人。
- 現状において正確な分析ができていないため不明。
- 理事会の専権事項であり不明、現在他の法人格に移行したいとの意見はない。
- 公益法人と一般法人には一長一短があるんで単純に判断できない。
- 今まで通りの免税・減税（実費弁償方式による確認申請など）をうけつつの一般社団法人。
- 同類の他県の団体もバラバラであるため、メリットがよく見えず、わからない。
- 一般社団法人。
- 公益活動に専念するためにも一般財団法人に転換したい。
- 公益法人と一般法人のメリット・デメリットを検証して検討する必要がある。
- どの法人を選んだらシルバー人材センターという制度に良いかわからない。
- 事務局では返答できない内容。理事会での検討となる。
- 正直に言えば別段法人格を取得しなくてもよいのでは。
- 公益法人あるいは社会福祉法人。

- 他の法人格の運営について知りませんので回答を留保します。

◆ **公益財団法人** （回答数　8件）

- 別の法人に移行する体力はもうありません。
- その時の状況によるので、今はわからない。
- 一般社団法人。
- 行政機関資産の管理事業であるため公益法人であるため。
- 想定していない。
- 宗教法人。
- 来年度から指定管理者となり、主財源が市の補助金から委託料へ移行するため、検討中である。
- 公益事業に専念するのであれば一般法人が望ましいが、選択の余地がない。

(5) 「寄附金を募集していない理由」のその他回答

◆ **公益社団法人** （回答数　43 件）

- 寄付を募る性質の事業展開ではないと判断するため。
- 必要ないため。
- コロナ禍により寄付依頼活動を自粛した。
- 賛助会員の仕組みがあるため。
- 寄附金は想定していない。
- 寄付金の集まる見通しがない。
- そのような法人ではない。
- 寄付者が寄付金として申告できない。
- 支出目的もなく寄付金を募集して余った時、収支相償適用のために難儀する。
- 定款上規定がない。
- 2021 年度に開始予定。
- 現時点では募集期ではない。
- 募集に応じてくれる県内企業が相当数見込めない。
- 社会福祉法人と違い、寄付金募集行為が事業になじまない。
- 今年よりどうしても事業にかかわる資金不足を感じ、寄付を積極的に声かけました。この後の事務作業がどれくらい大変か憂鬱です。
- 公益事業が主たる目的のため、事業収入及び補助金等で運営できるよう努力している。
- 会費収入で間に合っているため。
- 寄付を求めるような事業構成となっていない。
- 寄附金の話がない
- 募集はしている。
- 収支相償により寄付者の意思に反し、寄付金の効果的な活用が期待できないため。
- 寄付をした人への税制上のメリットを出すハードルが高い。公益法人なのにその実績を数

年にわたって出さねばならず、今年寄付しようとした人が現れても実績を積んで承認を得るまで待ってくださいではタイミングを逸することになる。実際になった。

- 以前は、少額の寄付金があった。
- 寄付は必要としていない。
- 会費・補助金等で運営が可能なため。
- 法律で定められた法人であり、寄付金の募集は当協会の目的に合わない。
- 事業の目的が異なるため。
- 事業の性格上、寄付はそぐわない。
- 行政に対し又事業運営にあたり正しいと思う事にできるだけ制約受けず自由に事業に制約受けたくない。
- 寄付の可能性が薄い。
- 事業収入ほかで間に合っているとは言わないが、寄附を受けても期待される額が与える影響は軽微であると予想されるため。
- 寄附実績がなく、現時点では想定されないため。
- 賛助会費で賄っているから。
- 内部不詳事のため穴埋めとして、長期間会員から多額の寄付を募集し、やっと終了して間がないことから。
- 寄附金を募集する機運が生じていない。
- 将来的には寄附金募集も選択肢の一つと考えている。
- 企業・団体等には賛助会員として入会いただき、会費をいただいている。
- 関係者が少なく寄附する対象が見込めない。
- 募集していないわけではない。
- 見込が期待できない。
- ここ 2 年間はコロナ禍により事業が開催できず、寄付金を募集していない。
- 賛同を得られる分かりやすい事業形態でないため。
- 状況が厳しく寄付金を出す人はいない。

◆ 公益財団法人 （回答数 30 件）

- 国・県の補助金により指定された事業を実施している。
- 会費等で対応できるため。
- 現在の配当収入で間に合っているため。
- 事業の性質上による。
- まだ事業の計画段階であり収支のバランスは取れている。
- 寄付を募る内容が今はない。
- 親会社からの寄付金だけで運営できているから。
- 目的とする公益事業は、寄付金収入を充てることになじまない。
- 寄附を必要としていない。
- 募集する必要性が無い。
- 主に株式配当金収入で間に合っているため。

- 収支相償があるので不確定な収入は経営を困難にする。
- 助成金と運用収入で間に合っているため。
- 現在、法人の事務局スタッフが少なく募集作業が困難。
- 理事らが寄付金に無関心。
- 運用収入の他は事業資金取り崩しで対応。
- 寄付元が特定されているため。
- 当法人は寄付金事業になじまない。
- 行政機関からの補助金で運用しているため。
- 親会社の寄付金で間に合っているため。
- 必要な場合は理事長の関連企業から寄付してもらえるから。
- 寄附金を募集する具体的な目的がない。
- 事業や運用に活用できる程に寄附金が集めることは難しいと感じており、募集後の説明責任の義務、事務負担を考えると、当法人では寄附金の募集は見送っておくのが良いと感じるため。
- 寄付がなかった。
- 以前募集したもので賄えているため。
- 業務多忙により寄附金まで頭が回らない。
- 他と競合するため募集しても応募者が見込めない、
- 寄付金を募る事業を、やめてしまったため、現在は寄付金を募っていない。
- 寄附を受ける制度がない。
- 多額の寄附金を受けた場合、収支相償をクリアできないかもしれない。クリアするために寄附者の意思を無視して無駄な支出を行うのもどうかと思う。おかしい制度と思います。

(6) 「税額控除証明を取得していない理由」のその他回答

◆ 公益社団法人　（回答数　19 件）

- 制度自体を知らない。
- 賛助会員の仕組みがあるため、寄付については想定しておらず、PST の要件を満たす可能性はないと思われるため。
- 会費収入等による安定した収入が確保できているから。
- 該当なし。
- 制度自体を知らないから。
- 今年度で５年目となり、来年度に５年分の資料を使い申請予定。
- 制度自体を知らないから。
- 公益法人になった時点で所得税については免除となると指導された。
- 支出目的もなく寄付金を募集して余った時、収支相償適用のために難儀する。
- 寄付を募るために初めて知った制度だが、その人数をこれから集められるのか、それからの申請して得る制度ですよね？

- 税理士（会計事務所）に委託しているため。
- 事務局の関知するところではなく、そのメリット・デメリットが不明。
- 制度があってないのと同じ。何年もかかる。寄付をしやすくする受けやすくするという立法趣旨に沿っているとは思えない。もっとハードルを下げて活性化させるのがよい。
- 将来的にはやりたいが検討段階。
- 現時点では必要性がないため。
- 補助金と会費で賄っているため。
- 寄附金を募集する機運が生じていない。
- 寄附金募集の検討に入っていない。
- 質問 6 と同じ。

◆ **公益財団法人** （回答数　12 件）

- 知らない。
- 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがないため。
- 個人からの寄附金は小額と想定している。
- 今後申請予定。
- 現状の寄付金受け入れ状況を考慮しながら、取得に向けた方策を検討中。
- 寄附を募集していないため。
- 要件を満たしていない法人のため。
- 取得を目指して募集活動中。
- 寄附がない。
- 寄付金自体が少ない。
- 寄付先（元）が出捐会社のみであるため。
- 税額控除証明を取得したいが申請する余裕がない。

(7) 「現物資産寄附の受入れについて」のその他回答

◆ **公益社団法人** （回答数　24 件）

- 現時点では判断ができない。
- 質問６の回答と同様に寄付の対象となる事業展開ではないと判断するため。
- 現物資産は受けるつもりがない。
- 現物資産の寄付を受けたことはないが、機会があれば検討したい。
- 現物資産を受けるつもりがない。
- 現物資産の寄附について理解していない。
- 受けたことがなく、受ける予定もない。
- 関係なし。
- そのような事例があった場合、その時点の役員に委ねる。
- 個人の意見ですが、例えば会の今賃貸している事務所や会で助産院をしたいとなり、そのいただいた土地建物を使おうとなった場合に、それを整備して利用可能な状態にするまでの

出費が今の会計上出せないのではないか。また建物などの維持費(税金・保険料・人件費)を出し続けるだけの安心する財源が全く見込めないと思うので、もらっても困るのではないか。
- 検討したことがない。
- 現在は必要がない。
- 制度を理解していないので判断できない。
- センター自体が公共団体の持ち物であるために現物資産の寄付を受けることがない。
- わからない。
- よくわからない。
- これまで検討した実績がない。
- 寄付の可能性はない。
- これまでに具体的な話はなく、提案があった時点で検討したい。
- 具体的な事案に応じて検討していきたい。
- これまでに現物資産の寄附を受けたことがなく、今後は未定。
- これまでに現物資産の寄附を受けたことはなく、そのような申し出も受けたことがないので、受けるか受けないかの検討すらしていない状況。
- 制度そのものを知らなかった。
- 可能ならば受け入れたいが、みなし譲渡所得税非課税の承認特例が実際に運用された事例がほぼないと聞き、受け入れることが難しい。

◆ **公益財団法人** （回答数　28 件）
- 贈与や遺贈する話がこれまでなく該当しない。
- 特に考えていない。
- 未定。
- 設立時に有価証券の贈与を受けた（基本財産）。
- わからない。
- 事案が出た時に考える。
- 現物資産を受けるつもりはない。
- 現物資産を受けるつもりはない
- これまで受けたことが無く、管理コストなど慎重に検討する。
- 現時点ではよくわからない。
- 手続きが煩雑なので現物資産を受けるつもりはない。
- 現時点では想定していない。
- 今後も現物資産の寄附を受ける必要がない。
- これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後についてはわからない。
- 当財団に当てはまらない。
- 不明。
- 未定。
- これまでに現物資産の寄附を受けたことはなく、今後もない見込みだが、もし機会があれば

検討することになると思う。
- 現物資産を受けるつもりがない。
- 現物資産を受ける予定がない。
- わからない。
- 寄附の申し出があった際に検討する。
- 何とも分からない。
- そのつもりはない
- 特別民法法人時には寄付を受けたことがあるが、公益法人に移行後は寄付を受けたことはない。
- これまでに現物資産の寄附を受けたことがないが、今後寄附希望者が現れれば検討する。
- 今後現物資産の寄付を受け入れる機会があるのか分からない。
- 現物資産を受けても手続きが大変なので、受けるつもりはありません。

(8) 税制に関する要望事項

a) 全般

◆ 公益社団法人 （回答数 5 件）
- 消費税の減免。
- 昨年度だけのことだが、政府の持続化給付金などが課税対象になるのは納得がいかない。非課税にしてほしい。
- 現物資産を遺贈された公益法人が現金化して公益目的事業に使用する場合、みなし譲渡所得税を非課税にしてもらいたい。遺贈された分を相続しなかった相続人が所得税を支払うのは、相続人としては納得できないことである。
- 更なる税制優遇措置の拡大。
- 税金全般を非課税とすること。

◆ 公益財団法人 （回答数 13 件）
- 公益法人は公益目的事業を行っており、また役員等も無報酬であるので、すべての税について非課税であるべきと思う。
- 賛助会費、情報会費に係る非課税措置の拡充。
- ナショナル・トラスト活動を行っているが、公益目的のための不動産取得時の登録免許税等の非課税措置。
- みなし寄付金制度について、収益事業の利益の 50%以上を振り替えた場合、公益事業の赤字が 0 円になるところまでしか非課税とならないが、黒字となる部分も非課税とすれば、より積極的に公益事業に資金を振替し、公益増進を行おうとする団体が増加すると思われる。
- 公益法人についての優遇措置が全く感じられず、むしろ業務負担が大きすぎる。収支１億円未満の公益法人について税制上の簡素化措置はできないものか。
- 余剰金を内部留保しやすくしてほしい。

- 簡易課税に係る課税売上額5,000万円以下の上限緩和。
- 公益認定を受けた事業は非課税としていただきたい。
- すべての手続きを簡素化してほしい
- 非課税措置の拡大。
- 税制面で更なる優遇を期待したい。
- 非課税措置の拡大。
- 税制の優遇措置。

b) 寄附税制

◆ 公益社団法人 （回答数　3件）

- 寄付控除の割合をもっと高めてほしい。
  行政で、ごく一部の行政職員のために事業化されたり、ふるさと納税にのっかれば簡単に控除が得られたり、関係者が「明らかな癒着」と噂するような形だけの入札が行われている中で、PSTをクリアして透明性とガバナンスを高めて運営しても、最大4割では、どのように考えてもバランスがとれていないのではないか。
  昨年の調査報告を拝見すると「寄付は必要ない」という回答が散見されるが、人口も経済規模も縮小していかざるを得ない環境において、財源が豊富なほど不特定多数へ多くの利益を提供できるはずなので、このような見解の公益法人が少なくないことに驚き、残念に思います。
- 寄附文化を醸成するためにも、公益法人はそのまま税額控除団体にしてもらいたい。
- PST要件の緩和若しくは廃止。

◆ 公益財団法人 （回答数　7件）

- 公益認定と同時に税額控除を認めていただくなど、法人サイドの負荷軽減を図っていただきたい。
- 小規模法人・個人からの寄附控除（法人・個人）枠の拡大。
- 寄付金の税額控除証明をを簡単に取得させてしてほしい。
- 認定法人にさらなるPSTは必要でしょうか。ペーパーワークが多すぎて対応ができません。
- 公益法人のパブリック・サポート・テストの免除を要望します。
- 認定NPO法人は認定と同時に税額控除が適用されるが、公益法人は公益認定とは別にPSTの認定を得る必要がある。このことは公益法人にとって大きな負担になっている。
- 寄付金の税額控除条件の緩和措置。

c) 法人税

◆ 公益社団法人 （回答数　4件）

- 所得税の再検討。
- 固定資産税、法人税の減免。
- 法人税非課税の現状維持。

- 償却資産税・消費税の免除。

◆ **公益財団法人** （回答数 2 件）

- 公益部分の償却資産税の免除、消費税免除、貸付奨学金の印紙税の申請・報告の省略。
- 固定資産税、償却資産税の半額減免を受けているが、法人県民税市民税のように全額減免にしてほしい。

d) 消費税

◆ **公益社団法人** （回答数 99 件）

- 消費税の減免。
- 免税事業者である会員としか取引のないシルバーにとって、インボイス制度が導入されれば、法人活動の維持自体が出来なくなる為、仕入控除に係る特例措置の適用。
- 消費税の非課税措置の拡大。
- 固定資産税、消費税。
- 固定資産税、消費税等に係る印紙税の非課税措置の拡大など。
- 消費税（インボイスや補助金による課税仕入れも仕入税額控除に含めてもらいたい。）
- 消費税負担をなくすること。
- 消費税の非課税措置拡大。
- 固定資産税、講座受講料など公益事業の消費税の免除。
- 消費税でいわゆるインボイス制度後に、仕入先のほとんどが適格請求書発行事業者でない高齢者であるシルバー人材センターは事業運営に多大な影響があることから、インボイス制度の見直しを期待したい。
- 固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。
- 公益事業については、消費税の減免を望みます。寄付金収入や会費収入に依存している割合が高いと、収入に消費税が転嫁できず、増税のたびに財政が悪化する。
- 消費税の非課税措置の拡大。
- 消費税及び印紙税の非課税措置。
- 消費税、印紙税の減税。
- 消費税の非課税措置の拡大。
- 消費税支払いを免除。
- 消費税の控除額の増額（減税）
- 固定資産税、印紙税の非課税措置拡大。消費税（インボイス制度）の整備。
- 消費税：収益事業がマイナスでも特定収入割合割合が高いため、結果、納付消費税が発生する。
- 消費税の減免。
- 令和５年１０月から導入される消費税の適格請求書等保存方式の適用除外を希望する。
- 消費税額を算出するうえで、特定収入割合調整を免除願いたい。
- 消費税に関しては非課税とする。

- 質問の主旨とずれるかもしれないがインボイス制度導入にあたり変更される要件等が当法人の運営に多大な影響を与えることが必至で、特例措置を求める。（仕入税額控除の扱いなど）
- 消費税の免除。
- 消費税の非課税措置。
- 消費税を非課税にしてほしい。
- 消費税・印紙税の非課税。
- 仕入れ消費の取り扱い。
- 固定資産税、消費税等の非課税処置の拡大。
- 消費税の減免
- 現在は消費税の課税事業者には当たっていないが、今後の可能性を考えると消費税の負担は大きいため、消費税も非課税にしてもらいたい。
- 固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。
- 消費税、印紙税の非課税措置。
- 償却資産税・消費税の免除（再掲）
- 消費税の特例　印紙税の非課税措置。
- 収益を目的としない法人であり、消費税やインボイス制度後についても優遇措置をお願いしたい。
- 消費税を免除にしてほしい
- インボイス制度の適用除外を希望
- 消費税のインボイス制度の適用除外
- インボイス制度の除外
- インボイス制度における特例措置の創設（シルバー会員が課税事業者登録をしないとすれば、数千万円の消費税を事務局が負担することになるため）
- シルバー人材センターとしてインボイス制度導入に対する非課税、免税措置を希望します。
- インボイス制度からの除外。
- インボイス制度の要件緩和。
- インボイス制度導入上の特例（社員に支払う配分金の特例）
- 公益法人（シルバー事業）に対してインボイス制度を適用しないこととする。
- インボイスを実施しないで欲しい。発注者である年金生活者を圧迫する事になる。
- インボイス制度が導入されることに伴い、収益事業がほとんどない公益法人も適格請求書発行事業者に登録せざるを得なく、税負担が大きくなることから、適格請求書発行事業者とならなくても、公益法人からの仕入れについては全額仕入税額控除を認めて頂ければありがたい。
- インボイス制度の適用除外。
- 契約に係る印紙税の非課税措置、インボイス制度の特例措置。
- インボイスの免除。
- インボイス制度における見直し(当団体は、(公社)シルバー人材センター)

- 消費税の特例適用（インボイスの適用除外）
- インボイス制度の特例措置。
- インボイス制度導入によるシルバー事業への特別措置。
- インボイスにおける特例制度（従前と同様）
- インボイス制度導入時にシルバー人材センター事業に対する特例措置の実施。
- インボイス制度の廃止。
- インボイス制度が施行された場合、シルバー人材センターの運営に大きな影響が生じる。
- インボイス制度の見直し。
- インボイス制度の見直しをしてもらいたい。
- 消費税のインボイス制度の適用除外。
- インボイス制度の例外措置を検討してもらいたい。
- インボイス制度。
- インボイス制度の導入について結論を早めに出して頂きたい。
- インボイス制度での特例を設けてもらいたい。
- インボイス導入後、シルバー人材センターは、大幅な負担増が想定され、法人の存続が危惧されることから、対応策の支援をお願いしたい。
- 消費税におけるインボイス制度の見直し。
- インボイス制度が始まると、シルバー人材センターは多額な消費税を支払わなければない。理由は会員各々が免税事業者にはならないだろうから、センターがその分を支払わなければならなくなると思うので、どうにか措置方法を考えてほしい。
- インボイス制度導入による負担が大きいため特例措置をお願いしたい。
- インボイス制度。
- 消費税に係るインボイス制度の特例適用の拡大。
- インボイス制度導入に伴う仕入れ控除対象の特例及び緩和措置を希望。
- インボイス制度に対する特例措置。
- 会員へのインボイス制度の導入を行わないでほしい。
- インボイス制度導入後の配分金に係る仕入控除の継続。
- インボイス制度の適用特例を認めていただきたい。
- インボイス導入に伴う特例措置。
- 消費税インボイス制度の見直し。
- インボイス制度のあり方の見直し、契約書等の印紙税非課税。
- 印紙税の非課税措置の拡大、インボイス制度の見直し。
- インボイス制度について高齢者の少額請負収入に対し、適用外を希望する。
- 消費税（インボイス制度）
- 消費税のインボイス制度での特例措置。
- インボス制度の導入により、センター会員は年間課税売上高 1,000 万円以下の小規模事業者の免税事業者であるため、センターとして配分金に係る仕入控除を行うことができなくなりセンターは、会員に支払う配分金に含まれる消費税額相当を新たに負担することにな

るため、消費税の特例処置を検討していただきたい。
- 消費税インボイス制度の特例措置。
- 消費税（計 10 件）

◆ **公益財団法人**　（回答数　24 件）
- 消費税の非課税拡大、及び固定資産税の非課税拡大。
- 消費税、特定収入割合の廃止。
- 指定管理料等における消費税の非課税措置。
- 消費税の非課税措置の拡大。
- 消費税の軽減。
- みなし譲渡課税の非課税。
- 消費税、固定資産税等の非課税措置の拡大を是非お願いしたい。
- 公益部分の償却資産税の免除、消費税免除、貸付奨学金の印紙税の申請・報告の省略。（再掲）
- 消費税、印紙税に係る非課税措置の拡大
- 固定資産税、消費税。
- 消費税の非課税措置をお願いします。
- 消費税非課税措置の拡大を希望します。
- 公益法人であるシルバー人材センターの会員に支払う配分金について、インボス制度に特例を設けて欲しい。
- 消費税の削減措置を希望します。
- 固定資産税および消費税は影響が大きい。特に医療界において消費税負担は問題となっている。
- 固定資産税、消費税に係わる非課税措置の拡大。
- 消費税の非課税措置拡大。
- 消費税：インボイス制度の適用除外。
- 消費税を免除にして欲しい。
- 固定資産税、消費税に係る非課税措置の拡大。
- 消費税・印紙税の非課税措置の拡大。
- 消費税におけるインボイス制度に係る特例的な措置。
- 消費税（計 2 件）

e) 印紙税

◆ **公益社団法人**　（回答数　17 件）
- 契約書の印紙を国等と同様の非課税扱いに拡大してほしい。
- 公益目的事業に係る印紙税の非課税措置の拡大
- 固定資産税、消費税等に係る印紙税の非課税措置の拡大など。（再掲）
- 契約に係る印紙税の非課税措置、インボイス制度の特例措置（再掲）

- 消費税及び印紙税の非課税措置（再掲）
- 印紙税の非課税措置の拡大。
- 消費税、印紙税の減税（再掲）
- 固定資産税、印紙税の非課税措置拡大。消費税（インボイス制度）の整備。（再掲）
- 行政機関との委託契約に係る印紙税の非課税措置を拡大いただきたい。
- 消費税・印紙税の非課税（再掲）
- 国県市の地方公共団体補助事業･委託事業の契約締結時の印紙代免除。
- インボイス制度のあり方の見直し、契約書等の印紙税非課税（再掲）
- 印紙税の非課税措置の拡大、インボイス制度の見直し（再掲）
- 業務発注請書にかかる印紙税の非課税措置。
- 消費税、印紙税の非課税措置（再掲）
- 印紙税の非課税措置の拡大。
- 消費税の特例　印紙税の非課税措置（再掲）

◆ **公益財団法人**　（回答数　16 件）

- 公益部分の償却資産税の免除、消費税免除、貸付奨学金の印紙税の申請・報告の省略。（再掲）
- 消費税、印紙税に係る非課税措置の拡大（再掲）
- 印紙税（請負契約、不動産等の登記簿取得）、登録免許税（不動産の登記）の非課税又は軽減措置。
- 奨学金貸与事業等にかかる印紙税非課税措置の維持。
- 奨学貸与金の借用書や奨学金返還督促裁判などにおいて、印紙税非課税の措置を願う。
- 奨学金貸与事業等に係る印紙税。
- 奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大。
- 奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大。
- 公益目的事業の契約に係る印紙税の非課税化。
- 消費税・印紙税の非課税措置の拡大（再掲）
- 公益法人に対する固定資産税、印紙税の減免。
- 印紙税と固定資産税の非課税措置の拡大。
- 奨学金貸与の借用証書への印紙税の廃止。
- 印紙税の非課税措置の拡大。（計 3 件）

f） 固定資産税

◆ **公益社団法人**　（回答数　21 件）

- 固定資産税、消費税（再掲）
- 固定資産税、消費税等に係る印紙税の非課税措置の拡大など。（再掲）
- 固定資産税の減免が文化財としてはあるが、更なる減額を望みます。
- 固定資産税の減免。

- 固定資産税、講座受講料など公益事業の消費税の免除（再掲）
- 固定資産税、消費税の非課税措置の拡大。（再掲）
- 固定資産税（償却資産課税）の非課税措置。
- 固定資産税、法人税の減免（再掲）
- 固定資産税、印紙税の非課税措置拡大。消費税（インボイス制度）の整備。（再掲）
- 公益目的事業にかかる固定資産の非課税措置拡大。
- 固定資産税の軽減措置。
- 固定資産税の減免。
- 固定資産税、消費税等の非課税処置の拡大（再掲）
- 固定資産税の減免。
- 固定資産税、消費税の非課税措置の拡大（再掲）
- 固定資産税の免除。
- 固定資産税の優遇。
- 固定資産税非課税。
- 固定資産税。（計 3 件）

◆ **公益財団法人**　（回答数　24 件）

- 消費税の非課税拡大、及び固定資産税の非課税拡大（再掲）
- 固定資産税の減免。
- 固定資産税非課税措置の拡大。
- 消費税、固定資産税等の非課税措置の拡大を是非お願いしたい。（再掲）
- 固定資産税の非課税措置。
- 固定資産税の軽減措置。
- 固定資産税、消費税（再掲）
- 事業収益が少ないため、事業運営が困難。よって、固定資産税を減額を願う。
- 固定資産税の減免の対象を研究助成事業まで拡充してほしい
- 固定資産税および消費税は影響が大きい。特に医療界において消費税負担は問題となっている。（再掲）
- 固定資産税の減免。
- 固定資産税、消費税に係わる非課税措置の拡大（再掲）
- 公益目的事業実施のための土地建物に対する固定資産税の非課税措置。
- 固定資産税の減額割合をもっと大きくしてほしい。
- 固定資産税の非課税措置。
- 固定資産税、償却資産税の半額減免を受けているが、法人県民税市民税のように全額減免にしてほしい（再掲）
- 固定資産税、消費税に係る非課税措置の拡大（再掲）
- 固定資産税の非課税化。
- 公益目的の固定資産税の非課税措置を望みます。
- 公益法人に対する固定資産税の減免措置。

- 公益法人に対する固定資産税、印紙税の減免。（再掲）
- 印紙税と固定資産税の非課税措置の拡大。（再掲）
- 固定資産税。（計 2 件）

g） その他地方税

◆ **公益社団法人** （回答数 2 件）

- 法人住民税を免除してほしい。その費用を活動費用として使用できる為。
- 公益法人に対する法人市県民税については、非課税としていただきたい。

◆ **公益財団法人** （回答数 0 件）

- （回答なし）

h） その他

◆ **公益社団法人** （回答数 8 件）

- 現金を積み立てて国債を購入するときに、その部分を収支相償上の経費として認めてもらう。
- 優遇措置はすべて受けたいです。
- 不動産取得税。
- 優遇税制等は精査中。
- 上記の質問に関し税理士に的確に処理してもらっているので、記入した私（事務局長）にはわかりません。
- 収支相償の緩和。
- 税制について、あまり考えたことはない
- 自動車税(軽自動車、特殊者含む)の非課税措置。

◆ **公益財団法人** （回答数 6 件）

- 収益事業から公益事業への 50%超の繰入要件の緩和。
- 印紙税（請負契約、不動産等の登記簿取得）、登録免許税（不動産の登記）の非課税又は軽減措置（再掲）
- 収支相償の条件の緩和。
- 表彰事業で受賞者が受け取る表彰金を非課税にしていただきたい。
- 当該法人に勤務したばかりであり、今後、勉強していきたい。
- 手続きばかりで・・・。

i） 特になし

◆ **公益社団法人** （回答数 52 件）

◆ **公益財団法人** （回答数 52 件）

(9) 「ガバナンス・コード不要とした理由」のその他回答

◆ 公益社団法人 （回答数 7件）

- 組織や財政の規模によると思う。スタッフが一人や二人で運営している小規模法人がそこまでできるのかと思う。
- 特になし。
- 組織自体が小さい公益法人であるため。
- 公益財団法人であることで充分ガバナンス・コードが出来ている。
- 定款、規定等で定められているので、これ以上の規制は必要ない。
- 現時点では必要と感じない。
- 「自主的な○○が必要ですか」という問いそのものがナンセンスでは？自主なのだから、団体の主体性を持って判断すべき事項。コロナの「自粛要請」と同じで矛盾を感じますが、この設問を設定された方は、疑問に思われなかったのでしょうか？

◆ 公益財団法人 （回答数 14件）

- 大規模法人についてのみ必要と思う。
- 上部団体が整備されてから、行うのがよろしいと思う。
- 株主がいる訳では無いので直接的なメリットが一般企業に比べて薄い。
- 採用していない。
- 関係法令の遵守で十分。
- ほとんどすべて関係法令に網羅されていると感じる。
- 法規制等での対応で十分。
- 自主的なものが必要、という設問は気持ちは分かるが、違和感がある。自主的な規制が必要だ、というのは自主には任せられない、と言っているのに近い気がする。自主に任せ放置し、その結果公益に相応しくない法人があれば公益認定の取消をすればよい。それは自主的にガバナンス・コードを設けることを妨げないし、その支援があってもよいが、それが必要か？という問いに踏み込んだ瞬間、自主ではなくなると思う。
- 必要に応じて個々に判断すべきこと。
- 公益法人には、すでに厳格な法規制が課せられているため。
- 行政庁(主管課等)の監査・指導等があるため。
- 現在の財団内の規則等で対応可能。
- ステークホルダーとの関係性に問題点はなく、理事会の意思決定について透明性があり、公正かつ迅速に行うことができている。
- 現在の過剰な規制要件を満たしている時点で、ガバナンスは十分に確保されていると考える。

(10) 「ガバナンス・コードを採用した時期・モデル」のその他回答

◆ 公益社団法人 （回答数 2件）

- スポーツ庁策定中央競技団体ガバナンス・コード。

- 採用していない。

◆ **公益財団法人** （回答数 7件）

- スポーツ団体ガバナンス・コード。
- スポーツ・ガバナンス・コード。
- スポーツ庁その他のスポーツ団体向けガバナンス・コード。
- スポーツ団体ガバナンス・コード＜中央競技団体向け＞
- 公益法人協会。
- 採用時期までは把握できていない。
- 採用していない。

(11)「ガバナンス・コードを採用している場合の理由」のその他回答

◆ **公益社団法人** （回答数 2件）

- 採用していない。
- スポーツ中央競技団体として義務化されている。

◆ **公益財団法人** （回答数 1件）

- 採用していない。

(12) 現在の会計制度について

a) 会計区分と内訳表(事業区分)

◆ **公益社団法人** （回答数 5件）

- 請求を公益と法人とに分けることが煩わしい。
- 会計制度の仕組みではないが、会員への配分金(労働の対価)はお客さんから会員へのトンネルとなっている。これをシルバーの会計に入れず、事務費、材料費のみ入れるようなことはできないか。インボイス制度の対策にもつながると思われる。
- 公益目的事業が１つの場合法人会計の廃止。（全く意味がない）
- 会計費目の仕分けに苦慮しており、もう少し柔軟に対応できるようにしてもらいたい。
- 会員サービスが目的の事業会計が収益事業会計に含まれるのはどうなのか。

◆ **公益財団法人** （回答数 6件）

- 公益事業会計と法人会計の区分が現実的でなく、無用に煩雑になっていると感じる。
- 事業別の収支報告について見直しをお願いしたい。（例えば、収益事業と公益事業、間接費の配賦基準、等）
- 区分経理が手間ですし、このことが会計資料を見にくくさせています。
- 区分経理など会計処理が複雑で手間がかかるので、せめて標準的なものにならないか。
- 規制当局にとって都合のよいつくりになっていますが、一般の人たちにとって分かりやすい会計基準にしてほしい。費用配賦や区分経理が手間です。
- 区分経理と費用配賦など手間です。

b) 費用配賦

◆ **公益社団法人** （回答数　2 件）

- 費用配賦が無くなれば良いと思う。
- 共通経費の配賦について、別表Ｆ(1) 別表Ｆ(2)の作成でエクセルの金額を合計すると合わない点に苦労している。結局、計算式を無視して手入力で入力する欄がある。決算の際、年度実績で配賦割合を「従事割合」で見直しているが、かなりの細かい作業になり困難を極め、間違ってしまうことが多い。

◆ **公益財団法人** （回答数　4 件）

- 事業別の収支報告について見直しをお願いしたい（例えば、収益事業と公益事業、間接費の配賦基準、等）（再掲）
- 費用の配賦基準を明確にしてほしい。
- 規制当局にとって都合のよいつくりになっていますが、一般の人たちにとって分かりやすい会計基準にしてほしい。費用配賦や区分経理が手間です。（再掲）
- 区分経理と費用配賦など手間です。（再掲）

c) 事務負担

◆ **公益社団法人** （回答数　3 件）

- 小規模団体についても基準が細かすぎるため、不便に感じる。
- 平成 16 年基準の財務諸表体系は維持されながらも財産目録は法人法では計算書類に含まれないとの事で財務諸表から外れたが、公益社団法人の場合は、公益目的保有財産を表す重要な役割を果たすとして引き続き様式の提出を求められている点。
- 作成の二度手間を省けるようにしていただきたい。

◆ **公益財団法人** （回答数　0 件）

d) 複雑、難しい

◆ **公益社団法人** （回答数　13 件）

- 内訳表などを理解するにはハードルも高くなっており、より専門性が高くなっていると感じる。
- 理解に苦しむ。
- 公益法人に特化した会計制度はわかりにくい。
- 非常に考えられた会計制度であるが、複雑すぎると思います。
- もう少し簡略していただきたい。
- 小規模な公益財団法人については、もっと柔軟に対応して頂きたい。
- 複雑すぎる。
- もう少し簡素化して欲しい。
- 複雑。

- 制度が複雑で、且つ会計処理も繁雑すぎる。
- 一般人にはわかりにくい仕組みである。総会時に質疑が多くなる。
- 素人では無理です。
- 会計制度そのものが複雑で、かつ事務職に専属がいないために理解しにくい。

◆ **公益財団法人** （回答数　11 件）

- とても難しく複雑であるので、税理士がいないと対応できない。会計ソフトも専用のものが必要になる。
- 専門知識のある会員でないと、決算書等の内容を理解してもらうことは難しい。
- 年々求められる資料や項目が増え、申請が煩雑になっている。
- 縛りが多すぎて、長期計画がたてづらい。理事が変わるたびに、制度の理解からしなければならない。理事の選定にも会計制度が理解できる方という条件が加わり、理事のなりてがいない。
- 正味財産増減計算書内訳表及び貸借対照表内訳表の作成が煩雑と感じています。中小規模の法人は、事業形態が大幅に変わらない場合は、正味財産増減計算書内訳表及び貸借対照表内訳表の作成を省略できる特例などがあるとありがたいと感じています（数年毎に作成するという形でも良いので）。
- 現在の会計制度は、内容がとても複雑で、理解するまでに多くの時間が必要となるため、もっと簡易で（計算等の）理解が容易となる会計制度を希望します。
- 一般の方々にも理解できる分かりやすい内容にしていただきたい。会計資料の本来の目的が忘れ去られている。
- 公益法人会計は他会計と比べると異様な構造になっています。会計資料は行政庁のためではなく、一般の方々が見やすいものに改めていただきたいです。
- 区分経理など会計処理が複雑で手間がかかるので、せめて標準的なものにならないか。（再掲）
- 規制当局にとって都合のよいつくりになっていますが、一般の人たちにとって分かりやすい会計基準にしてほしい。費用配賦や区分経理が手間です。（再掲）
- 会計制度が複雑で担当者がまいってます。

e） 財務三基準

◆ **公益社団法人** （回答数　11 件）

- コロナ禍で運営に際して収支相償（３年間での解消）の考え方を見直してほしい。
- 収支相償を維持することの意味が理解出来ない。
- 収支相償を見直して欲しい。
- 収支相償に関する件（単年度赤字の繰り越し）
- 収支相償において会員減少など経営危機に向けた赤字補填や積立ができない。
- 収益事業を行っていない公益法人は正味財産を少しずつ削りながら運営しているので、近い将来、破綻することになる。永く安定的に運営していけるような会計制度にしてほしい。

- 収支相償の抜本的見直し。
- 会費まで半分公益事業に繰り入れることはないと思う。
- 収支相償の適用を早期に見直してほしい。
- 収支相償を満たすことは、公益法人として理想だが、財産の少ない団体及び安定した収入がない団体では、事業の継続が困難である。
- 収支相償、遊休財産の保有制限の２つ会計原則は見直していただきたい。

◆ **公益財団法人** （回答数　11 件）

- 収支相償、遊休保有財産規制の緩和。
- 収支相償や遊休財産の制限の弾力的な対応を期待したい。(収支相償における複数年度における通算など)
- 収支相償の撤廃。
- 収支相償として必要な支出額は黒字額全額である必要無いのでは。利益の５０％程度などにして欲しい。
- ″事業開始当初に大幅な赤字を計上せざるを得ない状況にあったが、翌年度以降に赤字分が解消された（貸倒引当金繰入・戻入）。
- この場合、収支相償の計算上赤字は繰り越せない一方で、黒字分は繰り越されてしまうため、利益を留保しているわけではないが収支相償の計算上は黒字になってしまっている。
- 本制度と法人の運営間で乖離が生じており、赤字繰越など制度改正を求める。″
- 収支相償や遊休財産保有制限の緩和ができないか。現在のコロナ渦で困惑している法人も多いと思いますし、法人を存続させるためにはある程度の利益が必要で、継続していくための体力（財産）も必要と思います。
- 収支相償や公益目的事業比率算出のためだけに内訳表の提出が義務付けられる。
- 年度ごとに収支は異なるため（特にコロナ禍でもあり）、収支相償を緩やかにしてほしい。
- 収支相償と遊休財産規制の見直し、撤廃。特定有価証券の法人会計算定のために細かい調整の作業が必要。
- 収支相償の改善。
- 損益ベースの収支差額(黒字)に対し、資金の費消(固定資産取得)をもって収支相償を解消することは制度的に理解できない。

f) その他

◆ **公益社団法人** （回答数　6 件）

- 会計制度そのものよりも、会計基準に則った決算書を公開していていない公益法人が外郭団体に多い印象があるのですが、なぜ、民間の公益法人よりも行政の方が公開義務を果たさずにすんでいるのか、どのような不公正な指導をされてきたのか、今後どのように指導される予定なのか、を教えていただきたい。
- 総会において、会員への説明に苦労する。
- 現在の会計制度にようやく慣れてきたので、しばらくは会計制度の改正をしないでほしい。

- 投資有価証券の評価損益を損益に計上している点および切放法で処理している点は一般の会計基準と異なるが、長期保有という資金運用の実態を正しく反映できていないように思う。
- 会計基準の変更は不要と考える。
- まだ意見が言える知識を有していませんので、ご了承ください。

◆ 公益財団法人 （回答数 13 件）

- 定期提出に係るポータルサイトの UI（ユーザーインターフェイス）が言葉の使い方も含め不親切な部分が多い。また、指示、他の言葉の使い方が行政独特の”特殊言語”が多く、ユーザー視点での”言語”にしてほしい。
- 資金ベースの収支計算書の方が万人に分かり易いのではないか。
- 一定程度の財政運営資金の積み立てを認めてもらいたい。
- 会社法の計算書類規則に準拠し、その上で、制度ごとのニーズを満たす追加部分を設け、各制度の会計基準の全体とするべきである。各制度が個別最適を競い合い、独自性を主張している現状は国家としての全体最適に反し、人材の有効活用をしづらくしている。商業高校を優秀な成績で卒業した人材は追加部分の学習をするだけで、どの制度においても即戦力となるように会計基準が設計されているとよい。企業会計の経験者にあっても同じ。
- 現状維持を希望。
- 公益法人会計に詳しい税理士・会計士が少ないので、知識の普及に努めてほしい。
- 損益予算書を収支予算書と呼称するのは、ややこしいと思う。
- 現状のままで良い。
- できるだけ企業会計に近づけてもらいたい
- 飯の種をつくろうとする会計士集団が会計基準をつくるから、専門家しか分からないものになる。NPO 会計基準のように、公法協が中心になってつくった方が実態にあったものができると思う。
- 士業が基準設計に携わると、公益資金を食い物にしようとするから会計基準が複雑になる。とても残念である。
- 公益法人会計は経営分析に使えないので、別途標準的な会計資料を用意する必要があり、手間がかかる。
- 質問３での回答の通り。（再掲：公益インフォメーションポータルサイトの UI（ユーザーインターフェイス）がユーザーに不親切、特に Web との接点が日常的にない小型公益法人の高齢担当者にはいちいち用語の意味が不明なことが多いのではと思われる。また文書の文言が用いられる表現方法も一般につかわれる言い回し以外のもの、用語が特殊分野の関係者だけが用いる一種のローカル言語が多すぎ、意味の把握ができない人も多くいるのではと思います。）

g） 特になし、なし

◆ 公益社団法人 （回答数　80 件）

◆ 公益財団法人 （回答数　67 件）

(13)「立入検査の状況」のその他回答

◆ 公益社団法人 （回答数　24 件）

- 公益法人は税制優遇を受けており、福利厚生費、交際費等を問わず職員の飲食費を経費で支出してはならない。
- ここ 5 年間立入検査を受けていないので、回答できない。
- 担当者の知識不足が散見された。
- 県ごとに違うような取り扱いはしてほしくない。
- 受けたことがない。
- みなし決議をした際は理事会の議事録を作成するよう口頭指導を受けたが、理事会を開催していないのに議事録を作成することを規定している施行規則 15 条 4 項 1 号の規定は納得できない。
- 初回の立入検査時に法人会計へ保有していた有価証券について、公益目的事業会計に振り替えるように指導があった。その際、その銘柄の全てを公益目的事業会計に振り替えた為、法人会計の主たる資金源の一つであった有価証券の利息収入が全く無くなり、結果法人会計が資金不足となった。
- 当会の事業内容や実態を把握していない担当が来るので時間がかかる。重箱の隅をつつくような会計検査があった。（伝票の保管不備）
- 指摘事項が納得できなかった。
- 収支相償と健全な組織運営がどうやってできるのか聞いたが回答がなかった。日常業務の中の公益業務の判断を明確に示してもらえなかった。
- 同内容における指摘が他公益法人と異なるケースがあった。
- 管轄の行政庁により見解が違う気がした。
- 現在理事 7 年目で元理事の最長者の一人とはなった。その間 1 度私は立ち会ったのみ。そのため毎回がこんな感じなのかわからないがこのための準備もあり時間を取られるため大変だと思った。
- 指摘事項が納得できなかった。
- 前回よりもかなり厳しかった。
- 就任後、立入検査をまだ受けていない。
- まだ経験がない。
- 自身はまだ経験していないが、前回の指摘をみると妥当だと思う。
- 前回まで指摘をうけなかったことを次は受けるなど人によってかわってくる。
- 3 年毎を 5 年毎にしていただきたい。
- 経験がなく不明。

- 概ね納得できる指摘であったが、1 点だけ、職員の定期健康診断費用を公益事業会計と法人会計に按分せず、法人会計の費用とすべきではないかとの指摘があった。労働安全衛生法で事業主の義務とされているものである。
- 立入検査が全くの不要であるとは思わないが、公益 information のシステムで提出済で承認されている内容の細かい説明までは必要ないのではと感じている。法人の実態を確認するためと法人運営に関する相談などの機会にしてもらいたい。
- まだ受けていない。

◆ **公益財団法人** （回答数 48 件）

- 立入検査に立ち会ったことがない為、回答できない。
- 着任後まだ受けていない。
- 検査者の対応が丁寧でない。
- 基本財産の評価損益の計算方法についての指摘を受けたが、当財団の顧問会計士の指導に沿って決算書を作成しているため、納得できない。主務官庁内でも異論があるとのことで、現在結論待ち。
- 前任者時代に受けているので回答不可。
- 会員や寄附者獲得の目的で参加したゴルフコンペを特別の利益供与とみなされた。前回の担当官は会員獲得の目的であれば大丈夫との見解であった。
- 1 回目はひどかった（なにか不正があるのではないかという疑いや先入観を以て検査に臨まれた。失礼な態度）が 2 回目は好意的でよかった。
- 勤務年数が浅いので、立入検査を経験したことがない。
- 今年度からの採用なのでよくわからない。
- 自分自身は経験していない。
- 必要限度を超えていると思った。
- 当法人の認定事情を把握しないで検査に来ている。
- コロナ禍の影響により実施が延期されている
- 検査を受けたことがない。
- 必要限度内と思うがまだ自身が直接受けていない。
- 指摘事項が納得できなかった。
- 指摘の内容自体は、基本的には、法令等に則ったものだとは思われるが、必ずしも他の公益財団法人にも同様の指摘を出していないケースもあるように思われ、共通軸が確保されているのかが疑問と思われる点もある。
- 検査を受けていないのでわからない。
- 私自身は未経験ですが、特に理不尽な話は聞いていません。
- 立入検査未経験です。
- まだ立入検査を受けたことがないので何とも言えない。
- 立入検査を受けていない。
- 未だ経験していない。
- 必要限度を超えていると思った。

- 会計を中心としたもの。
- 立入検査の意味がない。毎年提出している事業報告で充分です。
- 前回の立入検査以降、２回目が実施されていない状態です。
- 今年度は立ち入り調査が行われていないのでわからない。
- 私が配属される前だったため、把握しておりません。
- 役員が替わってまだ受けたことがない。
- 検査実績がまだない。
- 必要限度内とは思うものの、事業にあまり関係のない細かい指摘が多いように感じた。
- 指摘事項が納得できなかった。
- 勤続２年目で、まだ立入検査を受検したことがない。
- 指摘事項が納得できなかった。
- 担当になってからの立ち入り検査を経験していない。
- 調査票がわかりにくい。
- まだ、経験がありません。
- 要望事項が細かい。（銀行印と通帳の保管場所を分けてほしい、開示情報が多すぎるので法人の個人情報を守るために必要最小限の開示に変更するように言われる、等）
- 必要限度を超えていると思った。
- 必要と思うが、健全な財団は、立入検査の間隔をもう少し長くしてほしい。
- 担当官により基準が違い過ぎる。
- 自分自身がこの財団の担当になってから立入検査を受けたことがないので分からない。
- 昨年度コロナ禍により立入検査なし。
- 2018/8/30 に２回目の立ち入り検査を受けた。
- 担当してから立入検査を受けていない。
- 重箱の隅をつつくようなことをせず、公益の基本理念を念頭に、高所からの検査を願う。
- 就任後、立入検査を受けたことがない。

(14)「変更認定申請の経緯」のその他回答

◆ 公益社団法人　（回答数　11 件）

- 単年度、不動産無料相談に弁護士を入れて実験的に実施することについても変更届を必要とされた。本格的に実施する段階での変更届でよいのではないかと思った。
- 事業廃止の場合、変更認定申請を除外していただきたい。
- 行政庁への事前相談のうえ、変更認定の必要ありと判断。
- 事業内容の追加による。
- 指摘が細かいと感じる部分もあった。
- 行政庁担当官との打ち合わせにより、変更認定が妥当との結論に至り法人の判断により申請した。
- 申請したことがない。

- 変更したことが無い。
- まだ、したことがない。
- なし。
- よくわからない。

◆ **公益財団法人** （回答数　12 件）

- 収支相償の捉え方。県の誤り。
- 行政庁と協議のうえ実施した。
- 公益事業か収益事業（共益事業）かの認識の違い。
- 行政庁にあらかじめ相談して、合意をおこなった。
- コロナウィルス感染拡大による。
- 移行時に実施予定の公益目的事業が記載計画から抜けていたため。
- 予め行政庁に相談の上で申請した。
- 廃止事業の申請。
- 事業を増やしたがそれに見合う委託料が支払われなかった。
- 現在、申請作業中。
- 変更認定したことはありません。
- 申請していない。

(15)「行政庁の指導について」のその他回答

◆ **公益社団法人** （回答数　16 件）

- プロパー職員採用の際には、行政庁の了解を得る必要がある。
- 旧主務官庁時代のほうが介入がなかった。
- 行政庁担当者の負担が大きい。行政庁担当者は２、３年で異動しているので、監督は表面的な範囲にとどまるが、制度に関して最低限の知識を身につけなければいけないことから時間的能力的に負担が大きいと感じる。
- 奨学事業は国の事業の補完的な側面もあるが、事業を所管する官庁との関係がなくなり、情報が得にくい。
- 収支相償の問題を解決しない限り、制度自体を少しいじっただけでは何ともならない。
- 新任つき未経験。
- 偏執狂のように細かく、コロナでリモートを理由にメールでの質問には答えず一方的、さらに出勤している人間が一般的な質問をしても見解が相違してトラブルになるから答えないと言った信じられない対応が実際にある。
- 行政庁と貴法人との判断に違いがあることが問題。
- 以前とは比較できないが、基本に照らすと厳しいと感じる。
- 良い事だけではない。主務官庁が我々の事を知らなくて良い体制になっている。これでは行政と一体となっての改善にはマイナス。
- 今般の新型コロナウィルス感染拡大のように不可抗力事由により運営が困難になっている

場合も、指導が杓子定規である。
- 公益法人移行後の各種特定預金の縛りが非常にきつく、すべて取り崩した。
- 新設なので旧官庁時代の経験はありませんが、法人運営の困難さを理解されているようには思えなかった。
- やや細かい運営上の指導をされることがあるが、旧制度よりはましかどうかはわかりません。
- 旧制度がわからない。
- 経験が少なく不明。

◆ **公益財団法人** （回答数　20 件）
- 立入検査に入る人によって、かなり違いがある。
- 同和研修必修については理解できない。
- 指導が細かい。担当官が変われば見解が異なるので困る。
- 大規模法人と小規模法人（公益事業のみ）の経営内容や事務局（事務局に実態）の違いを考慮してほしい。
- 旧主務官庁時の方が、法人の事情を把握し理解があった。
- 法人自治を尊重するならば、内部留保を認めるべき。
- 指導内容の明確化の推進が必要。
- 行政庁の施策と一体となって事業を実施している実態にある。
- 以前から内部自治に介入されているという意識はなかった。
- まだ、経験がありません。
- 旧制度時代を知らないが、細かい運営上の指導は多いと思う。
- わからない
- 旧制度を知らないのが、かなり細かい指導であると感じる
- 特別指導を受けているという実感がない。
- 質問 17 の回答と同じ。（勤続２年目で、まだ立入検査を受検したことがない。）
- （17)と同じ。（指摘事項が納得できなかった。，重箱の隅をつつくようなことをせず、公益の基本理念を念頭に、高所からの検査を願う）・・・旧制度は不知。
- 分からない。
- 何とも言えない。
- 特になし。
- わからない。

(16) 行政庁への要望について

a) 指導監督体制

◆ **公益社団法人** （回答数　12 件）
- 移行当初と現在との見解が違うのは困る。どんどん細かく、厳しくなり、公益法人の首を絞めていることに気づいて頂きたい。

- 結局のところ、ガイドラインにしたがえ、といった雰囲気が強い。
- 担当官の交代により指導内容が変更される事もあるので、統一してほしい
- 全国で統一した見解をもって判断してほしい。
- 担当職員によって指導内容が異なる場合があるので、一貫性のある指導をお願いしたい。
- 今後も指導願いたい
- 担当者によって指摘事項の見解に相違がある。
- 適切な指導を受けている。
- お役所目線で指導、研修をされるので理解できない事が多いし、事業活動を積極的に出来る体制やアドバイスが欲しい。（組織の管理、監督だけでは組織の将来性に疑問を感じる）
- 担当により指導内容、見解が異なる点を統一していただけると大変ありがたいです。
- 監督庁の移行時、よくわかってもない事業に対して、面識のない行政担当者からの電文として、業の中止を強いてきて、心の底から驚きました。私たちは「公益」に務めるべきなのは当然ですが、それ以前に「公務員」さん達が、行政の為すべきことを理解してもらいたい。
- 問題が起こった場合、全体責任で制度で追加規制するのではなく、欧米諸国のように個別に処罰してほしい。また、書類や監督のところで細かくチェックすることにどれだけの意味があるのか。審査面でも合理化が必要と思われる。

◆ **公益財団法人** （回答数　6 件）

- 見解が県によって異ならないようにしてほしい。
- 「不特定多数への利益」の解釈運用が硬直的と思われる傾向にあること。
- 担当者によって報告事項に対する指摘が違うことが無いようにしてほしい。
- 法人に対する似たような内容の調査が多くて非効率（行政庁は縦割なので、各所属が理屈を付けて押し付けていると思う。法人の立場に立って、一元化に向けた調整等行うことはできないのだろうか）
- 疑問点について適正な指導を賜り感謝している。
- 指導に対しては、法的根拠を明確に示して欲しい。

b） 定期報告関係

◆ **公益社団法人** （回答数　10 件）

- 定期提出書類の審査をスムーズに行ってほしい。
- 事業報告に修正等を要請した場合、締切期限を延ばしてほしい。（現在は 1 週間程度）
- 小規模団体については、定期提出書類の簡便化を図ってほしい。
- 事業報告や変更届出等、公益法人インフォメーションを通してデータ送信のみすれば良い事になっているが、現在でも担当部署から同時に紙面を２部提出する事を求められている。提出する事に異論はないが、紙面が必要なのか不要なのか統一して欲しい。
- 公益法人となり、良かった点、大変な点がある。良かった点は、社会的な信用が一般法人より高いと感じる事。大変な点は、収支相償で事業活動が制限されること、小規模な法人なので職員も少なく、毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。

- 事務手続きに関する負担を減らしてほしい。
- 年度の事業報告の承認作業が遅い。
- 公益法人 information の使い勝手の向上。
- 公益インフォへの登録が煩雑。
- 問題が起こった場合、全体責任で制度で追加規制するのではなく、欧米諸国のように個別に処罰してほしい。また、書類や監督のところで細かくチェックすることにどれだけの意味があるのか。審査面でも合理化が必要と思われる。（再掲）

◆ **公益財団法人**　（回答数　7 件）

- 事業報告の届け出の EXCEL シートが使いにくい。アップロードしないと計算結果が反映されない箇所があるのは疑問。
- 定期提出書類について、提出から審査完了までの迅速化を望む。
- 定期提出書類等の書類のチェックを早めに進めて欲しい。
- 内閣府より、定期提出書類について、やりとりがあるが、こちらのミスではあるが、不適切と思われる言葉の時もあり、もう少しわかりやすく説明してほしい。
- 提出には短い期間が設けられているのに、回答には期限がないので目安を提示して欲しい。
- (3)に記載したとおり、毎年度の事業報告等に関する提出後の細かい質問事項を少なくして頂きたい。
- ①何回か立入検査を受け、指摘事項が少なく健全な財団は立入検査の間隔を 5 年～10 年程度に伸ばしてほしい。
  ②毎年の提出書類を軽減するなど、事務的業務の改善（緩和）を図ってほしい。

c) 立入検査

◆ **公益社団法人**　（回答数　7 件）

- 立入検査などの指摘など、手続き上の非常に細かい点も多い。ここまで必要とはあまり思わない。最近の国際情勢や技術革新を考えると、もっとより本質的で重要なことに時間をつかうべきではないか？
- 前回の立入検査で指摘しなかったことを指摘するなど，検査を受ける度に，新たな指摘を行うのは如何なものか。
- 基本的には、3 年に一度の立ち入りの実施であるが、そのような短いインターバルが本当に必要なのだろうか。
- 立入検査が 2 年毎というのが早いのではないでしょうか。せめて 3 年にして頂きたい。
- 実態を知らない担当者がくるため、本質的な議論にならない。
- 立ち入り検査の回数を減らしてほしい。
- 3 年に 1 回の監査は小規模な公益法人まで必要なのか。公益を一般になった経緯を行政は知っているのか。天下り職員がいる公益法人をしっかり監査するべき。補助金、委託金が違い過ぎる。これを是正するのが先ではないか。旧態のままでいいのか。

◆ **公益財団法人** （回答数 4 件）

- 直近の立入検査官は、当財団が対象としている分野の現状を、事前に勉強されて来られたようで、指導も適切にいただいた。
- 積雪のある時期は避けてほしい。
- ①何回か立入検査を受け、指摘事項が少なく健全な財団は立入検査の間隔を 5 年～10 年程度に伸ばしてほしい。
  ②毎年の提出書類を軽減するなど、事務的業務の改善（緩和）を図ってほしい。（再掲）
- まっとうな事業を行っているかどうかの観点で検査を行ってほしい(回数含め)。

d) 変更認定・届出

◆ **公益社団法人** （回答数 3 件）

- 事務手続きに関する負担を減らしてほしい。（再掲）
- 変更認定手続きの簡素化をお願いしたい
- 問題が起こった場合、全体責任で制度で追加規制するのではなく、欧米諸国のように個別に処罰してほしい。また、書類や監督のところで細かくチェックすることにどれだけの意味があるのか。審査面でも合理化が必要と思われる。（再掲）

◆ **公益財団法人** （回答数 2 件）

- 申請書類の処理が完了するまでの時間を短縮して欲しい。
- 変更認定申請の基準づくり。

e) 個別の制度改善要望

◆ **公益社団法人** （回答数 9 件）

- 会員への配分金支払時の借り入れをしないで済むように、配分金支払準備金等の特定資産の積み立てを認めていただきたい。
- 資金繰りのため、公益目的事業から得た財産を法人会計（管理費）へ容易に回せるよう明文化してもらいたい。
- ①公益法人であるため収支相償が原則で、新たな税負担の財源がないため、インボイス制度の導入はしないでいただきたい。
  ②安定的な事業運営が可能となるよう財政的支援がお願いしたい。
- 公益社団法人から一般社団法人へ戻れるチャンスを一度与えてほしい。
- 収支相償の考え方を改めて欲しい。そして、公益法人から一般法人への移行をもっと簡単にできるようにして欲しい。
- コロナ禍では収支相償が心配だ。万が一の時はどう対応すればよいかその時点で指導もらえるか。
- 公益法人となり、良かった点、大変な点がある。良かった点は、社会的な信用が一般法人より高いと感じる事。大変な点は、収支相償で事業活動が制限されること、小規模な法人なので職員も少なく、毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。（再掲）

- 収支相償の見直しをしてもらいたい。
- 新型コロナウィルス感染拡大の影響を受け、計画どおりに事業を実施することが困難となっている。収支相償や遊休財産の条件を満たすことができないケースにも、特別措置を講じてほしい。

◆ **公益財団法人** （回答数　3 件）

- 新型コロナウィルスの影響で収益が悪化している団体がある現状に鑑み、将来の不測の財政危機に備えるため一定程度の内部留保を認めてほしい。
- 地方公共団体が出資の公益法人と民間企業等出資の公益法人とは、設立経緯も目的、運営方法も異なるため、区分してもらいたい。
- 公益法人制度が民間資金を社会づくりに役立てる仕組みとして、もっと民間の自主自律に委ねる制度設計をしていただきたい。

f） 全般要望

◆ **公益社団法人** （回答数　23 件）

- 研修会等を開催してほしい。
- シルバー人材センターの設立趣旨を理解したうえでの取り扱いをしてほしい。
- 相談窓口を広げてほしい
- 統一的見解が欲しい。
- 規制が多すぎて積極的な活動がしにくい。
- ①公益法人であるため収支相償が原則で、新たな税負担の財源がないため、インボイス制度の導入はしないでいただきたい。
  ②安定的な事業運営が可能となるよう財政的支援がお願いしたい。（再掲）
- 公益法人への補助金の増額。
- 事務の参考にしたいので指摘事項例を示してもらいたい。
- 提出した書類の審査スピードをアップしてほしい。一昨年度の事業計画や昨年度の事業報告が公益法人インフォメーションではまだ審査中となっている。
- 公益認定等委員会の指示ということだが、委員会の総意としてならやむを得ないが、一委員の意見で対応が求められることが多いように感じられる。
- 公益法人となり、良かった点、大変な点がある。良かった点は、社会的な信用が一般法人より高いと感じる事。大変な点は、収支相償で事業活動が制限されること、小規模な法人なので職員も少なく、毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。（再掲）
- 行政庁においても担当者が 3 年くらいで交代するので、そのあたりは留意した方が良いのではないかと思います
- 都道府県の行政庁で見解を統一して欲しい。
- 緊急事態宣言時にたいしてフレキシブルな対応を求めたい。
- 補助金のつけ方が地方公共団体（市）の財政力に連動しているため弱小の当市では補助率が低く経営が厳しい

- 法人自治の原則を尊重すべき。法制度の理解が足りない。
- コロナウィルス感染による説明会の中止などの状況も踏まえ、立入検査は毎年実施されないため、新たな指摘項目など定期的な情報提供をしていただきたい。
- 各種の相談にオンライン面談を実施してもらえると有難い。
- 私は理解力が不足している為、解りやすい説明の指導があると助かります。
- 制度がわかりづらいです。
- メールでの対応が主となっているので、細かい内容については電話で直接やり取りをさせて頂きたいこともあるので、柔軟に対応して頂きたい。
- 法人で無料低額診療事業を実施中。ほぼ同じ条件の 10 診療所を有しており、福岡市の病院・診療所は速やかに申請承認するが、福岡県は承認しない。福岡県も福岡市と同じように承認していただきたい。
- 全てが制度の枠に縛られて運営しているかどうかという体制である。事業を行うに当たっては制限を守ることよりも、活動の質を向上させることで社会への波及効果が高まると思われるが、その観点がないように思われる。

◆ 公益財団法人 （回答数　27 件）

- 同和研修の必修は改善してほしい。
- 内閣府に手続き書類を提出したら、直ちに審査、完了して欲しい。提出から 1 年近く経ち、次の期が来てしまう。
- 担当者が短期間に交代しかつノウハウの共有ができていない。公益法人制度改革の趣旨（事前規制から事後の対応へ）が十分理解されていない。
- 行政庁の担当者の知識水準にばらつきが大きく　異動により実務者が変わる場合は、内容を全てにわたって理解してから実務についてほしい。
- 各種手続きについて膨大な事務作業が発生するため、簡素化できる方策を示してほしい。
- 補助金を全く受けていない法人と補助金の受けている法人とを明確に分けて指導してほしい。
- 定款や法人運営に係る問い合わせ内容については、迅速に対応いただきたい。
- 社会人としてモラルを持った方に来ていただきたい。
- 寄付を受けていない団体への検査・指導の簡略化の推進。
- 職員派遣・人件費等の増強。
- 三重県の人口、産業を考えると、多文化共生社会の実現は必須だと考えるが、実施に向けた費用の確保をお願いしたい。
- 担当者しか質問に応じないのはよくない。固有の問題ではない一般的な質問には担当室のだれもが答えるようにしてほしい。
- 時間のかかる変更事項などについては経過を勘案して適宜適切な指導を頂きたい。
- 例えば匿名の投書等があった場合、過剰な対応をしないようにお願いしたい。
- 職員の資質向上のための研修等を充実して欲しい。
- 県の外郭団体のため、県からの受託事業の割合が大きく関与が多い。
- 監督のみでなく、公益法人が使える制度などについても国と連携してわかりやすく情報を

出してほしい。
- 対面相談の復活を希望します。
- まずは行政庁の自己責任経営から始めてもらいたい。
- 担当者の変更により見解が異なることがあるため、統一した基準で判断いただきたい
- 新型コロナウィルス感染症等急激な社会情勢の変化に合わせた柔軟な対応
- 細かい規定にとらわれるのではなく、公益法人が目的に沿ったより良い事業ができるよう配慮をお願いしたい。
- 自由にさせてほしい。
- きめ細かいアドバイスでのフォローが欲しい　　チェックでなくアドバイスを望む
- 現場認識がない方が規制監督を行うので、双方の意思疎通が難しい。担当官には慈善事業等を経験していただき、現場認識を深めていただきたい。
- 公益、非営利を取り締まり、圧力をかけ続けていたのでは日本の市民社会は育たないと思います。
- 一つの型にはめようとせず、現場の状況を組んで柔軟に対応いただきたいです。

g） その他

◆ **公益社団法人**　（回答数　1 件）
- 上記に書きました。（偏執狂のように細かく、コロナでリモートを理由にメールでの質問には答えず一方的、さらに出勤している人間に一般的な質問をしても見解が相違してトラブルになるから答えないと言った信じられない対応が実際にある）

◆ **公益財団法人**　（回答数　3 件）
- 特にない。丁寧に対応してもらえるのでありがたい。
- 委託費の増額。
- 公益法人を締め付ける監督機関の行いは、認定法第 1 条に反します。

h） 特になし、なし

◆ **公益社団法人**　（回答数　62 件）

◆ **公益財団法人**　（回答数　46 件）

(17)「基金制度の活用（社団法人のみ）」のその他回答

◆ **公益社団法人**　（回答数　13 件）
- 基金制度が無く募集していない。
- 特定資産はあるが、その財源はすべて一般正味財産である。
- 該当しない。
- 当法人は活用する考えはない。
- 寄託金として定款で明記している。

- 基金規定はあるが、活用していない（できる状態ではない）。
- 企業年金基金に加入している。
- 「基金」ではなく実態に合わせて「出資」などの用語にすべき。
- 定款に定めていない。
- 今のところ利用する予定はない。
- 特に活用することはない。
- これまで検討した実績がない
- わからない。

◆ **公益財団法人** （回答数　1 件）

- 当財団は公益財団法人である。

(18)「基金制度の活用（社団法人のみ）」への要望・意見

◆ **公益社団法人** （回答数　74 件）

- 大変申し訳ないですが、基金制度自体を理解していません。
- 今回のコロナ禍のような予測不能な事態での財源を確保し，公益事業を継続するため，使用目的を限定するのではなく，今回の様な収入減に対応した予備費の積立を制度化すべきである。
- インボイス制度への利用は考えられないか。
- 公益基金の活用を後日指導願いたい。
- メリットとデメリットについて学習する場があれば参加してみたい。
- 事業目的が明らかな場合の基金ついて教示願いたい。
- 行政庁からの案内がないのでもっと教示してもらいたい。
- 資格、メリット、デメリットなどの情報を得たい。
- 返還義務を負うものは慎重にしなくてはならないと考えます。
- 解説した資料があれば知りたい。
- 制度の情報提供を希望する。
- 運用したことはない。
- 現時点では基金制度の活用について検討はされていない。
- 一般、公益を変えるときに所持している基本財産が足かせになっている。
- 寄付を積み立てる”基金”を設置しているが、間違えて、この「基金」の設置を理事会承認しかけてしまった。法人スタッフや寄付者にっとて「基金」と言えば、寄付積立を指すほうが関係者も多く一般的だと思えるため、「基金」の用語を使用することで無用の混乱を招いている。
- 特になし。（59 件）

◆ **公益財団法人** （回答数　18 件）

- 黒字が出た場合に、次年度以降の運営資金としての基金制度があれば助かる。
- 特になし。（17 件）

(19)「純資産規制による強制解散制度（財団法人のみ）」のその他回答

◆ 公益社団法人 （回答数　３件）

- 財団法人ではない。
- 財団法人ではない。
- 社団法人です。

◆ 公益財団法人 （回答数　２件）

- 公益社団法人である。なお、３００万円を下回ったことはない。
- 十分な正味財産を持っている。

(20)「純資産規制による強制解散制度（財団法人のみ）」への要望・意見

◆ 公益社団法人 （回答数　46 件）

- 一定の制限があるのはやむを得ないと思う。株式会社の資本金に比べて規制が厳しいとは感じる。
- 強制解散とならないように、努力します。
- 現在の制度で良い。
- 現時点では問題ないが、限度額の見直しなどは予定があるのでしょうか
- 個々の案件によるが、一定の憂慮があっても良いと感じる。
- 個々の事情を考慮すべきではないかと思う。
- 公益法人が長期的且つ安定的に運営できるよう、年度毎の収支に関する改定（赤字の繰り越し、等）が必要と感じる。
- 社会的に認められた公益法人に収支相償を強いながら、正味財産の制限を設け解散させることの意義が不明。
- 収支相償の基準が継続するとすれば、弱小団体は、いずれ強制解散になってしまうのではないか。
- 制度なので仕方なし。
- 第一段階で救済措置があればありがたい。
- 法人の規模によると思います。
- 法制度に則った運用上、強制解散制度は必要。
- 幽霊法人をなくすためにもいい制度だと思う。
- 現時点では意見はない。
- 現時点では要望ない。
- なし、特になし。（30 件）

◆ 公益財団法人 （回答数　76 件）

- 300 万以下になったとしても、運営ができるようであれば存続させてほしい。
- 300 万円を 100 万円まで引き下げた方がいいと思う。
- この制度は初めてしました。勉強不足でした。

- この制度は通常時では必要なものと理解しているが、コロナ禍など状況下においては柔軟に対応すべきであると考える。
- コロナ影響は加味するべきである。
- コロナ禍では柔軟な法適用が望ましい。
- コロナ禍等特殊な状況においては、1～2 年程度の猶予が欲しい。
- 一義的に解散では無く、柔軟な対応も必要。
- 活動実態がない法人を解散させるという趣旨と考えれば妥当と考える。
- 貴重な文化遺産の存続のために故人でなく財団法人化の指導を受けたがフォローが全くない
- 強制解散の猶予期間を設けて欲しい。
- 現在のようなコロナ感染拡大においては、2 期連続 300 万円を下回るような状況も想定してしまう。民間では難しい、収益性がない事業を当財団が担っているため、強制解散は見直す必要があると感じる。
- 現在まで、過去に正味財産が 300 万円を下回ったことはないが、新型コロナの影響で補填金など救済措置がない場合は、今後下回る可能性がある。
- 公益法人の場合、収支相償と純資産規制という、相反する二つの規定を満たす必要があることに矛盾を感じている。安定的な運営という意味で純資産規制には一定の意味合いがあると思うので、収支相償を抜本的に見直すべきではないか。
- 今回の新型コロナのケースのような場合には特例を作り、猶予措置を講じるべきだと思う。
- 財団なので、資産が無いなら解散するのは仕方ないことと思う。それよりも、今回のコロナ禍でも純資産規制に触れないよう体力を持つべく、遊休財産規制を緩和してほしい。
- 財団法人を選択した以上は仕方ないことと理解しているが・・・。
- 資産が 300 万円になるとできることにも限りがあるようには思われるが、公益法人としての役割を果たしているのであれば強制解散の必要はないように思われる。
- 自己決定権が良い。
- 収支相償とあわせて考えた場合、財務状況が危機的なときにＶ字回復が見込めない制度になっているのは問題。黒字の場合に特別費用の積立という解決策はあるが、本来正味財産が激減していれば内部留保を蓄積していこうとするのが経営として当たり前だと思う。一部の不正まみれの公益法人を取り締まるために、他の公益法人が経営の自由を制限されている印象。
- 収支相償の規定を厳格に運用すれば、公益事業比率が法人解散への時間に比例する。公益事業比率が低いほど、法人の持続可能性が高まるのは制度的矛盾ではないか。
- 収支相償の制度がある限り一度減った正味財産を増やすのは現実的には難しいので、過去の累積赤字までは利益を出しても良いような制度が必要だと思う。
- 収支相償の縛りがある中でもともと 300 万円ギリギリの正味財産の場合、毎年薄氷を踏む思いでの運営となり、先を見越した投資や思い切った改革などが出来ないので、せめて 5 年程度に延長してほしい。
- 純資産の額ではなく、業務内容や人材、組織など、総合的に判断してほしい。

- 新型コロナウィルスの影響を加味して法制度が設計されていない。現実に即して厳正な法適用ではなく、不可抗力として法の適用をしないでほしい。
- 制度として、やむを得ないと考える
- 正味財産を増やそうにも、収支相償が大きな壁となっていると思います。
- 必要な制度であると考えます。
- 法の趣旨に反した収支相償などの運営下において環境（コロナ禍等）、実態にてらし弾力的に運用されるべきである
- なし、特になし。（47 件）

(21) コロナウィルスへの対応で「求めたい支援」のその他回答

◆ 公益社団法人　（回答数　22 件）

- 収支相償に関する考え方を変えてほしい。
- 遊休財産保有制限の猶予（公益事業が行えず、保有上限が大きく下がってしまっている）
- 財務基準の緩和。
- 寄付金収入減への補償金。
- 公益法人運営省力化に繋がるコンサルティングと支援。
- 配分金に対するインボイス制度の非課税措置。
- シルバー人材センターのインボイス制度導入に対する非課税、免税措置を要望します。
- 補助金の増額。
- 事業費補助及び、県法人税免除。
- シルバー人材センターへのインボイスを適用除外を希望。
- 法定研修に地方行政の補助や、研修会場の確保協力。
- インボイス制度の件。
- インボイス制度の非適用。
- インボイス制度の適応除外。
- 会計上の制限の緩和。
- 国及び地方公共団体への補助金の増額。
- インボイス制度への対応。
- 会員の増強が一番の課題です。
- 「支援」制度をだけを尋ねている時点で、なにかズレているのではないでしょうか？
- 行政に対する補助金等の財政的支援。
- 補助金等が受けやすくする。
- 現在、県より支援を受けている。

◆ 公益財団法人　（回答数　24 件）

- 収支相償規定の見直し。
- 組織維持のために必要な経費補助、人件費補助の増額。
- 自治体に支払っている家賃を減免してほしい。

- 借入金返済を収支相償のための支出として認めて欲しい。
- 国、県の協調補助を受けており、県からの補助が削減されると、国からの補助を受けられない。
- 役員が高齢化しており、Web 等の導入について相談。
- 行政からの補助金又は助成金の増額。
- 収支相償と遊休財産保有制限の基準緩和。
- 補助金。
- 持続化給付金の再支給。
- 家賃補助・支援。
- 同一労働同一賃金への対応。
- 会費の増額。
- 人材。
- 構成団体（支部からの支援）。
- IT 導入のコストが嵩むので、IT 経費補助制度等があれば非常に喜ばしい。
- 職員の経験年数が浅く、法人運営に熟知していない。職員の資質向上のための研修等の機会が増えればありがたい。
- 宿舎貸与の月額限度額(37 千円）を見直してほしい。
- 経費補助を受ける条件として、支援団体のＰＲ活動の義務を伴わず受けられる空気清浄機などの環境整備のための経費補助（導入結果を支援団体に報告するという報告であれば、もちろん対応しようと思っているのですが）。
- 理事会での代表理事、職務執行理事の執行状況報告を書面でも行えるようにしてほしい。
- 安定的な事業及び予算の措置が必要
- コロナ対策への支援。
- 特になし。（2 件）

(22) コロナウィルスに係る「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答

◆ 公益社団法人 （回答数　42 件）

- 関係者に対する情報提供等。
- 協定による救急車及び宿泊療養施設の消毒作業など。
- オンライン等による講師の派遣協力。
- 医療従事者としての支援活動。
- 公益事業規模の一時的な拡大。
- 環境整備事業。
- 行政主導による集団感染発生時の応援職員派遣等支援体制の構築。
- 本部施設の一部がワクチン接種会場（集団接種）になっている。
- 個人防護具及び消毒液等の調達・配布。
- 税制上の優遇措置等の情報提供（ホームページへの掲載）。

- 区内非会員診療所医療従事者へのワクチン接種手配。
- 感染防止対策として、衛生用品等の保管場所を提供、要請を受けて発送等も代行。
- 在宅相談を可能とする電話システム導入。オンライン設備への投資。
- コロナウイルスワクチン接種。
- PCR センターの運営、ワクチン接種。
- 会員がボランティアで手作りしたマスクを、市へ寄贈した。
- 上の内容としてオンラインマタニティサロン、妊娠 SOS 相談等事業。
- 県・国等の緊急対策事業を事業実施主体として実施。
- コロナ関係の研究助成の実施。
- 県の施策に協力。
- コロナ感染情報提供。
- 小規模な法人会であり、特段の支援活動を行えるほどの財政基盤等の保有もないため、他団体の支援策等の情報提供等に留まる。
- 国県の施策への対応（農業団体、畜産経営体への支援）。
- 軽症者宿泊療養施設の運営、看護師派遣調整調査、ワクチン接種のための人材確保など
- アンケートの実施等による情報共有。
- 健康増進の指導、行政への情報提供。
- 無料電話相談会への相談員派遣。
- 普段通りのことを行なっている。
- 情報収集と一般への情報提供。
- ワクチン接種活動。
- 行政庁の委託を受けた看護人材の募集とコロナ関連業務への従事。
- 県が実施するコロナ対策事業への協力。
- 県のコロナ対策事業の受託。
- 現時点において、コロナウィルスに関する支援活動等、公益目的事業の一つとして届出をしたうえでの活動は行っていない。
- 会費減額。
- 会費請求を見合わせました。
- 新型コロナ関連の受託業務が増加している。
- 参考図書送付等。
- 会費納付期限の延長、試験の延期、試験欠席者への受験料返金、受験可能期間の延長
- コロナ患者受け入れで手一杯で対外的な活動はしていない。
- オンライン相談の実施。
- 組織内部（下部組織や加盟団体）への上記項目の支援で手一杯である。

◆ 公益財団法人　（回答数　49 件）

- PCR 検査・コロナワクチン接種。
- オンラインで外国人市民向けの相談業務を行っている。
- コロナウィルス対応の創薬研究への参画。

- コロナによる研究遅延の猶予期間の設置。
- コロナワクチン接種の実施及び集団接種への職員の派遣等。
- コロナ禍で保護者が失業又は減収した場合の奨学金の貸与。
- コロナ関連で経済状況が悪化した奨学生への奨学金返還猶予等。
- フードバンク事業支援。
- ほぼ活動を継続している。職員のワクチン優先接種を受けた。
- まだ事業の計画段階であり対外的な取引はない。
- リモート、在宅での電話相談体制実現。
- ワクチン接種協力。
- 影響を受けている事業者への指導相談の増加。
- 会費減免。
- 海外学会への渡航費を助成する事業につき、コロナ前は渡航費と参加費を助成していたが、コロナ禍で多くの学会がオンライン開催へと変更・海外渡航が難航したため、コロナ以降、オンライン学会の参加費の助成も許可した。
- 外国人への多言語等によるコロナ関連情報の発信。
- 外国人住民からの生活相談対応。
- 学校や地域に対して配信や DVD での録画提供による文化芸術活動への寄与。
- 看護師資格を有する職員が自治体のワクチン計画接種に従事できるよう就業上の措置。
- 期間を設けての全館休館並びに PCR 検査会場の提供やキャンセルとなった施設利用料金の全額返金。
- 緊急奨学生支援金の給付。
- 経営等に対する相談・助言。
- 県が実施する緊急対策事業の受託。
- 県教育委員会にアルコールジェル１万本を寄贈。
- 県事業を受託し、相談対応や助成金等の業務を実施、主催公演を感染症対策のうえ開催に努めた。
- 公演が中止になったアーティストの動画を HP 等に掲載し、出演料として謝礼の支払いを行った。
- 在住外国人向け相談窓口の運営、コロナ関連施設等での通訳支援。
- 市民を対象としたワクチン接種を行っている。
- 手数料等の減免措置。
- 就業支援事業などについて、Web 会議等の非接触方式で実施している。
- 従来通りの奨学支援・助成事業の継続。
- 奨学金給与の特別増額。
- 奨学生に対する情報提供。
- 奨学生への特別奨学金の支給。
- 奨学貸与金の追加募集。
- 情報提供。

- 申請外の事業の展開には主務官庁の許可が必要であるとの認識がある。
- 政府に対する意見書のとりまとめ。
- 相談窓口の開設。
- 対策ガイドラインの策定、（区補助金の範囲内で）大会等における消毒アルコールなどコロナ対策費。
- 当方から外部に対しコロナ感染予防等に関する支援は実施していません。
- 当法人は奨学金事業の他、青少年の育成に係る体験活動事業等に対する助成を毎年 10 件程度行ってきたが、コロナ禍以降はこれが 3 件程度になってしまった。
- 入居テナントの賃貸料一部免除。
- 発熱外来・ＰＣＲ検査センター（指定管理）を開設。
- 発熱感染患者の入院治療、PCR 検査の実施、ワクチン接種事業等。
- 募集期限の延長、ウェブでの面談・会議の実施。
- 万全な感染予防をしながら、福祉事業所を休まず開所し相談及び指導を行っている。
- 融資制度の説明会。
- 利用人数制限に係る施設使用料の減額措置。

(23) コロナウィルスに係る支援策や税制面の意見、要望等

a) 休業・事業損失への補償金

◆ 公益社団法人　（回答数　11 件）

- 町の補助金が見込めない中、国の単独での助成金の支出を希望します。
- 中小企業では受けられる助成制度が全く受けられないため、受けられるようにしてほしい。
- コロナ禍による事業縮小が余儀なくされ、それに伴う事業収益の減少に対する支援を望みます。
- 当団体は、公益事業を２部門持っているが、１つの部門はコロナの影響をもろに受け大幅な減収で、もう一方はコロナ支援関連の事業で増収とバランスが悪い。公益会計基準では、会計毎の判断となるがなにかしらの特例が認められないのか。
  公益法人は事業目的が決められているため、簡単に新規事業を展開できない、コロナウィルス感染症拡大に係る減収への赤字補填をいただけないか。
- 会員の雇用削減・就労時間縮小の手当て。
- 支援金の増額。
- 持続化給付金や家賃補助等の助成金を拡充し、受けやすくしてほしい。
- 助成金を出して欲しい。
- 感染対策に対する助成金がほしかった。
- コロナの状況が好転していないので、継続した支援給付金等の給付を希望する。
- 自組織の事業が全く出来ない。その為に事業収益は０（ゼロ）である。

◆ 公益財団法人　（回答数　18 件）

- 東京都の休業補償金が公益財団法人を対象外としているのは納得できない。

- 令和 2 年度は､持続化給付金の給付を受けられたため、経営が保たれた。今年度もこのような給付制度を行ってほしい。
- ①持続化給付金のような損失を補填する給付金の支給。
  ②補助金の補助率の引き上げ（事業量減に伴い、収益が悪化しているため）
- コロナで大打撃を受けた財政状態を回復させるために、令和 3 年度も持続化給付金の支給を希望する。
- 支援対象に公益財団法人が含まれないことがある（会社法が基準の場合など）
- コロナウィルスの感染拡大を受け、公益事業の収益も悪化してきており、それに対する支援を希望する。
- 国や県の補助金は飲食店のみなので、影響を受けている他の事業体への支援を拡充してほしい。特に公益法人は公益に資する働きを担う存在なので、未曽有のパンデミックの影響下であるからこそ積極的にサポートしてほしい。
- 財政支援を望む。純資産 300 万問題の現実に即した運用（猶予）、内部留保を認める
- イベント開催時の入場制限に対する補償
- 事業制限がかかった場合の財政的支援をいただきたい
- 持続化給付金、雇用安定助成金等の補助金支援の拡大
- コロナ対策の設備投資に対する補助金
- 支援金の拡充
- 助成金等の継続、条件の緩和
- 当法人は貸室事業を行っているが、感染拡大により臨時の閉館を余儀なくされ減収となった。何らかの支援策を要望したい。
- コロナ対策に幅広く使える補助金等の支援を希望する。
- ①緊急事態宣言等の影響での施設利用キャンセル等による大幅な収益損失に対する補償金等の支援対策を充実してほしい。
  ②新型コロナ前の公益目的事業の残高に戻るまでは、非課税となるような特別措置を考慮してほしい。
- 補助対象の枠に入れていただけないもどかしさを感じる

b） 制度改正に関する要望

◆ 公益社団法人 （回答数 4 件）

- コロナの状況であるので、業務執行理事の報告期間を緩和させて欲しい。
- コロナウィルス感染拡大防止に向けた寄付行為を、事業の変更認定申請をしていなくても公益目的事業として認めていただきたい。
- 公益事業中止のため支出減による有休財産超過額処分の緩和。
- 消費税の廃止、凍結。最低限マスクや診療材料は消費税非課税にしてほしい。

◆ 公益財団法人 （回答数 7 件）

- 定款があり、簡単に支援出来ない

- コロナによる演奏会等中止に伴うチケット代金寄附を税額控除とする事業の継続を要望します。
- 助成事業にしても、自主事業にしても、予定していた事業が行えず、収支相償が増える要因となっておりどうしたものか。
- コロナ関連で緊急に助成支援をしようとしましたが、公益事業の追加申請をしないといけないという指導があり、時間も無い中で法人会計からの寄附の形で乗り切りました。東日本対震災時は特例の方法があったと聞いていますが、同様の仕組みがサッと設置されたら良かったのにと思います。
  別件ですが、コロナ禍でリモートでの理事会や評議員会の開催を行います。しかし、議事録のリアル署名を集めるのが非常に大変です。次善の策として決議の省略なども使いますが、決議の省略は全会一致案件でないと決議できません。通常のリモート理事会やリモート評議員会の議事録の署名を、メール等でも集められるようにして欲しいと思います。（電子サインは法務省の規制が厳しいので導入維持に非常にコストがかかり、採用できません）
- 財政支援を望む。純資産 300 万問題の現実に即した運用（猶予）、内部留保を認める（再掲）
- 収支相償、遊休財産制限額の許容額の拡大（例えば、公益事業の 2 割の黒字は許容、遊休財産も公益事業規模の 3 年分まで許容など）
- 当財団は公益財団法人ですが、コロナの影響で、各種事業への支出金が減少しており、いわゆる公益認定の 3 基準を全て満たせない状況となっています。現下のコロナ禍を踏まえ、コロナ支援策として、何かしらの寄付金を拠出した場合は（例：生活困窮者を支援する NPO 団体へ寄付）、当該拠出を支出として認定頂けるよう要望致します。

c） 行政庁による支援策

◆ 公益社団法人　（回答数　9 件）

- 様々な助成制度があるなかで公益法人として活用できるものが少ないと感じた。
- 財政支援の情報、特に支援金や給付金などの情報を纏て、定期的に提供して欲しい。また、行政庁（都道府県単位）での受給状況や相談窓口を開設して貰えたら助かる。特に上部団体がない単体の公益法人については、入手情報先が乏しいため。
- 会員からの会費で協会事業を運営しており、新型コロナウィルス感染症拡大により疲弊しているバス事業者に対して可能な範囲で会費の減免措置を行っているが、上部団体の減免や東京への出張回避による旅費支出抑制、総会等の人数制限と簡素化などに支出抑制、その他の経費節減で、どうにか協会運営ができている。今後、廃止や脱退する会員が出てきた場合の協会運営について不安がある。事業運営に困る公益法人に対しては、支援の必要が出てくると思われる。
- コロナ感染者の拡大で、見込んでいた収入が減った場合、監督官庁の内閣府には、単年度でみるのではなく、複数年度で収入の変化をみてほしい。
- コロナウィルスの感染拡大に伴う事業計画の変更については、柔軟で簡便な方法で認めていただきたい。

- 飲食店が中心なので、より多く・より早く対策はお願いしたい
- 当団体は、公益事業を２部門持っているが、１つの部門はコロナの影響をもろに受け大幅な減収で、もう一方はコロナ支援関連の事業で増収とバランスが悪い。公益会計基準では、会計毎の判断となるがなにかしらの特例が認められないのか。▲公益法人は事業目的が決められているため、簡単に新規事業を展開できない、コロナウィルス感染症拡大に係る減収への赤字補填をいただけないか。（再掲）
- （内容重複）新型コロナウィルス感染拡大の影響を受け、計画どおりに事業を実施できず、事業費の支出が大幅に減り、収支相償や遊休財産の条件を満たすことが困難となっている。不可抗力であるため、特別措置を講じてほしい。
- 取引先が苦しんでいるので支援策を強化して下さい。間接的に影響が出ています。

◆ **公益財団法人** （回答数　1 件）

- コロナ関連で緊急に助成支援をしようとしましたが、公益事業の追加申請をしないといけないという指導があり、時間も無い中で法人会計からの寄附の形で乗り切りました。東日本対震災時は特例の方法があったと聞いていますが、同様の仕組みがサッと設置されたら良かったのにと思います。▲別件ですが、コロナ禍でリモートでの理事会や評議員会の開催を行います。しかし、議事録のリアル署名を集めるのが非常に大変です。次善の策として決議の省略なども使いますが、決議の省略は全会一致案件でないと決議できません。通常のリモート理事会やリモート評議員会の議事録の署名を、メール等でも集められるようにして欲しいと思います。（電子サインは法務省の規制が厳しいので導入維持に非常にコストがかかり、採用できません）（再掲）

d） IT 導入相談・経費補助

◆ **公益社団法人** （回答数　0 件）

◆ **公益財団法人** （回答数　1 件）

- 学生達への対面授業にともなうオンライン環境支援。

e） 各種情報の提供、個別相談

◆ **公益社団法人** （回答数　7 件）

- 財政支援の情報、特に支援金や給付金などの情報纏て、定期的に提供して欲しい。
  また、行政庁（都道府県単位）での受給状況や相談窓口を開設して貰えたら助かる。
  特に上部団体がない単体の公益法人については、入手情報先が乏しいため。（再掲）
- 不明点があり、必要に応じて指導願いたい。
- オンラインを活用した活動のノウハウを発信して欲しい。
- 一般法人にはコロナ禍で会議などでのオンライン化に向けての購入補助金があったのですが、公益社団は対象外だったのかと思います。あっても申請が大変そうでできなかったかもしれません。もともと 50 歳を超える理事が多い会ですが　各々の自助努力で理事会が開催

中止となることなく　すぐよりオンライン化に着手し活動を継続できるものを続け、また新規事業は増え　より多忙となりました。使命感でもともと頑張っているせいか、名古屋まで行けないから出席しないという理事はなく、それぞれが自分のパソコンや通信網整備に出費して会運営を継続しています。それに甘んじて会としては一切金銭的な援助をすることなく過ぎてしまいました。個人の持ち物持参で少人数会議や総会を事務所より行えていますが、空気清浄機などの感染予防対策品の購入なども会からの出費は全くなく、そういった物購入に関して公益社団にも使える補助金の情報提供があったのなら教えてほしかったと思いました。（もしあったのならすみません。知りませんでした）

- 無料のセミナーを開催してほしい。
- クラスターなどの感染情報が秘密にされている。
- 各種情報の提供。

◆ **公益財団法人**　（回答数　2件）

- 感染性廃棄物の中間処理をしており、ワクチンの職域接種や助成金等についての情報提供。
- 計画した事業を行うことができず、予算執行ができない場合の措置について、詳しく教示してほしい。

f） 税制に関する支援措置

◆ **公益社団法人**　（回答数　6件）

- コロナ禍の固定資産税の特例減免を継続してほしい。
- 公益法人が持続化給付金を受けた場合に寄付扱いとなり課税するのはやめてほしい。２０２０年度だけではなく、今年度も給付金や家賃補助が受けられるようにしてほしい。
- 公益社団法人の場合，収支相償の中で，インボイス制度が本格導入となった場合，相当な負担の増が考えられるので，法人の実態に合わせた負担のあり方を検討していただき，対象外としていただきたい。
- コロナ関係で一部の事業が延期や縮小になり収支相償に影響があるため、何らかの統一的施策が必要。
- 税制減税及び支払いを翌年度等に繰越すことを希望します。
- 感染対策物品等購入の補助や税制面での配慮が欲しい。

◆ **公益財団法人**　（回答数　1件）

- ①緊急事態宣言等の影響での施設利用キャンセル等による大幅な収益損失に対する補償金等の支援対策を充実してほしい。
  ②新型コロナ前の公益目的事業の残高に戻るまでは、非課税となるような特別措置を考慮してほしい。（再掲）

g） その他支援金

◆ **公益社団法人** （回答数 14 件）

- 新型コロナウィルスの感染防止対策に係る衛生用品等購入するにあたり、法人の持ち出しが多くなってきている。これらを購入するための助成金等をお願いしたい。
- 新型コロナウィルスの感染拡大防止のための衛生用品等の購入費用が増えているので、助成金等の交付をお願いしたい。
- 家賃補助等があればありがたい。
- 大幅な減収が見込まれる場合の財政的支援。
- 施設関連の優遇策など。
- コロナ感染防止グッツ支援（消毒、マスクなど）の支援があればと思う。
- 感染対策物品等購入の補助や税制面での配慮が欲しい（再掲）
- 事業中止の場合の補助金をスポーツ庁より受けているが、手続きが煩雑。内閣府で同様の補助を予定されているのでしょうか
- 公益法人の講演会やセミナーへの助成金などは検討してほしい。
- コロナ関連の資機材（消毒薬、マスク等）購入に係る支援を拡充してほしい。
- 感染対策物資の援助。
- 感染防止活動に対する補助。
- 会員が企業なので、経済を支える企業支援を充実してほしい。
- 会員が大幅に減少しています。何らかの支援を考えてほしい。

◆ **公益財団法人** （回答数 5 件）

- 接客する非常勤職員のワクチン接種について支援があればありがたい。
- 寄附金等の収益が減少しても、既存のコロナ支援策に該当しない点を改善できないか。
- ワクチン接種協力にかかる手数は相当なものなので接種費用を増額してほしい。
- 感染予防の為の費用への支援（法人負担で職員に検査を実施している為、その検査費用・感染予防用パネル・消毒薬等）
- ワクチン職域接種を小規模団体へも拡大していただきたい。

h） その他

◆ **公益社団法人** （回答数 9 件）

- 二年目の予防接種（無料）では、シルバー人材センター職員も優先接種としてほしい。
- 感染すれば重症化しやすい高齢者のみを相手にする事業であり、シルバーに特化した支援策や税制優遇措置の導入
- 官公庁コロナ対策により発生した多額の剰余金の長期的計画的費消への理解
- 社会インフラ維持に必要不可欠な労働者を有しており、リモートワークができない業種であるため、従来どおり出勤の必要がある。仮に感染者が出た場合の職場の消毒に係る費用や、理事会をリモートで開催可能にする機器の整備に係る費用の助成があればありがたい。
- 事業計画が遂行出来ない場合の対応について。

- 集まることが少なくなった関係で、情報機器の使用が増え、情報機器操作のスキルの高い職員が、コロナ前と比較して重要になったが、人材が見つからない。
- 何事もバランスが重要なのにコロナに関しては偏った報道ばかりなので、「不特定多数の利益」を提供すべき公益法人だからこそ、社会のあるべき姿を提言したり、一歩一歩進む姿を発信するなどが必要では？支援や税制優遇を一方的に求めても、それも元は国民の税金なのですから、いい加減に、支援を求める発想から脱却しませんか？
- 手続きの簡素化が図れないか。
- 前述のとおりです。（特に何も行っていない）

◆ **公益財団法人** （回答数　4 件）

- 役員の高齢とネット環境なしの状態のため、理事会の実開催の目途がたたない。特に代表理事の職務執行報告義務が果たせない。
- コロナ感染症も一時的現象（1 年～2 年とか）、ただ、今後もこうした感染当流行の危機事態はありうる。今回のケースを参考にこうした事態が生じたときの公益法人の在り方は、検討しておく必要はある。当振興会は Web 会合により旅費・会議費等管理費が減少したプラスはあるものの、対面会合の方がどちらかというと、親近感や本音が出やすい。
- 資金運用面での懸念が想定される。
- 質問 26 の通り。（収支相償と遊休財産保有制限の基準緩和）

i） なし、特になし。

◆ **公益社団法人** （回答数　54 件）

◆ **公益財団法人** （回答数　47 件）

(24) 公益法人協会への要望

a） 情報提供全般に関するもの

◆ **公益社団法人** （回答数　14 件）

- シルバー人材センターだけの特例措置は難しいと思われますが、インボイス制度への対応についてご指導やご支援をお願いします。
- 公益法人形態を取り巻く状況の変化や今後の形態のあり方などについての情報を届けて欲しい。
- 引続き「Q&A」等の充実をお願いし、誰もが携われる法人運営に貢献されることを希望します。
- インボイス制度の配分金に係る税制特例措置をお願い致します。
- 今後も新しい情報を解り易く各拠点に届けて欲しい。
- 寄附に関する各種情報提供、学習の場や相談窓口。
- 迅速、かつ正確な情報提供。

- 適時、適切な情報発信をお願いします。
- ウェブ提供される情報を参考にさせて頂いており、一層の充実を期待します。
- メール等による定期的情報を要望する。
- 公益法人 information は、タイムリーな情報でとても役に立っています。トピックスなどで、公益法人を運営する際の Q&Ａなどを載せてもらうと、もっと興味がわきます。

◆ **公益財団法人** （回答数 11 件）

- 公益法人に有益な情報を提供いただきたい。
- 情報提供を御願いいたします。
- 法人運営に関する有益な情報提供を、セミナーやメール・FAX 等にて、引き続き実施してほしい。
- 有益な情報の提供を今後もお願いします。
- 理事会決議事項を要する制度改定について、事前に案内いただくと助かります。
- 相談会や FAQ を利用させていただいて助かります。書籍の再販を希望します。
- 年々改正される公益法人の運営等に関する有益な情報の提供。
- 公益法人が受け取れる助成金関係の紹介。
- いつも情報をありがとうございます。

b） 相談に関するもの

◆ **公益社団法人** （回答数 14 件）

- 昔の相談員は素晴らしかったが、現在の相談員は勉強不足。もっと研修されたし。
- 以前に一度電話質問をさせていただきました時、当方が知識不足な部分もあったのですが、専門家の方が非常に高圧的なご対応だったので、質問しにくくなりました。質問する側は素人ですので、ご理解の上ご対応いただけましたらありがたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。
- シルバー人材センターだけの特例措置は難しいと思われますが、インボイス制度への対応についてご指導やご支援をお願いします。（再掲）
- インボイス制度の配分金に係る税制特例措置をお願い致します。（再掲）
- 適正な運営のための相談窓口を強化してほしい。
- 無料の相談会の開催頻度をあげていただきたいです。
- 令和５年１０月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式」について、当会事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。現在提供されている方式が統一され実施となると、当会はその数年後に財政破綻や当会会員の不満等による解散が見込まれます。
- 寄附に関する各種情報提供、学習の場や相談窓口（再掲）
- 電話相談の時間を延長していただけると、尚ありがたいです。よろしくお願い致します。
- 監督庁の対応があてにできず貴協会の無料相談はありがたかったです
- 電話相談を活用しています。今後も期待しています。

- 様々な相談に（できれば無料で）対応していただきたい。内閣府には言いにくいこともあるので。
- 何回か相談したことがあり、また相談することがあれば相談に行くのでよろしくお願いします。
- 京都市で無料個別相談を受けれるようにしてほしい。

◆ **公益財団法人** （回答数　11 件）

- いつもお世話になっております。細かい相談に応じていただき助かっております。今後ともよろしくお願いいたします。
- これからもセミナー、相談会を期待しております。
- 今後も相談等についてサポートしてほしい。
- 個別相談へのご対応を引き続きよろしくお願いいたします。
- 相談事項がある際は対応していただき助かります。
- 無料での相談会、セミナーを充実させて欲しい。
- 無料個別相談業務を強化してほしい。
- 相談会や FAQ を利用させていただいて助かります。書籍の再販を希望します。（再掲）
- 小さな質問への丁寧に回答していただいて感謝しています。今後ともよろしくお願いします。
- 会員に対する研修会の会費が高いと感じている。
  情報の提供以外に何か使いやすい相談できるシステムがあれば助かります。
- いつも大変お世話になっています。今後も公益法人の教育、相談の機能を強化されることを期待します。特に時節柄幅広いオンラインの活用を期待します。

c) セミナーに関するもの

◆ **公益社団法人** （回答数　5 件）

- 引き続き公益社団法人に関する講習会の開催を希望する。（収支相償の対策）
- オンラインでの教育プログラムの設定と受講料等をもっと廉価にして欲しい。
- WEB での研修会をお願いします。
- セミナー等の受講料を安くしてほしい。
- 無料で、web 学習会の実施をお願いしたい。

◆ **公益財団法人** （回答数　16 件）

- これからもセミナー、相談会を期待しております。（再掲）
- 無料での相談会、セミナーを充実させて欲しい。（再掲）
- 講習会について、規模縮小でなく、たくさん行ってほしい。
- 公益法人制度について変更等があった際にはセミナーなど開催いただけると幸いです。
- アンケート結果を見ると、収支相償によって資産が減少傾向だというような意見が多いことから、収支相償へうまく対処する方法などの講座などを開いた方が良いと思われる。
- セミナー開催が首都圏に限られている。地方にとって蚊帳の外と感じる。

- 今後もコロナ禍におけるオンラインセミナーを充実していただいきたい。
- 法人運営についてのセミナー開催。
- 有用なセミナー等が開催されているが、費用がもっと安く出来ませんか。法人運営経費の多くを、個人・団体の寄付に委ねている立場から、セミナー経費等に予算を使うことがはばかれるため、セミナー等の利用ができないでいます。
- 対面でのセミナーの開催が難しい状況ですが、今後も対面セミナーの開催を希望する。
- 収支相償を満たしながら、資産を増やしていく方法についてセミナー等を行ってほしい。
- 会員に対する研修会の会費が高いと感じている。
  情報の提供以外に何か使いやすい相談できるシステムがあれが助かります。（再掲）
- セミナーの受講料が高いため、何回も参加出来ない。安価に設定してほしい。
  ウェブ研修を多く開催してほしい。
- 各種講習会の参加費が高い。
- いつも大変お世話になっています。今後も公益法人の教育、相談の機能を強化されることを期待します。特に時節柄幅広いオンラインの活用を期待します。（再掲）
- 貴協会のセミナーは参考になります。今後ともよろしくお願いします。

d） 月刊誌・書籍に関するもの

◆ **公益社団法人** （回答数　0 件）

◆ **公益財団法人** （回答数　1 件）

- 相談会や FAQ を利用させていただいて助かります。書籍の再販を希望します。（再掲）

e） 提言活動に関するもの

◆ **公益社団法人** （回答数　13 件）

- 財務状況が厳しい公益法人への助成を、行政庁の施策となるように提言等を行ってほしいです。
- 行政庁に対し公益法人シルバー事業に対するインボイス制度の適用除外とすることを要請していただきたい。
- インボイス制度の配分金に係る税制特例措置をお願い致します。（再掲）
- 収支相償の撤廃、公益法人から一般法人への移行を簡単にできるよう政府へ強力に働きかけて欲しい。
- 今後も、貴協会に加盟している各協会の意見・要望を所管官庁へ提言し、公益法人の安定運営に繋げてください。
- 令和５年１０月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式」について、当会事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。現在提供されている方式が統一され実施となると、当会はその数年後に財政破綻や当会会員の不満等による解散が見込まれます。（再掲）
- 令和２年２月２５日に公益財団法人さわやか福祉財団及び同助成財団センターと連名で発

表した「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために」に対する声明において要望している内容（特に５．（３））の実現に向けて、強力に内閣府に働きかけられたい。

- 公益目的事業が「黒字」になった時に過去の「赤字」を補填できるルール作りを検討して欲しい。
- 監督官庁とのさらなる連動。
- インボイス導入後、大幅な負担増が発生する。公益法人に対応支援策を考慮していただけないでしょうか。
- 小さいながらも公益社団法人として、地域社会に対する貢献事業も行っておりますが、資金規模が小さいこともあり、活動事業に限界があります。その意味では公益割合の確保に苦慮しているのも実情です。例えば、当会の場合、会員の会費収入と全法連からの福利厚生事業から派生する事務手数料収入があります。公益基準を判定する場合、両者の合計で見るのではなく、全法連の手数料収入に対する公益割合 50%以上は妥当ですが、会費収入を加えての公益判定には妥当性がないと思います。（会費収入は、本来、会員のための事業を行うべきもの）。積算割合の見直しをお願いします。
- 当協会は公益社団法人とはいえ、経常収益の６割が行政からの補助金で賄われていることから、行政の意思が強く働いている。現在は公益事業のみで許容されているが、将来的に公益事業比率を超える自己収益確保への転換もあり得る。その際に、一般法人への移行がひとつの方法となるが、それにはあまりにもハードルが高く不可能に近い。国への要望になるが、制度の柔軟性や自由度を確保するよう声を上げてもらいたい。
- インボイス制度の見直し。

◆ **公益財団法人**　（回答数　17 件）

- 小規模法人に対するあらゆる面での配慮を内閣府等に伝えてほしい。
- 小規模法人のおかれている状況などについて、内閣府へ伝えてほしい。
- 私どものような小規模法人には、公益法人のメリットが少ない。報告書類が多い上に寄附金の税額控除証明書の申請は 5 年ごとにしなければならないなど、すべての申請方式をやめて、公益を認定した時点で得点を認めるべきである。
- 無理でしょうが、コロナのように事業計画が遂行出来ない環境時の黒字化の救済が望まれます。当基金では、奨学生向けに、コロナによる支援強化用奨学金を出しましたが、それでも赤字化できませんでした。公益法人協会様へでは有りませんが、要望です。
- 現在のゼロ金利の状態の改善への要望活動。
- 法人の実態に応じた検査・指導体制の推進。
- 収支相償をはじめ、公益に資する働きの足枷になる規制を改善する訴えをよろしくお願いします。
- アンケート結果に基づいて、行政庁への諸事項改善の陳情。
- インボス制度の特例措置（支払配分金に係る仕入控除 100%）について、国に対し強く要望して欲しい。
- 収支相償ほか、現法律の不具合を根気よく修正する活動を期待したい。
- 各種手続きのシステムが使いづらい　社会情勢の変化に対応したスピーディーかつ簡素化

を図って欲しい。
- 収支相償の撤廃に向けた運動をお願いしたいです。応援しています。
- 貴協会のロビー活動に期待します。
- 収支相償の撤廃に向けた運動をお願いしたい。
- 貴協会の提言活動に期待します。
- 会計 3 原則、特に遊休財産保有制限の緩和についての政府への働きかけ。
- 当局に我々の声を届けてください。

f） 会員制度に関するもの

◆ **公益社団法人** （回答数 0 件）

◆ **公益財団法人** （回答数 1 件）
- 中小法人が入会するには会費が高い。公益法人向けの会計ソフトを安価に提供していただけるとありがたい。

g） 調査研究(本アンケート含む)に関するもの

◆ **公益社団法人** （回答数 5 件）
- 設問とその選択肢の意図が少し不明な部分がありました。選択肢をもう少し増やして欲しい。
- 日ごろは大変お世話になっております。アンケート集計、お疲れ様です。アンケート記入内容をその回答者のメールアドレスにフィードバックできたらいいなと思いますが、このフォームでその設定にはなっていましたでしょうか。▲当方だけかもしれませんが、昨年の記入内容がわかると、記入も提出もしやすくなるのでは、と思います。お忙しいところお手数おかけします、よろしくお願いいたします。
- このアンケートは、入力後（送信前）に一旦保存できる機能を付加して頂ければありがたい。
- 海外の事例研究について勉強させていただきます。
- このアンケートはどこまで活かされるのか。

◆ **公益財団法人** （回答数 8 件）
- アンケート結果に基づいて、行政庁への諸事項改善の陳情（再掲）
- アンケート答えるつもりはなかった。こちらが聞きたいことについても気軽に答えてくれると良い。
- アンケートの記入控えを分かりやすく簡便に残せるようにしてもらえるとありがたい。
- 欧米制度の調査報告書は参考になります。欧米諸国の制度は民主的で、我が国の制度と比較して対照的です。続編を期待しています。
- 昨年のアンケート報告書を読ませていただきました。大変参考になります。
- このアンケートが PDF なので編集しづらい。他形式希望 。（URL からフォームへも入れなかった）

- 諸外国の制度についてもっと発信してほしい。
- 昨年の調査報告書は参考になりました。今回も期待しております。

h) 公法協への激励・苦言に関するもの

◆ 公益社団法人 （回答数　9 件）

- 電話で専門家に質問できるので、大変助かっています。メールだと、こみいった質問はやはり面倒なため。
- 大変お世話になっております。今後とも情報提供、セミナーの実施等、よろしくお願いします。
- 特になし、いつも適切なアドバイスを頂いています。
- いつもお世話になっております。今後ともよろしくお願い申し上げます。
- 今まで通りで良いと思います。
- 民間の柔軟な発想で社会を変えてゆく力の手助けをいただきたく、お願い致します。
- いつもお世話になっております。
- いつもご苦労様です。
- いつもお世話になっております。

◆ 公益財団法人 （回答数　33 件）

- いつもお世話になっております。特段な要望はありませんが、引き続きよろしくお願いいたします。
- 引き続き積極的な政策提言と公益法人・NPO 法人の体制強化への取り組みを期待したい。
- いつもお世話になっております。
- まだまだ分からないことが多々あり、今後もご指導等よろしくお願いいたします。
- 今後ともよろしくお願いいたします。
- いつもお世話になっております。
- 共同サイト利用でお世話になっております。
- よろしく、ご指導ください。
- アンケートの結果報告を楽しみにしております。
- いつも大変お世話になっております。今後共ご指導の程よろしくお願い申し上げます。
- いつも的確な情報提供をいただき、感謝しております。今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。
- 今後も今回のような法人全体の意見を集約するような活動に期待しています。
- 心強い存在だと思います。引き続き宜しくお願いいたします。
- 非会員についてもフォローしていただき感謝申し上げます。
- 公益法人の制度改革、情報交流、共有のため今後ともよろしくお願いいたします。
- 今後ともよろしくお願いいたします。
- 小さな質問への丁寧に回答していただいて感謝しています。今後ともよろしくお願いします。（再掲）

- ご支援に感謝申し上げます。
- 公益法人の運営の指導に一段のご助力を願いたい。
- 法人職員になったばかりの者です。今後ともご指導方よろしくお願いします。
- 引続きご支援をよろしくお願いします。
- 今後ともよろしくお願いいたします。
- いつも大変お世話になっています。今後も公益法人の教育、相談の機能を強化されることを期待します。特に時節柄幅広いオンラインの活用を期待します。（再掲）
- その他：遅くなりましたが、よろしくお願いいたします。
- いつもお世話になっております。
- 今後も公益法人の制度がより良いものとなるようお願い致します。
- いつも大変お世話になっております。
- 引き続き公益の発展に必要な制度を調査し、ロビー活動をお願いしたい。
- 現在の公益法人制度は過度な規制要件で公益法人は身動きが取れない状況にある。欧米制度のような自由度の高いものでなくてもよいので、少なくとも公益法人が身動きの取れるような内容に改めていただきたい。
- 収支相償の撤廃に向けた運動をお願いしたいです。応援してます。（再掲）
- 今後も制度改善に向け宜しくお願い致します。
- 応援してます。
- よりよい制度の実現に向けて頑張って下さい。

i） その他

◆ 公益社団法人 （回答数 8 件）

- 研修会や勉強会を開催してほしい。
- 多忙により貴協会の活動に接することができない。
- 回答内容の確認ページや一時保存ができるようにして欲しい。
- 公益法人運営に詳しい司法書士（顧問契約希望）の紹介。
- 現時点では収支相償が不安定です。
- 共有情報のガバナンス徹底。
- インボイス導入後、大幅な負担増が発生する。公益法人に対応支援策を考慮していただけないでしょうか。（再掲）
- 小規模な公益法人は財政難で事務局の待遇が良くないので、若くて優秀な人材確保ができない実態である。

◆ 公益財団法人 （回答数 6 件）

- 中小法人が入会するには会費が高い。公益法人向けの会計ソフトを安価に提供して頂けるありがたい。（再掲）
- 後継者不足による自主的な解散方法について知りたい。
- 事業報告等には表れない、運営上の工夫等を知りたいので、横のつながりが得られるとあり

がたい。親睦会（知の交流サロンのような）などを企画してほしい（今は無理ですね）。
- 行政とその外郭団体（公益法人）の関係性の整理（下請、指示命令系統の範囲等）。
- 公益法人の交流、情報交換の機会が増えれば有難いです。
- 欧米では制度で内部留保が推奨されているようですが、日本ではなぜ認められないのでしょうか。公益の発展を阻害する制度の改善を望みます。

j） なし、特になし

◆ **公益社団法人**　（回答数　69 件）

◆ **公益財団法人**　（回答数　40 件）

2. 記述回答［一般法人編］

(1) 「回答法人の主な収益」のその他回答

◆ 一般社団法人 （回答数 19 件）

- 全法連等助成金
- 電気通信事業者協会の負担金
- 学術大会の参加費収入
- 事業運営収益
- 協会事業参加会員からの負担金
- 行政機関からの委託費
- 研修受講料
- セミナーなどの教育事業からの収入
- 残余財産からの取り崩し
- 家賃収入
- 機関誌広告料
- 共済制度の掛金収入と投資有価証券の運用収入
- 上部団体からの補助金
- 試験実施時の受験料収入
- 公益財団法人日本サッカー協会からの補助金
- 不動産収入
- コロナ対策での助成金
- 手数料
- 受付手数料

◆ 一般財団法人 （回答数 12 件）

- 共済掛金
- 株式の配当益
- 会館貸館収入
- 補助事業の執行事務
- 資産売却益
- 軍用地料収入
- 広告収入
- 施設の利用料収入
- 過去の基金の取り崩し
- 構成団体からの負担金
- 収益なし。（流動性預金からの支出）

(2) 「一般法人を選択して良かった点」のその他回答

◆ 一般社団法人 （回答数 13 件）

- 新規事業が機動的に実施可能
- 移行後に就任したので、過去との比較が出来ない
- 公共性が高いイメージ
- 信頼性の向上
- わかりません
- 特例民法法人として一般社団法人に移行しか選択肢はないが、工業会の今後をどうするか見直しの機会が得られた。
- 団体として信用度向上
- 特定退職金共済団体は一般法人移行後も源泉所得税非課税
- 法人格が比較的簡単に取得運営できる。
- 一社への移行前の積立金があるので、行政への報告が続いている
- 業界の連携による会員の経営安定化が図れた
- 任意団体の頃の状況が分からず比較が出来ない
- 移行してから従事しているので、差異が分からない。

◆ 一般財団法人 （回答数 6 件）

- 信頼性
- 収益事業が取り扱えるようになった
- 特に変わらない
- よくわかりません。
- 公益法人では参加できなった入札等にエントリーできる
- いまだ行政監督下にあるのでお答えできません。

(3) 「一般法人を選択して苦労している点」のその他回答と具体的事項

a) 社会的信用

◆ 一般社団法人 （回答数 2 件）

- 新たに立ち上げられた一般社団法人と同列にみられることがある。特に業界でブローカー紛いの活動をなされていると思われる法人と。
- 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる。寄附者への寄附金控除の優遇措置がない。

◆ 一般財団法人 （回答数 0 件）

b) 公益目的支出計画の作成・提出

◆ 一般社団法人 （回答数 18 件）

- 公益目的支出計画報告書の様式が時々変わり手数がかかる。
- 公益目的支出計画報告書の届出システムの使い勝手が悪い。システムが不親切。コールセン

ターもなく、改善をぜひ望む。
- 報告内容が詳細なこと。
- 電子申請がややこしい。
- 報告が年１回のため、システムの操作に習熟するのが難しい。
- 公益目的支出計画実施報告書の作成が面倒。
- 次年度予算案作成時に当年度、公益目的支出の額が確定しないため、支出計画が立てにくい。
- 通常の決算とは異なる「公益目的の決算」を作成するのが非常に手間です。
- 公益目的支出計画書の作成が煩わしい。
- 社員総会等での会員から公益目的支出実施に関する質問対応。「単年度収支が赤字なのにどうして公益目的支出計画を実施せねばならないのか？」との質問が毎回多くあり、会員からの理解が中々得られず説明に窮している。
- 公益法人 information からの手続きが複雑化している。
- 報告書類を作成する職員への引継ぎ。
- 毎年の公益目的支出計画報告が大変。
- 申請事項変更の場合の届出説明がわかりにくい。取説がわかりにくい。電子申請は分かるが、素人でもわかりやすいような取説があればと思う。支出計画完了までの報告が面倒である。
- 各種報告、届出が繁忙期と重なってしまう。
- 毎年計画に沿って報告することが大変労力と時間がかかる。
- 回答例のとおり（公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く）
- 書類作成が煩雑。

◆ 一般財団法人 （回答数 9 件）
- 報告が面倒。寄付が受けにくい。
- 財団法人に課せられた義務だと思っているので、粛々と報告をしております。
- 公益目的支出計画実施報告書の作成が煩雑である。
- 毎年度、公益目的支出計画の県への報告義務がありオンラインだが入力処理がわかりにくくめんどうだ。
- 公益目的支出計画の報告は、ほぼ意味のないような書類を提出している感は否めない。
- 公益目的支出計画を完了するまで、報告を行わなくてはいけない。
- 何とか継続運営しているが、財政規模の零細財団と規模の大きな財団と公的書類のチェックが同じである。小規模の団体は簡易的チェックを考えるべきである。
- 書類の作成。
- 計画書等を作成する担当者が一人しかいない。

c) 公益目的支出計画の実施事業・期間の変更

◆ 一般社団法人 （回答数　9 件）

- 変更認可と変更届け出手続きが複雑であり受付から承認までの時間がとても長いです。
- 公益目的支出計画が予定どおり進まなく、申請事項の変更が必要であるが手続きが不明である。
- 長期間（20 年弱）の計画なので、公益目的支出計画の収支の金額ががだんだん変遷してきており、当初の計画どおりにいかない。そのための、変更の認可のための手続きが煩雑である。
- 変更認可や届出の範囲が判りにくい
- 毎年の報告はまだしも、公益目的支出計画変更等今後予想される手続きが煩雑
- 経済状況などで実施予定事業の変更や修正をする場合、手続き関係が面倒
- 申請事項変更の場合の届出説明がわかりにくい。取説がわかりにくい。電子申請は分かるが、素人でもわかりやすいような取説があればと思う。支出計画完了までの報告が面倒である。（再掲）
- 公益目的支出計画の延長の申請手続きが面倒。　計画期間中に公益目的支出による赤字に対する「その他の事業」における収益に対する法人税等の税負が大きい。
- 公益目的支出計画の当初登録公益目的財産額及び支出計画の修正が出来ない。

◆ 一般財団法人 （回答数　2 件）

- 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない／公益目的支出計画の変更について目的が適正であれば団体の判断で自由に変更できるよう届出のみとしてほしい。
- 公益目的支出計画策定時とは様々な状況が変わっているが、計画の変更には手間がかかる。

d) 公益目的支出計画の期間

◆ 一般社団法人 （回答数　8 件）

- 公益目的支出計画が長期過ぎる。
- 公益目的支出計画実施期間が長い。
- かなり長期に渡る公益目的支出計画実施報告（約 70 年）
- 公益目的支出計画の所有株が実質出資額と評価額の乖離による 3500 万円について、平成 25 年４月の移行後、収益事業が減少し現在はほぼ０となり、補填も出来なく計画が完了できない。
- 今後 100 年間、提出の義務があるため、先行きが長い。
- 報告が長期にわたる
- 公益目的支出計画完了まで長い年月を要する
- 年数が長期間である

◆ 一般財団法人 （回答数　5 件）

- 長期（約 100 年）に渡る公益目的支出計画
- 早期に公益目的支出を達成したいが、支出事業規模から時間を要す。

- 公益目的支出計画の完了予定が相当長期となっていること。
- 公益目的支出計画の完了予定が令和５６年と長期にわたること。
- 公益目的支出計画の報告期間が長い。

e） 公益目的支出計画の運用ほか

◆ 一般社団法人 （回答数　10 件）

- 公益目的支出計画どおりにいかず完了が長引きそうであること
- 公益目的支出計画による予算償却
- 事業公益目的実施事業の人件費は法人全体の経常経費からの配賦率により算出されるので事業規模縮小などにより実施事業支出も減となり、計画とおりに完了しないことが憂慮される。
- 公益目的支出事業が認定された事業に限定されるため、新規事業の拡がりが根付きにくい。
- 新型コロナウィルス感染症の影響で事業が計画に則し実施できていない
- メンバーの入れ替わりが多く公益目的支出計画が理解できていなく、毎年基準額の消化が出来ていない。
- 会員数の減少や収益事業の減少による赤字運営の中で公益目的支出計画の継続的実施
- 継続事業の赤字事業の縮小がしにくい。
- 公益目的支出計画は完了しましたが、終わるまで大変でした。
- 公益目的支出計画に沿った運営に苦慮している

◆ 一般財団法人 （回答数　13 件）

- 予定した公益目的支出額にならない年度がある
- 公益目的支出計画の実施が順調ではない。
- 本会の公益目的財産額の過半は沖縄県からの出捐金で構成されており、この部分について支出することを強いられることを疑問に感じる。また、事業内容に何ら変更がなく、公益的事業を実施しているにも拘わらず、（法人の意志によるものとは限らない）法人格の選択を理由とする利子課税と併せて見直しが図られることを希望する。
- 公益目的支出計画が終了したが、そのために支出した金額が予算規模に対して大きかったので、その団体の実情に応じた対応が欲しかった。小さい団体の事業内容を考慮した優遇措置など考えて欲しかった。
- 公益目的支出を続けてゆくとやがて法人が債務超過になり破産する
- 一般財団への移行に伴う公益目的支出計画による当初出捐金の費消をするにあたり、昨年来のコロナ感染拡大による事業中止等により大幅な見直しをしなければならない
- 新型コロナウィルスの影響により公益目的支出計画が予定どおり実施できない可能性がある。
- コロナ禍の中、公益目的支出計画の遂行が困難となっている。
- コロナウィルスで、事業計画通りの進行が厳しい状況もある
- 令和 2 年度で公益目的支出計画が計画通り終了した。このため、行政への報告事項が終了

し煩雑な県への資料作成がなくなった。
- 年度によって事業支出の波があり、目的達成が困難な年度がある。
- 財政運営上公益目的支出が当初の予定通り進まない
- コロナ禍における事業継続と支出が難しい／コロナ禍で講演会等、無料で行っていた事業について実施することができないが、公益事業に対し支出はしていかなければならず、事業継続と支出のバランスが取りづらい。

f） 理事会、評議員会等の機関運営

◆ 一般社団法人 （回答数　13 件）

- 役員の任期が短いので、登記変更、名義変更が煩雑。
- コロナ禍における総会運営等
- コロナ禍中における具体的な機関運営の方法や収益の確保方策など
- 法人自治のための組織体制の整備、役職員の必要な知識習得に苦労する場面があります。
- 経済の低迷による役員の人材不足が進み、理事などの定数の維持が難しくなってきている。
- 開業医事業所医師の高齢化と閉院。これらに伴う役員等の不足。
- 社員総会等での会員から公益目的支出実施に関する質問対応。「単年度収支が赤字なのにどうして公益目的支出計画を実施せねばならないのか？」との質問が毎回多くあり、会員からの理解が中々得られず説明に窮している。（再掲）
- 総会の書面決議の場合、全員の同意を得る事が難しい。
- 社員総会（特にコロナ禍中での未集合開催）の表決手続きに手間がかかる
- コロナウィルス感染対策に伴う総会や会議の持ち方に苦慮
- 総会、理事会及び役員変更等が有った場合の手順、会議の議事録作成方法、法務局への手続書類の作成方法等が良く分からない。（マニュアル等が有れば有難い。もう、有るかも分かりませんが、この業務に精通していない為に気が付いていないかも。）
- 理事会、社員総会の開催が面倒。
- 理事会の運営。

◆ 一般財団法人 （回答数　8 件）

- 総会・評議員会・理事会の運営において、事務局人員が限られる中で、中身より形を整えることに精力を使い果たしてしまっているのが現状
- コロナ禍で理事会、総会の会場での開催が困難となった
- コロナ禍における理事会・評議員会の開催運営(Onlane 開催と書面決議等)
- 理事会、評議員会の開催が役所関係が多いので多少面倒である
- 役員の中で一般法人に移行したという意味が理解しにくい方がおり、説明に苦慮する
- 事業再編で認可を受ける場合、評議員会・理事会・変更認可手続きと長期スケジュールとなること。
- 役員の選任について
- 役員の事業に対する積極性がない。

g） 組織運営

◆ 一般社団法人 （回答数 14 件）

- 毎年度の経営が難しい。国や地方自体からの業務は全て競争であり、毎年事業獲得の可否による経営への影響が大きい。
- 収益事業に頼っている現状では、安定した運営は難しく、補助金、助成金により支援が欲しい
- コロナ禍中における具体的な機関運営の方法や収益の確保方策など（再掲）
- 法人自治のための組織体制の整備、役職員の必要な知識習得に苦労する場面があります。（再掲）
- 小規模法人であり事務局長の負荷となっている。
- 報告書類を作成する職員への引継ぎ（再掲）
- 大勢の人達に対する告知。
  運営上の資金不足。
- メンバーの入れ替わりが多く公益目的支出計画が理解できていなく、毎年基準額の消化が出来ていない。（再掲）
- 会員数の減少に伴う収入減、特別教育の実施なのに収益事業として課税される点
- 収入の確保 ／安定した受託業務が少ない
- どのように運営していくか悩むところがあるが、類似の他団体から情報を得るよう努力している。
- 勤務して２年だが、人・物・金が不十分で業務執行が難しい。
- 任意団体の頃の状況が分からず比較が出来ない／未だに任意団体の意識のままでいる会員への対応
- コロナ禍による集客事業が実施できず、収入の確保が難しく、継続補助金がないため赤字を補填できない。

◆ 一般財団法人 （回答数 4 件）

- 公益目的支出のための実施事業の継続がその他事業の収入の減少や会館の維持費の増加、法人税の支払額が大きい等により困難になりつつあり、実施事業の規模を縮小しなくてはならなくなった。
- 計画書等を作成する担当者が一人しかいない。（再掲）
- 慣れない作業で、制度の理解とパソコン入力作業が難しい。
- 持続可能な経営。

h） 寄附関係（寄附税制含む）

◆ 一般社団法人 （回答数 9 件）

- 一般社団法人でも一定の要件を満たせば、寄付金控除の優遇して欲しい。
- 寄付金の税制措置（みなし寄付制度）が創設されれば法人運営へのメリットが大きい。
- 寄付金事業を行いたいが、企業廻りをする度に寄付金控除が無いため断られるケースが多

い。
- 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる。寄附者への寄附金控除の優遇措置がない。（再掲）
- 寄付控除が使えないため、募集をかけにくい
- 寄付を申し出てくださる方に、優遇措置をご案内できない点、申し訳なく思っている。
- 企業から賛助会員の入会が厳しく、損金扱いの寄付なら可能といわれる。
- 寄付金募集の際に寄付者のメリットがない
- 寄付者のインセンティブの向上につながらないことへの懸念

◆ 一般財団法人 （回答数 2 件）
- 報告が面倒。寄付が受けにくい。（再掲）
- 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない。公益目的支出計画の変更について目的が適正であれば団体の判断で自由に変更できるよう届出のみとしてほしい。（再掲）

i） 税制関係

◆ 一般社団法人 （回答数 17 件）
- 同種の事業でも、公益法人は非課税、一般法人は課税との対応に不満がある。
- 決算としては赤字なのに、法人税がかなりかかる。
- 法人と株式会社の税法上の違いがよくわからない
- 理解はしていますが、公益目的支出事業が支出のみのため、収支が均衡しても、収益事業の収益分に課税されるのは切ないです。
- 法人税の負担が大きい。同じ銀行協会なのに課税される協会と課税されない協会があり不公平である。
- 会員数の減少に伴う収入減、特別教育の実施なのに収益事業として課税される点（再掲）
- 公益目的支出計画の延長の申請手続きが面倒。計画期間中に公益目的支出による赤字に対する「その他の事業」における収益に対する法人税等の税負が大きい。（再掲）
- 収益事業に対する法人税・消費税課税が、一般企業と何ら変わらないため、租税負担が大きい。
- 公益目的支出計画が完了した。今後の法人税がどのようになるか心配。
- 税金の負担が少なからずある。
- 一般法人であっても公益性を重視した事業を行っている。税金等については公益法人と同等の扱いをお願いしたい。
- 障がい者支援の芸術活動をしているが、法人税や消費税がかからないように事業を押さえています。
- 消費税の支払い。

◆ 一般財団法人 （回答数 14 件）
- 移行前と同じ事業形態であるのに固定資産税など税金の負担が大きく増えた。
- 公益目的支出のための実施事業の継続がその他事業の収入の減少や会館の維持費の増加、

法人税の支払額が大きい等により困難になりつつあり、実施事業の規模を縮小しなくてはならなくなった。（再掲）

- 会員掛金を運用財源として、退職給付金支給財源を運用しているが、その運用益に対して課税がされる　すべて会員退職財源として使用するため運営期の非課税を求めたい
- 本会の公益目的財産額の過半は沖縄県からの出捐金で構成されており、この部分について支出することを強いられることを疑問に感じる。また、事業内容に何ら変更がなく、公益的事業を実施しているにも拘わらず、（法人の意志によるものとは限らない）法人格の選択を理由とする利子課税と併せて見直しが図られることを希望する。（再掲）
- 金融資産の運用益に対する源泉徴収額が大きく、事業を発展させにくい
- 法人税等の算定にあたり、課税所得に公益目的支出計画による支出額を合算して計算する。
- 公益目的支出額と税金の兼ね合い。
- 公益目的支出計画が終了したが、そのために支出した金額が予算規模に対して大きかったので、その団体の実情に応じた対応が欲しかった。小さい団体の事業内容を考慮した優遇措置など考えて欲しかった。（再掲）
- 税金の負担が大きい
- 法人全体の事業の内、収益事業の割合が高いため税金の負担が多い。
- 収入源が会費収入であり、他の収入である利息収入も源泉徴収課税され、資金の確保が難しい。
- 納税額の増加による利益の圧縮
- 収入が少ない中で15%を源泉徴収されるのは影響が大きい。
- 固定資産税の免除がなくなったこと。

j） 会計関係

◆ 一般社団法人　（回答数　1件）

- 事業公益目的実施事業の人件費は法人全体の経常経費からの配賦率により算出されるので事業規模縮小などにより実施事業支出も減となり、計画とおりに完了しないことが憂慮される。（再掲）

◆ 一般財団法人　（回答数　2件）

- 減価償却費を考慮すると収益事業も赤字決算であるが、減価償却費は除外されている。
- 公益認定事業が複数あり、事業ごとに勘定区分を設けて経理する必要があること。

k） 相談先がない

◆ 一般社団法人　（回答数　5件）

- 気軽に財務、組織運営についての相談先がいない。県単位の医師会では力量不足
- 直接の行政による指導機関がないので、運営上の相談先が乏しい。
- 特定退職金共済事業を行っている一般社団法人ですが、移行前は厚生労働省が主務官庁でした。制度に関し相談する先がない。

- 当法人を所管する県・市の担当課に一般社団法人運営の相談窓口がほしい。
- 団体運営や会計処理についての問い合わせ先がなく具体的な相談がしにくい。

◆ 一般財団法人 （回答数　2 件）

- 収益悪化に伴う相談等の相手方が近隣に存在しない。
- コロナや人手不足などに起因する社会的問題なので相談する機関はなく、自力で解決せざるを得ない。

l） 行政、民間から受託や支援を受けにくい

◆ 一般社団法人 （回答数　0 件）

◆ 一般財団法人 （回答数　1 件）

- 金融機関の助成的融資や行政からの各種助成が対象外の場合がある。

m） その他

◆ 一般社団法人 （回答数　22 件）

- 収益事業に頼っている現状では、安定した運営は難しく、補助金、助成金により支援が欲しい（再掲）
- 専門的知識が必要
- 時間がかかりすぎる。
- 税理士事務所に相談するが、詳細まで指導していただけない
- 国の補助金が活用しにくい
- 消費税率引き上げによる業務負担は増えるのに、レジ導入やソフト導入助成金は社団法人では受けられないのは理不尽。　フリーソフトなどを駆使するが限界があり業務負担が増えている。
- 会員の減少／事業解散、他システムへの移行による会員減
- 上部団体への加盟条件が公益法人に限定された／具体的に必要な手続き・措置・時間
- コロナ禍の対応
- 大勢の人達に対する告知／運営上の資金不足（再掲）
- 新型コロナウィルス感染症の影響で事業が計画に則し実施できていない（再掲）
- 質問３に記載／納税もしているにも関わらず、「中小企業」として認定されないことから、借り入れに際してのコロナ優遇制度の利用が出来ない場合があった
- 法務局等への手続きが厳しくなった
- 収入の確保 ／安定した受託業務が少ない（再掲）
- 回答例のとおり（公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く）（再掲）
- 任意団体の頃の状況が分からず比較が出来ない／未だに任意団体の意識のままでいる会員への対応（再掲）

- 監督行政庁の担当部局も指導する知識・経験を持ち合わせていない。
- コロナ禍による集客事業が実施できず、収入の確保が難しく、継続補助金がないため赤字を補填できない。（再掲）
- 総会、理事会及び役員変更等が有った場合の手順、会議の議事録作成方法、法務局への手続書類の作成方法等が良く分からない。（マニュアル等が有れば有難い。もう、有るかも分かりませんが、この業務に精通していない為に気が付いていないかも。）（再掲）
- 社員総会等での会員から公益目的支出実施に関する質問対応／「単年度収支が赤字なのにどうして公益目的支出計画を実施せねばならないのか？」との質問が毎回多くあり、会員からの理解が中々得られず説明に窮している。
- NPO 法人の時は所轄庁にお伺いを立てて活動を行ってきたが、一般法人になって市民目線で活動できるようになった。
- 公益法人の収支相償の制限は何とかならないか。

◆ 一般財団法人 （回答数 12 件）

- 法改正による定款の変更等の情報不足
- 純資産を２期連続下回った場合の解散規定／コロナ禍による特例措置を望む
- 公益法人の認可について、何をもって公益性と判断するのか、地域によって取り扱いが異なることに苦慮しました。同様の事業を行っている他県では公益法人への移行が認められるケースもあり、現在の収益事業は公益目的支出ととらえることができないことで、不公平感を感じます。
- 行政からの補助金の取得
- 市町村合併により外郭団体として必要とされなくなっている。
- 人件費として補助金の交付を受けているため、事業全般に行政が細かく指導が入る。補助金をもらわず自由に事業を展開したいが、財政力に乏しいため、行政から自立できないでいる。
- 非営利徹底法人なので、会費・資金運用益以外に収入がなく、低金利/配当の金融環境なので、資産残高の減少傾向が続き、将来の存続に不安がある。①収益事業の導入、②寄附・遺贈の継続的取込み、③他法人との合併、等が選択肢として考えられるが、公益目的実施計画の実行期間中に、方向性を決め、具体的対策の実行に歩みだしたい。
- 新型コロナウィルス感染対策での公的な助成金が全て対象外となっており、何故申請できないのか担当窓口に確認しても回答できませんとのこと。一般の会社と同等に消費税や法人税をきちんと納付しているのに、何故差別的な扱いをされるのか？納得いかない。
- コロナ禍における事業継続と支出が難しい／コロナ禍で講演会等、無料で行っていた事業について実施することができないが、公益事業に対し支出はしていかなければならず、事業継続と支出のバランスが取りづらい。（再掲）
- 公益認定を目指したいが、弱小団体にとって公益認定を取得することは自殺行為と思うので様子見している。
- いまだ行政監督下にあるのでお答えできません
- よくわかりません。

n) なし、特になし。

◆ 一般社団法人 （回答数　5 件）

- ありません、、特になし、無し。（計 5 件）

◆ 一般財団法人 （回答数　5 件）

- 特になし、特にありません、なし。（計 5 件）

(4) 「再度選択する場合の法人類型」のその他回答

◆ 一般社団法人 （回答数　15 件）

- 公益法人のメリットが大きければ公益法人。
- 一般か公益か悩む所。
- 財団法人。
- 一概には言えない。
- 地方の法人には、行政改革の意味無し。
- 学校法人。
- 法人を解散して任意団体となる
- 不明。
- わからない、よくわからない、回答不可。（計 6 件）
- 特に無し。

◆ 一般財団法人 （回答数　4 件）

- 宗教法人。
- 学校法人。
- 解散。
- 適切な法人格が見当たりません

(5) 「寄附金を募集していない理由」のその他回答

◆ 一般社団法人 （回答数　26 件）

- 寄附募金について検討中。
- 寄附金を募集しても集まらない。
- 業界団体なので寄付してもらう可能性がない。
- 会員のための業務活動であり寄付をしてくれる者がいるか不明。
- 寄付金を募る性格の団体ではない。
- 会費収入の範囲で活動をすることを前提としているため。
- 寄付者への税制優遇がないため。
- 寄付金を募集するような法人ではないため。
- 業界団体であり分担金で運営。
- 会員企業や企業役員からの寄付しか受けたことがない。

- 寄付の対象に該当しない。
- 会費収入で間に合っている。
- 寄付金を得られる可能性は極めて低いと想定されるため。
- 寄附金を広く受けることが困難な状況
- 会費収入内で経費支出に努めている。
- 企業からの協賛金を募りたいが、コロナ禍のため見送っている。
- 寄附金での法人運営は予定されてない。
- 食中毒防止が目的で寄付対象にならない。
- 募集しても期待できない。
- 募集しても集まらない。
- 募集しても集まらないことが明確である。
- 寄付が寄せられるような事業を展開していない。
- 特に募集をしようという話が出たことが無い。
- 会費収入や助成金で運営できている。
- 寄付を期待できない。
- 寄附を募集する必要性がない。

◆ **一般財団法人** （回答数　14 件）

- 過去の寄付金による運営を行っているから。
- 寄附をお願いする対象がいない。
- 寄附金を募集する必要性を感じない。
- 職員の福利厚生のため、寄附金にはなじまない。
- 会員掛金により運営しているため。
- 公益法人ではないので法人からの大口寄付は難しい。保護者から寄付を受けるとトラブルが生じたときに公正な決断がしにくい。
- 寄付金で成り立つような背景がない。
- ほぼ、行政からの指定管理事業で運営している。
- 必要性に迫られていない。
- 寄附金の必要性を感じない。（寄附金に関する規則はある）
- 集まらない。
- 寄附金を集めるのを中止している。寄付者に負担をかけられない。
- ①一般法人なので、寄附者に税制の恩典がなく、動機づけが難しい。②一般的に、寄附は福祉や災害が対象になり、海事振興などは優先順位が低いという思い込みがある。
- 必要性がないから。

(6) 税制に関する要望事項

a) 全般

◆ 一般社団法人 （回答数　11 件）

- 非営利徹底法人については、全ての税の優遇措置が必要。
- 非営利組織なので非課税にして欲しい。
- 非課税の制度が必要。
- 現時点ほぼ一般企業と変わらない税率であるため、助成金がもらえない分、税負担額を検討してほしい。
- 非営利徹底法人の場合、収益事業に対する法人税・消費税が減免される制度。また、固定資産税の減免措置。
- 公益法人であれ一般法人であれ、同種の事業目的内容ならば、運用収入は非課税にして頂きたい。
- 業界団体等については税的緩和措置をお願いしたい。
- 現状　法人税を県・市に対し納入した後に、減免申請を行い、承認された後に還付されている。改善　事務改善（事務の効率化）が必要である。税の支払い前に減免申請を行い、承認された場合には支払いのやり取りを省略することとする。（事務手続きのほか、支払い経費等の削減ができるため）
- 特定非営利法人と同様の事業の場合の免税してほしい。
- 営利組織ではないので、更なる税優遇を望む。
- 現状、収益事業（赤字）のみの課税につき、問題ない。

◆ 一般財団法人 （回答数　10 件）

- 事業内容に何ら変更がなく、公益的事業を実施しているにも拘わらず、（法人の意志によるものとは限らない）法人格の選択を理由とする利子課税について見直しが図られることを希望する。
- 非営利特化の一般法人に対する税制上の優遇にもう少し配慮して欲しい。
- 全面非課税。
- 公益法人と同等な税制でお願いしたい。
- 公益認定を取得できない弱小団体には、公益目的事業を行っている場合に限り税額控除を認めてほしい。
- 非課税法人化。
- 税率を引き下げてほしい。
- 税を免除または軽減して頂ければありがたい。
- 零細規模の一般財団法人を育成する税制を含む措置が必要
- 非営利団体なので特になし。

b） 寄附税制

◆ 一般社団法人 （回答数 6 件）

- 徹底した非営利法人の場合、寄付金を公益のような取扱いにしてほしい。
- 寄付者への税優遇。
- 寄付金控除優遇措置。
- 公益目的の場合は寄付控除を。
- 寄附税制の適用。
- 寄附金控除を優遇措置。

◆ 一般財団法人 （回答数 3 件）

- 一般法人に対する寄付に対しても、寄附者に対する税制の恩典を設けてほしい。
- 寄付金を税額控除の対象にしてほしい。
- 寄附税制が適用されれば寄附受入れも検討したい。

c） 法人税

◆ 一般社団法人 （回答数 10 件）

- 県・市に対する法人税の減免申請手続きの改善（法人税納入後に減免が認められた場合返金されている現状である。減免手続きをしているので法人税の納入・返納は無駄な手続きであるため、事務改善が必要である。）
- 法人税法上、非営利型法人として認められるためには「非営利性が徹底された法人」、「共益活動を目的とする法人」のそれぞれに適用要件を満たしている必要がある。しかし、その要件のひとつでも違反があった場合、「永久に」非営利型法人として認めてもらえない。これは厳しすぎるので、違反から一定年数の時効的なものを設け、その後、再び要件を満たしていれば非営利型法人として認めるようにすべきではないでしょうか。
- 収益事業の利益を公益事業に使用する場合非課税にしてもらいたい。
- 会費が不課税であるため法人税の軽減を望みます。
- 収益事業で得た収入を公益事業（赤字事業）で相殺できない。
- 収益事業から公益事業への繰入金についての免税。
- 公益目的出額を控除対象に。
- 公益目的事業に使用した経費の非課税化。
- 収益事業について、採算性等を把握して認定し、事業名で一律に課税対象にしないで欲しい。
- 非課税の公益事業の定義（明確な範囲）を例示してほしいと思います。

◆ 一般財団法人 （回答数 4 件）

- 実施事業を継続するためと築後 38 年を経過した会館の修繕費用を捻出するために、その他事業の収益確保に尽力している。現在、事業ごとの収支になっていて法人税がかけられているが、全事業の収支計算額に対して法人税をかけるようにしていただく（合算収入・合算支出）か、あるいは会館維持のための修繕費確保積立には税金をかけない等にしていただかな

いと、当会館は収益額と法人税額がほぼ同額となる年があり、公益目的支出実施報告が完了する前に会館運営が破綻するのではないかと不安になる。
- 収益事業課税ではなく、全体課税。
- 法人税率の引き下げ。
- 法人税減税。

d) 消費税

◆ 一般社団法人 （回答数 5件）
- 消費税の優遇措置。
- 消費税インボイス制度の適用免除。
- 消費税減税。
- 消費税の支払免除。
- 消費税の減免。

◆ 一般財団法人 （回答数 1件）
- 消費税の計算で、人件費や保険料等が経費から除かれるのは、おかしい。このよう制度になると、法人は正規職員を採用せずに業務委託を増やして、消費税の支払額を削減する策を取ることになり、結果的に政府が進めている雇用の拡大に反することに繋がる。

e) 印紙税（該当なし）

◆ 一般社団法人 （回答数 0件）

◆ 一般財団法人 （回答数 0件）

f) 固定資産税

◆ 一般社団法人 （回答数 3件）
- 市町村税の固定資産税について全額免除。
- タクシー無線設備更新時の税制優遇。
- 固定資産税が減免されているが、より以上の減免か、免除としてもらいたい。

◆ 一般財団法人 （回答数 3件）
- 固定資産税が赤字の年度でも関係なく課せられるのが厳しい。宗教法人との格差が大きいと感じる。
- 減価償却費についても税制面で考慮してほしい。
- 固定資産税の軽減。

g） 利子税等

◆ **一般社団法人** （回答数 1 件）

- 学術団体などは預貯金利子の源泉税免除でもいいのでは？

◆ **一般財団法人** （回答数 4 件）

- 非営利徹底法人も利子課税を廃止してほしい。
- 預金等に対する非課税。
- 運用益に対する課税緩和。
- 通常であれば問題なくできた公益事業ができない場合、運用益への税制や監督の猶予を希望します。

h） その他地方税

◆ **一般社団法人** （回答数 2 件）

- 法人道府県民税均等割りの減免。
- 市町村税の固定資産税について全額免除。（再掲）

◆ **一般財団法人** （回答数 1 件）

- 地方税の非課税。

i） その他

◆ **一般社団法人** （回答数 2 件）

- 所有ビルのメンテナンス費用が修繕ではなく資産に計上されるため、税控除の対象にならないので、省エネに資する部分を含む改修は税控除の対象にして欲しい。
- 特別教育についても技能講習と同様、非課税にしてほしい。

◆ **一般財団法人** （回答数 2 件）

- 非営利を徹底している法人へは、利子や配当金の源泉徴収比率を下げてほしい。
- 質問 3 と同様。（法人税等の算定にあたり、課税所得に公益目的支出計画による支出額を合算して計算する。）

j） なし、特になし

◆ **一般社団法人** （回答数 38 件）

◆ **一般財団法人** （回答数 20 件）

(7) 「基金制度」のその他回答（社団法人のみ）

◆ **一般社団法人** （回答数 6 件）

- 社団法人の法的基金制度必要性は何か。

- 事業運営収益で足りている。
- あっても自由に活用できないのであれば利用しない。
- 規程で基金制度について明記している。
- 基本的に会費収入と団体保険手数料で賄うことにしている。
- 定款に 法人の資産として〝寄附金品〟を明記しているが、制度についての規程はない。検討中。

(8) 「基金制度」についての意見、要望（社団法人のみ）

◆ 一般社団法人 （回答数 50 件）

- 当協会にはそぐわない。
- 会費収入の範囲内で運営しているので、特に必要としていない。
- 基金の拠出を会員には求められる状況にない。
- 寄付金制度や募集の仕方、その後の手続きなどを開設する書籍が欲しい。
- 現状、制度の詳細を知るつもりはない。
- 財団法人の基金制度に合わせたらどうか。
- 詳しい情報がない。
- 制度を理解していなので無し.
- 該当しないので特になし。
- よくわからない。（計 2 件）
- なし、特になし。（計 39 件）

(9) 「純資産規制による強制解散制度」のその他回答（財団法人のみ）

◆ 一般財団法人 （回答数 0 件）

(10) 「純資産規制による強制解散制度について」の意見・要望（財団法人のみ）

◆ 一般財団法人 （回答数 12 件）

- 当財団は市の観光施設を指定管理者として運営しているが、コロナ禍により首都圏を中心とした度重なる緊急事態宣言の影響で観光客の利用が減少し、事業収入が大きく落ち込んでいる。まさに、全国的に未曽有の事態が続いているのであるから、純資産規制の猶予を考えていただきたい。
- 小規模零細法人を継続、育成のための措置が必要。
- コロナ禍においては、配慮が必要だと思う。
- コロナ禍における減収で、経営が圧迫する小規模な財団法人が多いと思われる。猶予期間を設けるなどの救済措置が必要と考える。
- コロナ禍による特例措置を望む。
- 下回る見込みが今後も薄いため、特になし

- 現実味がない。
- 公益目的支出計画実施計画の途中で、その状況にないのでピンとこない
- 団体の運営を担保する上で極めて有用な規定であると思料する。
- 致し方ない。
- 当然のことだと思う。　当財団も人手不足で事業が継続できず赤字が続けば前記のように解散する。
- なし、特になし。（計 24 件）

(11) コロナウィルスに係る「法人組織として求めたい支援」のその他回答

◆ 一般社団法人　（回答数　9 件）

- 行事が行えない中でも会費を徴収しなければ成り立たない。行事が行えないのに会費のみを払わないといけない意味がないと言われることが辛いので、そちらに対する支援を求めたいです。
- 事務局の職員の健康保険。
- 本会会員への行政の支援。
- 職域接種。
- 助成金等。
- 情報の提供のみ実施。
- 法人運営の実務面でのサポート。
- 特殊な仕事の上、ギリギリの人数で回しているためテレワークは難しい。
- 特に検討したことはない。

◆ 一般財団法人　（回答数　4 件）

- 2020 年度の補助金・協力金は大いに助かった。前述のように固定資産税は減免してほしい。
- 在宅勤務導入に関する IT インフラや就業規則整備等の支援を希望。
- スポーツ庁の事業継続補助金の獲得。
- 事務作業軽減措置。

(12) コロナウィルスに係る「対外的な支援活動の実施状況」のその他回答

◆ 一般社団法人　（回答数　26 件）

- 教育機関のＤＸに関する情報を WEB に掲載。
- ワクチン接種への協力。
- 年会費の減額、政府支援策等情報提供、経営者セミナー開催。
- コロナウィルス感染患者の受け入れ（病院事業）
- 協力金申請時の確認機関に登録している申請手続きのサポート。
- 正会員に対する会費免除。
- 職域接種。
- PCR 検査、ワクチン接種の実施、ワクチン接種への医師派遣。

- 会費値下げ。
- 支援策を検討中。
- 地方自治体のコロナウィルス感染対策への協力。
- 市補助金を原資とした助成金支援。
- 医療等での支援（PCR 検査、ワクチン接種、治療等）
- 生徒へオンライン授業実施に伴う通信料の支給。
- 会員への会費の減額。
- 業界団体の要望をとりまとめ自治体へ要請を行った。
- 行政医療支援。
- 厚生労働省のコロナに関する相談窓口等をホームページで掲載。
- ワクチン接種従事。
- PCR 検査センターの開設。
- 北海道の委託事業を受託し、食品製造業の課題に対する専門家派遣の支援を行っている。
- コロナ対策として誘客促進事業の実施。
- HP において県民への啓発。
- ワクチン接種に伴う医師・看護師の派遣調整等。
- コロナワクチン集団接種・個別接種
- マンパワー不足。

◆ 一般財団法人 （回答数 12 件）

- 公募で採択した助成課題について、計画変更や助成期間延長などの支援。
- 保証条件の緩和等。
- スポーツイベント協力金（競技役員派遣等に対する報酬）の減額。
- 奨学金の採択人数の増加。
- コロナウイルスワクチン接種事業。
- 新型コロナウィルス検査の実施受託。
- コロナの関係でキャンセルした場合、キャンセル料を徴収していない。
- 家賃の減免。
- ＰＣＲ検査、ワクチン接種による感染拡大防止の取り組み。
- 事業者に対し土地の賃貸料の支払いの猶予。
- 暮らし・生活の相談受付。
- 支援してほしい側である。

(13)「コロナウィルスに係る支援策や税制面の意見、要望等」

a) 休業・事業損失への補償金

◆ 一般社団法人 （回答数 8 件）

- 事業の規模に合わせた協力金・助成金額での支援が望ましい。
- 支援団体への協力金の支給。

- コロナ対策のため増加した事業費に対する助成制度の拡充。
- 大会の実施数減に伴う減収と比例し、会員登録数に影響が出ている。日常的に会員選手が射撃場へ行く頻度も格段に減り、協会のみならず業界全体が活力を失っている。恐らく他スポーツ団体も同様と思われる。様々な収入減に対して給付措置や減税措置を講じていただければ、緩和される。
- 雇用調整助成金の充実。
- 資金支援。
- コロナウィルスに関連する支出（例えば消毒液購入、書面会議の印刷費等）への補助。
- 収入減により退会する会員がいる、給付金制度のハードルが高い。

◆ 一般財団法人 （回答数 8 件）

- ２年続きのコロナ禍により、会員や役員の登録激減が予測され、それに伴う会費収入も減っています。またコロナ不況下で協賛企業も今後激減する恐れがあります。公益性の高い一般法人や個人事業者を対象に、2020 年度実施したスポーツ庁の事業継続補助金制度などの支援策継続の必要性を国に働きかけていただければ幸いです。
- コロナ対策への助成金関連で中小企業となるかどうかの線引きが公的機関によって違いがあり、助成を受けられる場合と受けられない場合があるため、はっきりとした区分がほしい。
- 2020 年同様の補助金・協力金のほか、前述のように固定資産税の減免措置を希望。
- 感染拡大が収束するまで雇用調整助成金を継続してもらいたい。
- 「会館の運営」という事業の性質上、国・地方自治体から様々な制約が課されており、行政の指導に基づく対応に係る費用や営業の制限に伴う損失については全てを補償してもらいたい。
- 各補助金等申請要綱に一般財団法人への足かせがある場合があるので是非撤廃いただきたい。
- 雇用調整助成金などの申請の要件で、公共施設の指定管理者で公益事業（施設の管理運営等）と収益事業（レストラン、宴会、宿泊、売店等）の両方を実施している指定管理者については、委託料の積算範囲内から支出される人件費以外の収益事業に係る人件費については、一般財団法人以外に雇用保険番号を取得しなくとも助成金の申請要件が満たすようにしてほしい。
- 助成金、支援金の継続をお願いしたい。

b） 制度に関する要望

◆ 一般社団法人 （回答数 2 件）

- 青色欠損金の繰戻し還付制度の拡充・法人の交際費課税における限度額の拡大。
- 収益事業の対象がコロナ前水準での比率対象にしてほしい。

◆ 一般財団法人 （回答数 0 件）

c) 行政庁による支援策

◆ 一般社団法人 （回答数　2 件）

- 国や都道府県等による支援策の拡充。
- 助成業種としての認定と支援を求めます。

◆ 一般財団法人 （回答数　3 件）

- 国や自治体の従来からある支援予算は今後とも確保してほしい。
- コロナ対策への助成金関連で中小企業となるかどうかの線引きが公的機関によって違いがあり、助成を受けられる場合と受けられない場合があるため、はっきりとした区分がほしい。（再掲）
- 諸官庁の事業自粛規模が広範囲にわたってキャンセルが日常的になっている。特に実施日直前になっての事業中止が頻繁に発生している。行政の救済・支援策を切望する。（事業延期等）

d) IT 導入相談・経費補助

◆ 一般社団法人 （回答数　1 件）

- テレワーク、オンライン会議などを実施するための機器等の整備に要する経費の補助。

◆ 一般財団法人 （回答数　1 件）

- 在宅勤務導入に関する IT インフラや就業規則整備等の支援を希望。

e) 各種情報の提供、個別相談

◆ 一般社団法人 （回答数　0 件）

- （該当なし）

◆ 一般財団法人 （回答数　0 件）

- （該当なし）

f) 税制に関する支援

◆ 一般社団法人 （回答数　5 件）

- 収益事業に対する法人税・消費税の減免。固定資産税の減免措置。
- 援助物資輸送の税優遇など。
- 青色欠損金の繰戻し還付制度の拡充・法人の交際費課税における限度額の拡大（再掲）
- 大会の実施数減に伴う減収と比例し、会員登録数に影響が出ている。日常的に会員選手が射撃場へ行く頻度も格段に減り、協会のみならず業界全体が活力を失っている。恐らく他スポーツ団体も同様と思われる。様々な収入減に対して給付措置や減税措置を講じていただければ、緩和される。（再掲）
- 税金免除（法人税等）

◆ 一般財団法人 （回答数 8 件）

- 保健衛生上の助成を行っているが、その際は特別免税措置を行ってほしい。
- 感染拡大防止対策に係る費用についての補助金等の継続的な支援及び税制の優遇措置。
- 2020 年同様の補助金・協力金のほか、前述のように固定資産税の減免措置を希望。（再掲）
- 固定資産税の減額が行われたことは非常に助かった。
- 法人税の減額。
- 日本は、輸入関連企業を除きリーマンショックを上回る経済損失が生じているので消費税の軽減税率の適用を強く要望します。
- コロナ禍に限らない恒常的な課税負担の軽減。
- 税率の軽減。

g） その他支援金

◆ 一般社団法人 （回答数 2 件）

- 対人支援活動しているので、感染防止の補助金を使って設備しましたが、まだまだ足りません。支援があればありがたいです。
- 支援受給に係る提出手続き・審査の簡略化、審査の迅速化。

◆ 一般財団法人 （回答数 1 件）

- 感染拡大防止対策に係る費用についての補助金等の継続的な支援及び税制の優遇措置。（再掲）

h） その他

◆ 一般社団法人 （回答数 6 件）

- 物資提供、検査体制整備、ワクチン接種など行政、県医師会への協力を事務局として行ってなってきているがその経費負担にみあう助成や補助があまりにもない。
- 会費免除するための支援策が欲しい。
- 業務の体制が在宅勤務に適していないため、テレワークに見合った業務体制の見直しをしたいと思っているが、費用面や在宅でできる体制の構築に苦慮している。
- 収益事業を行っていないので、特に要望事項はない。
- 特に活動への支障は無し。
- 日本人をもっと大事にして、日本人第一に雇用、福祉の充実、日本人に手厚くして下さい。日本人を中心に経済を回してください。

◆ 一般財団法人 （回答数 7 件）

- 感染症対策として来館者への対応については、万全を期して対応している。
- 対人支援事業であるため、コロナ感染への不安は常に存在し、予防対策費の助成や PCR 検査補助、複数回の抗体検査の補助など単発補助ではなく、できれば月 1 回以上の継続的な検査補助があるとよい（支援対象者が幼児高齢者障害者など多様であり対象者によって検査補

助の差がないようにしてほしい)
- 一部の事業執行に支障をきたしているが、本会としては現在のところ急ぎ新たな支援等を求める状況にはありません。
- 本当に困っているところには何らかの支援があった方がよい。
- 少なくとも、コロナ前の水準に戻った、と感じられる支援が必要。具体的支援策は、状況を的確に理解し、実施側で適切に実行されることを願う。
- 金融機関の支払い延滞期間の延伸。
- 質問１１の回答と同じ。(コロナ禍における減収で、経営が圧迫する小規模な財団法人が多いと思われる。猶予期間を設けるなどの救済措置が必要と考える。)

i) なし、特になし

◆ **一般社団法人** (回答数　29 件)

◆ **一般財団法人** (回答数　17 件)

(14) 公益法人協会に対する要望事項

a) 情報提供全般に関するもの

◆ **一般社団法人** (回答数　1 件)
- 弱小法人に対する情報提供・相談体制の構築。

◆ **一般財団法人** (回答数　5 件)
- 公益法人と非営利型法人と区分した簡易な運営マニュアルの提供。
- 各種情報の無償提供。
- 昨年同様、厳しい状況下における組織運営につきまして、引き続き情報提供等さまざまな示唆を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。
- いつも最新情報をご提供いただきありがとうございます。
- これからも適切な情報提供や相談支援の継続をよろしくお願い申し上げます。

b) 相談に関するもの

◆ **一般社団法人** (回答数　4 件)
- 現在、コロナ禍により相談窓口が電話対応のみとなっている。状況の回復を見て早期に再開いただきたい。
- 弱小法人に対する情報提供・相談体制の構築（再掲）
- 相談会には感謝しています。
- 一般社団法人の解散に関するどのような手続きが必要か。

◆ **一般財団法人** (回答数　4 件)
- 零細な法人を育成する気軽なメールによる相談所の開設。

- 事業内容の変更や解散をするときは相談に乗って頂ければと存じます。
- これからも適切な情報提供や相談支援の継続をよろしくお願い申し上げます。（再掲）
- 質問等に丁寧にご対応いただき感謝しております。引き続きよろしくお願いします。

c） セミナーに関するもの

◆ **一般社団法人** （回答数 1 件）

- 研修会のご案内をいつも頂戴しています。出席したことはないですが、情報としてよんでいます。

◆ **一般財団法人** （回答数 4 件）

- 過去に「公益法人・一般法人の運営の基本」のセミナーを受講し大変勉強になったが、開催頻度が少なく他の担当者を受講させたいが難しいため、頻度か出席者の枠を拡大してほしい。
- 事務研修会を開催してほしい。
- コロナ終息後の地方での研修会等の開催。（リモートでの受講は対応困難のため）
- セミナーの参加費用がもう少し安いと、もう少し気軽に参加できる。新しい内容のものを設定し、オンライン開催も活用して、気軽に参加できるものが増えると喜ばしい。（セミナー開催のご苦労を知らず、勝手なお願いではありますが。）

d） 月刊誌・書籍に関するもの

◆ **一般社団法人** （回答数 0 件）

◆ **一般財団法人** （回答数 0 件）

e） 提言活動に関するもの

◆ **一般社団法人** （回答数 5 件）

- コロナの影響で遠隔での業務が多くなっていることから、登記において役員就任承諾書の PDF 提出を可能とするなど登記におけるコロナ対応を促進してほしい（電子署名をすれば可能であるが非常に煩瑣）＊業務運営については、コロナ対応が進んでいるが、登記におけるコロナ対応が非常に遅れていると思われる。
- 非営利団体に対しての税金・報告義務を無くして欲しい。
- 一般法人の税制優遇の拡大に期待したい。
- 税制面でさらなる優遇が欲しい。欧米の非営利団体に対する税制はどうなっているのか。
- 一般法人の税制についての要望もお願いします。

◆ **一般財団法人** （回答数 4 件）

- 内閣府へ収支相償規定の廃止を訴えて貰いたい。
- 会計処理を民間企業と同様な会計処理に変えてもらいたい。平成 20 年の会計制度変更は旧

制度よりも解りにくい会計処理に改悪したと考えております。是非、一般民間企業と同様な会計処理となるように協会として働く掛けて頂きたいと切に要望致します。
- 貴協会の調査、提言で認定法が改善された暁に認定取得を検討します。応援しています。
- 小さな法人でも公益認定を取れ、組織運営できるよう制度改善をお願いしたい。

f) 会員制度に関するもの

◆ 一般社団法人 (回答数 1件)
- 入会金が高いわりにメリットがない。

◆ 一般財団法人 (回答数 0件)

g) 調査研究(本アンケート含む)に関するもの

◆ 一般社団法人 (回答数 0件)

◆ 一般財団法人 (回答数 4件)
- 昨年のアンケート結果は興味深いです。
- このアンケート調査の回答について、全ページを一括して印刷できるようにしてほしい。回答内容について、報告及び保存するため。
- アンケートフォームを添付ファイルにしてほしい。
- 本アンケートをまとめた報告書を郵送していただきたい。

h) 公法協への激励・苦言に関するもの

◆ 一般社団法人 (回答数 12件)
- 何度か質問に懇切に答えていただき感謝しています。
- いつもありがとうございます。書籍のなお一層の充実をお願いしたいです。
- いつもお世話になります。要望は特にありません。
- 質問等にすぐにお答え頂き大変助かります。今後もご教示宜しくお願い致します。
- いろいろと情報を提供くださいまして、感謝申し上げます。
- 情報提供、団体支援活動の充実に向け頑張ってください。
- 今後もご支援のほど宜しくお願い致します。
- いつもありがとうございます。
- これからもよろしくお願いします。応援しております。
- 日頃から我々のために政策提言をしていただきありがとうございます。
- いつも大変お世話になっております。
- いつもお世話になっております。

◆ 一般財団法人 (回答数 10件)
- 今後も一般法人にも目配りをお願いしたい。

- いつも最新情報をご提供いただきありがとうございます（再掲）
- 昨年同様、厳しい状況下における組織運営につきまして、引き続き情報提供等さまざまな示唆を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。（再掲）
- 公益法人移行を目指しています。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。
- 日頃からのご支援に感謝申し上げます。
- これからも適切な情報提供や相談支援の継続をよろしくお願い申し上げます。（再掲）
- 「公益法人」「一般法人」という括りでは、業界・業種が多岐にわたるが、特定の業界・業種の意見や要望を集約し、国などに制度の改善を求める役割を期待する。
- いつも貴重な情報をありがとうございます。アンケートなど各種調査結果の報告書も参考にさせていただいております。
- いつもご支援いただき感謝申し上げます。
- 貴協会の調査、提言で認定法が改善された暁に認定取得を検討します。応援しています。（再掲）

i） その他

◆ **一般社団法人** （回答数 4 件）

- 公益性のある収益事業を行っていると思うが、現在の基準では、公益法人に移行不可能。
- 是非今回のアンケートもとに具体的成果が上がる行動をお願いします。
- 助成先の振興のために何が有効なのか知りたい。(助成をうける側の要望)
- 提出が遅れましたが、間に合えば入れてください。

◆ **一般財団法人** （回答数 2 件）

- 現状に満足です。
- 非営利徹底法人の資産増強対策、収益事業起ち上げや寄附・遺贈の取込み策について、ご指導いただきたい。

j） なし、特になし

◆ **一般社団法人** （回答数 40 件）

◆ **一般財団法人** （回答数 18 件）

VI. アンケート質問全文

1．公益法人

*必須

Ⅰ　法人基本情報

i.回答者のメールアドレス*

ii.法人の別*

・公益社団法人

・公益財団法人

iii.法人の形態*

・特例民法法人からの移行

・特例民法法人から一般法人に移行後公益法人へ

・新設（2008 年 12 月以降に一般法人設立後公益法人へ）

・任意団体から一般法人に転換後公益法人へ

・特定非営利活動法人から一般法人に転換後公益法人へ

・営利法人（株式会社・合同会社など）から一般法人に転換後公益法人へ

・その他法人から一般法人に転換後公益法人へ

iv.行政庁の別*

・内閣府

・都道府県（　　）

v.回答者の勤続年数*

・0 年～5 年

・6 年～15 年

・16 年以上

vi.貴法人の中心的な事業を次の区分より一つだけお答えください。

コード選択　下表「事業コード表」をご参照

vii.収益事業の有無*

・あり

・なし

viii.2020 年度の収益のうち主なものを選択してください*（複数回答可）

・会費収入

・個人による寄附金

・親会社等による資金拠出

・公益目的事業からの収益

・収益事業の実施による収益

・民間機関からの助成金

・行政機関からの補助金

・委託費・指定管理料

・金融機関からの借り入れ
・資金運用益
・その他　（記入欄）

ix．2020 年度の支出規模*
・１千万円未満
・１千万円以上５千万円未満
・５千万円以上１億円未満
・１億円以上５億円未満
・５億円以上１０億円未満
・１０億円以上

Ⅱ　法人について

(1)公益法人になって良かった点を教えてください。*（複数回答可）
・社会的な信用が一般法人よりも高い
・補助金・助成金・指定管理が受けやすい
・公益目的事業が非課税
・公益目的事業以外の、法人本体に係る源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している
・寄附金控除の優遇措置
・公益法人になって良かった点は特になし
・その他　（記入欄）

(2)公益法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。*（複数回答可）
・収支相償で事業活動が制限される
・公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される
・遊休財産の規制がある
・立入検査など行政庁の監督が続く
・毎年の事業報告・事業計画書の作成
・毎年の計算書類・予算書の作成
・変更認定申請・変更届出の手続き
・毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
・適正とされる機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい
・苦労している点、困っている点は特になし
・その他　（記入欄）

(3)質問２で回答した苦労している点、困っている点の内容について具体的に教えてください（さらに改善策等※のご意見があれば併せてお願い致します）。
（記入欄）

(4)法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*
・やはり公益法人
・一般法人

・特定非営利活動法人
・認定特定非営利活動法人
・社会福祉法人
・営利法人（株式会社・合同会社など）
・その他　（記入欄）

Ⅲ　寄附と税制等について

(5)寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。*
・0%
・10%未満
・10%以上 20%未満
・20%以上 30%未満
・30%以上 50%未満
・50%以上

(6)寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。（複数回答可）
・事業収入や運用収入で間に合っているため
・寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
・寄附金を募集した後の事務負担が大きい
・募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
・その他（記入欄）

(7)税額控除証明はすでに取得していますか。*
・取得済み（申請書提出済み・準備中を含む）
・制度は知っているが、取得していない
・制度自体を知らない
※税額控除証明とは、PST(Public Support Test)要件を満している公益法人等に対して行政庁や所轄庁から交付される証明書。
※PST 要件とは、法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、公益法人が税額控除対象法人となるための要件。

(8)税額控除制度を知っているものの、税額控除証明を取得していない法人に質問です。税額控除証明を取得していない理由を教えてください。
・PST 要件を満たすことが困難。
・当法人にとってはあまりメリットがない。
・手続きが複雑で面倒。
・個人からの寄附は考えていない。
・所得控除だけで十分。
・その他（記入欄）

(9)みなし譲渡所得税非課税の承認特例を利用したことはありますか。
・利用したことがある。
・制度は知っているが、利用したことがない。

・制度自体を知らない。

※個人が、土地、建物などの資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、この譲渡所得に係る所得税について非課税とする制度(租税特別措置法第 40 条)のことをいう。

(10)今後、土地、建物、有価証券などの現物資産の贈与、遺贈の増加が見込まれますが（平成 30 年度税制改正で公益法人等に現物資産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税特例が拡充されました）、貴法人においてあてはまるものをお選びください。

・これまでに現物資産の寄附を受けたことがある
・これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後検討したい
・これまでに現物資産の寄附を受けたことはないが、今後受け入れるつもりはない
・その他（記述欄）

(11)公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください（例：固定資産税、消費税、奨学金貸与事業等に係る印紙税の非課税措置の拡大、など）。

（記入欄）

(12)現在の会計制度（平成 20 年公益法人会計基準）についてご意見があればご記入下さい。

（記入欄）

Ⅳ ガバナンス・コード

(13)公益法人に自主的な規制要領としてのガバナンス・コードは必要だと思いますか。*

・必要であると思う
・不要であると思う
・名前は聞いたことはあるが、内容は把握していない
・聞いたことがない

(14)質問 13 で不要と回答した場合、その理由を教えてください。(複数回答可)

・対応するための十分な体制が組織内に整っていない
・組織体制構築にコストがかかる(組織の負担増に繋がる)
・組織内で理解や協力が得られにくい
・専門知識や経験がない
・現在の組織運営で手一杯(小規模組織である理由による)
・事業成果や組織価値の向上に繋がるという実感が持てない
・ガバナンス疲れが心配される
・特に問題や課題意識は感じていない
・その他 （記述欄）

(15)ガバナンス・コードを既に採用している場合、採用時期を教えてください。(複数回答可)

※「その他」には、モデルにしたガバナンス・コードがあればご記入ください。

・0 年～2 年前
・3 年～5 年前
・6 年以上前
・その他 （記入欄）

(16)ガバナンス・コードを既に採用している場合、その目的を教えてください。(複数回答可)

・組織の健全な運営の実現
・組織の不祥事の防止
・長期的な組織価値の向上
・支援者、利害関係者との信頼性の確保
・その他　(記入欄)

Ⅴ　行政庁の対応

(17)(立入検査を受けた法人様)立入検査は、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」行うこととされています。この規定に照らしたとき、実際に受けた立入検査はどのようなものでしたか。

・必要限度内と思った。
・必要限度を超えていると思った。
・前回の立入検査と見解が違った。
・指摘事項に納得できなかった。
・その他(記入欄)

※「その他」には、行政庁からの指摘事項に納得ができなかった内容を含めご記入ください。

(18)事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯をお答えください。

・法人の自主的判断による
・行政庁からの指摘による(納得した)
・行政庁からの指摘による(納得できなかった)
・その他(記入欄)

※「その他」には、行政庁からの指摘で納得ができなかった内容を含めご記入ください。

(19)新公益法人制度の基本は法人自治の尊重・自己責任経営を促すものです。この基本に照らして行政庁の指導や対応全般について、どのように思いますか。

・おおむねこの理念にそくして監督しているので問題はない。
・やや細かい運営上の指導をされることがあるが旧制度よりはまし。
・旧主務官庁時代のように内部自治に介入する傾向が依然として強い。
・その他(記入欄)

※「その他」には、内部自治への介入の内容などを含めご記入ください。

(20)行政庁への要望があればご記入ください。

(記入欄)

Ⅵ　基金制度の活用(社団法人のみ)

(21)基金制度の活用状況について教えてください。(複数回答可)

・定款で基金制度について明記している
・実際に基金を募集している
・基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない
・基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない

・制度自体を聞いたことがない
・その他　（記述欄）

※公益社団法人、一般社団法人では、活動の原資となる資金調達の手段として、「基金制度」が設けられている。基金とは、社員や社員以外の人（法人）から法人の責任財産となる財産の拠出を受け、法人の「基礎財産」になるものである。基金は一定の要件や合意の元に、返還義務を負うので、財産の拠出を受けたからといって、完全に法人の財産となるわけではない。

(22)社団法人の基金制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

（記入欄）

Ⅶ　純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団法人のみ)

(23)財団法人は純資産額(正味財産)が 2 期連続で 300 万円を下回った時は強制解散となります。貴法人の状況について教えてください。

・過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない。
・コロナの影響で 300 万円を下回る恐れがある。
・現在 300 万円を下回っている。
・過去に正味財産で 300 万円を下回ったことがある。
・その他　（記入欄）

(24)純資産規制による財団法人の強制解散制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

（記入欄）

Ⅷ　ウィルスへの対応

(25)貴法人の事業損失状況について教えてください。*

・財政破綻寸前の状態
・大幅なマイナス影響が発生
・一部マイナス影響が発生
・現在はないが、今後マイナス影響発生見込み
・プラス影響が発生・発生見込み
・変化なし

(26)法人組織として求めたい支援について教えてください。*（複数選択可）

・休業・事業損失への補償金
・税制の優遇措置
・無利子・低利子融資
・IT 導入相談・経費補助
・窓口・オンライン上の個別相談
・支援情報を含む各種情報の提供
・従業員の失業対策・雇用支援
・特段の支援は求めていない
・その他　（記述欄）

(27)ウィルスの感染拡大に係る対外的な支援活動の実施状況について教えてください。*（複数選択可）

・寄附金、助成金等の支出
・コロナ関連の支援プログラムの創設
・支援物資、機材、車両等の提供
・雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供
・講演会、シンポジウム等の開催
・特に何も行っていない
・その他(記述欄)

(28)コロナウィルスの感染拡大に係る支援策や税制面でご意見、ご要望等があればご記入ください。
(記入欄)

Ⅸ　公益法人協会への要望

(29)公益法人協会への要望があればご記入ください。
(記入欄)

2. 一般法人

*必須

Ⅰ　法人基本情報

ⅰ. 回答者のメールアドレス*（不明箇所の確認を目的としたお問合せ、重複回答を防ぐためにご協力ください）

ⅱ. 法人の別*

・一般社団法人

・一般財団法人

ⅲ. 法人の形態*

・特例民法法人からの移行

・新設（2008 年 12 月以降に一般法人設立）

・任意団体から一般法人に転換

・特定非営利活動法人から一般法人に転換

・営利法人（株式会社・合同会社など）から一般法人に転換後公益法人へ

・その他法人から一般法人に転換

ⅳ. 所在地*（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

都道府県（　　）

ⅴ. 税法区分*

・非営利徹底法人

・共益法人

・特定普通法人

ⅵ. 回答者の勤続年数*

・0 年～5 年

・6 年～15 年

・16 年以上

ⅶ. 貴法人の中心的な事業を次の区分より一つだけお答えください。*（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

コード選択　下表「事業コード表」をご参照

ⅷ. 2020 年度の収益のうち主なものを選択してください*（複数回答可）

・会費収入

・個人による寄附金

・親会社等による資金拠出

・公益目的事業からの収益

・収益事業の実施による収益

・民間機関からの助成金

・行政機関からの補助金

・委託費・指定管理料

・金融機関からの借り入れ

・資金運用益
・その他　（記入欄）

ix．2020 年度の支出規模*

・１千万円未満
・１千万円以上５千万円未満
・５千万円以上１億円未満
・１億円以上５億円未満
・５億円以上１０億円未満
・１０億円以上

Ⅱ　法人について

(1)一般法人になって良かった点を教えてください。*（複数回答可）

・行政による監督がなく実施事業に専念できる
・収支相償の制限がない
・公益目的事業比率の制限がない
・遊休財産の規制がない
・毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単
・法人税は収益事業のみ課税（但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象）
・一般法人になって良かった点は特になし
・その他　（記入欄）

(2)一般法人になって苦労している点、困っている点を教えてください。*（複数回答可）

・社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる
・公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く（公益目的支出計画を実施の法人様）
・申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き（公益目的支出計画を実施の法人様）
・相談する先がない
・補助金・助成金・指定管理が受けにくい
・税金の負担。（非営利徹底法人および共益法人の場合は収益事業がすべて課税となり、特定普通法人の場合は税法上の普通法人と同等の全所得課税となる）
・預金利子に対し源泉徴収課税がされる
・寄附者への寄附金控除の優遇措置がない
・適正な機関運営（社員総会／評議員会・理事会など）が難しい
・苦労している点、困っている点は特になし
・その他　（記入欄）

(3)質問 2 で回答した苦労している点、困っている点の内容について具体的に教えてください（さらに改善策等※のご意見があれば併せてお願い致します）。

（記入欄）

(4)法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。*

・やはり一般法人

・公益法人
・特定非営利活動法人
・認定特定非営利活動法人
・社会福祉法人
・営利法人（株式会社・合同会社など）
・その他（記入欄）

Ⅲ　寄附と税制について

(5)寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。＊
・0%
・10%未満
・10%以上 20%未満
・20%以上 30%未満
・30%以上 50%未満
・50%以上

(6)寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。（複数回答可）
・事業収入や運用収入で間に合っているため
・寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
・寄附金を募集した後の事務負担が大きい
・募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
・その他（記入欄）

(7)一般法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入ください。
（記入欄）

Ⅳ 基金制度の活用(社団法人のみ)

(8)基金制度の活用状況について教えてください。（複数回答可）
・定款で基金制度について明記している
・実際に基金を募集している
・基金制度の内容を把握しているが募集するつもりはない
・基金制度は聞いたことあるが、内容は把握していない
・制度自体を聞いたことがない
・その他(記述欄)
※公益社団法人、一般社団法人では、活動の原資となる資金調達の手段として、「基金制度」が設けられている。基金とは、社員や社員以外の人（法人）から法人の責任財産となる財産の拠出を受け、法人の「基礎財産」になるものである。基金は一定の要件や合意の元に、返還義務を負うので、財産の拠出を受けたからといって、完全に法人の財産となるわけではない。

(9)基金制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。
（記入欄）

Ⅴ　純資産規制による財団法人の強制解散制度(財団法人のみ)

(10)財団法人は純資産額(正味財産)が 2 期連続で 300 万円を下回った時は強制解散となりま

す。貴法人の状況について教えてください。

・過去に正味財産で 300 万円を下回ったことはない。
・コロナの影響等で 300 万円を下回る恐れがある。
・現在 300 万円を下回っている。
・過去に正味財産で 300 万円を下回ったことがある。
・その他(記入欄)

(11) 純資産規制による財団法人の強制解散制度についてご意見、ご要望等あればご記入ください。

(記入欄)

Ⅵ　コロナウイルスへの対応

(12)貴法人の事業損失状況について教えてください。*

・財政破綻寸前の状態
・大幅なマイナス影響が発生
・一部マイナス影響が発生
・現在はないが、今後マイナス影響発生見込み
・プラス影響が発生・発生見込み
・変化なし

(13)法人組織として求めたい支援について教えてください。*(複数選択可)

・休業・事業損失への補償金
・税制の優遇措置
・無利子・低利子融資
・IT 導入相談・経費補助
・窓口・オンライン上の個別相談
・支援情報を含む各種情報の提供
・従業員の失業対策・雇用支援
・特段の支援は求めていない
・その他(記述欄)

(14)コロナウイルスの感染拡大に係る対外的な支援活動の実施状況について教えてください。*(複数選択可)

・寄附金、助成金等の支出
・コロナ関連の支援プログラムの創設
・支援物資、機材、車両等の提供
・雇用・産業促進、施設提供、調査・提言、情報提供
・講演会、シンポジウム等の開催
・特に何も行っていない
・その他(記述欄)

(15)コロナウイルスの感染拡大に係る支援策や税制面でご意見、ご要望等があればご記入ください。

（記入欄）

Ⅴ　公益法人協会への要望

(16)公益法人協会への要望があればご記入ください。

（記入欄）

事業コード表

1	社会福祉関係	19	生活･権利保護支援
2	福祉関係の助成	20	人権・平和
3	健康維持・増進団体等	21	国際協力
4	医療施設、病院等	22	男女共同参画社会
5	教育関係	23	情報化社会
6	学会・学術団体	24	産業創造･企業経営、起業支援
7	研究・分析機関	25	業界団体
8	助成・表彰	26	同一資格者団体
9	奨 学	27	免許･資格付与･検査･検定
10	児童・青少年の健全育成	28	互助・共済、親睦団体
11	美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	29	精神修養団体
12	芸術・文化関係	30	祭祀・慰霊
13	スポーツ関係	31	会館運営
14	趣味・愛好会・同好会	32	新聞その他メディア
15	地域社会貢献活動・団体	33	行政関連
16	環境保護	34	非営利活動支援団体
17	災害・地域安全	35	その他
18	動物愛護		

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する
アンケート結果報告書

2022 年 6 月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: https://www.kohokyo.or.jp/

©2022

印 刷　株式会社美巧社